

612

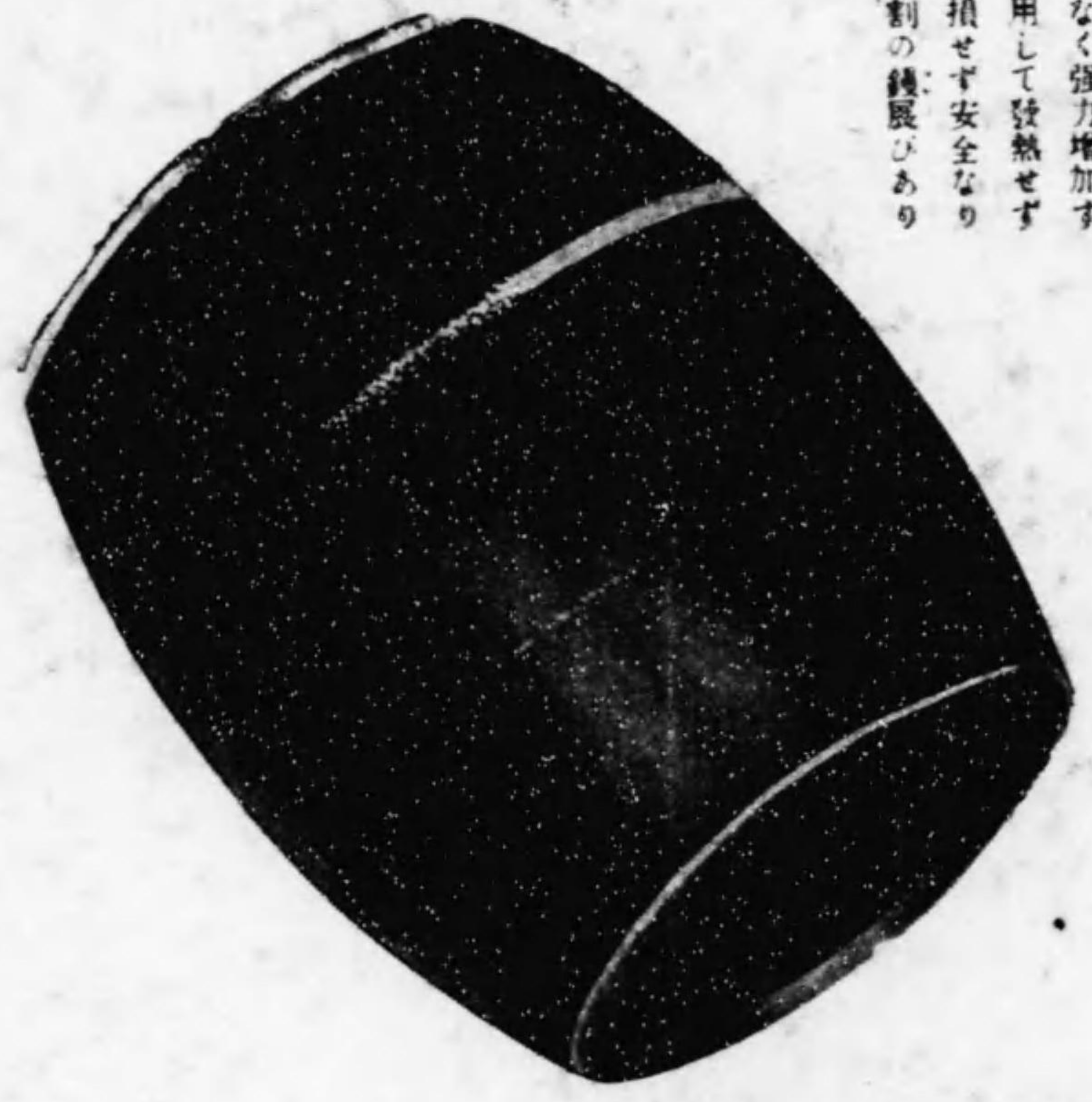
94

612
94

ヨキヨシリカセメント

ヨキヨシリカセメントの特異性能

耐火 火 攝氏八〇〇度以上の赤熱から冷水に投じて龜裂せず
 防水 地下室、地下道等を使用して防水効果絶對顯著なり
 耐凍 岸壁、ケイソン等海水工事に侵蝕なく強力増加す
 耐熱 堰堤其他「マスコクリート」に使用して發熱せず
 耐酸 硫酸等の酸類及鹽類溶液中にても蝕損せず安全なり
 耐腐 壁面に塗つて普通セメントに比し五割の錢展ひあり



大阪窯業セメント株式會社

火災保險
 海上保險
 運送保險
 傷害保險
 信用保險
 盜難保險
 自動車保險
 硝子保險
 森林保險

火災保險の開祖

資本金 壹千萬圓
 諸積立金 壹千六百拾四萬圓
 總保險契約高 五拾七億七千萬圓

東京火災保險株式會社

取締役社長 南 莞 爾

本店 東京市麹町區大手町一丁目
 支店 大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、仙臺、福岡、京珠
 代理店 内地、滿鮮、支那、印度及歐米主要地五千九百餘ヶ所



帝國海上火災保險株式會社

營業科目

海上保險
運送保險
火災保險
自動車保險
自働車保險
傷害保險
信用保險

資本 金 壹 千 萬 圓
諸積立金 壹千貳拾六萬圓
保險契約高 四拾貳億壹千萬圓

本社 東京市麹町區大手町二丁目六番地

社長 阿部壽

副社長 林季彦

常務取締役 戶倉惣太郎

常務取締役 菊地文吾

支店 代理店

大阪 神戶 橫濱 名古屋 京都 福岡
内地 滿洲 支那 印度 歐米 樞要地

日本都市年鑑

昭和十二年用

6

法人團體

東京市政調查會



緒言

昭和十二年用日本都市年鑑成り爰に之を世に送る。抑我が東京市政調査會が昭和五年本年鑑を創始したのは、都市を對象とする研究の重要性が國政或は地方政治の上に、國民の實際生活の上に、一般に痛感せらるるに至つたにも拘らず、之が基礎資料に缺くる所多きを思つたからである。坊間に多くの統計書年鑑類が現れてはゐるが、其の掲ぐる所は、殆ど國家的事項、全國的觀察に限り、特に都市の事情を知らんと欲しても、詳かにする事を得ない憾みがある。逆に各都市の事情に就いては、各市或は府縣廳、商工會議所等の刊行した諸報告類が備はつてゐないではないが、此等は規格も統一せられず、且散在するが爲に、全國都市を比較綜合して觀察する事が不可能である。かやうな事情は今日もなほ本年鑑創刊當時と大差を見ない。

本年鑑は、此の缺陷を補ふ本邦唯一の文獻として、創刊以來幸に江湖の好評を博し、専門家の間に、例へば英國の Municipal Year Book 獨逸の Statistisches Jahrbuch Deutscher Gemeinden (—Deutscher Städte) 米國の Municipal Index 或は Municipal Year Book の如きと並び稱せらるるの地位を贏ち得たことは、本會の頗る欣快とする所である。

既往數回の經驗により、本年鑑の收載項目には毎年

恒常的に掲ぐべき部分、時折省略して可なる部分、今後増補擴張を要する部分、竝に一年を限り掲載すべき特別調査等、種種なものがあり、之を年年適宜取捨鹽梅する必要のあることを感じた。本年度に於ては、既刊本年鑑中に掲載した事項中再掲を將來に保留して割愛したものも若干あるが、國有鐵道、住宅等嘗て掲載し其後中絶したのを復活せしめたものは少くない。殊に本年は第五回都市問題會議が開かれ、其の議題として(1)都市の公益企業、(2)都市の保健施設が選ばれ、又此等の問題に關しては世上頓に論議が喧しくなつた趣があるので、之が參考資料を豊富に盛ることに注意した。今回の版が既刊の分に比べて繁閑精粗稍體裁を調べて來た事は疑はないが、改善の餘地多き事も亦明かである。夫等の點に就ては大方諸士の指摘を受けて、次回以後の版に於て更に改むる處あり、彌本年鑑をして完璧の域に近づかしめたく思ふ。

本年鑑の編纂に當つては、今回も例年の如く、問合せの回答に、資料の供給に、官公廳各方面の方々の一方ならぬ御援助を忝くした。記して以て深き感謝の意を表する。

昭和十一年十月

財團
法人 東京市政調査會專務理事

岡 野 昇

凡 例

- 1 本書は、昭和12年用たるを期するがため、昭和11年7月下旬迄に公表せられた資料は能ふ限り之を採録するに努めた。但し二三昭和9年以前の事實を掲載したものは、正確な新資料を缺くがためである。又各表の内容は、各市の事實を統一して網羅するやうに努めたけれども、數次の照會に對しても完全な回答が得られなかつたり、又往往調査事項の概念について解釋の一致せぬものがあつたりして、止むなく前回版所掲の數字を採り入れ、又は後日の推敲に譲つたものも若干を存した。
- 2 本書は、全卷を通頁とし、統計表に表號を附する場合には、毎篇獨立せしめた。各表の最下の劃線を太細の兩種に分ち、太線を以て同號表の最終とし、細線を以て同號表が以下なほ連續せるを示すこととした。而して統計表が、
 - A 1頁を以て事項を網羅して居る場合には、表名を1頁宛に記し、
 - B 2頁見開きの場合には、表名も兩頁に跨らしめ、
 - C 3頁以上を合して1表となる場合には、其の旨肩書を以て註記した。
 尙統計表は、組版の都合に依り、或は紙面の經濟のため、後順位のもの便宜前順位のものより前に掲げた場合もある。
- 3 度量衡單位は、特に便宜上の二三例外を除き、メートル制に統一した。基礎となつた數字中には概數と思料せらるるものもあつたが、之を換算した。
- 4 資料の出所、統計表の記號、計算方法の注意等は、備考として當該表の第1頁脚下(叙述の部に在つては其の末尾)に記す事としたが、組版の都合参照の便宜等に依り適宜の箇所に配したのものもある。

5 統計表の採定時期は、多く表名の次に括弧して示したが、之が該当すべき数字を得られない時は、例へば1年間の数字に代ふるに1年度間の数字を以てしたやうな場合もある。

6 統計表中数字及事項の記入無き欄に、「一」印及「…」印を區別して掲げたが、「一」印は該當事項の存在せざるを示し、「…」印は該當事項あるべきも事項若くは数字の不明なることを示す。尙該當事項若くは数字の存否不明なものについては、空欄となした箇所がある。

7 内地都市の順位は、國勢調査後に新に市制を布いた都市を例外として、昭和10年10月1日國勢調査人口の順位に據る。但本年鑑人口篇所載の内地都市人口は常に最近市域に關する数字を載せるに努めてゐるから、國勢調査後に市域擴張を行つた市などでは、順位番號と同篇掲載表の人口順位とが符號せざる場合がある。

8 都市名には全篇を通じて一定せる番號を附し檢索に便した。其の種別は次の如くである。

- (1) 1-129 内地の市 (4) 501-517 朝鮮の府 (7) 801-802 樺太の
- (2) 201-235 東京市の區 (5) 601-609 臺灣の市 人口3萬以上の町
- (3) 301-331 内地の大町村 (6) 701-702 關東州の市 (8) 901-907 滿洲國の都市

9 内地の大町村として示したのは、昭和10年國勢調査の際人口25千以上にして昭和11年初に都市計畫法或は市街地建築物法の施行された地を選んだ。但便宜上一二然らざる地をも加へてゐる。

10 本書の編纂は専務理事岡野昇指導の下に、研究員猪間驥一を主任とし關係全職員の協同に成るものであつて、各篇の執筆分擔者は下の如くである。

各篇擔任表

I	總說	研究員	鬼頭忠一
II	市域	研究員補	倉辻平治
III	人口	研究員	猪間驥一
IV	市會・市役所	研究員補	倉辻平治
V	都市計畫	研究員	平野眞三
VI	土木・建築	研究員	龜卦川浩
VII	道路・道路交通	研究員	龜卦川浩
VIII	河川・運河・港灣	研究員	龜卦川浩
IX	航空	研究員	猪間驥一
X	通信	研究員	猪間驥一
XI	國有鐵道	研究員	猪間驥一
XII	軌道及地方鐵道事業	研究員	岡野文之助
XIII	乗合自動車事業	研究員	岡野文之助
XIV	電氣事業	研究員 研究員	岡野文之助 猪間驥一
XV	瓦斯事業	研究員	岡野文之助
XVI	上水道事業	研究員	岡野文之助
XVII	下水道・汚物處分	研究員	藤田武夫
XVIII	保健・衛生	研究員	藤田武夫
XIX	市場・屠場	研究員	幸島禮吉
XX	住宅	研究員	幸島禮吉
XXI	社會事業	研究員	幸島禮吉
XXII	教育	研究員補	倉辻平治
XXIII	警察・保安	研究員補	倉辻平治
XXIV	娛樂・歡興	研究員補	倉辻平治
XXV	經濟	研究員 研究員	藤田武夫 幸島禮吉
XXVI	財政	研究員 研究員	小田忠夫 猪間驥一
XXVII	道府縣	研究員	猪間驥一
附錄	都市問題關係主要參考文獻	研究員	猪間驥一 室

Faint, illegible text on the left page, possibly bleed-through from the reverse side.



瓦斯湯沸器

東京瓦斯株式會社

日本都市年鑑・昭和十二年用

目次

	頁
I 總 說	1
1 道府縣一覽	15
2 全國都市一覽	16
II 市 域	24
概 說	24
各市面積	26
III 人 口	27
概 說	27
1 各市人口	48
2 各市職業別人口	56
3 各市出產及死亡	72
4 大都市乳兒死亡及死産	75
IV 市會・市役所	76
概 說	76
1 市會議員總選舉	79
2 市會正副議長	82
3 市長・助役	84
4 市役所組織及有給吏員	89
5 委員及會議	99
V 都 市 計 畫	105
概 說	105
1 都市計畫	112
A 街 路	112
B 河 川 運 河	120
C 上 水 道	119
D 下 水 道	121

邦文タイプライター

兼用機 戶籍簿本

一字は一打!!

厄介な謄抄本も極めて能率的にしかも経済的に作成出来ます。

- 一、文字が鮮明で誤字誤脱が少ない。
- 一、揮寫力が強く一度に多くの枚数がとれます。
- 一、給仕君でも容易に使用出来ます。
- 一、謄寫原紙の打抜きが出来ます。

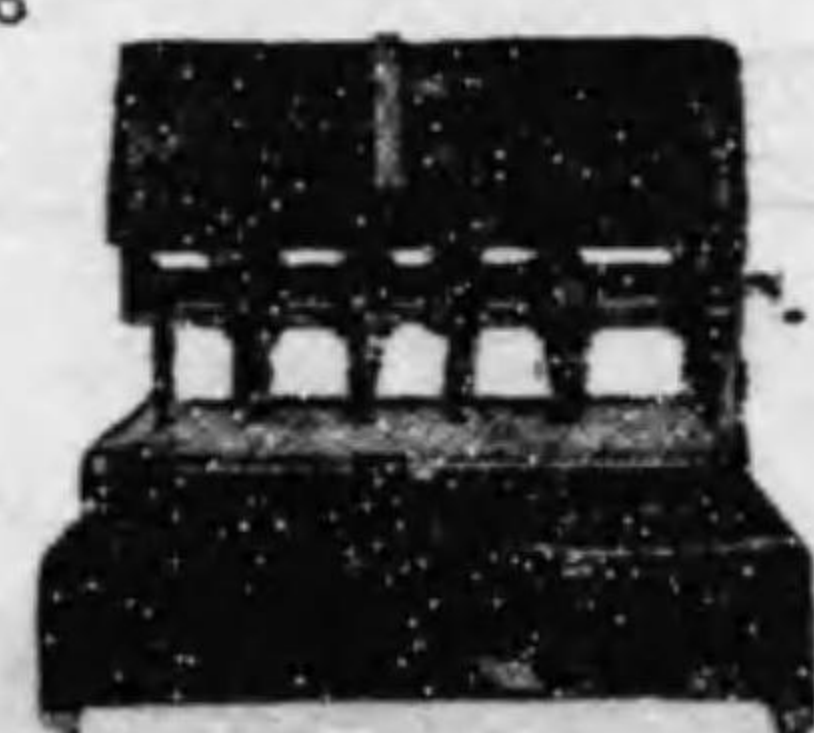
(型録録画)



複式金額タイプライター

用途

電話、水道、瓦斯、電燈の料金書、振替、普通爲替、手形、銀行小切手、政府支辨小切手、支拂通知書、市町村徴税令納税告知書等の金額記入に。



模範謄寫版

輕便な携帯式 便利な詰合せ式

在來の謄寫版の不要な部分を全部省いて極力容積の縮小と重量の輕減を計る一方把手をつけて持運びの容易な様に設計されてありますから必要な箇所へ手軽に持運んで使用することが出来ます。



日本タイプライター株式會社

本社 東京市橋區一丁目二ノ一 電話東京自一六一四至一六五五番四七
支店 大阪 大 運 上 海 京 新 津 天 津 名 古 屋 札幌 旭川 釧路 函館 山形 金沢 青森 岩手 秋田 山梨 長野 富山 石川 福井 滋賀 岐阜 愛知 三重 奈良 和歌山 徳島 香川 岡山 広島 山口 熊本 鹿兒島 宮崎 鹿児島 那覇

E 高 速 度 交 通 機 關 ... 123

F 軌 道 ... 135

G 土 地 區 劃 整 理 ... 123

H 公 園 ... 124

I 墓 地 火 葬 場 ... 125

J 市 場 ... 125

K 家 畜 市 場 ... 125

L 地 域 ... 126

M 防 火 地 區 ... 132

N 風 致 地 區 ... 132

O 美 觀 地 區 ... 134

P 防 潮 堤 ... 134

Q 高 潮 防 禦 ... 134

R 一 團 地 の 住 宅 經 營 ... 135

2 都 市 計 畫 事 業 ... 136

A 街 路 ... 136

B 河 川 運 河 ... 146

C 上 水 道 ... 144

D 下 水 道 ... 148

E 高 速 度 交 通 機 關 ... 144

F 軌 道 ... 145

G 土 地 區 劃 整 理 ... 152

H 公 園 ... 145

I 墓 地 ... 150

J 防 潮 堤 ... 150

K 高 潮 防 禦 ... 151

L 一 團 地 の 住 宅 經 營 ... 151

3 都 市 計 畫 法 及 市 街 地 建 築 物 法 適 用 都 市 ... 154

4 都 市 計 畫 法 及 市 街 地 建 築 物 法 適 用 町 村 ... 156

VI 土 木・建 築 ... 160

概 說 ... 160

各 市 家 屋 建 築 ... 163

VII 道 路・道 路 交 通 ... 176

概 說 ... 176

市 內 道 路 ... 182

VIII 河 川・運 河・港 灣 ... 190

概 說 ... 190

1 港 灣 ... 197

2 運 河 ... 200

IX 航 空 ... 201

概 說 ... 201

1 都 市 關 係 飛 行 場 ... 204

2 定 期 航 空 線 路 ... 205

3 定 期 航 空 ... 206

X 通 信 ... 207

概 說 ... 207

通 信 (表) ... 212

XI 國 有 鐵 道 ... 219

概 說 ... 219

1 國 有 鐵 道 建 設 繼 續 事 業 ... 225

2 國 有 鐵 道 改 良 繼 續 事 業 ... 227

XII 軌 道 及 地 方 鐵 道 事 業 ... 228

概 說 ... 228

1 市 營 軌 道 事 業 ... 232

A 事 業 概 要 ... 232

B 乘 車 料 金 ... 232

C 運 輸 成 績 ... 234

D 營 業 成 績 ... 234

2 軌 道 及 地 方 鐵 道 事 業 概 要 ... 236

3 軌 道 及 地 方 鐵 道 事 業 資 產 及 負 債 ... 244

4 軌 道 及 地 方 鐵 道 事 業 營 業 收 支 ... 252

XIII 乘 合 自 動 車 事 業 ... 268

概 說 ... 268

1 市 營 乘 合 自 動 車 事 業 ... 274

- A 事業概要 ... 274
- B 運輸成績 ... 276
- C 營業成績 ... 278
- 2 市部乘合自動車事業 ... 281
- XIV 電氣事業** ... 285
 - 概 說 ... 285
 - 1 各市電氣供給事業者 ... 300
 - 2 電氣事業資本 ... 303
 - A 內外地公營事業者 ... 303
 - B 內外地私營事業者 ... 303
 - 3 電氣事業營業成績 ... 306
 - A 內外地公營事業者 ... 306
 - B 內外地私營事業者 ... 306
 - 4 需要供給狀況 ... 316
 - 5 各市電燈需要狀況 ... 324
 - 6 各市電氣料金 ... 328
- XV 瓦斯事業** ... 347
 - 概 說 ... 347
 - 1 瓦斯需給狀況 ... 352
 - 2 瓦斯事業營業成績 ... 358
- XVI 上水道事業** ... 369
 - 概 說 ... 369
 - 1 給水狀況 ... 378
 - 2 上水道事業收支 ... 388
 - 3 給水料金 ... 396
- XVII 下水道汚物處分** ... 401
 - 概 說 ... 401
 - 1 下水道 ... 406
 - 2 下水道計畫 ... 410
 - 3 下水道建設費財源 ... 412
 - 4 汚物處分 ... 416

- XVIII 保健・衛生** ... 421
 - 概 說 ... 421
 - 1 各市傳染病 ... 437
 - 2 各市結核死亡 ... 440
 - 3 公立病院・療養所・診療所・健康相談所 ... 441
 - 4 市設火葬場 ... 454
 - 5 市設墓地 ... 458
 - 6 公 園 ... 463
 - 7 運動場 ... 474
 - 8 兒童遊園 ... 481
 - 9 各市保健衛生費內譯 ... 486
 - 10 各市保健衛生團體補助金 ... 494
- XIX 市場・屠場** ... 499
 - 概 說 ... 499
 - 1 中央卸賣市場 ... 507
 - A 指定區域 ... 507
 - B 規 模 ... 509
 - C 卸賣人 ... 510
 - D 市場取扱高 ... 511
 - 2 公設小賣市場 ... 512
 - A 六大都市 ... 512
 - B 六大都市以外の都市 ... 516
 - 3 公營屠場 ... 522
- XX 住 宅** ... 526
 - 概 說 ... 526
 - 1 市部公益住宅 ... 534
 - A 六大都市 ... 534
 - B 六大都市以外の都市 ... 542
 - 2 共同宿泊所 ... 548
- XXI 社會事業** ... 551
 - 概 說 ... 551
 - 1 救護狀況 ... 583
 - 2 職業紹介狀況 ... 587

3 昭和10年度一般勞働者失業應急事業 ... 591
604

4 公益質屋事業實績... 593

5 各市社會事業費... 598

 A 六大都市... 598

 B 六大都市以外之都市... 600

XXII 教 育 ... 605

 概 說 ... 605

 1 市立小學校及青年學校... 614

 2 中等學校... 622

 3 公立高等諸學校... 613

XXIII 警 察・保 安 ... 631

 概 說 ... 631

 警 察・消 防 ... 641

XXIV 娛 樂・歡 興 ... 645

 概 說 ... 645

 1 演劇・映畫・演藝... 650

 2 料理店・飲食店其の他... 654

XXV 經 濟 ... 659

 概 說 ... 659

 1 各市生產物價額... 686

 2 各市工場生產額... 690

 3 各市工場及職工... 696

 4 各市小賣物價指數... 702

 5 各市卸賣物價指數... 703

 6 各市賃銀指數... 704

 7 各市金利... 705

 8 都市小額所得者之家計... 708

 9 各市郵便貯金人員及金額... 712

 10 各市產業團體助成... 715

XXVI 財 政 ... 727

概 說 ... 727

1 內地地方財政總覽... 733

 A 地方歲出... 733

 B 地方歲入... 733

 C 地方稅收入... 733

 D 地方稅外收入... 734

 E 地方債... 734

 F 地方有財產... 734

 G 市債目的別... 735

 H 市債利率別... 735

 I 市基本財產... 735

 J 市歲出... 736

 K 市稅收入... 736

 L 市稅外收入... 736

2 朝鮮地方財政總覽... 738

 A 朝鮮地方歲入歲出... 738

 B 朝鮮地方債... 738

 C 朝鮮府一般經濟歲出... 739

 D 朝鮮府一般經濟歲入... 739

 E 朝鮮府稅收入... 738

3 臺灣地方財政總覽... 740

 A 臺灣地方歲出... 740

 B 臺灣地方歲入... 740

 C 臺灣地方稅收入... 740

 D 臺灣地方稅外收入... 741

 E 臺灣地方債... 741

 F 臺灣地方有財產... 741

 G 臺灣市歲出... 742

 H 臺灣市稅外收入... 742

 I 臺灣市稅收入... 742

 J 臺灣市債... 743

4 昭和11年度各市歲入出豫算概要... 744

5 昭和11年度東京市各區歲入出豫算概要... 750

6 昭和11年度大町村歲入出豫算概要... 752

7 昭和11年度外地各都市歲入出豫算概要... 754

8 昭和11年度各市特別經濟歲出... 756

9	昭和11年度大町村特別經濟歲出	752
10	昭和11年度各市並大町村稅課率	762
11	昭和11年度外地各都市稅課率	770
	A 朝鮮府稅課率	770
	B 臺灣市稅課率	770
	C 關東州市稅課率	771
	D 樺太町稅課率	771
12	各市歲入內容累年比較	772
13	各市歲出內容累年比較	820
14	各市市債目的別	852
15	朝鮮各府歲入內容累年比較	858
16	朝鮮各府歲出內容累年比較	860
17	臺灣各市歲入內容累年比較	862
	A 稅外收入	862
	B 稅收入	862
18	臺灣各市歲出內容累年比較	864
19	樺太大泊・豐原町歲入內容累年比較	864
20	樺太大泊・豐原町歲出內容累年比較	864
21	關東州各市歲入內容累年比較	866
22	關東州各市歲出內容累年比較	866
23	各市直接稅負擔額	868
24	各市基本財產	874
25	昭和11年度各市新規事業	887
XXVII 道府縣		897
	概 說	897
1	各府縣内の郡市町村數	897
2	面積及人口	898
3	地方官首腦部	900
4	道府縣會議員選舉及正副議長	901
5	昭和11年度歲出豫算	902
6	昭和11年度歲入豫算	910
7	府縣稅及北海道地方稅課率	916
8	道府縣生產物價額	918

【附 錄】

I 都市問題關係主要參考文獻	919
1 都市行政	920
2 警察・保安・災害	921
3 都市計畫	922
4 交通・運輸	923
5 建築・住宅問題	925
6 公益企業	926
7 上水・下水	928
8 保健・衛生	929
9 教 育	929
10 社會問題・社會政策	931
11 經 濟	934
12 財 政	938
13 政治・行政・法律	941
II 全國都市一覽圖	卷頭

都市名及番號索引

A B C 順

Table listing city names and numbers in alphabetical order (A-Z). Columns include city name, city number, and city name. Rows are grouped by letter from [A] to [Z].

都市名及番號索引

いろは順

Table listing city names and numbers in hiragana order (いろは順). Columns include city name, city number, and city name. Rows are grouped by hiragana character from [い] to [す].

州道府縣別都市索引

都市名	都市番號	都市名	都市番號	都市名	都市番號	都市名	都市番號
北海道		千葉縣		三重縣		山口縣	113
函館	13	千代田市	74	津市	59	那珂	117
札幌	15	船橋市	92	四日市	72	那須	127
小樽	24	市船橋	94	治山	82	那珂	128
旭	39	船橋市	328	松阪	110	那珂	315
室蘭	61	東京府		桑名	323	德島縣	35
釧路	77	東京市	1	津	55	香川縣	43
帯広	109	八王子	71	大津	4	高丸	126
野付	313	神奈川縣		京都府		愛媛縣	46
青森縣		横須賀	6	大阪府		松山	84
青森市	36	須賀崎	17	大坂市	2	今治	85
八戸	66	横川	23	堺市	25	宇和島	123
弘前	96	平塚	103	和歌山	302	高知縣	34
岩手縣		藤倉	316	田辺	301	福岡縣	8
盛岡	57	藤倉	318	吹田	302	八幡	12
釜石	303	藤倉	331	池田	308	小倉	31
宮城縣		新潟縣		高槻	311	大久保	32
仙台	10	新潟市	27	高槻	311	若戸	33
石巻	116	長岡	67	兵庫縣		直島	37
釜石	319	三条	115	神戶市	5	飯田	52
秋田縣		富山縣		西宮	38	伊藤	58
秋田市	70	富山	44	姫路	40	後藤	99
能代	329	高岡	75	西宮	54	藤田	101
山形縣		石川縣		尼崎	100	藤田	314
山形市	56	金澤	22	明石	304	藤田	320
米沢	86	福井縣		洲本	310	佐賀縣	
鶴岡	105	福井市	51	奈良縣		佐賀市	87
酒田	119	福井	327	奈良	78	唐津	121
福島縣		山梨縣		和歌山縣		長崎縣	
郡山	79	山梨市	45	和歌山	19	長崎	11
郡山	91	長野縣		新宮	118	佐世	20
若松	330	長野市	47	新宮	125	本庄	16
茨城縣		長松	53	取子	326	大分縣	
水戸	64	上野	111	取子	97	別府	65
日立	307	岡谷	129	取子	106	中津	68
栃木縣		岐阜縣		江島	83	高松	124
宇都宮	42	岐阜市	30	岡山縣		高松	62
足利	90	岐阜	89	岡山	21	高松	76
栃木	312	岐阜	14	岡山	108	高松	107
群馬縣		静岡縣		岡山	114	高松	317
前橋	41	静岡市	28	岡山	7	高松	18
高崎	50	静岡	69	岡山	9	高松	73
高崎	63	静岡	88	岡山	73	高松	122
埼玉縣		愛知縣		山口縣		高松	29
川口	80	名古屋	3	山口	73	高松	49
浦和	98	名古屋	26	山口	122	高松	307
熊谷	104	名古屋	48	山口	81	高松	309
川越	112	名古屋	81	山口	93	高松	324
大宮	308	名古屋	93	山口		高松	

業創年元化文



會合社資
清

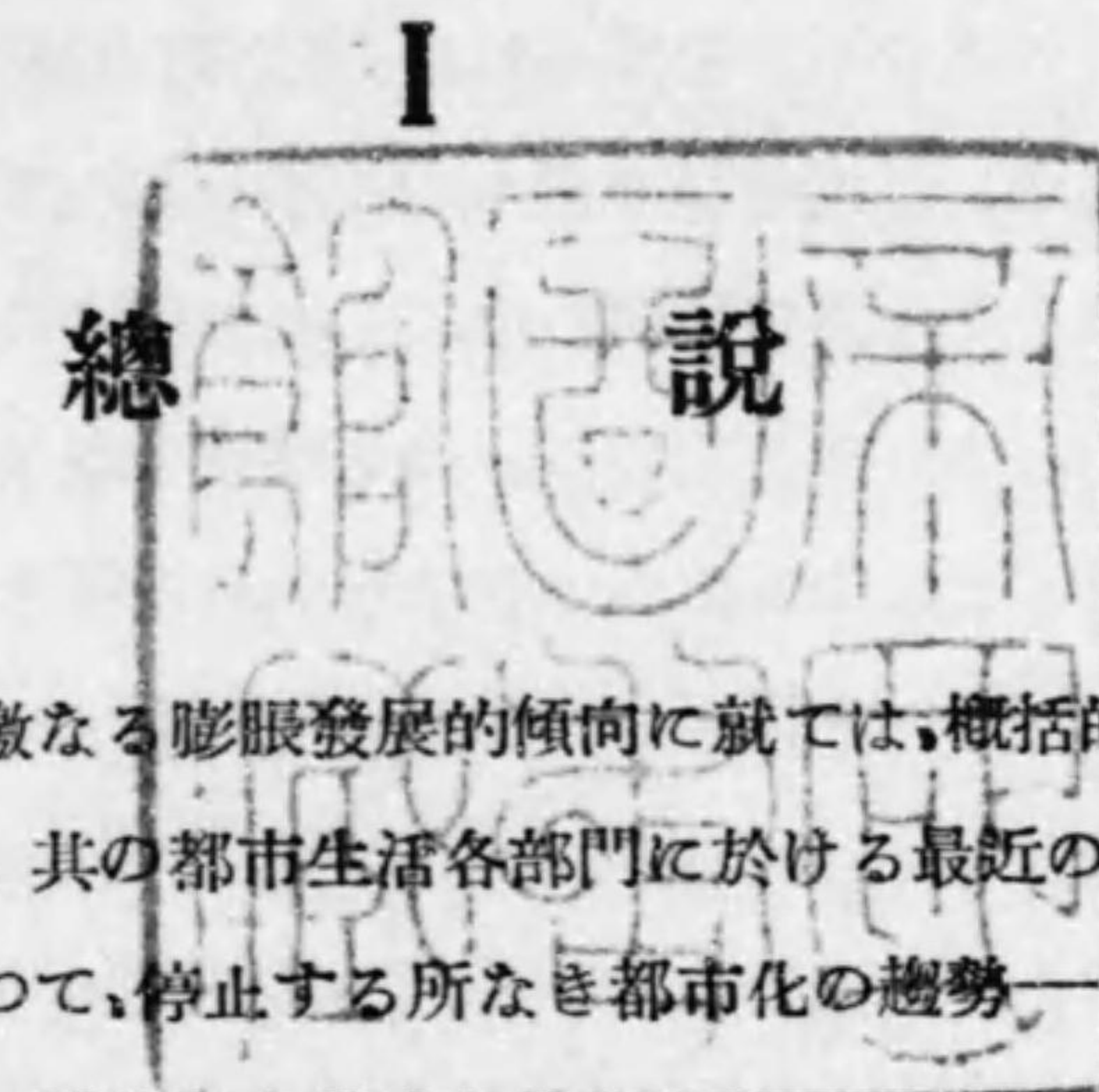
水組

建築土木請負

本店 支店

出張所

滿洲 滿洲 鞍山 釜山 北門 仙臺 鹿島 小倉 高松 廣島 神戶 金澤 新瀉 濱田 廣島 市 中區 吉田 六通 十六番 十八番 十九番 二十番 二十一番 二十二番 二十三番 二十四番 二十五番 二十六番 二十七番 二十八番 二十九番 三十番 三十一番 三十二番 三十三番 三十四番 三十五番 三十六番 三十七番 三十八番 三十九番 四十番 四十一番 四十二番 四十三番 四十四番 四十五番 四十六番 四十七番 四十八番 四十九番 五十番 五十一番 五十二番 五十三番 五十四番 五十五番 五十六番 五十七番 五十八番 五十九番 六十番 六十一番 六十二番 六十三番 六十四番 六十五番 六十六番 六十七番 六十八番 六十九番 七十番 七十一番 七十二番 七十三番 七十四番 七十五番 七十六番 七十七番 七十八番 七十九番 八十番 八十一番 八十二番 八十三番 八十四番 八十五番 八十六番 八十七番 八十八番 八十九番 九十番 九十一番 九十二番 九十三番 九十四番 九十五番 九十六番 九十七番 九十八番 九十九番 一百番



序 說 吾國都市の急激なる膨脹發展的傾向に就ては、概括的には從來本年鑑總說篇に於て屢々繰り返され、其の都市生活各部門に於ける最近の状況に關しては、夫々關係篇に審かな通りであつて、停止する所なき都市化の趨勢——其の中には無統制無自覺なる人口大都市集中の現象をも見逃し得ないが——に因り、ますます重要複雑の度を加へつゝある都市的諸問題が、いよいよ都市生活に重負荷を課し、これ等諸問題の處理に任ずる都市行政機能の責務を逐年重大ならしめつゝあるは云ふまでもないことである。而も都市行政は能く此の重責を果し得て遺憾なしと爲し得るであらうか。例へば近年各市に於ける社會施設擴充の爲めの活動漸く見るべきものあり、爲に急激の増大を示しつゝありとせらるゝ市社會事業費の如き、之を廣義に解しても尙且市歳出總額の約4% (昭和10年度豫算) を占むるに過ぎない有様であつて、其の他衛生、教育、交通、土木、凡そ百般の施設をして、一國の都市に期待せられる使命の遂行に適應する水準に保たしめることは、容易ならざる大事業であらねばならぬ。此の大事業遂行の第一線に立つ自治行政の物的基礎としての都市財政の現状は、假令軍需産業都市等に於て若干自然増收の記録せられたるものありとは云へ、大觀して依然たる市稅收入の過少と市債の膨脹を以て特色づけられる窮乏状態を示し、多額の歳入缺陷を有する都市亦決して尠しとせざる有様であるが、一方市行政機能の運行狀況は、和歌山、青森兩市會の解散及び宇和島市會總辭職の因を爲し、且つ尠なからざる都市の議決機關構成者等に纏はる選舉違反其の他の夥しき腐敗事件、市吏員の間にも依然頻發する瀆職事件、殊に其の大都市行政部の重職に在る者の連座等々に現はれる緊張の不十分或は首都市政監察の結果に徴して處れらるゝ市行政運營上の不適正或は不合理等、これ等最近一箇年の事象に觀ても、叙上大事業遂行の重責に任ずる都市行政の人的基礎亦必ずしも完璧を誇り得ない現状に在る。都市行政内部に於てこれ等克服を要

東京市澁谷區千駄谷五丁目八六二

鬼怒川水力電氣株式會社

社長 利 光 鶴 松

東京市澁谷區千駄谷五丁目八六二

帝都電鐵株式會社

社長 利 光 鶴 松

小 田 原 急 行 鐵 道

省 線 新 宿 驛 發

電 話 (四 谷) 一 二 四 二 ・ 一 七 七 一 番 (五)

する困難が伏在する一方、世上ファッションの風潮は兎もすれば都市自治の基本觀念にも影響を及ぼさんとする虞れあるを感ぜしめ、官治的部制計畫は依然首都の自治を脅かしつゝあるのみならず、最近税制の根本的改革の名の下に公邊に唱へらるゝ家屋税中央移管説等の背景をなす思想傾向の中にも地方自治の健全なる發達と必ずしも一致しないものが認めらるゝやうである。彼是諸般事象を綜合すれば都市自治の前途或は一抔の危機が育くまれつゝあるのではないかと懸念せられるのである。

一方に於ては、叙上社會都市化の反面に近時農村の窮乏、都鄙負擔不均衡の聲いよいよ喧しく、今や朝野の關心は都市を去つて農村に集注せるの觀がある。從來義務教育費國庫負擔や各種の農業補助金、近くは米穀統制法に依る資金の運用、産業組合運動の助長、乃至時局匡救諸事業、各種農村社會施設の擴充等々に依り農村對策を追求し來つた政府は、這回、5・15事件同様多分に農村疲弊の現状に刺戟せられたと稱せらるゝ2・26事件の勃發を背景として、廣田内閣の成立を見るや、改めて更に根本的な對農村國策の緊急樹立を約束せざるを得ない立場に置かれ、政黨は兵農兩全主義或は兵農財三全主義に據り、農民關係諸團體亦團結して「農漁村生活の安定と向上を圖る爲、土地制度、負擔均衡、價格調整、金融改善、協同組織化等根本政策の斷行」を新内閣に要望しつゝある。既にして第69特別議會に於ては問題の臨時地方財政調整交付金は一先づ2千萬圓を以て成立を見たる外、米穀關係法案、重要肥料統制法案、蠶繭處理統制法案等——假令其の或るものは反産運動の主張が妥協的に參酌せられたといはれ、或るものは資本家側の利益の爲に骨抜にせられたと評せらるゝにせよ——農村救済を目的とする比較的重要の懸案が東北振興に關する兩會社設立の件と共に成立したる等、農村問題對策は非常時の波に乗つて、一路實踐に移されつゝありと見られる。然し之を以て必ずしも都市社會の利害が立法的にも忘却し去られてみると見るは勿論早計であつて、現に同じ特別議會を通過したる商工組合中央金庫制度は、去る第67議會に於ける農村關係諸法案を巡る都市對農村の激烈なる抗爭裡に町田商相をして、農村に於ける産業組合中央金庫に對應する都市施設として次回提案を約束せしめたものであつて、凡そ一國の政策は其の何れへの偏倚も之あるを許さぬ衡平の原則が都鄙の間にも儼として存在する事實を此の一個の實例の中にも看取し得られないであらうか。同時に農村の一部者と都市の一部者との間の利害相反的現象

を以て、都鄙間に於ける遙かに大なる共存依立の有機的關係の全面的存在を忘るべきではないのであつて、此の點は都市問題を處理する上に於ても常に充分認識せられなければならぬと考へる。近時識者に依つてますます力強く唱道せられ來つた地方計畫運動の如きも、之を過去に於ける都市計畫の都市偏重性の修正であり、都鄙關係の正常なる認識に發程したものと見るならば、必ずしも單なる英米の regional planning 乃至獨の Landesplanung 等の模倣を以て遇すべきではなく、却つて其處に吾國都市問題解決への一個の新生面が展開せられてゐると見るを至當とすべきであらう。

地方制度改革問題 地方自治制度は、明治21年市制町村制制定以來半世紀に垂んとする。其の間數次の改正は、狹少なる自治權の擴張への方向に向つて行はれたが、(地方制度の沿革に付ては本年鑑昭和11年用第1頁以下参照)、此の間に於ける我國社會の推移、文化の進展まことに著しきものあり、之に順應せしむべく地方制度の根本的再検討を要求するの聲を聞くこと久しく、最近所謂非常時的狀勢の下、斯問題に關し研究論策乃至意見の發表せらるゝもの多く、政府亦絶えざるゼスチュアを以て問題解決の緊切と之に對する決意とを表明してゐる。

即ち岡田内閣の下では、第67議會に於て、地方制度の再検討に關し、後藤内相より屢々積極的意思の表示があつたが、其の後内務省は各府縣知事に對して、管下標準町村に付き、行政の實情、自治機關の運用、産業財政の實情、住民の生活狀態、部落制度の實際上の効果等に關し詳細なる調査を命じ、之が調査報告を以て制度改革の資料たらしむる意思なりと傳へられ、改正の主眼として、劃一主義の打破、部落制度の尊重等の諸點を掲ぐる等此の方面に對する積極的意圖を仄す所あり、内閣審議會亦、政府の「中央地方を通ずる財政改善の根本方策」に關する諮問に答ふる地方財政に關する中間報告(10年10月)に於て「……行政施設の改革を實行すると共に、當面中央地方を通ずる税制の根本的改正を斷行するを最も急務とすべきを以て、向後一兩年内に之を實施するを切要なりと認めざるを得ず」として斯問題に對する政府の措置を要望してゐる。

次で2・26事件の勃發に因り、岡田内閣の後を襲つた廣田内閣も、組閣直後閣議を経て上奏の上發したる首相聲明に於て、文教の刷新、税制の改革、産業貿易の伸張等々の諸項と共に「行政機構の更新」を政綱の一に掲げ、庶政匡革の爲め「斷乎と

して所信に邁進する」の決意を示す所あり、11年5月召集の第69特別議會に於ても、首相は施政方針演説中「行政機構改革の目標とする所は、時代の要求に即應して能く其實績を擧ぐるに存す」と云ひ、此の意味に於て「中央地方を通じて廣く各般の行政機構に再検討を加へ、時代の進運に合致せしむるやう妥當なる措置を講ずることが最も肝要であると信ずる」が故に「政府は此趣旨に於て今後適當なる改革に著手せんことを期する」と述べてゐるが、議會前潮内相は、現行の劃一主義を打破して各地方の特殊事情に應じ特別の行政制度を樹立し、且我國古來の行政單位たる部落制度を尊重し、之を法制の上に取り入れて隣保相助の精神を助長せしむると同時に農會、産業組合共の他經濟團體が自治權の外に分立してゐる缺陷を是正し、自治體に之が指導統制の權限を賦與するを以て地方制度改革の方針とせる旨傳へられ、又此の問題に對する地方行政當局側の意見の一斑は、特別議會前内務省の求めに應じて回示せられたる地方長官の意見竝に特別議會後(11年6月)に開かれたる地方長官會議に表明せられた意見等に窺はれる。即ち前者に於ては、(イ)各地方の特殊性を尊重して特殊行政、ブロック行政を実施する等劃一制の打破、(ロ)市町村の監督權を地方長官に委任する等地方廳權限の擴充、(ハ)府縣と市町村の間に中間的行政機關の設置、(ニ)大都市と中小都市の特殊性に適應せる特別市制の實施、(ホ)部落制度の擴充、(ヘ)府縣市町村行政と各種産業團體との聯絡統一等が其の代表的事項であつたと傳へられ、後者に於ては、種々片々たる意見の提示もあつたが、全長官の連署を以て内相に提出せられた「中間機關設置に關する意見」竝に内務農林兩相に提出せられた、同じく全長官連署の「地方自治の振興に關する意見」を以て代表的なるものと見るを得べく、前者即ち中間機關の設置は近來地方長官會議其他機會ある毎に繰返さるゝ要求であり(全國町村長會亦機會ある毎に之に反對の意思を表示してゐる)、後者は委任事務の増大複雑化に因る自治體負擔の過重と、産業の發達に伴ふ各種團體の勃興に因る自治體活動との分存對立に鑑み、「町村活動の整齊に關する具體的方策を樹立」せんことを要望したものである。

尙東北地方に對して特別行政廳設置の案が傳へられたが特別議會には付議せらるゝに至らなかつた。

要するに地方制度の改革に付ては未だ政府の具體的方策なるものゝ發表もなく、

勿論輿論の歸一が示されて居る譯でもないが、近時政府當局及内閣調査局方面等より頻りに發せらるゝ情報に徴し、又這回の選舉肅正運動及農村更生運動等が多く部落を單位として相當の効果を收め得たと稱せらるゝ等の事情とも關聯して、行政の基礎的單位としての部落(都市に於ては町内會)の制度、市町村に於ける行政自治と産業自治との關係の規整、劃一制の打破と云ふが如き程度の方に、公邊に於ける地方制度再検討の重心が置かれて居るものと觀ぜられる。

臺灣地方制度の改正 久しく懸案の臺灣地方制度改正の律令及附屬府令は昨昭和10年4月1日を以て公布、其の内州制は暫く遅れるが市制及街庄制は同年10月1日より實施せられてゐる。

臺灣地方制度の確立は大正9年田總督の時代であつた。該制度は從來の純官治行政に若干の變更を加へ州、市、街、庄の各種地方團體を設けたが、執行機關たる州知事及市尹は官吏、街庄長は待遇官吏を以て之に充て、諮問機關たる州市街庄協議會の會員は全部官選であつた。其の後同島民度の向上、經濟及文化の進展に鑑み、該制度の改正が準備せられつゝあつたが、昭和10年度に於ては之が實施費を豫算に計上、貴衆兩院に於ては豫算審議に當り種々論議ありたる末、遂に可決せられ上記の如く公布實施を見るに至つた。改正に依る新地方制度の骨子は下の如くである。

(一) 地方團體の構成及權能

(1) 州市街庄は法人とする。市街庄の住民は市街庄營造物共用の權利を有し、市街庄負擔分の義務を負ふ。

(2) 其の權能に付一二注意すべき點を擧ぐれば、市街庄の條例制定權の範圍が擴張されたこと、豫算は州市豫算は州市會の議決を得るを以て足り更に認可を受くるを要せず、(街庄は從前の通り認可を要す)、市街庄組合は州知事の強制に依るの外、任意の設立を認めらるゝに至つたこと等である。

(二) 理事機關

州市は官吏たる州知事市尹、街庄は待遇官吏たる街庄長を以て理事機關とすること從前の通り。理事機關は夫々の地方團體を統轄し代表する。州知事及市尹は州會市會に對し發案權及原案執行權を有する。

(三) 議事機關

(1) 州市には議決機關たる州會、市會及州參事會、市參事會とを置き街庄には依然諮問機關たる協議會を置く。

(2) 州市會の權限は制限列舉主義に依るが、市會に在りては市尹必要と認むるときは限定事項以外に付ても議決に附し得る。州市參事會は州市會の委任事項を議決し、州市會故障あると

きは之に代りて議決する。諮問機關たる街庄協議會の權限は従前通り制限列學的である。

尙州市會及參事會の用語は國語に限られ、街庄協議會の用語は原則として國語とする。

(3) 州市會議員、街庄協議會員の半數は民選とし、半數は學識名望家中より官に於て任命する。議員及協議會員の任期は四年とする。議長は理事者を以て之に充てる。

(4) 州參事會は州知事、內務部長及議員互選の六人の名譽職參事會員、市參事會は市尹、助役及議員互選の六人の名譽職參事會員を以て組織する。議長は理事者を以て之に充てる。

(四) 選舉權及被選舉權

(1) 選舉權 市會議員及街庄協議會員は直接制限選舉に依る。選舉資格の積極的要件次の如し。(イ) 帝國臣民たる二十五歳以上の男子たること。(ロ) 獨立の生計を營む者たること。(ハ) 六箇月以上其の地の住民たること。(ニ) 六箇月以上指定の市街庄税(地租割、營業税割、戸税割) 年額 5 圓以上を納むること。(但し租税滞納處分中は選舉權を行使し得ない。)

州會議員は間接選舉制に依り、市會議員街庄協議會員をして選舉せしむ。

(2) 被選舉權 市街庄に於ては市會議員又は街庄協議會員選舉權を有する者は原則として被選舉權を有す。

州に於ては州内に於て市會議員又は街庄協議會員選舉權を有する者は州會議員被選舉權を有す。

州會議員と市會議員又は街庄協議會員とを兼ねるを得ない。

因に制度改正後最初の市會議員及街庄協議會員の任命及選舉は昨 10 年 11 月 22 日を以て一齊に行はれた。

第 69 特別議會に於ける都市問題關係立法 第 69 特別議會は 2・26 事件に因つて、所謂庶政一新の旗幟を掲げて出現した廣田非常時內閣が、劃期的な肅正選舉を通して成立した衆議院に始めて見える議會として重要視せられた。政府提出の法律案 46 件の内容議未了の 1 件を除き、45 件は多數の他の議案と共に、或は原案の儘或は若干の修正を以て悉く可決せられたが、特に都市問題に關係ある立法について見れば、比較的數も少なく重要性にも乏しく、又首相竝に藏相の施政方針演說に對して、地方財政調整、税制改革、行政機構改革等につき質問應答はあつたが未だ具體的答辯に接するを得なかつた。都制及特別市制に關する質問に對しては、內相は調査を急ぎ成るべく早く提案し度き旨答へ、其の時期については明示することを避け(其の後來るべき通常議會に付議すべく決意したる旨傳へらる)、兩案提出の順序については東京都制案を先にし度き旨の答辯があつた。

本議會を通過したる法律案の内都市問題に比較的關係深しと認めらるゝものを舉ぐれば下の如くである。

(1) 國稅徵收法中改正法律案 (2) 土地賃貸價格改正法律案 (3) 土地賃貸價

格改訂施行に伴ふ耕地整理の特例に關する法律案 (4) 製鐵業獎勵法中改正法律案 (5) 職業紹介法中改正法律案 (6) 商工組合中央金庫法案 (7) 退職積立金及退職手當法案

選舉肅正運動 選舉の肅正を中心として議會政治の刷新を圖らんとする運動は從來も決して尠なしとせず、其の民間有志に依るものとしては、大正 15 年より昭和 2 年頃に至る後藤新平伯の「政治の倫理化」運動を始め、武藤山治等の政治教育運動、昭和 2 年に結成せられた選舉肅正同盟會の活動等が其の代表的なものとして挙げらるべく、地方議會に關しては、昭和 4 年東京市會議員選舉に於ける東京市政調査會等の肅正運動の如き特色あるものとして數へ得べく、最近に於ては昭和 8 年大分縣に於ける町村會議員の選舉及 9 年島根縣會議員選舉に於て何れも縣内に選舉肅正委員が設けられ、官民協戮して肅正の實を挙げたと云はれてゐる。然し政府が率先して全國的運動を招來し深く國民の關心を惹き起した今回の選舉肅正運動の如きは正に劃期的と見らるべきである。

昭和 5 年濱口內閣の下に衆議院議員選舉改革審議會が設けられ、昭和 7 年齋藤內閣當時には法制審議會があり、何れも選舉界の革正に關し審議を凝す所あり、前者は政府の諮問に答へて「選舉肅正ヲ主眼トスル團體設立」の要を唱へ、後者亦「公ノ選舉ニ關スル不正行爲ヲ防止シ選舉ノ肅正ヲ計リ健全ナル政治思想ヲ普及スルガ爲ニ道府縣ニ選舉肅正委員會ヲ置ク」べき旨答申する所あつたが、昭和 9 年岡田內閣成立するや、當初より政界の淨化、選舉界の肅正を重要政綱の一に掲げ、後藤內相亦特に此の點を重視して機會ある毎に之が徹底を強調しつゝあつたが、10 年秋の府縣會選舉及 11 年 2 月の衆議院議員選舉を前にして、第 67 議會に於ては選舉取締を一層嚴重にする地方制度の改正も行はれ、選舉肅正に關する豫算 67 萬圓の可決を見、5 月 8 日には選舉肅正委員會に關する勅令が公布せられた。

選舉肅正委員會は各道府縣毎に設置せられたる諮問機關で、其の地の政治家、實業家、教育家、社會事業家、教化團體等の幹部及官公吏等 30 人以内の委員を以て組織せられ、選舉情弊の打破と健全なる選舉觀念の普及徹底に付き調査審議し、其の答申に基く各地方關係當局の活動に依り肅正の實を挙げんとするもので、右勅令の公布せらるゝや、各府縣は競つて委員會を設置し、大多數の府縣では更に市町村にも同様

の肅正委員が設けられ、行政機構の系統を辿つて全國肅正委員會網が完成するに至つた。此の委員會網の任務を支持し、且つ之と呼應して國民的一大覺醒運動を招來するに依り肅正目的の貫徹を期する爲め、平素、政治教育乃至社會教化に力を盡しつゝある諸團體並に篤志者を以て、10年6月選舉肅正中央聯盟の結成を見るに至つたが、其の活動は特記に價するものがある。即ち其の第一期の運動は、10年秋2府37縣に行はれた府縣會議員選舉、第二期は11年2月衆議院議員總選舉を對象とし、「選舉の眞精神並に立憲の本義を明らかならしめ、國民の責務と其の自覺に訴ふる」を本旨として、全國各種の關係機能に呼びかけて文書に、講演に、映畫に、其の他あらゆる手段に訴へて運動の徹底を期し、相當の効果を收め得たと認められてゐる。第三期の運動は、11年度に於ては主として全國に行はるゝ多數の市町村會議員選舉を對象とし、前二回の運動の實績に鑑みると共に、政府の方針と歩調を一にして、國民個々の直接なる各種公共生活の淨化充實を期する爲め、政治教育運動に力を致さんとし、既に行はれたる和歌山（昭和11年2月）青森（昭和11年4月）を始め、其の他の市會議員選舉に於ても此の主旨を以て臨みつゝある。

尙内務省が11年5月本件に關し地方長官に對して發したる通牒の要旨は下の如くであつて、之に依れば、2・26事件に因り一時前途に暗影を投げたと見られた選舉肅正運動に對する政府の新たなる方針が明らかにせられてゐる。

1. 今後の選舉に於ては大體從來通りの方法に依り肅正運動を行ふも、進んで平素に於ける公民教育に力を注ぎ公民道の確立振興を圖ること。
2. 之が平素の訓練に於ては選舉のみならず、廣く公民として必要なる知識の普及、公共精神の振作に努め、地方自治の刷新を圖らしむるに依り實踐的訓練を積ましむること。
3. 之が恒久策としては市町村に於ける選舉肅正委員會及部落（又は町内）懇談會の普及發達に力を致し、之が指導に遺憾なきを期すること。
4. 大都市に於ける平素の公民的教化訓練に付ては前項に準じ都市の實情に應じて最も有效適切なる方法を講ずること。

東京市政の監察並に地方行政監督機構の強化 曩に第67議會貴族院において（昭和10年2月18日）塚本清治氏より「東京市政監察の即時斷行」並「一般市町村に對する監督機構の確立」を促す意味の質問ありたるに對し、當時の後藤内相は、何れも篤と考慮すべき旨約して、當局の斯問題に對する積極的意圖を仄示する所あつたが、其の間内務省は地方行政及財政の刷新教化を圖る目的を以て、地方行政の全般

に亙る恒久的監察制度樹立の要を認め、嘗ての監察官制度の復活が企圖せられつゝあるやにも傳へられたが、之が具現に先ち、六大都市を始め、適當の府縣市町村を選び、順次其の行政につき實地監察を行ふべしとの觸れ出しにて、昭和10年5月、當時の岡田地方局長以下約30名の書記官、事務官、技師等を臨時地方行政監察委員に任命し、先づ東京市政の監察に着手したのである。（地方行政監察要項については本年鑑昭和11年用第4頁參照）

其の後潮内相の下に於ては、省分課規定の改正が行はれ（11年4月1日）、之に依つて、去る昭和3年7月以來財務課分掌事務の輻輳を避くる爲め、地方局に併設せられ來つた地方債課を廢止し、從來財務課に於て取扱はれたる豫算、決算、税、組合費、使用料及手数料に關する事務と共に、地方公共團體個々の監督的事務に屬するものを綜合して財務課の所管とし、地方財政監督機構の整備を計ると同時に、新たに地方局に庶務課を設けて、從來財務、地方債兩課所管の一般的共通的財政事務中經常的事務より分離し得べきものを主管せしめ、併せて地方行政及地方財政に關する特別の調査を行はしむることとなつた。然るに其の後臨時町村財政補給金の實施を見ることとなるに及んで、之に關する實地監査を行はしむると共に、道府縣市町村公共組合の行政及財政の實地監査、地方行政一般の實狀調査並に地方行政の改善振興の爲にする指導に關する事務を掌らしむる爲め新たに地方局に監査課を設置することになつた（11年7月4日）。之につき内務當局は、「從來地方行政に對する指導監督が動ともすれば法規の末に奔り、消極に墮し、又局部的片面的の考察に立脚し、彼是圓滿なる調和を缺く傾向があつたのに鑑み、綜合的見地に於て地方行政の實狀を窺め、各地方の實狀に即して各種行政機能の綜合調整を圖り、個性あり特色ある地方行政の運営及發展を期する爲、關係各廳と相協力し、積極的立場に於て地方廳の指導に當る」（内務時報第1卷第7號）旨を宣し、同課新設の本旨を闡明してゐるが、右は地方自治體行政監督の方針に關しても一轉換を示すものとして注目すべく、今後は此の新たなる方針の下に大阪以下の都市に對する實地監察が順次行はれる豫定であると傳へられてゐる。

東京市行政監察報告 東京市政の監察は10年5月20日より8月10日に亙り、東京府當局の協力を得て上記監察委員の手に依り、帝都市政の全般に對し嚴重に

行はれたが、之が結果の報告に基き當局は同年 11 月 5 日記者團を通じて其の要旨と見らるべきものを公表すると共に、正式通牒に先ち同月 9 日、内相官邸に於て赤木次官並に宮野東京府總務部長立會の上岡田地方局長より、牛塚東京市長に對し、改善の念を要する主要事項として、(一) 組織 (二) 財政 (三) 社會 (四) 土木及都市計畫 (五) 衛生 (六) 電氣 (七) 區政等諸部門につき詳細説明を爲し、市當局の注意を促すところがあつたが、遂に同年 12 月 28 日附を以て、東京府總務部長より東京市長に宛て、「市區行政監査=關スル件依命通牒」を發し、市行政に關しては 16 項 230 件、區行政に關しては 8 項 29 件に互りて改善を要すと認めらるゝ點を指摘し、「監察委員ノ復命=依レハ從來事務ノ處理=關シ違法又ハ不當ト認メラルル事項尠カラサル趣=有之 就中別記事項 =付テハ特ニ注意又ハ改善ヲ要スト認ムル旨内務次官ヨリ通牒有之候條其ノ何分ノ措置ヲ要スルモノ =付テハ夫々相當御措置ノ上其ノ結果詳細御報告相成度」旨通達するところがあつた。

右通牒内容の概目を摘記すれば次の如くである。因に東京市長は右通牒に依り要求せらるる措置結果の報告並に監督官廳に對する希望事項を近く當局に提出する豫定の旨傳へられる。

市行政に關する事項

- (1) 市會關係 (イ) 市會の肅正、議事滯滞の防止、(ロ) 市參事會の議案審議促進、(ハ) 議員給費過大、(ニ) 事務局組織の改善、事務の刷新。
- (2) 市廳舍關係 (イ) 建設豫定位置の不適當。
- (3) 交際費關係 (イ) 交際費の膨脹濫費及不適當支出。
- (4) 職員關係 (イ) 諸掛の整理、調査掛の合一其他特に監査局財務局等に亘る局課組織の改善、(ロ) 市吏員及學校職員人事に關する不當勢力の排除、(ハ) 人件費豫算經理方法の合理化、(ニ) 被整理職員復活採用の不當、(ホ) 職員の綱紀振肅、(ヘ) 賞與の公平化及慰勞金弔慰金支給標準の確立、(ト) 退職料改正の要、(チ) 外國出張旅費基準の一定、(リ) 市制上の委員濫設に因る市會機能との重複、(ヌ) 市會議員視察旅行の改善、(ル) 其の他人事行政の根本的刷新。
- (5) 文書關係 (イ) 文書取扱規定の勵行に依る處理滯滞の防止、(ロ) 回議及決裁の促進、(ハ) 市公報購讀者名簿の整理、(ニ) 市公報掲載廣告請負契約の改善、(ホ) 市刊行物代金取扱に付規定勵行。
- (6) 都市計畫及區政關係 (イ) 河川、下水道、區劃整理等に關する基本計畫樹立の急務、(ロ) 公園内個人住宅及料理店に對する方針に付考慮の要、(ハ) 區劃整理清算徵收金の未納、(ニ) 關係なき費目による要應費支出、(ホ) 區長及區收入役分擔事務に對する監査方法の改善、(ヘ) 區副收入役設置の要、(ト) 區役所及學校備品等購買方法の統制合理化、

- (イ) 家屋稅附加稅の可成的各區間均率化、(リ) 新區の一般事務費及學校費の増大。
- (7) 財務關係 (イ) 歳出の節省及財政計畫確立の要、(ロ) 豫算經理上收支均衡の留意、(ハ) 市有地の市事業供用及所屬換に付有償取扱の無意味、(ニ) 多額の事業執行未済額の翌年度繰越、(ホ) 普通經濟豫算科目の改善、(ヘ) 河港改良事業公債償還金經濟繰入金の不當流用、(ト) 奠都五十年記念事業積立金に關する失當、(チ) 退職料及遺族扶助料基金經理の不適當、(リ) 職員貸付金貸付事由調査の杜撰、(ヌ) 起債許可前の事業着手、(ル) 市債發行上の改善、(ヲ) 高利債低利借替努力の要、(ワ) 市債券印刷及保管上の不注意、(カ) 特別所得稅所得決定手續上の不都合、(コ) 受益者負擔金賦課徵收上の失當、(ク) 市有地先堤塘敷地使用料決定上の失當、(レ) 區公會堂建設費を區民の寄附に依つに因る納入の遲延、(ソ) 普通經濟各種收納金滯納の整理刷新、(ツ) 貸地料の不當低廉、(ネ) 貸付期限滿了市有地の措置不適當、(ナ) 工事に伴ふ用地買収及家屋移轉其他の損失補償に關する事務處理の不適當、(ラ) 用品及工場經濟事務費の節省、(ム) 物品購買を單價契約に依らず包括購買に依るの要、(ウ) 二種以上物品購入に於ける品目別契約の要、(キ) 工事材料及消耗品年度繰越額減少の要、(フ) セメント購入に當り使用現場直納の要、(ク) セメント紙袋管理及拂下の合理化、(ケ) 船舶修繕請負契約の合理化、(コ) 直營工事用勞力車馬供給者資格偽證の看過、(マ) 工事用材料檢收成績の不良、(ケ) 物品購入代金の支拂手續の簡易化迅速化、(フ) 一時借入金事務處理の放漫、(コ) 會計保管雜部金整理の要(エ) 乗用自動車經費節減、(テ) 物品出納保管上の失當。
- (8) 産業關係 (イ) 産業局物品購入方法の改善、(ロ) 市設小賣市場使用料徵收措置不適當、(ハ) 復興建築助成會社經營の改善、(ニ) 商工信用組合の多數名譽職組合員に對する貸付資金の滯納、(ホ) 市設家畜市場及中央屠場經營計畫の確立、(ヘ) 度量衡計量器及度量衡に依る商品取締の留意、(ト) 中央卸賣市場建設工事の促進及事務の刷新。
- (9) 教育關係 (イ) 學務委員に名譽職過多、(ロ) 小學校教員特別給與金恩給移轉料住宅料等支給の改善刷新、(ハ) 市衛生技師と學校醫の連絡協調。
- (10) 社會關係 (イ) 救護事務の刷新改善、(ロ) 方面委員詮衡情弊の一掃、委員指導訓練の要、其他方面事務の刷新、(ハ) 災害義捐金利子は元金と共に送金の要、(ニ) 市營買屋市設食堂經營の刷新、(ホ) 市營住宅維持管理不適切、(ヘ) 方面生業資金回收成績不良に鑑み事務改善の要、(ト) 職業紹介所の民衆處遇不親切、(チ) 日傭勞働紹介所の民間事業進出の要、(リ) 紹介所の整理充實及専門化其他失業紹介事務の改善、(ヌ) 一般勞働者並小額給料生活者失業應急事業の刷新並に要救濟失業者登録制度の改善。
- (11) 電氣關係 (イ) 市電サービスの改善及經營合理化に依る經費節減、局内他經濟の援助、電力自給計畫實現等諸方策の樹立に依る赤字克服の要、(ロ) 10 年 10 月の市電更生案實施に伴ふ從業員の怠慢、整理手當用市債剩餘金の流用、慰勞金濫給、(ハ) 交際費節約の要、(ニ) 佛債公債訴訟事件に關する濫費、(ホ) 電車乗務員勤務狀況の惡化、處置方法の不適切、(ヘ) 情實に依る事故慰藉料額決定、(ト) 共濟組合貸付事務及慰安會の刷新、(チ) 健康保險組合保險料市側負擔の過大、(リ) 局病院經營の經濟化、(ヌ) 物品購買修理契約の改善、(ル) 停留所名表示燈の節約、(ヲ) 電車輛改善に依る車掌の減少及女子車掌採用方針の勵行、(ワ) 乗客誘致方法再検討の要、(カ) 特定財源の確定を俟たず病院改

善着手に因る歳入缺陷、(ヨ) 起債許可前乗合自動車及電氣供給擴張事業の執行、(タ) 乗合自動車事業準備積立金經理の不當措置、(レ) 多種類自動車購入に因る不經濟、(ソ) 回数券景品付發賣取止を希望、(ツ) 電氣供給區域競争會社と協定の要、(ネ) 地下鐵免許權會社讓渡の輕辛、同權利回復期の逸脱、同會社の社債發行保證の不利益、(ナ) 軌道維持補修の爲の出張所の整理統一、(ヲ) 修理工場の整理、(ム) 工場職員従業員綱紀の弛緩、(ウ) 芝浦工場従業員時間外勤務歩増整理の要、(キ) 電氣研究所計器試驗料徴收遅延。

(12) 養育院關係 (イ) 醫療救護事務の刷新、(ロ) 少年救護院井之頭學校建物補強の要、(ハ) 收容救護中學齡兒童教育に小學校合適用の要。

(13) 保健關係 (イ) 塵芥に依る海面埋立廢止の要、(ロ) 許可なく焼却以外の方法に依る塵芥終末處分不可然、(ハ) 深川塵芥處理工場、月島塵芥取扱施設休止の現状に鑑み新規施設企画慎重考究の要、(ニ) 塵芥混入物拂下方法の改善、(ホ) 市立病院療養所利用者資格判定の不正、(ヘ) 傳染病院使用料滞納整理、(ト) 淺草公園無斷使用者の取締、(チ) 公園使用料の改定及滞納整理。

(14) 水道關係 (イ) 水道經濟收入及剩餘金高見積過大又は無計畫、(ロ) 水道經濟より普通經濟援助繰入金の非妥當、(ハ) 準備積立金經理の放漫失當、(ニ) 第二期水道擴張工事に於ける「狭山富士」及鴨獵場築造、市議高級吏員に記念品贈與等の濫費、(ホ) 給水栓増設工事計畫の杜撰經理の不適當、(ヘ) 小河内貯水池築造工事には事業認可及繼續費設定許可共に無きに拘らず地質調査を開始し繼續費より多額經費支出の不當、(ト) 使用料概算納金經理上の失當、(チ) 玉水買収資金經理の失當、(リ) 使用料徴收方法の改善、(マ) 事務の刷新及給費の節約。

(15) 土木關係 (イ) 道路工事の合理化、經濟化、(ロ) 勞銀決定方法は時間制に依らず仕事量制に依るの要、(ハ) 工事歩掛の是正、(ニ) 道路改良事業の促進、(ホ) 用地買改移轉補償費豫算超過に因る工事執行不能等の失當、(ヘ) 道路占用料の適正化、(ト) 水洗式便所漸増に鑑み既定都市計畫下水道事業執行の促進、(チ) 江戸川及古川改修工事に關する失當。

(16) 港灣關係 (イ) 國有漁場買収費經理上の失當、(ロ) 許可なく港灣施設使用料の徴收 (ハ) 港灣改良工事に伴ふ臺業權補償の合理化、(ニ) 港灣利用上重要な市有地を收益土地として處分。

區政に關する事項

(1) 各區共通事項 (イ) 區議及學務委員に多額の退職記念品料等支給、(ロ) 區會内各種委員に委員手當支給の不當、(ハ) 區議出張費の濫給、(ニ) 萬年區會の弊害、(ホ) 交際費の節省、(ヘ) 名譽職及理事者徽章に付濫費、(ト) 名譽職及理事者に各種記念品濫費、(チ) 小學兒童旅行に區費を以て區議新聞記者參加、(リ) 特種關係者の強要に依る物品の高價購入、(マ) 各種團體に對する區補助費の節省、(ル) 會計事務財政管理事務の振肅。

(2) 各區特有事項 (麴町、芝、下谷、淺草、目黒、豊島、荒川各區に關する事項)

都市關係諸會議 都市の膨脹發展に因る各種重要問題の發生と、之に伴ふ都市行政の複雑化専門化は、此の方面に於ける科學的調査研究機關の發達を激成したが、

同時に都市行政に従事する職員及關係者が、相互の間に於ける知識と經驗の交換、又は關係部門に於ける事業の發展、事務効率の増進乃至共同權益の確保を目的として、夫々の部門に従ひ、或は全國的に、或は地方的に、或は特質を同じうする都市の間に於て集團を組織し、定期又は臨時に會合して親しく討究協議を遂ぐるの風が近時頗に盛になり來つたことは注目に價する。例へば都市問題一般を對象とする學術的會議として、各都市を始め、汎く斯問題に關心を有する學界及實際界の團體及個人を以て組織せられ、隔年1回總會を開く全國都市問題會議の如き、其の地方的なものとして最近創設を見た朝鮮都市問題會議の如き、官公廳に於ける關係職員を構成員とする全國都市計畫協議會等の如き、又地方自治體の首長を以て組織する全國市長會、全國町村長會等の如き、特に六大都市間に共通の問題を對象とする大都市事務協議會、六大都市市會議長會、大都市調査統計協議會、六大都市社會事業協議會等々の如き、その他教育、社會事業、保健、道路、交通、港灣、上水、電氣等各行政部門に應じて構成せられる各種の聯合機關は何れも敍上の使命を有するものであつて、夫々の分野を通じて公共生活の發達に貢献しつつある。

今試みに最近約1年間に於て開催せられた此等機關の總會の主要なるものを列擧せば下の如くである。

因に此の種の聯合機關は米國に於て特に高度の發達を遂げて居る。又全國自治體の一般職員を以て組織する英國の Nalgo の如き、或はナチス以前の獨逸に極度の成熟を遂げた各種の自治體聯盟の類は未だ吾國には存在しない。

會議名稱	會期	主催者	開催地
六大都市保健協議會	10. 10. 3—5	大阪市	大阪
第29回圖書館大會	10. 10. 8—10	圖書館協會	京城
六大都市聯合協議會	10. 10. 9—10	東京市	東京
職業紹介所全國大會	10. 10. 22	東京府職業紹介所	東京
第8回全國社會事業大會	10. 10. 23—25	中央社會事業協會	東京
第14回大都市事務協議會	10. 10. 28—29	大阪市	大阪
第16回六大都市市會議長會	10. 11. 5—6	東京市市會事務局	東京
水道協會第4回總會	10. 11. 6—9	廣島市	廣島
六大都市文書課長會議	10. 11. 8—9	東京市	東京
第20回關西三大都市稅務協議會	10. 11. 11	神戸市	神戸
六大都市運輸主管者會議	10. 11. 13—15	名古屋市	名古屋
山形縣4市長會議	10. 11. 15	鶴岡市	鶴岡

六大都市視學會議	10. 11. 28-30	大 阪 市	大 阪
東京府市區町村長會議	10. 11. 30	東 京 府	東 京
六大都市選舉肅正協議會	10. 12. 4	東 京 市	東 京
商權擁護全國大會	10. 12. 6	日本實業組合聯合會	東 京
第 47 回產業組合全國支會役職員協議會	11. 1. 22-23	產業組合中央會	東 京
第 2 回中國四國市長會	11. 2.	吳 市	吳
埼玉縣市長會議	11. 3. 7	浦 和 市	浦 和
第 3 回近畿市會議長協議會	11. 3. 20	近畿市會議長協議會	神 戶
全國私設社會事業協議會	11. 3. 25-27	全國私設社會事業聯盟	大 津
第 13 回近畿各市協議會	11. 4. 2	海 南 市	海 南
第 3 回中國四國市長會	11. 4. 6-8	德 島 市	德 島
第 3 回北信市會議長會議	11. 4. 7-8	金 澤 市	金 澤
第 4 回中國四國市會議長會議	11. 4. 9-10	德 島 市	德 島
第 20 回關東市長會議	11. 4. 9-11	銚 子 市	銚 子
第 23 回北信市長會	11. 4. 13-14	福 井 市	福 井
第 2 回關東市會議長會議	11. 4. 15-16	銚 子 市	銚 子
條 10 回六大都市水道會議	11. 4. 16-17	東 京 市	東 京
第 13 回六大都市市場協議會	11. 4. 24-25	東 京 市	東 京
第 10 回全國都市衛生組合聯合會總會	11. 4. 25	富山市衛生組合聯合會	富 山
第 9 回全國都市衛生主任會議	11. 4. 25	富 山 市	富 山
第 17 回六大都市市會議長會議	11. 4. 27-28	京 都 市	京 都
朝鮮都市問題會議	11. 4. 27-28	京城都市計畫研究會	京 城
第 18 回東海各市聯合協議會	11. 4. 27-28	四 日 市 市	四 日 市
全國道府縣會議長會議	11. 5. 1-3	富 山 縣	富 山
第 3 回全國都市計畫協議會	11. 5. 4-6	都市研究會・富山縣	富 山
第 8 回全國都市農會聯合會總會	11. 5. 6-8	東京市農會	東 京
第 36 回全國市長會議	11. 5. 10-12	富 山 市	富 山
全國町村長會議	11. 5. 13	富 山 縣	富 山
第 5 回全國市會議長會議	11. 5. 16-18	富 山 市	富 山
第 7 回全國方面委員大會	11. 5. 18-20	全日本方面委員聯盟	岡 山
第 9 回六大都市電氣局長會議	11. 5. 20-21	京 都 市	京 都
第 9 回全國港灣協會總會	11. 6. 1-2	港 灣 協 會	富 山
第 6 回水道協會關西支部會議	11. 5. 22-23	水道協會關西支部	德 島
第 11 回大都市調查統計協議會	11. 6. 4-5	東 京 市	東 京
地方統計主任官會議	11. 6. 11-12	內閣統計局	東 京
六大都市保健協議會	11. 6. 12-13	橫 濱 市	橫 濱
第 10 回六大都市社會事業協議會	11. 6. 19-20	神 戶 市	神 戶
第 3 回六大都市共濟會協議會	11. 6. 18	神 戶 市	神 戶

1 道 府 縣 一 覽

府 縣	面 積	人 口	生 產 額	普通經濟	府 縣 稅	府縣民 1	府縣營主要
	(10年)(方新)	(10年)(人)	(9年中)(千円)	歲出入額 (11年度)(千円)	收入額 (11年度)(千円)	人當府縣 稅負擔額 (11年度)(圓)	公益企業
北海道	88,775	3,068,282	544,761	12,503	6,973	2,273	
北海	9,630	967,129	95,697	6,192	2,800	2,896	電氣
青森	15,235	1,046,111	112,932	5,415	2,533	2,422	
岩手	7,273	1,234,801	100,896	9,444	3,719	3,012	電氣
宮城	11,663	1,037,744	125,174	5,849	3,194	3,079	
秋田	9,325	1,116,822	93,117	6,896	3,730	3,341	
山形	13,781	1,581,563	158,657	8,960	4,403	2,784	
福島	6,090	1,548,991	192,239	10,339	4,653	3,004	
茨城	6,436	1,195,057	208,276	6,979	4,034	3,376	
栃木	6,335	1,242,453	191,413	8,313	3,996	3,216	
群馬	3,802	1,528,854	204,649	9,418	5,682	3,717	
千葉	5,062	1,546,394	215,226	10,149	5,220	3,376	水道
東京	2,144	6,369,919	1,563,221	65,060	24,130	3,788	
神奈川	2,352	1,840,005	632,613	12,412	7,502	4,077	水道
新潟	12,578	1,995,777	253,302	15,153	8,405	4,212	
富山	4,257	798,890	206,368	10,595	3,535	4,425	電氣、電車
石川	4,192	768,416	175,864	7,078	3,299	4,293	
福井	4,264	646,659	204,468	5,974	2,982	4,612	
山梨	4,465	646,727	80,703	4,925	2,199	3,400	
長野	13,626	1,714,000	199,670	11,703	5,988	3,494	
岐阜	10,494	1,225,799	273,028	9,327	4,479	3,655	
靜岡	7,769	1,939,860	367,228	12,415	7,148	3,685	
愛知	5,081	2,862,701	1,081,593	25,970	11,518	4,024	
三重	5,765	1,174,595	243,928	10,053	4,667	3,974	
滋賀	4,050	711,436	191,804	7,246	3,550	4,991	
京都	4,621	1,702,508	381,324	14,491	8,287	4,868	
大阪	1,813	4,297,174	1,959,027	34,643	16,086	3,744	
兵庫	8,322	2,923,249	1,036,944	29,318	13,377	4,576	電氣
奈良	3,688	620,471	99,384	4,249	2,887	4,654	
和歌山	4,723	864,087	235,050	6,740	3,372	3,903	
鳥取	3,489	490,461	51,458	10,732	1,848	3,768	
島根	6,624	747,119	101,391	8,230	3,069	4,108	
岡山	7,046	1,332,647	299,670	17,542	5,837	4,381	
廣島	8,436	1,804,916	284,904	13,863	7,009	3,883	
山口	6,082	1,190,542	275,307	9,175	4,303	3,615	電氣
德島	4,143	728,748	114,746	6,191	3,020	4,144	
香川	1,858	748,656	138,642	5,420	2,999	4,006	
愛媛	5,667	1,164,898	218,933	7,577	4,429	3,803	
高知	7,103	714,980	80,916	5,195	2,451	3,429	電氣
福岡	4,939	2,755,804	857,122	22,884	9,856	3,579	
佐賀	2,449	686,117	108,114	5,613	2,589	3,774	
長崎	4,075	1,296,883	159,032	6,876	3,550	2,738	
熊本	7,437	1,387,054	194,089	9,029	5,011	3,613	
大分	6,333	980,458	140,903	7,199	3,466	3,535	
宮崎	7,738	824,431	124,333	6,430	3,355	4,070	
鹿兒島	9,103	1,591,466	150,879	8,078	4,876	3,064	
沖繩	2,386	592,494	50,350	1,870	708	1,196	
全 國	382,545	69,254,148	14,779,345	539,552	252,748	3,650	乘合自動車

2 全 國 都

都 市	所 在 道 府 縣	市 制 施行期	面 積 (11年3月現在) (方町)	人 口 (10年國勢調査) (市域同左)	死 亡 率 (10年)(%)	主要市營 企業種目
1 東京市	東京都	明22.5.1	550.85	5,875,667	12.6	水、電、軌、乘
2 大阪市	大阪府	//22.4.1	185.12	2,989,874	13.9	水、電、軌、乘
3 名古屋市	愛知県	//22.10.1	149.95	1,082,816	14.2	水、電、軌、乘
4 京都市	京都市	//22.4.1	288.65	1,080,593	13.9	水、電、軌、乘
5 神戸市	兵庫県	//22.4.1	82.04	912,179	14.4	水、電、軌、乘
6 横濱市	神奈川県	//22.4.1	135.63	704,290	14.9	水、瓦、軌、乘
7 廣島市	広島府	//22.4.1	69.88	310,118	14.1	水
8 福岡市	福岡府	//22.4.1	90.05	291,158	16.3	水
9 吳市	廣島府	//35.10.1	48.65	231,333	13.3	水
10 仙臺市	宮城県	//22.4.1	69.85	219,547	16.2	水、電、軌、乘
11 長崎市	長崎県	//22.4.1	41.10	211,702	16.3	水
12 八幡市	福岡府	大6.3.1	38.16	208,629	17.0	水
13 南洲市	北海道	明32.10.1	18.80	207,480	16.4	水
14 静岡市	静岡府	//22.4.1	147.76	200,737	16.0	水、電
15 札幌市	北海道	//32.10.1	24.17	196,541	18.3	軌、乘
16 熊本市	熊本県	//22.4.1	45.53	187,382	16.3	水、軌、乘
17 須賀川市	福島県	//40.2.15	34.26	182,871	12.6	水
18 鹿島市	茨城県	//22.4.1	76.07	181,736	15.7	水、軌、乘
19 鹿嶋市	茨城県	//22.4.1	32.61	179,732	18.0	水
20 佐世保市	長門県	//35.4.1	50.80	173,283	13.9	水、乘
21 岡山市	岡山府	//22.6.1	47.49	166,144	15.1	水
22 金澤市	石川県	//22.4.1	52.07	174,659	20.3	水、瓦、電
23 川崎市	神奈川県	大13.7.1	44.20	154,748	14.5	水
24 小樽市	北海道	明32.10.1	55.59	153,587	16.6	水
25 堺市	大阪府	//22.4.1	15.75	141,286	15.5	水
26 豊橋市	愛知県	//39.8.1	115.29	140,735	15.0	水
27 新潟市	新潟府	//22.4.1	20.84	134,992	15.2	水
28 濱松市	静岡県	//44.7.1	34.73	147,243	12.8	水
29 下関市	山口府	//22.4.1	27.47	132,737	14.7	水
30 岐阜市	岐阜県	//22.7.1	44.51	128,721	16.5	水
31 門司市	福岡府	//32.4.1	41.74	121,611	15.5	水
32 小倉市	福岡府	//33.4.1	35.40	110,372	17.6	水、乘
33 大牟田市	福岡府	大6.3.1	18.71	104,992	16.9	水
34 高知市	高知府	明22.4.1	47.49	103,405	20.6	水
35 徳島市	徳島府	//22.10.1	19.31	97,021	19.3	水、乘
36 青森市	青森県	//31.4.1	9.62	93,414	20.0	水、乘
37 久留米市	福岡府	//22.4.1	24.49	91,920	15.7	水、瓦
38 姫路市	兵庫県	//22.4.1	35.84	91,375	13.8	水
39 旭川市	北海道	大3.4.1	21.97	91,021	19.4	水
40 西宮市	兵庫県	//14.4.1	27.11	89,909	13.6	水
41 前橋市	群馬県	明25.4.1	11.88	87,181	15.9	水

備考 水道給水普及率戸數欄中。印は昭和7年度末現在又は同年度中のものを示す。
主要市營企業種目欄中「水」は上水道事業、「瓦」は瓦斯事業、「電」は電気事業、「軌」は

市 一 覽

水道給水普及率戸數 (%) (8年度末現在又は同年度中)	瓦 斯 需要者數 (9年度)	電 燈 總燈數 (9年度末現在)	生 産 物 價 額 (9年度)(千円)	普通經濟 歳出入額 (11年度)(円)	特別經濟 歳出額 (11年度)(円)	市 税 收入額 (11年度)(円)	市民1人 當市稅負擔額 (11年度)(円)	都 市 番 號
65	826,539	7,088,119	1,481,571	113,793,814	224,713,541	40,479,326	8.188	1
93	386,442	2,753,751	1,447,672	76,181,708	231,279,661	23,934,864	8.005	2
62	999	969,892	461,861	24,402,123	31,384,178	8,066,654	7.450	3
66	100,815	1,660,075	264,129	19,180,671	41,322,728	6,262,856	5.796	4
84	133,448	949,347	370,772	28,825,471	31,991,757	10,989,111	12.047	5
84	66,239	617,029	301,133	15,421,228	33,754,060	5,468,942	7.765	6
79	13,773	311,401	92,500	7,405,545	129,394	2,797,067	9.019	7
44	11,007	269,086	42,034	6,440,563	1,374,995	2,486,091	8.539	8
44	11,623	151,677	13,084	2,027,785	784,792	1,116,550	4.827	9
50	3,562	201,527	20,327	2,469,610	3,324,786	931,135	4.241	10
74	8,681	158,396	52,408	2,836,800	1,219,215	1,318,166	6.227	11
34	7,669	122,870	189,592	3,396,333	828,429	911,174	4.367	12
38	4,006	112,056	22,261	2,438,062	1,623,896	1,110,151	5.351	13
6	1,982	165,184	53,158	3,439,542	2,703,483	1,244,348	6.199	14
—	4,859	187,552	24,042	4,029,391	2,155,235	1,274,191	6.483	15
49	5,828	186,597	41,135	2,328,711	1,384,293	1,171,271	6.251	16
64	8,050	124,202	5,025	1,416,828	1,175,388	846,922	4.631	17
57	2,746	117,954	18,406	2,572,095	824,720	1,135,710	6.249	18
34	5,681	170,213	114,655	1,656,369	505,821	869,482	4.838	19
71	4,193	98,717	7,772	2,028,062	302,688	762,270	4.399	20
83	18,044	211,122	38,672	3,768,801	1,061,024	1,343,907	8.089	21
27	8,971	185,778	43,978	3,400,062	4,279,701	1,267,721	7.258	22
72	(東京市及横濱市等互新會社の分に含む)	107,001	237,525	2,929,099	1,726,561	1,381,367	8.927	23
63	3,910	136,724	20,084	2,126,929	1,590,981	1,165,016	7.585	24
73	14,358	124,115	74,692	2,344,416	628,262	928,364	6.571	25
32	3,310	96,320	33,499	2,033,711	700,814	844,584	6.001	26
77	4,980	126,903	29,483	2,072,117	432,567	1,075,293	7.966	27
24	3,221	105,644	45,425	2,301,894	503,761	967,968	6.574	28
79	4,226	111,617	25,879	2,423,096	1,481,430	974,235	7.340	29
60	2,218	113,918	39,463	2,242,453	1,734,204	908,310	7.056	30
61	4,343	100,654	68,561	1,793,454	1,126,473	817,228	6.720	31
39	4,107	90,971	53,662	1,618,857	903,127	755,168	6.842	32
83	1,897	59,532	65,517	1,733,386	304,053	632,091	6.020	33
34	2,714	93,745	14,269	1,105,421	634,721	610,825	5.907	34
65	3,596	104,565	27,427	1,203,114	872,539	644,512	6.643	35
84	(未開業)	69,708	13,766	1,212,577	222,536	504,591	5.402	36
...	2,217	80,275	42,514	1,103,318	488,046	629,366	6.847	37
40	4,725	84,063	36,125	1,216,722	180,583	559,523	6.123	38
—	1,463	75,631	11,248	1,727,193	321,408	461,842	5.074	39
53	(神戸市の分に含む)	116,058	47,200	1,569,739	327,852	897,446	9.982	40
24	1,506	70,855	14,219	716,903	249,816	521,528	5.982	41

軌道事業、「乘」は乗合自動車事業を示す。

2 全 國 都

都 市	所 在 道 府 縣	市 制 施 行 期	面 積	人 口	死 亡 率	主要市營 企業種目
			(11年3月現在) (万坪)	(10年國勢調査) (市域同左)	(10年) (%)	
42 宇都宮市	栃木	明29.4.1	16.72	87,129	14.2	水
43 高松市	香川	"23.2.15	10.97	86,840	17.5	水
44 富山府	富山	"22.4.1	19.10	83,324	18.6	水、乘
45 甲府市	山梨	"22.7.1	8.27	82,664	16.4	水
46 松本市	愛知	"22.12.1	17.63	81,940	18.4	—
47 長野市	長野	"30.4.1	31.06	77,325	15.8	水
48 岡崎市	愛知	大5.7.1	47.37	77,195	14.4	水
49 宇都宮市	山梨	"10.11.1	38.83	76,642	16.2	水
50 桐生市	群馬	"10.3.1	15.76	76,145	13.3	水
51 福井市	福井	明22.4.1	4.87	75,273	20.3	水、瓦
52 若松市	福岡	大3.4.1	56.06	73,345	16.6	水、乘
53 松本市	長野	明40.5.1	18.80	73,353	14.9	水
54 尾道市	広島	大5.4.1	15.86	125,558	16.4	水
55 大津市	滋賀	明31.10.1	62.37	71,063	16.6	水
56 山形市	山形	"22.4.1	20.84	69,931	16.0	水
57 盛岡市	岩手	"22.4.1	49.73	69,130	18.1	水
58 戸田市	埼玉	大13.9.1	9.66	67,800	14.7	水
59 津市	三重	明22.4.1	18.60	67,881	16.3	水
60 那珂市	茨城	"29.4.1	5.11	65,208	14.7	水
61 室蘭市	北海道	大7.2.1	75.90	65,095	17.8	水
62 宮崎市	宮崎	"13.4.1	61.69	64,726	16.7	水
63 高崎市	群馬	明33.4.1	28.02	64,283	14.3	水
64 水戸市	茨城	"22.4.1	12.79	63,816	14.8	水
65 別府市	大分	大13.4.1	101.01	62,345	17.3	水
66 八戸市	青森	昭4.5.1	58.49	62,210	19.0	—
67 長岡市	新潟	明39.4.1	15.90	62,152	16.3	水
68 大分市	大分	"44.4.1	20.17	61,732	14.8	水
69 清水市	大分	大13.11.11	24.80	61,123	14.0	水
70 秋田市	秋田	明22.4.1	87.42	60,646	17.2	水
71 八王子市	東京	大6.9.1	7.30	59,494	14.9	水
72 四日市市	三重	明30.8.1	17.26	58,471	16.2	水
73 福山市	広島	大5.7.1	31.29	58,186	14.7	水
74 千代田市	千葉	"10.1.1	15.97	57,446	19.9	水
75 高岡市	富山	明22.4.1	23.07	57,249	20.8	水
76 延岡市	宮崎	昭8.2.11	44.50	56,421	14.9	—
77 釧路市	北海道	大9.7.1	46.49	56,170	16.7	水
78 奈良市	奈良	明31.2.1	29.80	55,968	16.3	水
79 郡山市	福島	大13.9.1	19.85	54,709	15.2	水
80 川口市	埼玉	昭8.4.1	19.43	53,716	14.6	水
81 一宮市	愛知	大10.9.1	8.30	53,376	13.5	水、乘
82 宇治山田市	三島	明39.9.1	61.03	52,494	17.0	—
83 松江市	島根	"22.4.1	11.21	52,033	15.5	水、瓦、乘

備考 尾道市は昭和11年4月1日小田村を合併して新市制を布けり、本市人口・面積は4月

市 一 覽

水道給水普及率 (%)	瓦斯需要者數 (9年度)	電燈總燈數 (9年度末現在)	生産物價額 (9年中)(千円)	普通經濟歳出入額 (11年度)(円)	特別經濟歳出額 (11年度)(円)	市稅收入額 (11年度)(円)	市民1人當市稅負擔額 (11年度)(円)	都市番號
53	2,789	67,237	9,174	867,819	16,023	448,868	5.152	42
41	1,869	93,617	14,673	1,404,705	244,455	582,422	6.707	43
—	3,213	74,343	15,412	1,788,992	5,680,055	808,496	9.703	44
83	4,579	85,544	11,780	827,664	82,600	410,000	4.960	45
—	2,222	69,706	12,265	1,060,435	670,054	467,428	5.705	46
58	1,576	63,112	5,585	1,096,162	62,495	502,654	6.501	47
24	784	54,993	24,357	1,356,239	189,254	707,921	9.171	48
43	741	38,277	35,504	1,229,357	269,654	423,610	5.592	49
50	930	62,521	42,290	480,235	241,903	390,648	5.130	50
87	5,330	104,536	30,440	796,755	740,349	421,510	5.600	51
62	2,368	53,980	35,207	1,224,847	631,186	540,270	7.366	52
41	1,394	57,116	8,553	739,139	274,089	433,809	5.914	53
98	8,981	59,018	74,792	3,175,248	465,126	276,417	2.202	54
53	(未開業)	62,625	47,643	1,087,238	222,387	472,153	6.644	55
53	845	45,332	5,497	737,444	334,184	419,895	6.004	56
72	729	54,822	5,722	557,758	478,317	365,033	5.280	57
—	2,014	38,822	64,527	1,385,229	256,161	467,000	6.888	58
28	2,169	52,285	29,782	829,463	653,128	543,746	8.010	59
23	—	25,342	4,301	464,838	207,492	263,852	4.046	60
82	(未開業)	29,878	23,117	833,812	224,822	298,364	4.584	61
21	646	58,544	7,176	753,166	1,317,802	410,628	6.344	62
68	2,318	47,195	13,331	879,091	34,970	366,680	5.704	63
48	1,254	54,979	13,407	1,022,834	264,185	326,031	5.109	64
70	1,165	64,188	2,620	1,497,608	141,000	458,088	7.348	65
—	—	26,925	8,811	657,465	48,235	307,247	4.939	66
51	2,718	55,574	9,897	631,689	398,340	464,941	7.481	67
41	501	59,794	13,152	945,460	156,753	399,683	6.474	68
30	1,486	44,221	14,885	927,527	329,869	464,944	7.607	69
91	1,284	49,665	4,997	712,333	507,943	406,641	6.705	70
39	1,903	70,330	21,837	578,621	118,110	322,561	5.422	71
20	1,791	47,476	34,365	701,416	479,524	385,897	6.600	72
49	1,704	49,014	16,243	527,145	218,751	247,853	5.978	73
—	2,269	53,768	6,595	699,344	156,612	321,267	5.767	74
19	1,050	53,211	19,559	779,531	238,720	496,295	8.669	75
—	1,052	30,763	34,910	644,513	19,945	378,356	6.706	76
62	(未開業)	29,826	8,229	556,453	443,815	389,734	6.938	77
56	4,225	67,257	10,674	583,283	253,117	376,460	6.726	78
—	571	33,861	14,327	630,559	64,475	373,297	6.823	79
—	(東京市の方に含む)	39,053	26,505	511,715	980	330,213	6.147	80
—	1,082	41,887	33,444	1,119,784	486,368	520,468	9.751	81
—	981	48,955	14,324	705,486	114,272	328,343	6.255	82
89	1,881	52,337	7,105	676,610	492,609	382,660	7.354	83

1 日現在の市域に依る。

2 全 國 都

都 市	所 在 道 府 縣	市 制 施 行 期	面 積 (11年3月現在) (万坪)	人 口 (10年國勢調査) (市域別)	死 亡 率 (10年) (%)	主要市營 企業種目
84	今治市	愛媛 媛 大 9. 2.11	13.13	51,602	18.0	乗水
85	宇和島市	愛媛 山形 明 10. 8. 1	54.17	51,280	20.2	—
86	米澤市	山形 形 明 22. 4. 1	18.48	50,448	17.3	—
87	佐賀市	佐賀 賀 大 22. 4. 1	9.09	50,154	18.9	—
88	沼津市	静岡 岡 大 12. 7. 1	12.51	49,824	14.6	—
89	大垣市	岐阜 阜 〃 7. 4. 1	15.80	49,273	14.2	—
90	足利市	福井 木 〃 10. 1. 1	9.13	48,875	12.6	水
91	福島市	福島 島 明 40. 4. 1	8.59	48,484	19.8	水
92	銚子市	千葉 昭 8. 2.11	24.45	48,352	21.5	—
93	銚子市	千葉 昭 4.10. 1	24.25	47,553	12.9	—
94	川崎市	神奈川 葉 〃 9.11. 3	22.95	46,711	12.3	—
95	若松市	福岡 島 明 32. 4. 1	5.75	46,199	15.5	水
96	弘前市	青森 森 〃 22. 4. 1	12.75	46,014	...	—
97	鳥取市	鳥取 取 〃 22.10. 1	40.24	45,335	18.0	水
98	浦和市	埼玉 玉 昭 9. 2.11	18.63	44,328	12.6	—
99	直方市	福岡 岡 〃 6. 1. 1	56.50	43,943	16.9	水
100	明石市	兵庫 庫 大 8.11. 1	7.79	42,644	16.6	水
101	飯塚市	福岡 大 昭 7. 1.20	16.16	39,629	16.7	水
102	岸和田市	和歌山 大 11.11. 1	4.06	39,097	17.6	—
103	平塚市	神奈川 奈 昭 7. 4. 1	10.87	38,348	15.8	—
104	熊谷市	埼玉 玉 〃 8. 4. 1	20.16	37,649	17.2	—
105	鶴岡市	山形 形 大 13.10. 1	16.97	37,224	19.3	水
106	米子市	鳥取 昭 2. 4. 1	11.67	36,635	19.1	水
107	津山市	岡山 昭 13. 4. 1	18.92	36,575	14.5	電
108	津山市	岡山 昭 4.12. 1	39.87	36,092	17.8	水
109	帯広市	北海道 〃 8. 4. 1	50.71	35,695	21.2	—
110	松本市	長野 大 〃 8. 2. 1	17.49	35,661	18.3	—
111	上田市	長野 大 8. 5. 1	20.73	35,380	15.2	—
112	川口市	埼玉 〃 11.12. 1	13.33	35,192	17.4	—
113	山口市	山口 昭 4. 4.10	48.91	34,803	17.9	—
114	倉敷市	岡山 〃 3. 4. 1	18.20	34,716	14.9	水
115	三石市	岡山 〃 9. 1. 1	12.58	34,649	17.4	水
116	萩市	山口 〃 8. 4. 1	23.89	33,530	19.4	水
117	萩市	山口 〃 7. 7. 1	79.34	32,587	18.5	水
118	新宮市	和歌山 〃 8.10. 1	23.20	32,055	20.5	—
119	酒田市	山形 〃 8. 4. 1	13.77	31,866	19.8	水、電
120	高田市	新潟 明 44. 9. 1	7.91	31,284	21.2	水、瓦
121	唐津市	佐賀 昭 7. 1. 1	30.08	31,058	18.5	水
122	尾道市	広島 明 31. 4. 1	3.75	30,777	15.7	水、乗
123	八幡濱市	愛媛 媛 昭 10. 2.11	38.70	30,500	...	—
124	中津市	大分 〃 4. 4.20	15.44	30,328	16.8	水
125	海老丸市	香川 〃 9. 5. 1	13.77	29,917	19.2	水
126	丸亀市	香川 明 32. 4. 1	11.07	29,615	15.9	水

備考 弘前市は昭和11年1月1日、隣接町村の一部を合併して市域を拡大せるが、本表面積

市 一 覽

水道給水普及率 (%) (8年度末現在又は同年度中)	瓦斯需要者数 (9年度)	電燈總燈数 (9年度末現在)	生産物價額 (9年度)(千円)	普通經濟歲出入額 (11年度)(円)	特別經濟歲出額 (11年度)(円)	市 税 收入額 (11年度)(円)	市民1人當市稅負擔額 (11年度)(円)	都市番號
—	1,867	42,880	32,650	458,540	376,082	318,265	6.168	84
43	1,265	39,191	8,452	659,961	248,584	352,606	6.876	85
—	—	35,984	7,874	345,219	83,492	264,557	5.244	86
—	(未開業)	49,216	10,967	773,515	140,046	302,160	6.025	87
—	1,366	46,257	8,177	561,178	4,087	358,494	7.195	88
—	1,497	39,370	46,828	686,202	315,379	332,087	6.740	89
44	1,888	40,982	23,222	481,716	45,481	275,181	5.630	90
68	1,920	44,828	5,624	901,933	7,339	315,876	6.515	91
—	1,027	26,137	15,408	359,500	—	232,962	4.818	92
—	—	32,335	12,058	572,504	124,020	212,331	4.465	93
—	2,269	...	37,239	319,111	—	206,851	4.428	94
32	—	43,174	6,795	609,906	2,188	304,144	6.583	95
—	—	41,456	5,043	591,823	132,344	349,604	7.598	96
76	1,484	39,431	4,463	499,591	250,716	294,497	6.496	97
—	2,173	38,717	1,079	617,187	86,330	320,502	7.230	98
44	—	34,784	6,808	391,180	—	275,148	6.261	99
50	2,007	34,782	13,541	836,848	150,959	328,065	7.693	100
66	—	40,591	8,937	515,391	181,829	286,208	7.222	101
—	3,548	23,010	22,171	365,167	232,368	239,396	6.123	102
—	1,003	32,531	9,227	478,200	41,667	218,693	5.703	103
—	866	29,163	7,190	415,889	56,190	252,238	6.700	104
—	700	28,044	6,883	469,702	136,576	246,645	6.626	105
54	753	32,850	3,537	316,032	79,953	224,491	6.128	106
—	(未開業)	25,086	3,529	569,925	358,340	217,714	5.953	107
—	1,042	36,311	5,878	333,841	94,363	251,787	6.976	108
—	—	21,414	2,093	458,221	27,187	263,096	7.371	109
—	783	30,181	8,279	410,621	164,432	209,088	5.863	110
—	—	26,241	3,898	441,614	32	233,280	6.594	111
—	1,351	27,413	7,432	532,720	41,935	242,116	6.880	112
—	998	34,095	2,428	325,771	148,415	233,113	6.698	113
52	1,524	31,462	31,486	461,572	101,181	206,547	5.950	114
—	1,087	26,134	4,505	305,251	200,138	194,235	5.606	115
36	—	20,124	5,925	595,045	—	266,362	7.944	116
—	—	24,360	8,181	426,709	274,200	217,592	6.677	117
—	—	23,546	7,194	268,232	111,228	171,725	5.357	118
25	—	20,700	1,738	381,952	376,426	161,154	5.057	119
39	1,056	28,200	4,102	382,404	9,539	205,302	6.563	120
—	(未開業)	24,714	5,218	365,981	213,066	239,626	7.715	121
65	2,083	35,775	3,788	426,141	204,381	271,097	8.808	122
—	—	286,636	205,862	176,523	5.788	123
38	—	29,816	10,022	418,299	151,702	203,484	6.709	124
—	757	20,315	13,651	332,631	—	137,998	4.612	125
54	503	28,062	6,442	435,893	106,293	217,024	7.328	126

人口は舊市域に依る。

2 全 國 都

都 市	所在道府縣	市制施行期	面積 (11年3月現在) (方町)	人口 (10年國勢調査) (市域同左)	死亡率 (10年)(%)	主要市營 企業種目
127	首里市	沖繩 繩口	2.45	19,305	17.8	乘
128	德山市	山形 山形	23.78	32,062	...	—
129	岡谷市	長野 野	38.41	41,333	...	—
朝鮮						
501	京城府	京畿道 大	135.66	444,098	...	水
502	釜山府	慶尙南道 //	83.96	182,503	...	水
503	平壤府	平安南道 //	23.07	182,121	...	水、電、軌、乘
504	大邱府	慶尙北道 //	9.25	107,414	...	水、乘
505	仁川府	京畿道 //	7.05	82,997	...	水、乘
506	木浦府	全羅南道 //	8.37	60,734	...	水
507	元山府	咸鏡南道 //	15.81	60,169	...	水
508	新義州府	平安北道 //	6.25	58,462	...	水
509	咸興府	咸鏡南道 昭	9.30	56,571	...	水
510	開城府	京畿道 //	13.88	55,537	...	水
511	清津府	咸鏡北道 大	22.53	55,530	...	水
512	光州府	全羅南道 昭	19.00	54,607	...	—
513	鎮南浦府	平安南道 大	10.86	50,512	...	水
514	全州府	全羅北道 昭	11.27	42,387	...	—
515	群山府	全羅北道 大	7.70	41,698	...	水
516	大田府	忠清南道 昭	16.00	39,061	...	—
517	馬山府	慶尙南道 大	9.72	31,778	...	水
臺灣						
601	臺北市	臺北州 大	47.78	274,157	17.4	水、乘
602	臺南市	臺南州 //	58.92	110,816	17.7	水
603	基隆市	臺北州 //	46.48	86,887	22.1	水
604	高雄市	高雄州 //	50.43	85,467	19.0	水
605	嘉義市	臺南州 昭	54.23	73,072	21.6	水
606	臺中市	臺中州 大	21.76	70,069	17.9	水
607	新竹市	新竹州 昭	31.84	51,025	18.0	水
608	屏東市	高雄州 //	62.27	43,430	23.8	水
609	彰化市	臺中州 //	63.39	51,014	21.0	—
關東州						
701	大連市	關東州 大	45.10	377,009	12.5	水
702	旅順市	關東州 //	21.39	34,690	10.3	水
樺太						
801	豊原町	樺太 太	647.00	31,648	...	水
802	大泊町	樺太 太	25.88	33,312	...	水

市 一 覽

水道給水普及率 數 (%) (8年度末現在) (9年度末現在) (10年度末現在)	瓦 斯 需要者數 (9年度)	電 燈 總燈數 (9年度末現在)	生 產 物 價 額 (9年中)(千円)	普通經濟 歲出入額 (11年度)(円)	特別經濟 歲出入額 (11年度)(円)	市 稅 收入額 (11年度)(円)	市民1人 當市稅 負擔額 (11年度)(円)	都 市 番 號
—	—	2,497	2,361	109,310	261,888	49,369	2,557	127
—	491	—	...	499,543	1,292,536	236,159	7,366	128
—	2,209	—	17,911	256,000	107,652	98,798	2,390	129
66	18,872	357,145	51,513	11,345,534	137,313	2,375,157	5,348	501
36	5,522	90,111	7,718	2,586,229	614,388	737,121	4,039	502
57	—	85,526	37,855	3,475,957	1,021,603	417,472	2,292	503
32	—	49,991	9,989	1,505,639	113,455	478,112	4,451	504
41	—	39,560	33,662	1,663,187	5,277	282,649	3,406	505
41	—	18,899	11,568	723,704	5,867	177,018	1,927	506
29	—	20,323	4,752	804,200	—	163,173	2,712	507
19	—	26,461	6,665	638,423	66,531	175,553	3,003	508
36	—	23,521	1,937	664,351	—	126,695	2,240	509
—	—	11,497	6,669	402,172	—	148,599	2,676	510
50	—	17,558	9,769	1,037,561	—	173,853	3,131	511
—	—	—	—	766,865	—	191,377	3,505	512
51	—	18,325	3,798	801,191	—	141,420	2,800	513
—	—	—	1,141	409,038	—	106,545	2,514	514
39	—	19,339	1,551	602,568	—	139,455	3,344	515
—	—	—	352	283,526	349	106,505	2,727	516
17	—	12,778	757	440,877	—	95,483	3,005	517
—	5,033	180,010	32,886	4,151,336	684,335	1,186,537	4,328	601
30	—	56,346	7,179	1,083,863	—	334,484	3,018	602
51	—	42,816	17,539	1,426,590	—	357,119	4,110	603
43	—	42,202	22,180	1,206,570	371,093	362,537	4,242	604
56	—	26,548	5,610	921,019	—	235,100	3,217	605
40	—	40,474	15,381	1,001,069	—	280,072	3,997	606
41	—	16,314	4,702	813,508	—	140,968	2,763	607
32	—	16,057	15,049	883,014	—	166,708	3,839	608
—	—	12,528	8,397	593,531	—	147,214	2,886	609
96	27,154	324,796	...	2,461,345	3,511,284	1,750,614	4,643	701
54	—	25,624	...	118,329	51,810	75,300	2,171	702
45	—	26,429	8,867	472,008	281,608	256,412	...	801
42	—	19,875	4,967	334,546	61,887	181,973	...	802

II 市 域

市制施行地 明治 22 年市制施行當時は内地市町村数 13,386 の内、市制を施行した市は 39 に過ぎなかつたが、爾來漸次増加し、昭和 10 年 10 月 1 日の國勢調査當日には 127 に達し、更に昭和 11 年 4 月 1 日岡谷市の出現を以て 129 市を數へるに至つた。今その増加を町村数の消長と共に示せば次の如くである。

市町村数の消長

	明治22	明治31	明治41	大正 2	大正 9	大正14	昭和 5	昭和10.10.1.	昭和11.6.1.
市	39	52	66	69	83	100	109	127	129
町村	715	1,166	1,164	1,246	1,366	1,510	1,625	1,696	1,709
	12,632	13,557	11,223	11,033	10,782	10,451	10,180	9,710	9,661

昭和 5 年國勢調査當時の 109 市の内、伏見市は京都市に合併したが、其後市制施行地となつたものは直方、唐津、飯塚、平塚、萩、松阪、銚子、延岡、川口、熊谷、石巻、酒田、帯廣、新宮、三條、浦和、海南、市川、八幡濱、徳山、岡谷の 21 市である。内徳山市迄は前回迄の年鑑に詳細を示したから、最後の岡谷市に就て要領を掲げる事とする。尙舊尼崎市は昭和 11 年 4 月 1 日を以て廢され、別に新尼崎市が成立したからその摘要をも併せ掲げる。

新市制施行地

新 市	市制施行期	摘 要
岡 谷 市	11. 4. 1	長野縣諏訪郡平野村を廢し此の區域を以て置く
尼 崎 市	11. 4. 1	兵庫縣尼崎市及川邊郡小田村を廢し此の區域を以て置く

市域の擴張 昭和 5 年國勢調査以後に市域の擴張或は變更を行つた市は別表に

示した如く 43 市に達する。内名古屋市のは單なる境界變更に過ぎなかつたが、他は總て都市の發達による隣接地の併合である。昭和 10 年 10 月 1 日以降の市域擴張例を示せば次の如くである。

市 域 擴 張 地

都 市	擴張年月日	摘 要
姫 路 市	10.10. 1	兵庫縣飾磨郡城南村及高岡村を編入
金 澤 市	10.12.16	石川縣石川郡富樫村、湯津村、米丸村、鞍月村、栗崎村、大野町を編入
弘 前 市	11. 1. 1	青森縣中津輕郡和徳村大字和徳の全部及び大字高崎及同堅田の一部を編入
濱 松 市	11. 2.11	静岡縣濱名郡曳馬町及富塚村を編入
津 市	11. 3. 1	三重縣安濃郡藤木村を編入
姫 路 市	11. 4. 1	兵庫縣飾磨郡安室村、荒川村及手柄村を編入
金 澤 市	11. 4. 1	石川縣石川郡崎浦村、三馬村及河北郡小坂村を編入
福 井 市	11. 5. 1	福井縣足羽郡和田村を編入
岐 阜 市	11. 6. 1	岐阜縣安八郡安井村を編入

外地の都市 朝鮮に於ては内地の市に當るものに府があり、町村に當るものに邑面がある。昭和 8 年末に於ける其の數は府 14、邑 49、面 2,397 であつたが昭和 10 年 10 月 1 日を以て、全州、光州、大田の 3 府が新に出現し、府の數は 17 となつた。朝鮮の府の府域擴張に關しては前々回の年鑑に詳細の表を掲げた。昭和 10 年 10 月 1 日以降の府域擴張事例は次の如くである。

臺灣には昭和 9 年末に於て 9 市 38 街 217 庄（其他僻陬に 18 區 580 蕃地）がある。市の數はその後増加を見ない。

朝鮮の府域擴張地

府 名	擴張年月日	摘 要
京 城 府	11. 4. 1	京畿道高陽郡龍江、漢芝兩面の全部、同延禧、恩平、崇仁各面の一部、始興郡永登浦邑の全部、同東北各面の一部、及金浦郡陽東面の一部を編入
釜 山 府	11. 4. 1	慶尙南道東萊郡西面の全部及同沙下面の一部を編入

各 市 面 積

Table of city areas (面積) in square kilometers (方km) for various cities. Columns include city names and their corresponding area values. The table is organized in four columns of city names and their areas.

備考 1. 本表内地都市は内閣統計局調(昭和10年3月末現在)により昭和11年3月末現在市域に基き算出した。但し尼崎市は新市域により弘前市は舊市域による。
2. 外地都市は本會の照會に對する回答による。
3. * 印は昭和5年國勢の調査以後に市域を擴張せるもの。

III

人 口

我が版圖内の人口 我國は大正9年第1回国勢調査を実施して以來、最近昭和10年10月1日の中間調査を以て、既に4回の國勢調査を行つた。各調査期に於ける我が版圖内各地の人口並に其の増加情勢を見ると次の如くである。

我が版圖内各地の人口

Table showing population statistics for various regions including total population, land area, and growth rates. It includes data for the years 1920 (大正9年), 1925 (昭和5年), and 1930 (昭和10年).

備考 * 公簿人口、脱漏甚だ多きが如し。

將來の我國人口が如何に増殖し行くかは、勿論正確に測知し得る限りではないが、假に内地の人口が、昭和5-10年の増加率を維持し行くとすれば、昭和11年以後

昭和 15 年迄の前年度の人口は、次の如く推計せられる。

内地の将来の人口の推計

昭和 11 年	昭和 12 年	昭和 13 年	昭和 14 年	昭和 15 年
70,256,600	71,273,600	72,305,400	73,352,000	74,413,800

内地各都市の人口 内地各都市の昭和 10 年國勢調査確定人口は本篇第 1 表に掲げた。人口は、若干の例外を除き、昭和 11 年 3 月末現在の市域で押へ、尙同地域に於ける従前の人口をも併記して、各市の人口増加傾向を見易からしめた。

昭和 10 年國勢調査當時には市の数は 127 であつたが其後徳山及岡谷 2 市が加はつた。東京を第 1 位とし大阪之に亞ぎ、名古屋、京都、神戸、横濱の順を以て更に之に亞いでゐる。前回大阪、東京、名古屋、神戸、京都、横濱の順であつたが、市域擴張の結果、東京と京都とが夫々一位宛躍進した。六大都市に亞ぐのは広島であつて、内地に初めて人口 30 萬臺の都市が現出した。20 萬臺の市は前回調査に際しては廣島の外福岡、長崎の 2 市に過ぎなかつたが、今回は此の外に吳、仙臺、八幡、函館、静岡の 5 市を加へた。10 萬臺の市は、人口順に札幌、熊本、横須賀、鹿兒島、和歌山、佐世保、岡山、金澤、川崎、小樽、堺、*豊橋、新潟、濱松、*下關、*岐阜、門司、*小倉、*大牟田、*高知の 20 市であつて、内 *印を附したのは、今回初めて此の班列に入つたものである。

國勢調査の際には叙上の通りであるが、其後昭和 11 年 4 月に至り尼崎市が其の郊外の小田村と合さつて新市を形成した事により、人口 12 萬を超ゆる大都市となつた事は特記せねばならぬ。

本篇第 1 表には本欄になほ内地各市の将来人口として、昭和 11, 13, 15 各市に関する推計数字を掲げて置いた。之は内閣統計局で定めてゐる推計方式に基いて、各市の昭和 11 年 3 月末日現在市域(尼崎市は 4 月 1 日現在、弘前市のみは昭和 10 年末)人口に就いて推計したものである。内閣統計局の推計方式は、既往 2 回の國勢調査人口によつて定まつた増加率を幾何平均した割合で、全國人口が年々増加し行くものと認め、次の如く計算するものである。

$$P_t = P_1 + (P_t - P_1) \frac{P_1 - P_0}{P_1 - P_0}$$

但 P_t, p_t は夫々全國及各市の推計年度人口

P_1, p_1 は夫々全國及各市の最近國勢調査人口

P_0, p_0 は夫々全國及各市の前回國勢調査人口

此の式により、昭和 5—10 年の全國人口増加率を基礎として、上記推計数は計算せられたのであつて、各市の特殊事情に頓著無く機械的に計算したものであるから決して適中は期待し難いが、或る程度の指針とはなり得るであらう。(計算に関する詳細は東京市政調査會刊行雑誌「都市問題」昭和 11 年 7 月號参照)

都市人口と都市外人口 上記各地方に於ける市(朝鮮に在つては府)の人口を夫以外の地の人口と對比し、大正 9 年第 1 回國勢調査以來の推移を見るに、次表の如くである。

市部人口と市部外人口

地 域	調 査 時 期 及 種 類	市 府 數	人 口		全 國 人 口 100 中 (%)	
			市 部	市 部 外	市 部	市 部 外
内 地	大正 9.10. 1 國勢調査	83	10,096,758	45,866,295	18.0	82.0
	" 14.10. 1 同 上	101	12,896,850	46,839,972	21.0	78.4
	昭和 5.10. 1 同 上	109	15,444,300	49,005,705	24.0	76.0
	" 10.10. 1 同 上	127	22,666,307	46,587,841	32.7	67.3
朝 鮮	大正 9.10. 1 公簿調査	12	578,847	16,685,272	3.4	96.6
	" 14.10. 1 國勢調査	12	928,173	18,594,772	4.8	95.2
	昭和 5.10. 1 同 上	14	1,189,791	19,868,514	5.7	94.3
	" 10.10. 1 同 上	17	1,606,179	21,292,859	7.0	93.0
臺 灣	大正 9.10. 1 國勢調査	5	353,855	3,301,453	9.7	90.3
	" 14.10. 1 同 上	5	426,799	3,566,609	10.7	89.3
	昭和 5.10. 1 同 上	7	619,910	3,972,627	13.5	86.5
	" 10.10. 1 同 上	9	845,937	4,366,489	16.2	83.8
關 東 州 及 鐵 道 附 屬 地	大正 9.10. 1 國勢調査	2	182,098	737,470	19.8	80.2
	" 14.10. 1 同 上	2	229,222	824,852	21.7	78.3
	昭和 5.10. 1 同 上	2	326,485	1,001,526	24.6	75.4
	" 10.10. 1 國調速報	2	411,699	1,245,064	24.8	75.2

即ち内地は市部人口割合最も多く、朝鮮は最も少い(關東州に於て其の比較的高いのは、同地が地域狭小なるに因る)。又各地何れも逐年都市の數を増し、且その人口の割合を増加して、所謂人口都市化の現象が愈々著しいことを示してゐる。

今我國に於ける人口の都市化が、諸外國に比しどの位の程度にあるかを示すが爲に、最近の調査に據る各國の人口階級別市町村人口割合を見ると次表の如くである。

各國の人口階級別市町村人口割合

國	調査年次	總人口	總人口 100 に対し下記各階級市町村人口割合				
			1萬未満	1萬-2萬	2萬-5萬	5萬-10萬	10萬以上
日本内地	1930	64,450,005	59.2	8.9	7.3	6.8	17.8
	1930	21,058,305	64.5	25.6	5.9	0.8	3.2
	1930	4,458,760	11.1	49.9	26.1	7.7	5.2
	1931	39,947,931	25.7	8.4	11.9	8.8	45.2
朝鮮	1931	41,834,923	61.7	7.5	8.4	6.7	15.7
	1933	65,188,626	50.7	6.0	7.7	5.4	30.2
イギリス	1930	7,935,565	36.4	14.9	11.5	10.0	27.2
	1930	8,092,004	54.1	13.4	15.2	5.7	11.6
	1931	41,709,581	49.6	14.5	12.4	6.7	16.8
	1930	4,067,394	69.6	5.5	4.6	4.8	15.5
フランス	1930	3,550,656	61.1	8.4	6.2	3.9	20.4
	1931	6,162,446	72.7	4.6	6.3	1.9	14.5
	1930	2,814,194	76.8	6.2	2.6	5.4	9.0
	1931	31,927,773	79.4	3.4	4.5	2.2	10.5
ドイツ	1930	14,726,158	77.4	6.1	5.6	0.9	10.0
	1923	6,534,481	61.3	2.9	2.4	0.9	32.5
ハンガリー	1930	8,688,319	57.5	10.0	11.5	6.5	14.5
	1931	13,930,918	86.5	3.7	4.1	1.9	3.8
ユーゴスラビア	1926	5,255,924	86.2	3.9	4.0	2.3	3.6
	1930	18,025,237	82.7	3.9	3.7	3.8	5.9
ルーマニア	1926	146,707,614	84.1	3.8	2.8	2.8	6.5
	1930	122,775,046	52.5	5.6	7.0	5.3	29.6

備考 * 蕃界及水面を除く。* イングランド及ウェールズのみ。

内地に於ける人口の都市集中 上掲の市部及市部外人口比較の表に於ては、市部人口は各調査當時の市域に就て計上せられて居り、従つて其の人口増加は調査地域の漸次擴大した事實をも包含して示されてゐるが爲に、増加率は著しく大きくなつてゐる。殊に昭和5年と昭和10年との間には、東京市の擴大てふ事實があつて著しく数字の性質の均齊を缺いてゐる。(諸外國との比較表にある我國人口階級別市町村人口割合は、昭和5年10月現在の區域に據るものであつて、東京市は擴張以前の人口で計算せられてゐる)。是亦都市の發達を如實に示すものではあるけれども、地域を同一に取つて其の人口の推移を觀察するならば、人口の都市集中傾向は一層簡潔に表示せられるであらう。この見地から、昭和11年3月末日現在の市域を取り、(但尼崎市は4月1日現在、弘前市のみ昭和10年末現在の舊市域) 其の範圍内の人口の増加状況を見れば、次の如くである。

昭和11年3月現在市域に於ける人口の増加

年次	人口	前回國勢調査との間の増加數	前回國勢調査との間の増加數 (%)	國勢調査期毎の全國人口に對する割合 (%)
大正9年	14,550,884	—	—	26.00
大正14年	17,053,780	2,502,896	17.20	28.54
昭和5年	19,778,190	2,724,410	15.98	30.69
昭和10年	22,820,929	3,042,739	15.38	32.95

本表に示された都市の人口増加率は、前掲の内地人口全部の増加率よりも遙かに大である。以て我國に於ける人口都市集中傾向の著しいことを知るに足る。

人口の都市集中が此の儘に持續されて行くなれば、將來如何なる状態に達するであらうか。上に記した内閣統計局推算方式による我國將來人口推計と、各市の將來人口の推計の總和とを對照して示すと次の如くである。

將來の人口都市集中の推計(内地)

	全 國	都 市 (昭和11年 3月市域)	全國人口中 都市人口割合 %	對前年増加數	
				全 國	都 市
昭和11年10月	70,256,600	23,471,700	33.4	1,002,500	650,800
" 12年 "	71,273,600	24,121,200	33.8	1,017,000	649,500
" 13年 "	72,305,400	24,736,600	34.2	1,031,800	615,400
" 14年 "	73,352,000	25,379,400	34.5	1,046,600	642,800
" 15年 "	74,413,800	26,137,900	35.1	1,061,800	758,500

外地に於ける都市人口 外地に於ては、内地の市に比すべきもの。朝鮮に17府、臺灣に9市、關東州に2市がある。樺太には市は無いが、大泊豊原兩町は人口3萬を超えてゐる。(朝鮮、臺灣都市中最近昇格の3府2市は下記統計に含まず)

内地の諸都市に於ては、近時外國人及外地人の在住者の數を増しつゝあつて(就中多數なるは朝鮮人であつて昭和5年國勢調査に據れば、東京府38,355 大阪府96,943 京都府27,785 愛知縣35,301 兵庫縣26,121 神奈川縣13,181 あり、其の大部分は六大都市に在住する) 其間種々の社會的問題が発生してゐる。併し之を單純に人口統計の上から見れば、該都市の總人口中に於ける此種非内地人の數は、未だ左程の重要性を有つてはゐない。反之外地都市に於ては、樺太を除き、人口の大部分は土著

の外地人であつて、内地人は之より少数だけれども、而も其の割合は相當の高率に上り、民籍別的觀察は、内地と異り、不可缺の緊要事である。朝鮮、臺灣及關東州に於ける全土及都市人口を、此の點から觀察した統計を次に示さう。

外地に於ける内地人と土著人との都市集中状態 (昭和5年國勢調査)

地 域	人 口			總人口 100 中		民籍別人口100中 都市にあるもの		
	總 數	内 地 人	土 著 人	内地人	土著人	内地人	土著人	
朝 鮮	全土	21,058,305	527,016	20,438,108	2.5	97.1	—	—
	都市	1,189,791	268,380	889,082	22.5	74.7	50.9	4.4
臺 灣	全土	4,592,537	228,281	4,313,681	5.0	93.9	—	—
	都市	619,910	143,511	446,725	23.2	72.1	62.9	10.4
關東州鐵道 附屬地	全土	1,328,011	225,257	* 1,084,452	7.0	* 81.7	—	—
	都市	326,485	109,892	* 214,819	33.7	* 65.8	48.8	* 19.8

備考 * 支那人及少許の其他外國人を含む。

之に依れば、内地人の全土に於ける人口割合は、極めて微少に過ぎないが、其の都市人口中に占むる割合は著しく大に、また内地人にして都市に住む者の割合は、土著人にして都市に住む者の割合よりも、遙かに大なることが明かである。即ち外地の都市は著しく内地人化され、また外地の内地人は著しく都市化されてゐることが知られる。

内地都市人口の男女別 昭和10年國勢調査による確定人口は既に公表せられたが、其の男女別内譯は、本篇執筆中未だ發表を見なかつた。故に昭和10年は速報の概數に依り、大正9年以來各國勢調査期に於ける、全國、郡部、都市、大都市に於ける人口の、女100に對する男の割合の變遷を見るに次の如くである。

女子人口100に對する男子人口割合の推移 (内地)

年 次	全 國	郡 部	市 部	人口10萬以上の都市
大 正 9 年	100.45	98.72	108.72	112.6
〃 14 年	100.97	99.21	107.64	111.3
昭 和 5 年	101.03	99.24	106.94	110.6
〃 10 年	100.62	98.33	105.49	108.1

之によれば、市部は男の超過率漸減の兆があり、郡部に於ても從來男人口の割合が上昇しつつあつたのが今回反落したことが認められる。但連年的に比較せず、1年

度に於て觀察すれば、此の男人口超過の割合は、常に市部に於て郡部よりも高く、大都市に於ては一層著しきを見る。

各都市の男女別人口は、確定數の公表を待たんが爲に、今回は割愛して統計表中に掲げなかつた。本年鑑前回版には昭和5年當時の市域に於ける年齢階級別並に出生地別の男女人口が掲げられてある。國勢調査の結果に就て見れば、毎回、大都會、鑛業地、衛戍地、拓殖地が男人口多く、纖維工業地は女が多いのが常である。

外地都市人口の男女別 外地に於ける男女別人口割合を見るに、次表に掲ぐる如くであつて、内地に於けると頗る異つた状態を示す。

外地に於ける女人口100に對する男割合 (昭和5年國勢調査)

地 域	總 數		内 地 人		土 著 人	
	全 土	都 市	全 土	都 市	全 土	都 市
朝 鮮	104.6	111.0	118.6	114.1	103.6	105.7
臺 灣	105.1	109.3	* 120.5	114.2	103.4	103.0
關東州及鐵道 附屬地	155.9	190.8	107.2	105.6	* 163.1	* 263.6
樺 太	133.1	119.8

備考 * 支那人及少許の外國人を含む。

此の表に據れば、外地全土はいづれも内地より男人口の超過多く、特に關東州は其の超過率驚くべきものがある。而して朝鮮及關東州に於ては、土著人の男割合は都市に於て高率であつて、男子が生産地たる都市へ蝟集せる状を示すに對し、内地人は都市に於ける男人口割合、全土に於けるよりも却つて少く、婦人が生活安全の地を求めて都市に集中してゐることを示してゐる。臺灣に於ては、内地人も本島人も共に都市に於て女人口の割合が比較的高い。但婦人の都市に集中せる割合から見れば、内地の方が本島人より著しいのは勿論である。

内地都市人口の年齢別 昭和10年國勢調査に於ける年齢別人口は未だ公表せられないから昭和5年國勢調査に基き、人口を幼年、青壯年、老年の3階級に分ち、特に男子は生産年齢級と非生産年齢級とに、女子は可孕年齢級と不孕年齢級とに分つて、全國並に都市全體(當時の市域による)の總數を見ると次の如くである。

全國及 6 大都市の男女年齢階級別人口 (内地)

男女年齢階級	人口 (昭和 5)		人口1000中各年齢階級人口割合				各年齢階級人口1000中都市人口割合	
	全 國	都 市	昭 和 5 年		大 正 9 年		昭 和 5 年	大 正 9 年
			全 國	都 市	全 國	都 市		
男 總 數	32,390,155	7,981,248	1,000	1,000	1,000	1,000	246	188
0 - 14	11,894,788	2,473,249	367	809	368	306	208	156
15 - 59	18,356,304	5,177,459	567	651	558	649	282	218
60 以上	2,139,063	330,540	66	40	75	45	155	113
女 總 數	32,059,850	7,463,052	1,000	1,000	1,000	1,000	233	173
0 - 14	11,684,477	2,410,508	364	323	362	320	206	153
15 - 44	13,657,015	3,755,222	427	504	429	502	275	203
45 以上	6,718,358	1,297,322	209	173	210	178	193	147

外地男女年齢階級別人口 (昭和 5 年國勢調査)

男女年齢階級	人 口		人口 1000 中 各 年 齡 階 級 人 口 割 合		各年齢階級人口1000中都市人口割合
	全 土	都 市	全 土	都 市	
朝 鮮 (14 府)					
男 總 數	10,763,679	626,019	1,000.0	1,000.0	58.2
0 - 14	4,270,178	206,360	396.7	329.6	48.3
15 - 59	5,894,381	397,105	547.6	634.3	67.4
60 以上	599,120	22,554	55.7	36.1	37.6
女 總 數	10,294,626	563,772	1,000.0	1,000.0	54.8
0 - 14	4,075,404	202,039	395.9	358.4	39.6
15 - 44	4,419,626	269,608	429.3	478.2	61.0
45 以上	1,799,596	92,125	174.8	163.4	51.2
臺 灣 (7 市)					
男 總 數	2,353,288	323,775	1,000.0	1,000.0	137.6
0 - 14	947,726	116,549	402.7	360.0	123.0
15 - 59	1,331,881	197,778	566.0	610.9	148.5
60 以上	73,181	9,448	31.3	29.1	128.2
女 總 數	2,239,249	296,135	1,000.0	1,000.0	132.2
0 - 14	912,129	113,480	407.3	383.2	124.4
15 - 44	957,934	135,525	427.8	457.6	141.5
45 以上	369,180	47,130	164.9	159.2	127.7
關東州及鐵道附屬地 (2 市)					
男 總 數	809,044	214,229	1,000.0	1,000.0	264.8
0 - 14	208,372	42,517	257.6	198.5	204.0
15 - 59	574,371	168,510	709.9	786.5	293.4
60 以上	26,301	3,202	32.5	15.0	121.7
女 總 數	518,967	112,256	1,000.0	1,000.0	216.3
0 - 14	198,489	39,019	382.5	347.6	196.6
15 - 44	247,768	59,951	477.4	534.0	242.0
45 以上	72,710	13,286	140.1	118.4	182.7

即ち都市に於ては男子生産年齢級、女子可孕年齢級の人口の割合が全國に比して高く、幼年老年階級人口の割合が低い。而して之を 10 年間の推移に就て見るに、男子に於ては全国的に生産年齢級の人口割合が著しく増し、老年人口割合が減じたが、都市に於ても老年人口割合は減じ、生産年齢級並に幼年級人口割合を増してゐる。女子に於ては、本表に採つた年齢別では全国的な變化は餘り著しくない。たゞ都市に於ては、可孕年齢級以下で若干の増加を來してゐる。

上掲表と同じき年齢階級別による各市の男女別人口は、本年鑑今回版には割愛したが、前回版には詳細掲げて置いた。参照せられん事を望む。

外地都市人口の年齢別 外地各都市に就ても、同じ男女年齢階級別人口を前回版中に掲げた。全土全都市の總括表を示せば、前頁所掲の表の如くである。

内地都市人口の出生地別 各都市の人口を其の出生地により區分して自市町村生、同府縣内生(自市町村生を含む)他府縣生、内地外生の 4 種とし昭和 5 年國勢調査當時の市域に就て總括的な數字を求め、之を郡部と對比して示せば、次の如くである。

都市及郡部の出生地別人口 (内地昭和 5 年國勢調査)

	人 口				總人口 1000 中 割 合			
	自市町村生	同府縣内生 (含自市町村生)	他府縣生	内地外生	自市町村生	同府縣内生	他府縣生	内地外生
市 部								
總 數	6,822,511	9,841,452	5,319,579	283,269	442	637	344	18
男	2,439,534	4,894,808	2,892,502	193,938	431	613	362	24
女	2,382,977	4,946,644	2,427,077	89,331	453	663	325	12
郡 部								
總 數	33,185,170	43,526,038	5,161,712	317,955	677	888	105	6
男	17,769,621	21,569,825	2,628,817	210,265	728	884	108	9
女	15,415,549	21,956,213	2,532,895	107,690	627	893	103	4

即市部に於ては男女共郡部に比し自市生が少く、他府縣生内地外生が多く、人口の他からの流入が多い事を語つてゐる。本表によつて知ることは、女の同府縣内生の者は、割合に於ても絶対數に於ても男の同様の者よりも多く、それが市郡共に



變らぬことである。但市部に於ては自市生の女が土著してゐるのが比較的多いが、郡部に於ては同府縣内で移動してゐる割合が多い。市郡共に同府縣内の小移動となると、男よりも女の方が寧ろ多數に上るのである。

各市個々の出生地別人口は外地都市のも共に、本年鑑前回版に掲げたが、今回は頁数の關係上割愛した。六大都市だけの自市生人口の總人口に對する割合を示すと次の如くである。

六大都市の自市生人口割合 (昭和5年)

	東京市(舊市)	大 阪 市	名 古 屋 市	京都市(舊市)	神 戸 市	横 濱 市
總 數	41	41	50	49	38	46
男	38	39	49	47	37	44
女	45	43	51	51	39	47

都市人口の職業別 各市の職業別人口は本篇第2表として掲げた如くである。各市いづれも昭和5年現在の市域の人口であるが、たゞ東京市だけは、大東京の數字を示さんが爲に、内閣統計局公表のものに、東京市調査に係る同市新編入地域の計數を加へて近似數を示した。東京市調査は特別調査區域を包含せざるが故に、兵營刑務所等の所在人口を逸し、前者は「陸海軍現役軍人」に相當多くの、後者は「其他無業者」に輕微の、影響を與へて居ることを注意せねばならない。

爰に一言斷つて置かねばならないのは、職業別人口と云ふ場合の「職業」の概念に關してである。從來「職業」の語は人口の經濟活動の分野を示す標識として、可なり不明確に慣用されて來たのであるが、昭和5年の國勢調査以後は「職業」なる概念に「産業」なる概念を對立せしめ、被調査者各個を二様の分類に當て嵌めることにより、國民の經濟活動の態様を明かにするやうになつた。職業分類は、各人の技能、社會的地位等に即して各人の經濟活動自體を考察の對象とし、産業分類は、各人の經濟活動を其の屬する經營體に關聯せしめて考察するものであつて、例へば製鐵會社に雇傭されてゐる貨物自動車運轉手は、職業別分類に於ては運輸業に收められるが、産業別分類に於てはその所屬會社の業態により、工業の中に包括されるのである。職業分類は大分類10 中分類41 小分類376 に、産業分類は大分類10 中分類42

小分類280に分たれ、此の兩分類を對照するによつて、國民經濟の組織は一層明白ならしめ得べく、依て以て從來の「職業」の觀念が、其の實「産業」の觀念を包藏せる曖昧矛盾を脱却し得べしとしてゐるのである。これは從來の分類法に比し大いなる進歩ではあるが、其の結果として、昭和5年の調査結果を大正9年の夫と比較することが技術的に甚しく困難となつたのは——若しくは、一層正確に述べれば、統計當局が大正9年の調査結果を全然遺却するの途を採つたのは——甚だ遺憾と云ふべきである。

産業分類と職業分類との觀念上の區別は上記の如くだが、中分類以上の大部分の分類項目につき其の調査實績を見るに、例へば産業別工業人口は職業別人口と大差無く、産業別「農耕」人口と職業別「農耕に從事する者」、産業別「接客業」人口と職業別「接客業に從事する者」とは殆ど其の數一致し、其他兩分類の相對應する項は何れを見ても、數値の上に徑庭を見ないことが多い。(たゞ産業別大分類「其他産業」人口は職業別大分類「其他有業者」より著しく少い、これ主として日傭労働者が産業別分類に於ては各種の産業に分類せしめられ、職業では此處に一括せられるが故である。)

故に兩分類中の相對應するものにあつては、大部分、産業別人口、職業別人口何れの數を取るも、實用上差支へ無いと云ふことが出来る。たゞ兩分類に於て各々特殊の項目を爲し、相蔽はざるもの(例へば産業分類に於ける物品販賣業は職業別に之に對應すべき項無く、職業別に於ける商業的職業者、書記的職業者亦之に相應する分類を産業別に見出し得ない)に至つては、夫々各分類に就て求めなければならないが、斯の如き種類のもの分類中に比較的小部分に過ぎない。故に本年鑑に於ては、産業別分類は割愛して職業別分類のみを掲記することとした。特に職業別を取つて、産業別を割愛したのは、朝鮮の國勢調査に於ては未だ産業別分類法を採用せず、職業別分類のみを集計してゐるが故に、内鮮間比較上職業別を採る方が便利なのと、産業別の語は未だ人耳に習熟してゐない所があるに因る。

内地都市人口の職業別 昭和5年の内地の職業別人口を都市と郡部とに分つて示すと次の如くである。

(但本篇第2表の東京市職業別人口は、大東京の範圍に就て示したが、この表の内地總數に含まれる東京市人口は當時の東京市、即舊東京市域のみである)

内地都市及郡部の職業別人口 (昭和5年)

職 業 別	人 口			有業人口1000中			各業人口 1000中 都市人口
	總 數	都 市	郡 部	總數	都市	郡部	
總 人 口	64,450,005	15,444,300	49,005,705	—	—	—	239.6
農 業	14,140,107	262,474	13,877,633	477.4	40.0	602.0	18.6
水 産	546,624	44,835	501,789	18.5	6.8	21.8	82.0
鑛 業	251,220	18,623	232,597	8.5	2.8	10.1	74.1
工 業	5,699,581	2,228,842	3,470,739	192.4	339.4	150.6	391.1
商 業	4,478,098	2,045,723	2,432,375	151.2	311.5	105.5	456.8
交 通 業	1,107,574	481,612	625,962	37.4	73.3	27.2	434.8
公 務 自 由 業	2,044,151	894,045	1,150,106	69.0	136.1	49.9	437.4
家 事 使 用 人	781,319	337,112	444,207	26.4	51.3	19.3	431.5
其 他 有 業 者	570,966	253,484	317,482	19.3	38.5	13.8	444.0
以 上 計	29,619,640	6,566,750	23,052,890	1000	1000	1000	221.7
無 業 者	34,830,365	8,877,550	25,952,815	—	—	—	254.9

昭和5年の國勢調査には職業別人口の外に、産業別人口の調査があること、並に其の兩者の概念の差違に就いては、前述の如くであるが、産業別人口に關して上の表と同じ様な統計を求めれば、次表左欄の「昭和5年」とある下に示す如くである。この表に於ては、右欄に大正9年の「職業別」人口を掲げて、10年間の變化を示すこととした。分類法の根本的變革の爲に、大正9年と昭和5年との間の嚴密な比較

昭和5年産業別人口と大正9年職業別人口 (内地)

産 業 別 及 職 業 別	昭 和 5 年 (産業別)			大 正 9 年 (職業別)		
	全 國	市 部	郡 部	全 國	市 部	郡 部
總 人 口	64,450,005	15,444,300	49,005,705	55,963,053	10,096,758	45,866,295
農 業	14,131,025	261,526	13,869,499	14,128,360	134,616	13,993,744
水 産	568,436	50,304	518,132	558,314	27,595	530,719
鑛 業	315,476	31,017	284,459	424,464	19,852	404,612
工 業	5,875,991	2,327,495	3,548,496	5,300,248	1,742,002	3,558,246
商 業	4,905,655	2,295,513	2,610,142	3,188,002	1,254,408	1,933,594
交 通 業	945,116	406,755	538,361	1,037,238	380,087	657,151
公 務 自 由 業	2,005,192	803,908	1,201,284	1,441,832	520,243	921,589
家 事 使 用 人	802,167	350,511	451,656	655,197	233,370	421,827
其 他 有 業 者	70,582	39,721	30,861	527,451	129,021	398,430
以 上 合 計	29,619,640	6,566,750	23,052,890	27,261,106	4,441,194	22,819,912
無 業 者	34,830,365	8,877,550	25,952,815	28,701,947	5,655,564	23,046,383

研究が出来ないことは、既に述べた通りであるが、それでも若し強ひて比較をしようとするならば、昭和5年の職業別人口を大正9年の職業別人口と對比するよりはこゝに掲げた如く、昭和5年「産業別」人口を大正9年の「職業別」人口と比較する方を可とする。大正9年の「職業別」は、其の分類法に於て、後年の「産業別」の概念に近いからである。但交通業及其他有業者に限つては、寧ろ職業別同志の比較をした方が好い様である。

兩年度の有業人口千に對する各業人口の割合を次表右欄に掲げる。上述の如く兩年度の調査は分類法の一致を缺くが故に、割合の變化を見ても、正確な判断は得られない譯であるが、併し此の數字でも、例へば商業人口の重要度が都部を通じて増しつつあるを觀取するが如き、或る程度の判断を得る事が出来るであらう。

兩年度の業別の人口増減を上表から算出せんとするのは、上述の點からして危険であるし、殊に市部郡部の増減数を算出しようとする時、上述の點以外に、兩年度の市郡地域が同じでなく、市には市域が擴張されたが爲の當然の人口増加があると云ふ、別個の陥穽を包蔵してゐる。が、今此等の危険を無視して、上表の大正9年乃至昭和5年の數字の差を、機械的に計算して示せば、次表左欄に示すが如くである。

各業人口の増減と有業人口中各業人口割合の變化 (内地)

業 別	各業人口増減(大正9—昭和5)			有 業 人 口 1000 中					
				昭 和 5 年			大 正 9 年		
	總 數	都 市	郡 部	總數	都市	郡部	總數	都市	郡部
總 人 口	8,486,952	5,347,542	3,139,410	—	—	—	—	—	—
農 業	2,665	126,910	- 124,245	477.1	39.8	601.6	518.3	30.2	613.2
水 産	10,122	22,709	- 12,587	19.2	7.7	22.5	20.5	6.2	23.3
鑛 業	- 108,988	11,165	- 120,153	10.7	4.7	12.3	15.6	4.5	17.7
工 業	575,743	585,493	- 9,750	198.4	354.4	153.9	194.4	391.4	155.9
商 業	1,717,653	1,041,105	676,548	165.6	349.6	113.2	116.9	281.8	84.7
交 通 業	- 92,122	26,668	- 118,790	31.9	61.9	23.4	38.0	85.4	28.8
公 務 自 由 業	563,360	283,665	279,695	67.7	122.4	52.1	52.9	116.9	40.4
家 事 使 用 人	146,970	117,141	29,829	27.1	53.4	19.6	24.0	52.4	18.5
其 他 有 業 者	- 456,869	- 89,300	- 367,569	2.4	6.0	1.3	19.3	29.0	17.5
以 上 計	2,358,534	2,115,556	232,978	1000	1000	1000	1000	1000	1000
無 業 者	6,128,418	3,231,986	2,906,432	—	—	—	—	—	—

この増減数は厳密なものではないことは、どこ迄も注意せねばならないが、假に之に従ふとすれば、次の如き諸點は、最も興味深く觀察されるであらう。

1. 有業人口（少許の失業人口を含む）の増加は、郡部に於ては極めて少く、都市に於ける増加が全國の 90% を占めてゐる。
2. 郡部に於ては、農業人口さへも減じて居り、都市に於ては増してゐる。水産業人口亦然り。併し之は市域が擴張され、農業地帯が市部に編入されたことが、相當影響を與へてゐるであらう。
3. 併し上述の如き郡部地域の減少にも拘らず、郡部に於て商業人口公務自由業従事者は、増してゐるのである。農業が人口収容力少く、郡部に於てさへも、増加人口が職業の口を商業公務自由業に見出さねばならなかつた事を、察するに足る。尤もこの郡部の中には、巨大な人口を擁する東京市の所謂新市域が入つてゐる事は、忘れてはならぬ。
4. 工業人口及び家事使用人は益々多く都市に集中しつつある。

外地都市人口の職業別 外地各市の職業別人口は本篇第 2 表に詳細を掲げたが、朝鮮及臺灣に就て之を綜合して、各全土の職業別人口、郡部の職業別人口と對比すると次の如くである。

朝鮮の府及郡部の職業別人口（昭和 5 年）

	人 口			有業人口1000中			各業人口1000中都市人口
	全 土	都 市	郡 部	全土	都市	郡部	
總 人 口	21,058,305	1,189,791	19,868,514	—	—	—	56
農 業	7,664,564	19,638	7,644,926	784.8	4.5	819.2	3
水 産	121,730	8,796	112,934	12.4	2.0	12.1	7
鑛 業	34,185	971	33,214	3.5	0.2	3.5	3
工 業	585,765	99,006	486,759	59.9	22.8	52.1	169
商 業	562,099	130,083	432,016	57.5	30.0	46.2	231
交 通 業	107,541	38,507	69,034	11.0	8.9	7.3	358
公 務 自 由 業	182,684	53,104	129,580	18.7	12.2	13.8	290
家 事 使 用 人	120,877	24,238	96,639	12.3	5.6	10.3	200
其 他 有 業 者	386,069	59,732	326,337	39.5	13.8	34.9	154
以 上 計	9,765,514	434,075	9,331,439	1000	1000	1000	166
無 業 者	11,292,791	755,716	10,537,075	—	—	—	669

臺灣都市及郡部の職業別人口（昭和 5 年）

	人 口			有業人口1000中			各業人口1000中都市人口
	全 土	都 市	郡 部	全土	都市	郡部	
總 人 口	4,592,537	619,910	3,972,627	—	—	—	134
農 業	1,386,961	21,948	1,365,013	672	97	742	16
水 産	35,171	3,680	31,491	17	16	17	104
鑛 業	20,077	3,011	17,066	10	13	9	149
工 業	207,960	59,835	148,125	101	265	81	287
商 業	188,130	60,049	128,081	91	266	70	319
交 通 業	66,866	25,381	41,485	32	112	22	380
公 務 自 由 業	76,959	31,587	45,372	37	140	25	410
家 事 使 用 人	9,877	4,034	5,843	5	18	3	225
其 他 有 業 者	73,011	16,460	56,551	35	73	31	109
以 上 計	2,065,012	225,985	1,839,027	1,000	1,000	1,000	109
無 業 者	2,527,525	393,925	2,133,600	—	—	—	155

内地都市に於ける出生 内地都市に於ける出生率は、常に全國の率より低い其の推移は、全國と全く同様の曲線を描いて來てゐる。大正初年は、明治末期以來の經濟界不況の影響を受けて出生率漸減し、其の傾向は、大正 7、8 年の感冒流行に因する出生減退に於て極點に達した（大正元年都市 27.41% 全國 33.31%、同 7 年都市 23.78% 全國 32.19%）然るに大正 9 年に至り、大戰中の好景氣持續に由る數年來の婚姻率の上昇は、出生數の激増を來し、感冒の再流行も前年の如く之が妨げ

都市及全國の出生（内地）

年 次	都 市		全 國	
	都 市 數	出 生 數	出 生 數	出 生 率(%)
大 正 14 年	100市 4町	385,277	2,086,091	34.92
和 元 2 年	101市	376,814	2,104,405	34.77
" 3 年	101市	380,211	2,060,737	33.61
" 4 年	102市	405,375	2,135,852	34.38
" 5 年	103市	401,111	2,077,029	32.99
" 6 年	109市	409,262	2,085,101	32.35
" 7 年	109市	428,616	2,102,784	32.17
" 8 年	110市	543,595	2,182,742	32.92
" 9 年	113市	547,354	2,121,253	31.55
" 10 年	122市	538,393	2,043,783	29.97
" 11 年	126市	601,097	2,190,681	31.63

となること無く、出生率の躍進を見た(大正9年都市28.50% 全国36.19%)。この昂騰した出生率は、關東大震災の年及翌年を除き、爾後數年間持續したが、大正14年を境として下降傾向に轉じ、大正初頭の率以下に低落し、最近に至つて殊に落潮急なることは、前表に示す如くである。

此の表の都市出生數中昭和7年分は、内閣統計局公表のものに數字を異にしてゐる。同局の公表數は、此の年市域を擴張した東京市に就て、9月末日迄は其の舊市域内出生數を、10月1日以後は新東京全市域の出生數を取り、合計したものを以て其の出生數としたものである。小都市に就ては、斯の如き取扱をしても全般の出生率に格別の影響を與へないが、東京市の如き大都市が市域を一舉2倍以上に擴大した場合には影響頗る大なるが故に、爰には東京市の出生數に限り、内閣統計局公表のものを避け、大東京全市域に於ける昭和7年中の事實に就き市自身の調査に係る數を採つて計算した。本篇第3表中の東京市の昭和7年出生率亦然り。(出生統計は出生届に基いて作成せられるものであるが、寄留者の家庭に於ける出生届は必ずしも出生の事實のあつた現住地に於いて届出られず、直接本籍地に於いて届出られることが多い。内閣統計局はこの届出を全国的に綜合して、各出生兒の出生地を確かめ、府縣及市町村の出生數を計算するのであるが、市町村に於ては、自地役場に届出のあつたもの以外に徴すべき資料が無いので、其の出生統計は不充分なるを免れない。斯の如き數字の利用は) 避け得べき限りは避くべきであるが、此の場合は已むを得ない)

内地都市に於ける死亡 内地都市の死亡率は關東大震災の突發した大正12年を唯一の例外として、常に全国よりも低く、而も全国の趨勢に伴つて大正初年以來一張一弛しつゝ漸騰し、大正7年乃至9年の感冒流行時代に及んだ(大正元年都市18.72% 全国19.90% 大正7年都市24.24% 全国26.83%、大正9年都市24.22% 全国25.41%) 爾後は一進一退を繰返しながらも、趨勢としては下降に轉じ、而も其の低下の度合は、都市に於て全国平均よりも強い。而して全国及都市共に昭和7年が近年の最低で、以來死亡率の小反撥を示してゐたところが、昭和10年に至つて兩者共激落を來し我國未曾有の低死亡率を現出した。此の年全国人口の増加100萬突破を見るに至つたのは、出生の増加と共に此の急激な死亡の減少があつたからである。

死亡率の推移に關する表を示せば次の如くである。

都市及全國の死亡(内地)

年 次	都 市		全 國	
	都 市 數	死 亡 數	死 亡 數	死 亡 率(%)
大 正 14 年	100市 4町	248,206	1,210,706	20.27
昭 和 元 年	101市	235,779	1,160,734	19.18
" 2 年	101市	251,127	1,214,323	19.80
" 3 年	102市	255,754	1,236,711	19.91
" 4 年	103市	267,735	1,261,228	20.04
" 5 年	109市	254,171	1,170,867	18.17
" 6 年	109市	279,912	1,240,891	18.98
" 7 年	110市	303,634	1,175,344	17.73
" 8 年	113市	325,039	1,193,987	17.76
" 9 年	122市	345,235	1,234,684	18.11
" 10 年	126市	333,757	1,162,058	16.78

上表中都市の昭和7年死亡數に就ては、前段東京市の出生數に關して述べた所と同様の注意を拂つた。内閣統計局公表の數字と異つてゐる事は注意を請ふ。

内地都市に於ける乳兒死亡率 内地の乳兒死亡率は、大正元年15.4%であつたが、漸次上昇して大正7年18.9%を以て極點に達し、爾後逐次下降、最近は一進一退を繰返しながらも漸落歩調を緩めず、昭和7年に於て11.8%と云ふ未前の低率を示した。8年には12.1%と小反動を來してゐるが、大勢が低下の方向にあるは疑へない。乳兒死亡率の低下は、單り1歳未満の生兒の衛生状態の可良を示すのみならず、滿1歳以上の幼兒の生命の安全をも同時に指示する。近年に於ける我國一般死亡率の低下には、この乳兒死亡率の改善が與つて力があるやうである。

都市に於ける乳兒死亡統計は、我國に於ては人口10萬以上の都市でなければ容易に入手し得ない。この有力なる衛生状態の指標が各都市につき知り得ないのは洵に遺憾であるが、本篇第7表は知り得る限りの大都市に就て、最近3年間の率を大正11年と比較して掲記した。いづれの都市に於ても一昔前に比し大いに改善を見、中に半減せるものさへ稀でないことを發見する。

今六大都市及六大都市以外の人口10萬以上の都市を夫々一括して其の乳兒死亡率を見るに、次表に示すが如く、後者は大正上半期に於ては全国の率より常に高かつたが、大正7年以後は却つて全国よりも低率な年の方が多く、最近は之を常態とするに至つた。又六大都市は從來常に全国よりも高率であつたが、近來急激な減少を

都市及全国乳児死亡 (内地)

年 次	六 大 都 市		六大都市以外の人口10万以上の都市*		全 国	
	乳児死亡数	出生100に付乳児死亡数	乳児死亡数	出生100に付乳児死亡数	乳児死亡数	出生100に付乳児死亡数
大 正 11 年	30,490	18.6	6,593	15.8	327,604	16.6
" 14 年	29,149	15.4	6,309	13.6	297,008	14.2
昭 和 元 年	26,716	14.3	8,659	13.7	289,275	13.7
" 2 年	27,787	14.7	9,098	14.1	292,084	14.2
" 3 年	27,107	13.7	8,886	12.7	293,881	13.8
" 4 年	27,509	14.4	9,521	13.4	295,178	14.2
" 5 年	22,547	11.6	8,394	11.9	258,703	12.4
" 6 年	25,751	12.8	12,385	12.4	276,584	13.2
" 7 年	31,513	10.3	11,053	10.7	256,505	11.8
" 8 年	32,393	10.6	11,702	11.4	257,251	12.1
" 9 年	31,785	10.8	11,717	11.5	255,063	12.5

備考 * 都市数 大正14年乃至昭和5年は15,昭和6年以後は22.

来し、最近は、他の人口10万以上の都市よりも寧ろ低率を示してゐる。これは東京市の率が近來頗りに低下を來したのと、從來異常な高率を呈し容易に20%臺を下らなかつた大阪市の乳児死亡率が、數年來著しく改善せられたに因る所が多い。併し乳児死亡率が低下したとは云へ、之を昭和7年ロンドンの6.7% ベルリンの6.7%米國都市の5.7% 内黒人の9.6% 等に比べれば、なほ大いに遜色がある。

内地都市に於ける死産 死産統計は乳児死亡統計と共に、衛生状態を卜する指標として重視すべきものである。死亡率の計算は、我國に於ては内閣統計局の報告を初めとして、人口千に對して計算されるのが常であるが、この方法に依る時は除數として毎年の推定人口を必要とし、不正確を免れない。出生率計算の如きに際しては是亦已むを得ないが、避ける事が出来るならば他の方法に依るを可とする。本年鑑に於ては、死産數の出産總數(出生と死産との和)に對する割合を以て死産率とする。懐胎せられた胎兒が安全に分娩せらるゝ程度を測り、以て衛生状態の良否を卜するには、この方法が寧ろ勝つてゐる。

この意味に於ける死産率は、大正初頭以來、大正7年の感冒流行に依る小増加を除き、絶えず低下の勢を持続し來つたが(大正2年都市7.3% 全國8.4% 昭和3年都市6.0% 全國5.3%) 最近は稍停頓状態に在るものゝ如くである。都市の死産率はもと全國の率よりも低かつたが、大正8年を境として地位轉換し、現在は都市の

方が全國よりも高率を呈してゐる。最近の推移は次表に示す通りである。

都市及全國の死産 (内地)

年 次	都 市		全 国
	都市數	死産數	
大 正 14 年	100市4町	25,215	6.1
昭 和 元 年	101市	24,284	6.1
" 2 年	101市	23,628	5.9
" 3 年	102市	25,692	6.0
" 4 年	103市	25,716	6.0
" 5 年	109市	27,402	6.3
" 6 年	110市	28,085	6.2
" 7 年	110市	34,879	6.0
" 8 年	113市	34,662	6.0
" 9 年	123市	35,527	7.5

外地都市の出生及死亡 外地の内で各都市の人口動統計を公表してゐるのは臺灣と關東州とである。本篇第5表には其の出生並に死亡に關する最近の數字を掲げたが、此の都市を總括した率を、該地全土の出生率死亡率と對照すれば、次表の如くである。

臺灣及關東州の出生率死亡率

年 次	臺 灣(%)				關 東 州 及 鐵 道 附 屬 地(%)			
	出 生 率		死 亡 率		出 生 率		死 亡 率	
	全 土	都 市	全 土	都 市	全 土	都 市	全 土	都 市
昭 和 元 年	44.1	37.7	22.6	21.7	27.1	...	19.0	...
" 2 年	43.6	35.7	22.3	20.7	27.1	...	16.4	...
" 3 年	44.1	37.1	22.1	20.1	26.7	...	18.9	...
" 4 年	44.4	36.4	21.7	20.0	27.6	15.0	19.9	18.0
" 5 年	45.0	37.6	19.5	18.0	27.4	13.8	15.9	14.8
" 6 年	46.0	37.9	21.4	20.1	25.4	14.2	14.5	12.3
" 7 年	44.2	37.7	20.5	17.7	27.4	14.9	18.5	12.7
" 8 年	44.5	39.1	19.8	18.6	26.8	14.3	15.5	12.3
" 9 年	44.8	38.1	20.6	19.0

臺灣に於ても、都市の出生率及死亡率は、全土のそれよりも低く、死亡率の方は大差無いが、出生率は著しく低位にある。而も之を内地に比すれば極めて高率である。關東州に於ても、臺灣同様、都市の率は全土の率より低く、死亡率は左程の懸隔が無いが、出生率は大差がある。而して出生率死亡率共に内地に比して著しく低

率である。蓋、同地が強壯なる支那移民の流入地であつて、且男女人口の割合が異常に均衡を失してゐるのに由るものであらう。

臺灣人口民籍別出生率及死亡率 (全土)

年 次	出 生 率(%)				死 亡 率(%)			
	總 數	内地人	本島人	外國人	總 數	内地人	本島人	外國人
昭 和 元 年	44.1	32.7	44.8	32.7	22.6	12.6	23.1	20.2
" 2 年	43.6	31.9	44.3	34.1	22.3	12.0	22.9	19.0
" 3 年	44.1	31.9	44.8	34.8	22.1	11.8	22.7	20.6
" 4 年	44.4	29.4	45.3	33.3	21.7	12.2	22.2	18.2
" 5 年	45.0	29.9	45.9	34.5	19.5	11.8	20.0	17.7
" 6 年	46.0	30.1	47.0	36.5	21.4	11.4	22.0	21.0
" 7 年	44.2	31.3	45.0	35.3	20.5	10.8	21.0	17.5
" 8 年	44.5	31.1	45.4	36.8	19.8	10.7	20.3	17.7
" 9 年	44.8	29.3	45.8	36.0	23.4	13.0	24.0	18.5

關東州及鐵道附屬地人口民籍別出生率及死亡率 (全土)

年 次	出 生 率(%)				死 亡 率(%)			
	總 數	内地人	朝鮮人	支那人	總 數	内地人	朝鮮人	支那人
昭 和 元 年	27.1	35.2	19.3	25.6	19.4	17.9	19.9	19.8
" 2 年	27.1	36.3	17.8	35.4	16.4	15.2	19.4	16.6
" 3 年	26.7	35.2	19.0	25.2	18.6	17.1	23.0	19.2
" 4 年	27.6	33.4	22.2	26.6	19.8	16.1	27.7	20.4
" 5 年	27.4	29.8	23.9	27.9	15.9	12.9	24.3	16.4
" 6 年	25.4	30.8	18.8	24.4	14.5	12.1	23.0	14.9
" 7 年	27.4	30.5	17.9	27.0	18.5	13.3	38.6	19.2
" 8 年	26.8	28.3	17.5	20.8	15.5	13.9	20.9	15.7

朝鮮人口民籍別出生率及死亡率 (全土)

年 次	出 生 率(%)			死 亡 率(%)		
	總 數	内地人	朝鮮人	總 數	内地人	朝鮮人
昭 和 元 年	35.4	23.8	35.8	20.3	16.6	20.4
" 2 年	36.5	24.1	36.9	21.5	17.3	21.6
" 3 年	37.6	23.2	38.1	22.6	17.7	22.8
" 4 年	37.8	22.2	38.3	23.9	17.9	24.1
" 5 年	38.1	22.8	38.6	18.8	15.3	19.0
" 6 年	35.4	23.0	35.8	20.3	16.3	20.4
" 7 年	30.0	26.3	30.2	22.2	16.7	22.4
" 8 年	29.0	24.1	29.2	19.3	15.4	19.4

兩地各都市に於ける出生率死亡率を、内地人と土著人とに分つて觀察すれば興味深からうが、煩に過ぎるから之を略し、たゞ参考の爲に、兩地全土に於ける民籍別出生率死亡率を掲げよう。尙同時に朝鮮全土に於ける民籍別出生率死亡率をも附記する。朝鮮に於ては都市別の人口動態統計が公表せられないので、全土に關する數字を擧げるに止めなければならぬのは甚だ遺憾である。

外地一般に共通の現象は、内地人の死亡率が土著人のそれよりも低く、且内地の都市よりも低率なることである。出生率に就ては斯の如き共通現象は認められず、朝鮮及臺灣に於ては土著人の率よりも下位にあり、關東州に於ては逆に高位にある。而して其の率は昭和4年以前は内地の上にあつたが、5年以後急に之よりも下位に降つた。

1 各 市

都 市	國 勢 調 査 人 口				人 口 増	
	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年	大正14-昭和10	昭和5-10
1 東 京 市	5,875,667	4,970,839	4,099,830	3,350,630	1,775,837	904,828
2 大 阪 市	2,989,874	2,453,573	2,114,804	1,768,295	875,070	536,301
3 名 古 屋 市	1,082,816	907,404	768,558	608,127	314,258	175,412
4 京 都 市	1,080,593	952,404	826,456	702,339	254,137	128,189
5 神 戸 市	912,179	787,616	704,375	644,471	207,804	124,563
6 横 濱 市	704,290	620,306	515,077	502,413	189,213	83,984
7 廣 島 市	310,118	270,417	238,651	194,055	71,467	39,701
8 福 岡 市	291,158	250,244	209,209	180,963	81,949	40,914
9 吳 市	231,333	190,282	169,095	159,963	62,238	41,051
10 仙 臺 市	219,547	195,862	169,357	139,844	50,190	23,685
11 長 崎 市	211,702	204,626	189,071	176,534	22,631	7,076
12 大 阪 市	208,629	168,217	127,589	110,692	81,040	40,412
13 函 館 市	207,480	197,252	163,972	144,749	43,508	10,228
14 静 岡 市	200,737	174,698	156,178	130,422	44,559	26,039
15 札 幌 市	196,541	174,179	149,314	105,182	47,227	22,362
16 熊 本 市	187,382	171,875	154,115	135,757	33,267	15,501
17 須 賀 市	182,871	143,261	122,005	114,157	60,866	39,610
18 横 須 賀 市	181,736	166,370	153,152	128,907	28,584	15,366
19 和 歌 山 市	179,732	160,464	146,714	127,174	33,018	19,268
20 佐 世 保 市	173,283	133,174	110,838	99,447	62,445	40,109
21 岡 山 市	166,144	148,667	133,707	169,219	32,437	17,477
22 金 澤 市	174,659	168,842	159,056	148,384	15,603	5,817
23 小 樽 市	154,748	114,294	82,920	56,803	71,828	40,454
24 川 崎 市	153,587	144,887	134,469	108,113	19,118	8,700
25 小 塚 市	141,286	120,348	109,178	91,393	32,108	20,938
26 豊 橋 市	140,735	138,713	118,515	101,820	22,220	2,022
27 新 潟 市	134,992	125,108	108,941	92,130	26,051	9,884
28 濱 松 市	147,243	120,736	101,264	80,691	45,979	27,177
29 下 関 市	132,737	120,066	112,112	95,105	20,625	12,671
30 岐 阜 市	128,721	117,386	105,592	83,127	23,129	11,335
31 門 司 市	121,611	108,130	99,104	89,360	22,507	13,481
32 小 倉 市	110,372	88,049	71,777	64,897	38,595	22,323
33 大 牟 田 市	104,992	97,298	87,603	79,959	17,389	7,694
34 高 知 市	103,405	100,128	87,022	76,221	17,383	3,277
35 徳 島 市	97,021	90,634	84,539	78,000	12,482	6,387
36 青 森 市	93,414	82,080	71,426	56,738	21,988	11,334
37 久 留 米 市	91,920	83,009	72,221	62,213	19,699	8,911
38 姫 路 市	91,375	83,979	76,239	67,488	15,136	7,396
39 旭 川 市	91,021	87,225	75,737	63,312	15,284	3,796
40 西 宮 市	89,909	72,119	58,834	42,692	31,075	17,790
41 前 橋 市	87,181	84,925	73,688	62,325	13,493	2,256
42 宇 都 宮 市	87,129	81,388	76,138	63,771	10,991	5,741
43 高 松 市	86,840	79,906	71,897	62,045	14,943	6,934
44 富 山 市	83,324	79,546	74,467	67,724	8,857	3,778
45 甲 府 市	82,664	79,447	68,275	56,207	14,389	3,217
46 松 山 市	81,940	82,477	74,917	64,686	7,023	537
47 長 野 市	77,325	73,912	66,555	57,702	10,770	3,413
48 岡 崎 市	77,195	65,507	58,948	49,352	18,247	11,688

備考 1. 各市の境域は昭和11年3月末現在に依る。
 2. 将来推計人口は内閣統計局の方式により計算す。

人 口

大正14-昭和5	大正9-14	人 口 増 加 率				将 来 推 計 人 口			都 市 番 號
		大正14-昭和10	昭 和 5-10	大正14-昭和5	大 正 9-14	昭和11年	昭和13年	昭和15年	
871,009	749,200	43.3	18.2	21.2	22.3	6,064,500	6,450,400	6,847,500	1
338,769	346,509	41.4	21.9	16.0	19.6	3,101,800	3,330,500	3,565,900	2
138,846	160,431	40.9	19.3	18.1	26.4	1,129,400	1,194,200	1,271,200	3
125,948	124,117	30.8	13.5	15.2	17.7	1,107,300	1,162,000	1,218,300	4
83,241	59,904	29.5	15.8	11.8	9.3	938,200	991,300	1,046,000	5
105,229	12,664	36.7	13.5	20.4	28.0	721,800	757,600	794,500	6
31,766	44,596	29.9	14.7	13.3	23.0	318,400	335,300	352,800	7
41,035	28,246	39.2	16.3	19.5	15.6	299,700	317,100	335,100	8
21,187	9,132	36.8	21.6	12.5	5.7	239,900	217,400	275,400	9
26,505	29,513	29.6	12.1	15.7	21.1	224,500	234,600	245,000	10
15,555	12,537	12.0	3.5	8.2	7.1	213,200	216,200	219,300	11
40,628	16,897	63.5	24.0	31.8	15.3	217,100	234,300	252,000	12
33,280	19,223	26.5	5.2	20.3	13.3	209,600	214,000	228,500	13
18,520	25,756	28.5	14.9	11.8	19.7	206,200	217,300	228,700	14
24,865	44,132	31.6	12.8	16.7	42.0	201,200	210,700	220,600	15
17,760	18,358	21.6	9.0	11.5	13.5	190,600	197,200	204,000	16
21,256	7,848	49.9	27.6	17.4	6.9	191,100	208,000	225,400	17
13,218	24,245	18.7	9.3	8.6	18.8	185,000	191,500	198,200	18
13,750	19,540	12.0	12.0	9.4	14.9	183,800	187,800	210,400	19
22,336	11,391	30.1	30.1	20.2	11.5	181,700	198,800	216,400	20
14,960	14,488	24.3	11.8	11.2	7.9	169,800	177,200	184,900	21
9,786	10,672	9.8	3.4	6.1	7.1	175,900	178,400	180,900	22
31,374	26,117	39.3	35.4	37.8	46.0	163,200	180,400	198,200	23
10,418	26,356	14.2	6.0	7.7	24.4	155,400	159,100	162,900	24
11,170	17,785	29.4	17.4	10.2	19.5	145,700	154,600	163,800	25
20,198	16,695	18.7	1.5	17.0	16.4	141,200	142,000	142,900	26
16,167	16,811	23.9	7.9	14.8	18.2	137,100	141,300	145,600	27
19,472	20,573	45.4	22.0	19.2	12.5	152,900	164,500	176,400	28
7,754	17,007	18.4	10.6	7.1	17.9	135,400	140,800	146,300	29
11,794	22,465	21.9	9.7	11.2	27.0	131,100	135,900	140,900	30
9,026	9,744	22.7	12.5	9.1	10.9	124,400	130,200	136,100	31
16,272	6,880	53.8	25.4	22.7	10.6	115,000	124,600	134,300	32
9,695	7,644	19.8	7.9	11.1	9.6	106,600	109,900	113,300	33
13,106	10,801	18.8	3.3	15.1	14.2	104,100	105,500	106,900	34
6,095	6,539	14.8	7.0	7.2	8.4	98,400	101,100	103,900	35
10,654	14,688	30.8	13.8	14.9	25.9	95,800	100,600	105,600	36
10,788	10,008	27.3	10.7	14.9	16.1	93,800	97,600	101,500	37
7,740	8,751	19.9	8.8	10.2	13.0	93,000	96,100	99,300	38
11,488	12,425	20.2	10.3	14.1	18.0	91,800	93,400	95,100	39
13,285	16,142	52.8	24.7	22.6	37.8	93,600	101,200	109,000	40
11,237	11,363	18.3	2.7	15.2	18.2	87,700	88,600	89,600	41
5,250	12,367	14.4	7.1	6.9	19.4	88,300	90,800	93,300	42
8,009	8,852	20.8	8.7	11.1	15.9	88,300	91,200	94,300	43
5,079	6,743	11.9	4.8	6.8	10.0	84,100	85,700	87,400	44
11,172	12,068	21.1	21.1	16.4	21.5	83,300	84,700	86,100	45
7,560	10,231	9.4	-0.7	10.1	15.8	81,800	81,600	81,400	46
7,357	8,853	16.2	4.6	11.1	15.3	78,000	79,500	81,000	47
6,559	9,596	31.0	17.8	11.1	19.4	79,600	84,600	89,700	48

1 各市

都 市	國 勢 調 査 人 口				人 口 増	
	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年	大正14-昭和10	昭和5-10
49 宇部市	76,642	65,601	52,523	41,659	24,119	11,041
50 宇都宮市	76,145	58,296	47,397	42,368	28,748	17,849
51 宇都宮市	75,273	66,568	60,487	56,982	14,786	8,705
52 若松市(福岡)	73,345	66,062	58,923	58,022	14,422	7,283
53 若松市	73,353	72,141	63,427	53,527	9,926	1,212
54 尼崎市*	125,558	90,354	75,001	58,723	50,557	35,204
55 大津市	71,063	59,371	50,265	45,422	20,798	11,692
56 山形市	69,931	66,145	58,491	50,414	11,440	3,786
57 盛岡市	69,130	62,249	53,511	45,142	15,619	6,881
58 戸畑市	67,800	51,674	37,748	33,824	30,052	16,126
59 津市	67,881	63,697	58,893	53,437	8,988	4,184
60 那覇市	65,208	60,535	54,643	53,882	10,564	4,673
61 室蘭市	65,095	55,855	50,040	56,082	15,055	9,240
62 宮崎市	64,726	58,921	46,787	38,111	17,939	5,805
63 高水戸市	64,283	59,928	55,126	45,265	9,157	4,355
64 高水戸市	63,816	60,844	54,253	44,905	9,563	2,972
65 別府市	62,345	57,190	50,190	40,087	12,155	5,155
66 八戸市	62,210	52,907	46,513	39,542	15,697	9,303
67 長大	62,152	57,866	53,156	45,256	8,996	4,286
68 長大	61,732	57,294	53,352	43,365	8,380	4,438
69 水田市	61,123	55,665	46,339	37,106	14,784	5,458
70 水田市	60,646	56,545	51,644	45,214	9,002	4,101
71 八王子市	59,494	51,888	45,288	38,955	7,606	7,606
72 四日市市	58,471	51,810	47,334	41,564	11,637	6,661
73 福山市	58,186	54,397	49,542	44,397	8,644	3,789
74 千代田市	57,446	49,088	41,806	33,179	15,640	8,358
75 高岡市	57,249	54,642	51,393	47,249	5,856	2,607
76 延岡市	56,421	30,897	24,660	20,146	31,761	25,524
77 鋼路市	56,170	51,586	42,332	39,392	13,838	4,584
78 奈良市	55,968	52,784	48,879	41,788	7,089	3,184
79 郡山市	54,709	51,367	42,984	31,242	11,725	3,342
80 川口市	53,716	41,324	33,945	26,183	19,771	12,392
81 一宮市	53,376	42,229	34,746	27,263	18,630	11,147
82 宇治山田市	52,494	51,080	44,803	39,270	7,691	1,414
83 松江市	52,033	48,772	44,152	41,391	7,881	3,261
84 今市市	51,602	48,039	42,115	34,461	9,487	3,563
85 宇和島市	51,280	50,357	44,254	37,720	7,026	923
86 米澤市	50,448	44,731	44,602	43,007	5,846	5,717
87 佐賀市	50,154	46,183	42,160	39,426	7,994	3,971
88 沼津市	49,824	44,027	38,042	30,487	11,782	5,797
89 大垣市	49,273	41,658	38,622	32,167	10,651	7,615
90 足利市	48,875	43,898	39,401	33,637	9,474	4,977
91 福島市	48,484	45,692	41,379	35,762	7,105	2,792
92 銚子市	48,352	42,698	38,694	33,495	9,656	5,654
93 瀬戸市	47,553	37,309	31,279	25,773	16,274	10,244
94 市川市	46,711	37,789	29,528	17,921	17,183	8,922
95 若松市(福岡)	46,199	43,731	41,952	37,549	4,247	2,468
96 弘前市△	46,014	43,337	40,521	35,982	5,493	2,677

備考 1. * 尼崎市は昭和11年4月1日小田村と合併して新市制を布けり。本市人口は4
2. △ 弘前市は昭和11年1月1日郊外町村の一部併合を行ひ併合部分の人口不明な

人口

大正14-昭和5	大正9-14	人口増加率				将来推計人口			都市番號
		大正14-昭和10	昭和5-10	大正14-昭和5	大正9-14	昭和11年	昭和13年	昭和15年	
13,078	10,864	45.9	16.8	6.8	10.0	78,900	83,700	88,500	49
10,899	5,029	60.7	30.6	23.0	11.9	79,900	87,500	95,300	50
6,081	3,505	24.4	13.1	10.1	6.2	77,100	80,800	84,600	51
7,139	901	24.5	11.0	12.1	1.6	74,900	78,000	81,200	52
8,714	9,900	15.6	1.7	13.7	18.5	73,600	74,100	74,700	53
15,353	16,278	16.7	13.9	20.5	27.7	132,900	147,900	163,400	54
9,106	4,843	41.4	19.7	18.1	10.7	73,500	78,500	83,600	55
7,654	8,077	19.6	5.7	13.1	16.0	70,700	72,300	74,000	56
8,738	8,369	29.2	11.0	16.3	18.5	70,600	73,500	76,500	57
13,926	3,924	79.6	31.2	36.9	11.6	71,200	78,000	85,100	58
4,804	5,456	15.3	6.6	8.2	10.2	68,800	70,500	72,400	59
5,892	761	19.3	7.7	18.1	1.4	66,100	68,200	70,200	60
5,815	6,042	30.1	16.5	11.6	10.8	67,000	71,000	75,000	61
12,134	8,676	38.3	9.9	25.9	22.8	65,900	68,400	71,000	62
4,802	9,861	16.6	7.3	8.7	21.8	65,200	67,100	69,000	63
6,591	9,348	17.6	4.9	12.1	20.8	64,400	65,700	67,000	64
7,000	10,103	24.2	9.0	13.9	25.2	63,400	65,600	67,900	65
6,394	6,971	33.7	17.6	13.7	17.6	64,100	68,100	72,200	66
4,710	7,900	16.9	7.4	8.9	17.5	63,000	64,900	66,800	67
3,942	9,987	15.7	7.7	7.4	23.0	62,700	64,600	66,500	68
9,326	9,233	31.9	9.8	20.1	24.9	62,300	64,600	67,000	69
4,901	6,430	17.4	7.3	9.5	14.2	61,500	63,300	65,100	70
6,600	6,333	31.4	14.7	14.6	16.3	61,100	64,300	67,700	71
4,476	5,770	23.5	12.9	9.5	13.9	59,900	62,700	65,600	72
4,855	5,145	17.4	7.0	9.8	11.6	59,000	60,600	62,300	73
7,282	8,627	37.4	17.0	17.4	26.0	59,200	62,800	66,400	74
3,249	4,144	11.4	5.0	6.1	8.7	57,800	68,900	60,000	75
6,237	4,514	29.4	82.6	25.3	22.4	61,700	72,600	83,800	76
9,254	2,940	32.7	8.9	21.9	7.5	57,100	59,100	71,100	77
3,905	7,091	14.5	6.0	8.0	17.0	56,600	58,000	59,400	78
8,383	11,742	27.3	6.5	19.5	37.6	55,400	56,800	58,300	79
7,379	7,762	58.2	30.0	21.7	29.6	56,300	61,600	67,000	80
7,483	7,483	53.6	26.4	21.5	27.4	55,700	60,500	65,300	81
6,277	5,533	17.2	2.8	14.0	14.1	52,800	53,400	54,000	82
4,620	2,761	17.8	6.7	10.5	6.7	52,700	54,100	55,500	83
5,924	7,654	22.5	7.4	14.1	22.2	52,300	53,900	55,400	84
6,103	6,534	15.9	1.8	13.8	17.3	51,500	51,900	52,300	85
129	1,595	13.1	12.8	0.3	3.7	51,600	54,100	56,600	86
4,023	2,734	19.0	8.6	9.5	6.9	51,000	52,700	54,400	87
5,985	7,555	31.0	13.2	15.7	24.8	51,000	53,500	56,100	88
3,036	6,455	27.6	18.3	7.9	20.1	50,900	54,100	57,500	89
4,497	5,764	24.0	11.3	11.4	17.1	49,900	52,100	54,200	90
4,313	5,617	17.2	6.1	10.4	15.7	49,100	50,300	51,500	91
4,004	5,199	25.0	13.3	10.3	15.5	49,500	51,900	54,400	92
6,030	5,506	52.0	27.5	19.3	21.4	49,700	54,000	58,600	93
8,261	11,607	58.2	23.6	28.0	64.8	48,500	52,400	56,300	94
1,779	4,403	10.1	5.6	4.2	11.7	46,700	47,800	48,800	95
2,816	4,539	13.5	6.1	6.9	12.6	46,600	47,700	48,900	96

月1日現在の市域による。
るにより、舊市域に関する人口を掲ぐ。

1 各市

都 市	國 勢 調 查 人 口				人 口 增	
	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年	大正14-昭和10	昭和5-10
97 鳥取市	45,335	42,137	40,069	37,118	5,266	3,198
98 浦和市	44,328	36,846	26,959	19,051	17,369	7,482
99 直方市	43,943	40,072	45,493	48,288	- 1,550	3,871
100 明石市	42,644	38,958	37,244	33,107	5,400	3,686
101 飯塚市	39,629	40,009	32,757	28,876	6,872	- 380
102 岸和田市	39,097	35,102	32,050	29,306	3,995	3,995
103 平塚市	38,348	33,498	31,777	20,344	6,571	4,550
104 熊谷市	37,649	35,913	32,825	28,686	4,824	1,736
105 米子市	37,224	34,316	31,830	28,220	5,394	2,908
106 米子市	36,635	35,226	31,481	26,274	1,409	1,409
107 津山市	36,575	35,512	30,421	25,741	6,154	1,063
108 津山市	36,092	34,159	31,576	29,905	4,516	1,933
109 津山市	35,695	28,135	20,208	16,081	15,487	7,560
110 松山市	35,661	33,251	31,120	26,121	4,541	2,410
111 上田市	35,380	35,138	32,589	29,952	2,791	242
112 川口市	35,192	34,205	31,905	26,695	3,297	987
113 山口市	34,803	32,385	31,010	27,868	3,793	2,418
114 倉敷市	34,716	30,112	27,840	24,141	6,876	4,604
115 三石市	34,649	31,256	28,571	24,495	2,493	3,393
116 三石市	33,530	30,743	25,594	22,067	7,936	2,787
117 新宮市	32,587	32,106	33,225	29,922	- 638	481
118 新宮市	32,055	28,967	28,224	27,798	3,831	3,088
119 酒田市	31,866	30,280	27,864	24,752	4,002	1,586
120 高田市	31,284	30,934	30,897	28,338	387	350
121 尾道市	31,058	29,149	28,005	26,140	3,053	1,909
122 八幡濱市	30,777	29,084	27,740	26,466	3,037	1,693
123 八幡濱市	30,500	28,980	27,221	24,687	3,279	1,520
124 中津市	30,328	28,563	27,049	24,214	3,279	1,765
125 海丸市	29,917	28,686	25,431	22,132	4,486	1,231
126 海丸市	29,615	28,837	27,971	24,480	1,644	778
127 首里市	19,305	20,119	20,582	22,838	- 1,277	- 814
128 徳山市	32,062	22,748	20,615	19,114	11,447	9,314
129 岡谷市	41,333	53,874	49,014	44,278	- 7,681	-12,541
大 町 村						
301 布施町	48,696	31,052	16,474	7,850	32,222	17,644
302 貝塚町	37,345	28,225	26,443	21,898	10,902	9,120
303 釜石町	36,230	30,601	22,499	20,663	13,731	5,629
304 精道村	35,567	28,404	19,101	11,151	16,466	7,163
305 日立町	34,536	27,811	23,681	25,263	10,855	6,725
306 大川町	33,852	29,765	25,508	19,421	8,344	4,087
307 川内町	33,354	32,066	29,509	20,057	3,844	1,288
308 吹田町	33,237	24,314	16,693	9,834	16,544	8,923
309 瀬戸町	31,759	31,123	28,653	27,092	3,106	636
310 洲本町	31,565	30,567	31,614	28,699	- 49	- 998
311 池田町	31,457	25,437	20,643	17,280	10,814	6,020
312 野木町	31,335	29,684	27,370	24,570	3,965	1,651
313 野付町	31,129	27,766	23,392	21,620	7,737	3,363
314 伊田町	30,746	28,749	28,741	29,374	2,005	1,997
315 防府町	30,606	24,374	23,212	21,325	7,394	6,232
316 藤澤町	30,184	25,473	21,561	17,442	8,623	4,711

人 口

都 市	加 数		人 口 增 加 率				將 來 推 計 人 口			都 市 番 號
	大正14-昭和5	大正9-14	大正14-昭和10	昭和5-10	大正14-昭和5	大正9-14	昭和11年	昭和13年	昭和15年	
97	2,068	2,951	13.1	7.6	5.2	8.0	46,000	47,400	48,800	97
98	9,887	7,908	64.4	20.4	36.6	41.5	45,900	49,100	52,400	98
99	- 5,421	- 2,795	9.7	9.7	-11.9	- 5.8	44,800	46,400	48,100	99
100	1,714	4,137	14.5	9.4	4.6	12.5	43,400	45,000	46,600	100
101	7,252	3,881	21.0	- 0.9	22.1	13.4	39,600	39,400	39,200	101
102	3,052	2,744	22.0	11.4	9.5	9.4	39,900	41,600	43,400	102
103	1,721	11,433	20.7	14.5	5.4	56.2	39,300	41,200	43,200	103
104	3,088	4,139	14.7	4.8	9.4	14.4	38,000	38,800	39,500	104
105	2,486	3,610	16.9	8.5	7.8	12.8	37,800	39,100	40,300	105
106	3,739	5,207	16.4	4.0	11.9	19.8	36,900	37,500	38,100	106
107	5,091	4,680	20.2	3.0	16.7	18.2	36,800	37,300	37,700	107
108	2,583	1,671	14.3	5.6	8.2	5.6	36,500	37,300	38,200	108
109	7,927	4,127	76.6	26.9	39.2	25.7	37,300	40,500	43,800	109
110	2,131	4,999	14.6	7.2	6.8	19.1	36,200	37,200	38,200	110
111	2,549	2,637	8.6	0.7	7.8	8.8	35,400	35,500	35,600	111
112	2,300	5,210	10.3	2.9	7.2	19.5	35,300	35,800	36,300	112
113	1,375	3,142	12.2	7.5	4.4	11.3	35,300	36,400	37,400	113
114	2,272	3,699	24.7	15.3	8.2	15.3	35,700	37,600	39,700	114
115	2,685	4,076	21.3	10.9	9.4	16.6	35,400	36,800	38,300	115
116	5,149	3,527	31.0	9.1	20.1	16.0	34,100	35,300	36,500	116
117	- 1,119	3,303	- 1.9	1.5	- 3.4	11.0	32,700	32,900	33,100	117
118	743	426	13.6	10.7	2.6	1.5	32,700	34,000	35,400	118
119	2,416	3,112	14.7	5.3	8.7	12.6	32,200	32,900	33,600	119
120	37	2,509	1.3	1.1	0.1	8.8	31,400	31,500	31,700	120
121	1,144	1,865	10.9	6.6	4.1	7.1	31,500	32,300	33,100	121
122	1,344	1,274	10.9	5.8	4.8	4.8	31,100	31,900	32,600	122
123	1,759	2,534	12.0	5.2	6.5	10.3	30,800	31,500	32,100	123
124	1,514	2,835	12.1	16.2	5.6	11.7	30,700	31,400	32,200	124
125	3,255	3,299	17.6	4.3	12.8	14.9	30,200	30,700	31,200	125
126	866	3,491	5.9	2.7	3.1	14.3	29,800	30,100	30,500	126
127	- 2,133	- 2,256	- 6.2	- 4.0	- 2.2	- 9.9	19,500	19,800	20,200	127
128	486	1,501	55.5	40.9	10.3	7.9	34,000	38,000	42,100	128
129	4,860	4,736	-18.6	-30.0	9.9	10.7	43,900	49,200	54,800	129
301	14,578	8,624	95.6	56.8	88.5	21.0	52,400	59,900	67,600	301
302	1,782	4,545	41.2	32.3	6.7	20.8	39,200	43,100	47,100	302
303	8,102	1,836	18.4	18.4	36.0	8.9	32,400	39,800	42,300	303
304	9,303	7,950	86.2	25.2	48.7	71.3	37,100	40,100	43,300	304
305	4,130	- 1,582	45.8	24.2	17.4	-71.3	35,900	38,800	41,800	305
306	4,257	6,088	32.7	13.7	16.7	31.3	34,700	36,400	38,200	306
307	2,557	9,452	13.0	4.0	8.7	47.1	33,600	34,200	34,700	307
308	7,621	6,859	99.1	36.7	45.7	17.0	35,100	38,900	42,800	308
309	2,470	1,561	10.8	2.0	8.6	5.8	31,900	32,200	32,400	309
310	- 1,047	2,915	- 0.1	3.2	- 3.3	10.2	31,800	32,200	32,630	310
311	4,794	3,363	52.4	23.7	23.2	19.5	32,700	35,300	37,900	311
312	1,814	2,800	14.5	5.6	8.5	11.4	31,700	32,400	33,100	312
313	4,374	1,772	33.0	12.1	18.7	8.2	31,800	33,300	34,700	313
314	8	- 633	7.0	6.9	0.2	- 2.2	31,200	32,000	32,900	314
315	1,162	1,887	31.9	25.6	5.0	8.8	31,900	34,600	37,300	315
316	3,912	4,119	40.0	10.5	18.1	23.6	31,200	33,200	35,200	316

1 各市

都 市	國 勢 調 査 人 口				人 口 増	
	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年	大正14-昭和10	昭和5-10
317 小 林 町	29,845	28,356	25,392	23,217	4,453	1,489
318 小 鎌 倉 町	29,412	26,646	21,013	18,252	8,399	2,766
319 小 磯 町	29,364	23,282	16,871	13,139	12,493	6,082
320 後 藤 寺 町	28,511	24,386	26,018	28,319	2,493	4,125
321 桑 名 町	28,361	27,190	26,409	24,912	1,952	1,171
322 高 槻 町	28,295	22,497	18,994	12,623	9,301	5,798
323 高 島 町	28,143	25,620	23,061	18,266	5,082	2,523
324 三 枕 町	28,000	27,239	24,920	23,577	3,080	761
325 水 田 町	27,693	25,776	23,769	20,498	3,924	1,917
326 田 邊 町	26,888	23,916	21,714	18,440	5,174	2,972
327 敦 賀 町	26,831	22,596	21,295	20,189	5,536	4,235
328 船 橋 町	26,452	22,612	19,262	14,677	7,190	3,840
329 能 代 町	25,756	23,824	22,007	17,826	3,749	1,932
330 平 塚 町	25,741	24,999	22,478	20,175	3,263	742
331 茅 ヶ 崎 町	25,078	22,702	20,890	18,259	4,188	2,376
501 京 城 府	444,098	394,240	342,626	...	101,472	49,858
502 京 釜 山 府	182,503	146,098	106,642	...	75,861	36,405
503 平 壤 府	182,121	140,703	△ 89,423	...	92,698	41,418
504 大 邱 府	107,414	93,319	76,534	...	30,880	14,095
505 大 仁 川 府	82,997	68,137	56,295	...	26,702	14,862
506 木 浦 府	60,734	△ 34,689	26,718	...	34,020	26,045
507 元 山 府	60,169	△ 42,760	36,421	...	23,748	17,409
508 新 鶴 州 府	58,462	48,047	△ 23,176	...	35,286	10,415
509 咸 興 府	56,571	43,851	△ 31,679	...	24,892	12,720
510 咸 興 府	55,537	49,520	△ 46,337	...	9,200	6,017
511 清 州 府	55,530	△ 35,925	20,649	...	34,881	19,605
512 光 州 府	54,607	33,023	23,734	...	30,873	21,584
513 鎮 南 浦 府	50,512	38,296	27,240	...	23,272	12,216
514 全 州 府	42,387	38,595	3,792
515 群 山 府	41,698	△ 26,321	21,559	...	20,139	15,377
516 大 田 府	39,061	21,696	8,614	...	30,447	17,365
517 馬 山 府	31,778	27,885	22,874	...	8,904	3,893
601 臺 北 市	274,157	230,490	195,200	162,782	78,957	43,667
602 臺 南 市	110,816	94,546	84,793	76,560	26,023	16,270
903 基 隆 市	86,887	75,070	62,000	47,921	24,887	11,817
604 高 雄 市	85,467	△ 62,722	43,764	35,053	41,703	22,745
605 嘉 義 市	73,072	57,880	44,806	37,477	28,266	15,192
606 臺 中 市	70,069	△ 54,188	41,042	31,539	29,027	15,881
607 新 竹 市	51,025	△ 45,014	37,714	31,934	13,311	6,011
608 屏 東 市	43,430	34,909	26,672	21,886	16,758	8,521
609 彰 化 市	51,014	△ 43,530	37,134	33,829	13,880	7,484
701 大 連 市	377,009	292,552	202,921	159,188	174,088	84,457
702 旅 順 市	34,690	33,933	26,811	22,910	7,879	757
801 豐 原 町	...	31,648	21,781	11,989
802 大 泊 町	...	33,312	25,460	12,490

備考 1. 朝鮮都市は毎調査時の府域人口による。△印は次回調査との間に府域擴張あ意味を異にす。
2. 臺灣都市は昭和5年迄は、同年10月1日現在市域の人口、昭和10年は同年10

人 口

都 市 番 號	加 數		人 口 増 加 率				將 來 推 計 人 口		
	大正14-昭和5	大正9-14	大正14-昭和10	昭和5-10	大正14-昭和5	大正9-14	昭和11年	昭和13年	昭和15年
317	2,964	2,175	17.5	5.3	11.7	9.4	30,200	30,800	31,400
318	5,633	2,761	39.9	10.4	26.8	15.1	30,000	31,200	32,400
319	6,411	3,732	74.0	26.1	38.0	28.4	30,600	33,200	35,900
320	- 1,632	- 2,301	9.6	6.9	93.7	- 8.8	29,400	31,100	32,900
321	781	1,497	7.4	4.3	3.0	6.0	28,600	29,100	29,600
322	3,503	6,371	47.0	25.8	18.4	50.4	29,500	32,000	34,500
323	2,559	4,795	22.0	9.8	11.0	26.3	28,700	39,700	30,900
324	2,319	1,343	12.4	2.8	9.3	5.7	28,200	28,500	28,800
325	2,007	3,271	16.5	7.4	8.4	16.0	28,100	28,900	29,800
326	2,202	3,274	23.8	12.4	10.1	17.8	27,500	28,800	30,100
327	1,301	1,106	26.0	18.7	6.1	5.5	27,700	29,500	31,400
328	3,350	4,585	37.3	17.0	17.4	31.2	27,300	28,900	30,600
329	1,817	4,181	17.0	8.1	10.9	17.6	26,200	27,000	27,800
330	2,521	2,303	14.5	3.0	11.2	11.4	25,900	26,200	26,500
331	1,812	2,631	20.0	10.5	8.7	14.4	25,600	26,600	27,600
501	51,614	...	29.6	12.6	15.1	501
502	39,456	...	71.1	24.9	37.0	502
503	51,280	...	103.6	29.4	57.3	503
504	16,785	...	40.3	15.1	21.9	504
505	11,842	...	47.4	21.8	21.0	505
506	6,339	...	127.3	75.0	29.9	506
507	24,871	...	65.2	40.7	17.4	507
508	12,172	...	152.2	21.6	7.3	508
509	3,183	...	78.5	29.0	38.4	509
510	15,276	...	19.8	12.1	6.9	510
511	9,289	...	168.9	54.5	74.0	511
512	11,056	...	130.0	65.3	39.2	512
513	85.4	31.8	40.6	513
514	9.8	514
515	4,762	...	93.4	58.4	22.1	515
516	13,082	...	353.4	80.0	151.9	516
517	5,011	...	38.9	13.9	21.9	517
601	35,290	32,418	40.4	18.9	18.1	19.9	601
602	9,753	8,233	30.6	17.2	11.5	10.8	602
603	13,070	14,089	40.1	15.7	21.1	29.4	603
604	18,958	8,711	95.2	36.2	43.3	24.9	604
605	13,074	7,329	63.0	26.2	29.2	19.6	605
606	13,146	9,503	70.7	29.3	32.0	30.1	606
607	7,300	5,780	35.2	13.3	19.4	18.1	607
608	8,237	4,786	62.8	24.3	30.9	21.9	608
609	6,396	3,305	37.3	17.1	17.2	9.8	609
701	89,631	43,733	85.7	28.8	44.2	27.5	701
702	7,122	3,901	29.3	2.2	26.6	17.0	702
801	9,867	9,792	45.3	81.7	801
802	7,852	12,970	30.8	103.8	802

りたるもの、従つて増加數及増加率は擴張府域の人口の添付を含み、内地都市の場合と月1日國勢調査人口、△印に就ては前註と同様なり。

2 各 市 職 業

職 業	1 京 都 市	2 大 阪 市	3 名 古 屋 市	4 京 都 市	5 神 戸 市	6 横 濱 市
總 數	4,959,587	2,453,573	907,404	765,142	787,616	620,306
0 A 農 業	67,454	15,332	18,767	4,416	4,035	12,475
0 B 水 産	3,446	776	363	20	1,151	2,218
0 C 採 石	1,686	969	232	133	84	44
0 D 工 業	695,017	411,904	157,443	132,439	105,980	76,973
0 E 商 業	650,937	365,107	112,537	119,886	100,587	72,231
0 F 交 通	129,830	89,776	25,224	15,217	40,068	25,824
0 G 公 務	308,140	115,820	42,368	35,456	44,643	31,067
0 H 家 事	149,484	51,118	13,958	24,144	15,483	10,990
0 I 其 他	66,504	43,207	11,204	9,504	15,228	13,132
0 J 無 業	2,887,089	1,359,564	525,308	423,927	460,357	375,352
0 1 農 業 従 事 者		13,783	17,356	3,956	3,518	11,798
0 2 畜 産 従 事 者	67,454	1,335	1,313	391	457	659
0 3 漁 業 従 事 者		15	46	8	2	3
0 4 林 業 従 事 者		199	52	61	58	15
0 5 水 産 従 事 者	3,446	776	363	20	1,151	2,218
0 6 採 石 従 事 者		44	25	7	9	8
0 7 採 石 従 事 者		125	12	15	33	12
0 8 採 石 従 事 者	1,686	2	—	—	1	1
0 9 採 石 従 事 者		798	195	111	41	23
0 10 製 鉄 業	13,602	13,864	9,317	3,020	874	1,391
0 11 金 工 業	127,361	98,869	25,691	10,365	30,558	16,853
0 12 精 工 業	19,308	6,530	2,694	1,376	862	756
0 13 化 学 工 業	26,644	19,025	2,336	1,073	11,186	1,828
0 14 紡 織 工 業	62,801	51,772	35,601	64,210	9,164	8,602
0 15 被 服 製 造	86,575	60,615	17,066	10,202	9,669	7,390
0 16 紙 工 業	72,185	31,096	7,513	8,702	5,100	3,452
0 17 皮 革 製 造	7,683	9,554	714	311	446	196
0 18 木 竹 製 造	62,682	35,540	21,859	8,588	10,207	8,501
0 19 製 糖 業	545	6	—	2	4	5
0 20 食 料 製 造	41,226	17,377	8,614	5,059	4,276	4,561
0 21 土 木 建 築	121,055	37,631	15,728	14,142	12,434	16,554
0 22 瓦 斯 電 氣 水 道	18,244	8,683	3,152	2,179	3,648	2,800
0 23 其 他 の 工 業 的 職 業	35,106	21,342	7,158	3,210	7,552	4,084
0 24 商 業 的 職 業	459,632	270,482	82,638	85,237	69,006	50,697
0 25 金 融 保 險	11,887	4,847	1,602	1,411	1,959	1,246
0 26 接 送 運 送	179,418	89,778	28,297	33,238	29,622	20,288
0 27 通 信	109,555	78,636	21,817	12,448	35,135	23,518
0 28 通 信	20,275	11,140	3,407	2,769	4,933	2,306
0 29 官 吏 公 吏 雇 員	84,011	19,502	8,957	5,724	8,692	7,438
0 30 海 軍 現 役 軍 人	* 16,006	4,080	3,078	75	98	77
0 31 法 務 従 事 者	2,856	641	167	170	183	122
0 32 教 育 従 事 者	24,266	8,093	4,001	4,395	3,732	2,677
0 33 宗 教 従 事 者	9,016	6,228	2,998	2,644	2,269	1,269
0 34 醫 療 従 事 者	40,614	18,273	6,044	6,620	6,086	4,173
0 35 書 記 的 職 業	92,527	45,163	12,806	9,503	19,182	12,357
0 36 記 者 通 譯 家 務 従 事 者	28,555	10,633	3,233	5,339	2,699	1,802
0 37 其 他 の 自 由 業 従 事 者	10,289	3,207	1,084	986	1,702	1,152
0 38 家 事 使 用 人	149,484	51,118	13,958	24,144	15,483	10,990
0 39 其 他 の 有 業 者	66,504	43,207	11,204	9,504	15,228	13,132
0 40 恩 給 財 産 等 の 收 入 に よ る 者	2,887,089	9,214	3,929	3,667	3,679	2,153
0 41 其 他 の 無 業 者		1,350,350	521,379	420,260	456,678	373,199

備考 1. 本表は昭和5年國勢調査報告に依り、特記無きものは總て當時の市域人口とす。
2. 東京市は内閣統計局公表の舊市域人口に東京市調査の新市域人口を合計す。

別 人 口 (昭和5年國勢調査)

7 廣 島 市	8 福 岡 市	9 吳 市	10 仙 臺 市	11 長 崎 市	12 八 幡 市	13 函 館 市	14 静 岡 市	職 業 番 號
270,417	228,289	190,282	190,180	204,626	168,217	197,252	136,481	
7,434	5,748	3,063	4,883	5,410	1,653	1,284	5,966	0 A
1,561	427	464	21	1,352	20	9,201	57	0 B
88	184	19	241	41	322	73	37	0 C
33,831	27,256	24,727	18,392	22,652	26,874	16,388	20,105	0 D
31,953	27,749	12,701	19,523	20,567	13,619	20,575	14,463	0 E
7,491	5,836	3,953	4,062	7,288	6,299	8,676	2,634	0 F
18,821	14,733	30,240	16,721	8,950	5,966	8,267	6,852	0 G
3,672	5,850	1,367	3,800	4,811	1,345	3,363	2,484	0 H
3,469	3,445	2,479	2,678	4,032	10,134	7,557	1,572	0 I
162,097	137,061	111,269	119,859	129,523	101,985	121,868	82,311	0 J
7,068	5,561	2,958	4,595	5,159	1,503	1,049	5,808	0 1
303	159	99	244	207	128	196	122	0 2
45	14	4	31	10	—	—	7	0 3
18	14	2	13	34	22	39	29	0 4
1,561	427	464	21	1,352	20	9,201	57	0 5
10	145	8	186	32	255	13	—	0 6
6	26	12	9	3	26	23	3	0 7
1	1	—	1	—	—	31	—	0 8
71	12	10	45	6	41	6	34	0 9
300	746	61	368	114	1,591	111	140	0 10
5,097	3,814	9,670	1,732	8,127	10,576	2,874	1,667	0 11
286	398	3,018	186	230	90	110	101	0 12
1,341	732	240	109	284	1,643	281	135	0 13
3,490	3,608	464	3,115	1,881	417	1,152	2,594	0 14
4,311	3,122	1,339	2,125	1,820	961	1,838	2,065	0 15
2,192	1,939	577	1,655	896	392	847	1,407	0 16
89	46	11	53	228	4	69	42	0 17
5,309	3,184	1,913	2,220	2,729	1,494	2,988	7,024	0 18
3	1	—	—	—	1	—	—	0 19
4,073	2,650	1,190	2,020	1,356	757	1,725	1,640	0 20
4,966	5,212	2,485	3,561	2,940	3,744	3,291	2,287	0 21
862	727	1,088	448	895	2,931	467	231	0 22
1,512	1,077	2,671	800	1,152	2,273	635	772	0 23
22,481	18,025	8,457	13,501	14,495	8,548	14,558	10,594	0 24
673	638	247	568	388	203	321	272	0 25
8,799	9,086	3,997	5,454	5,684	4,868	5,696	3,597	0 26
6,148	4,784	3,481	2,972	6,014	5,907	7,713	2,204	0 27
1,343	1,052	472	1,090	1,274	392	963	430	0 28
3,795	3,159	2,623	5,297	2,053	2,807	1,622	1,511	0 29
5,023	1,483	23,979	4,226	42	19	507	1,396	0 30
72	74	17	72	43	1	35	40	0 31
2,045	1,752	807	1,885	1,302	495	876	949	0 32
648	604	290	324	533	314	497	252	0 33
2,101	2,437	996	2,030	1,505	1,018	1,207	979	0 34
3,601	4,074	1,013	2,127	2,548	888	2,766	1,266	0 35
1,082	763	379	476	492	293	463	290	0 36
454	387	136	284	432	131	294	169	0 37
3,672	5,850	1,367	3,800	4,811	1,345	3,363	2,484	0 38
3,469	3,445	2,479	2,678	4,032	10,134	7,557	1,572	0 39
2,366	1,664	572	1,227	918	632	544	447	0 40
159,731	135,397	110,697	118,632	128,605	101,353	121,324	81,864	0 41

* 印は實際數より少数なり(概説中の注意参照)。

2 各 市 職 業

職業番號	15 札幌市	16 熊本市	17 横須賀市	18 鹿児島市	19 和歌山市	20 佐世保市	21 岡山市	22 金澤市	23 川崎市
0 A	168,576	164,460	110,301	137,236	117,444	133,174	139,222	157,311	104,351
0 B	1,706	3,721	365	1,810	1,767	3,450	2,678	2,252	3,080
0 C	90	42	112	391	104	510	26	58	52
0 D	117	90	3	65	67	236	156	190	250
0 E	16,849	17,666	10,865	15,349	18,387	13,102	19,485	22,348	19,070
0 F	17,278	21,015	9,956	15,615	15,090	10,944	18,846	17,814	9,231
0 G	3,779	3,565	1,903	4,734	2,620	2,523	3,716	3,181	2,996
0 H	11,563	13,388	30,453	6,720	6,216	27,727	9,723	11,929	3,375
0 I	2,940	4,847	1,252	3,179	2,267	2,285	1,860	2,964	1,110
0 J	3,782	1,561	1,378	1,441	1,070	1,805	1,817	1,756	2,547
0 1	110,472	98,565	54,014	87,932	69,856	70,592	80,915	94,819	62,640
0 2	1,366	3,401	248	1,535	1,616	3,332	2,511	2,070	3,041
0 3	299	197	114	191	126	83	134	161	37
0 4	3	105	1	10	8	17	25	8	2
0 5	38	18	2	74	17	18	8	13	—
0 6	90	42	112	391	104	510	26	58	52
0 7	56	11	1	2	1	234	2	1	2
0 8	29	6	1	21	1	1	11	16	1
0 9	4	—	—	—	—	—	—	—	—
0 10	28	73	1	42	65	1	143	173	247
0 11	155	119	15	139	83	38	258	451	732
0 12	2,591	1,484	4,132	1,372	1,447	4,853	1,993	3,779	5,898
0 13	165	166	48	154	83	300	149	225	552
0 14	290	268	77	267	285	179	546	279	301
0 15	1,312	3,624	275	2,942	5,601	331	4,701	5,592	2,462
0 16	1,933	2,535	815	2,187	1,531	1,271	2,221	2,163	537
0 17	1,609	1,370	359	845	795	400	1,390	1,192	352
0 18	220	42	18	31	38	4	38	39	8
0 19	2,565	1,944	1,060	2,134	5,158	1,271	2,033	2,870	870
0 20	—	—	—	—	—	—	4	—	11
0 21	1,856	2,533	450	2,283	876	943	2,087	1,833	1,314
0 22	2,744	2,473	2,275	2,098	1,769	2,132	2,975	2,904	3,810
0 23	564	459	486	253	309	503	520	423	1,040
0 24	845	649	855	644	412	877	570	598	1,183
0 25	11,502	14,340	6,360	11,250	11,457	7,410	13,114	12,425	6,295
0 26	420	329	154	290	300	144	333	511	148
0 27	5,356	6,346	3,442	4,075	3,333	3,390	5,399	4,878	2,788
0 28	2,625	2,666	1,600	4,111	2,294	2,047	3,106	2,364	2,725
0 29	1,154	899	303	623	326	476	610	817	271
0 30	4,666	3,067	1,324	1,725	813	1,419	1,860	2,178	696
0 31	40	4,223	26,871	113	1,423	23,606	1,723	3,755	8
0 32	36	64	9	59	31	15	59	37	10
0 33	1,374	1,518	391	1,220	676	588	1,213	1,318	290
0 34	486	507	142	259	293	226	357	580	130
0 35	1,739	1,589	672	1,078	1,067	749	1,550	1,417	531
0 36	2,381	1,744	714	1,750	1,402	797	2,194	1,976	1,382
0 37	551	432	222	329	357	246	553	497	184
0 38	290	244	108	187	154	81	214	171	144
0 39	2,940	4,847	1,252	3,179	2,267	2,285	1,860	2,964	1,110
0 40	3,782	1,561	1,378	1,441	1,070	1,805	1,817	1,756	2,547
0 41	804	1,504	506	1,372	726	570	1,137	1,238	195
0 42	109,868	97,061	53,508	86,560	69,130	70,022	79,778	93,581	62,445

別 人 口 (昭和5年國勢調査)

職業番號	24 小樽市	25 堺市	26 豊橋市	27 新潟市	28 濱松市	29 下關市	30 岐阜市	31 門司市	32 小倉市	職業番號
0 A	144,887	120,348	98,555	125,108	109,478	98,543	90,112	108,130	88,049	0 A
0 B	1,191	1,285	3,356	795	1,482	1,203	551	2,060	2,439	0 B
0 C	633	727	29	596	20	460	17	528	281	0 C
0 D	54	19	38	10	11	33	39	232	281	0 D
0 E	12,850	22,917	26,357	14,058	20,162	7,476	16,057	9,528	11,768	0 E
0 F	16,229	15,291	13,562	14,214	13,724	13,513	14,480	11,945	9,247	0 F
0 G	9,491	3,002	1,591	3,879	2,181	7,925	1,665	10,031	2,998	0 G
0 H	6,162	4,887	5,002	6,331	5,079	5,808	4,317	5,595	4,190	0 H
0 I	2,526	2,247	1,007	3,629	1,481	2,120	1,304	1,588	1,413	0 I
0 J	3,825	1,650	1,105	3,944	1,385	1,536	903	3,501	2,214	0 J
0 1	91,926	68,823	46,508	77,652	63,953	58,469	50,779	63,122	52,618	0 1
0 2	1,036	1,202	2,685	670	1,379	1,136	466	1,946	2,203	0 2
0 3	106	70	631	111	85	54	42	82	229	0 3
0 4	—	—	33	6	8	1	35	—	3	0 4
0 5	49	13	7	8	10	12	8	32	4	0 5
0 6	633	727	29	596	20	460	17	528	881	0 6
0 7	27	3	—	1	3	7	—	21	247	0 7
0 8	7	—	2	1	5	8	17	9	8	0 8
0 9	1	—	—	5	—	—	—	—	—	0 9
0 10	19	16	36	3	3	18	22	202	26	0 10
0 11	84	561	242	112	111	51	58	641	778	0 11
0 12	1,691	5,209	750	2,251	2,653	1,198	972	1,679	3,319	0 12
0 13	93	207	65	65	417	113	65	93	55	0 13
0 14	554	1,179	157	407	117	106	109	178	331	0 14
0 15	582	5,272	18,637	1,183	8,195	547	6,937	541	512	0 15
0 16	1,807	3,218	908	1,822	1,945	963	2,448	711	881	0 16
0 17	864	1,054	559	1,171	736	560	906	694	647	0 17
0 18	15	175	7	17	16	36	8	14	30	0 18
0 19	1,969	2,190	1,439	3,384	1,862	1,031	1,794	1,251	1,108	0 19
0 20	—	—	—	—	—	—	—	32	—	0 20
0 21	1,805	1,096	1,119	677	1,409	950	868	1,051	605	0 21
0 22	2,520	1,418	1,579	2,197	1,968	1,427	1,353	1,654	2,415	0 22
0 23	291	380	210	418	252	303	227	470	537	0 23
0 24	575	958	685	354	481	191	312	519	550	0 24
0 25	11,394	11,164	9,556	9,478	9,669	9,166	9,630	7,876	6,323	0 25
0 26	321	236	177	238	205	157	213	174	124	0 26
0 27	4,514	3,891	3,829	4,498	3,850	4,190	4,637	3,895	2,800	0 27
0 28	8,631	2,653	1,293	3,191	1,833	6,922	1,365	9,237	2,657	0 28
0 29	860	349	298	688	348	1,003	300	794	341	0 29
0 30	1,184	935	454	1,929	733	1,412	1,119	1,810	1,183	0 30
0 31	9	30	1,922	14	935	855	94	23	135	0 31
0 32	28	28	14	41	28	33	33	2	48	0 32
0 33	686	503	454	919	606	425	511	435	477	0 33
0 34	338	370	210	347	214	277	252	262	232	0 34
0 35	830	833	677	1,113	894	650	743	615	706	0 35
0 36	2,593	1,655	895	1,541	1,264	1,666	1,176	2,066	1,063	0 36
0 37	343	373	247	280	285	361	292	282	211	0 37
0 38	151	160	129	147	120	129	97	100	135	0 38
0 39	2,526	2,247	1,007	3,629	1,481	2,120	1,304	1,588	1,413	0 39
0 40	3,825	1,650	1,105	3,944	1,385	1,536	903	3,501	2,214	0 40
0 41	299	512	421	282	263	347	393	572	501	0 41
0 42	91,627	67,811	46,087	77,370	63,690	58,122	50,386	62,550	52,117	0 42

2 各 市 職 業

職業 番號	33 大牟田市	34 高知市	35 徳島市	36 青森市	37 久留米市	38 姫路市	39 旭川市	40 西宮市	41 前橋市
0 A	97,298	96,988	90,634	77,103	83,009	62,171	82,514	39,360	84,925
0 B	1,403	2,632	1,969	1,301	3,150	1,078	1,737	356	1,640
0 C	282	205	1,007	492	23	9	18	316	53
0 D	3,354	20	25	37	15	9	30	10	22
0 E	11,004	10,865	13,003	5,474	11,644	9,349	8,029	4,148	20,978
0 F	8,717	12,874	12,389	8,021	9,952	8,715	9,143	5,590	10,739
0 G	3,802	2,288	2,304	3,052	1,619	1,270	2,096	1,117	1,419
0 H	2,899	5,445	4,548	3,527	6,860	5,712	9,847	2,482	3,740
0 I	1,203	2,666	1,438	1,300	1,599	1,047	1,109	1,716	1,155
0 J	4,383	1,260	916	2,810	798	616	1,454	526	804
0 1	60,251	58,733	53,035	51,089	47,349	34,366	49,051	23,099	44,375
0 2	1,336	2,486	1,900	1,195	3,042	1,026	1,535	336	1,475
0 3	63	80	56	66	97	51	178	19	48
0 4	1	31	3	—	5	—	—	—	116
0 5	3	35	10	40	6	1	24	1	1
0 6	282	205	1,007	492	23	9	18	316	53
0 7	3,315	1	1	5	10	1	3	1	—
0 8	3	7	4	8	5	1	4	4	6
0 9	—	—	—	—	—	—	—	1	—
0 10	36	12	20	24	—	7	23	4	16
0 11	139	233	72	9	163	121	67	64	17
0 12	2,225	1,050	1,148	610	1,001	790	837	386	766
0 13	65	172	155	50	99	56	80	29	62
0 14	1,028	137	95	69	1,283	181	75	160	116
0 15	1,531	1,524	3,180	183	1,776	3,760	393	771	13,834
0 16	712	1,324	1,493	663	2,892	846	961	281	1,007
0 17	275	1,863	559	439	511	388	607	215	855
0 18	26	12	46	15	24	101	61	7	13
0 19	901	1,561	2,797	1,251	1,158	1,032	1,649	696	1,284
0 20	—	—	182	—	—	1	—	—	—
0 21	843	854	1,479	816	870	760	950	322	657
0 22	1,758	1,458	1,257	990	1,297	748	1,765	834	1,745
0 23	410	216	209	176	184	154	256	148	166
0 24	1,091	461	331	203	386	411	328	235	456
0 25	5,812	9,313	8,949	5,576	6,685	5,979	6,278	3,757	8,076
0 26	136	198	221	189	155	170	200	192	176
0 27	2,769	3,363	3,219	2,276	3,112	2,566	2,665	1,641	2,487
0 28	3,558	1,876	1,965	2,510	1,313	1,094	1,647	932	1,192
0 29	244	412	339	542	306	176	449	185	227
0 30	436	1,303	1,316	1,149	590	520	1,017	285	1,029
0 31	5	81	88	43	3,490	2,884	6,114	4	6
0 32	3	41	32	24	29	23	25	11	34
0 33	393	794	772	488	451	473	477	225	585
0 34	252	234	186	118	258	216	196	99	143
0 35	549	1,122	748	521	688	504	756	405	756
0 36	914	1,318	891	916	984	712	880	1,173	811
0 37	232	371	391	191	259	279	253	188	239
0 38	115	181	124	77	111	101	129	92	137
0 39	1,203	2,666	1,438	1,300	1,599	1,047	1,109	1,716	1,155
0 40	4,383	1,260	916	2,810	798	616	1,454	526	804
0 41	378	819	647	182	470	449	302	231	255
0 42	59,873	57,914	52,388	50,907	46,879	33,917	48,749	22,868	44,120

別 人 口 (昭和5年國勢調査)

職業 番號	42 宇都宮市	43 高松市	44 富山市	45 甲府市	46 松山市	47 長野市	48 岡崎市	49 宇部市	50 桐生市	職業 番號
0 A	81,388	79,906	75,099	79,447	82,477	73,912	65,507	61,172	52,906	0 A
0 B	1,794	1,507	1,338	1,113	2,382	5,987	4,842	2,870	556	0 B
0 C	17	769	138	7	5	8	15	805	7	0 C
0 D	27	2	40	18	11	3	90	8,081	10	0 D
0 E	7,763	9,985	7,844	14,087	9,948	7,927	12,749	5,399	14,620	0 E
0 F	11,336	10,035	10,043	11,713	8,605	9,078	7,921	5,137	5,883	0 F
0 G	1,897	2,196	1,531	1,532	1,417	1,657	1,104	2,030	722	0 G
0 H	4,679	4,200	4,908	4,125	5,213	4,383	2,523	1,526	1,478	0 H
0 I	1,462	1,845	1,669	1,263	1,480	1,059	644	609	952	0 I
0 J	658	742	684	659	802	883	707	838	411	0 J
0 1	51,755	48,625	46,904	44,930	52,614	42,927	34,912	33,877	28,267	0 1
0 2	1,719	1,432	1,307	993	2,316	5,556	4,592	2,826	520	0 2
0 3	73	57	27	79	35	72	152	35	34	0 3
0 4	1	2	2	36	19	345	94	5	1	0 4
0 5	1	16	2	5	12	14	4	4	1	0 5
0 6	17	769	138	7	5	8	15	805	7	0 6
0 7	2	—	—	—	5	—	—	8,073	—	0 7
0 8	5	1	2	—	3	—	2	2	3	0 8
0 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0 9
0 10	20	1	38	18	3	3	88	6	7	0 10
0 11	25	86	116	51	110	95	881	154	7	0 11
0 12	777	948	781	656	844	918	917	910	1,172	0 12
0 13	34	100	73	1,472	68	22	30	32	13	0 13
0 14	103	190	336	71	92	65	76	58	40	0 14
0 15	590	1,022	756	5,851	3,163	1,333	5,605	843	10,650	0 15
0 16	1,257	1,706	826	1,354	1,156	867	758	357	471	0 16
0 17	631	937	910	536	708	742	294	159	386	0 17
0 18	19	12	11	14	8	7	7	8	1	0 18
0 19	1,056	2,062	1,423	1,110	1,195	1,156	1,019	583	622	0 19
0 20	—	286	—	—	—	—	—	—	—	0 20
0 21	1,342	882	611	805	950	841	907	442	268	0 21
0 22	1,457	1,332	1,353	1,712	1,219	1,510	1,834	1,160	812	0 22
0 23	194	173	228	195	212	238	205	178	82	0 23
0 24	278	249	420	260	223	133	216	515	96	0 24
0 25	8,359	7,084	7,510	8,496	6,418	6,381	5,330	3,578	4,392	0 25
0 26	209	175	215	172	158	96	132	77	74	0 26
0 27	2,768	2,776	2,318	3,045	2,029	2,601	2,459	1,482	1,417	0 27
0 28	1,549	1,844	1,185	1,275	1,039	1,217	925	1,893	592	0 28
0 29	348	352	346	257	378	440	179	137	130	0 29
0 30	1,404	1,022	893	1,082	942	1,619	451	212	259	0 30
0 31	333	11	1,346	116	1,325	8	3	2	3	0 31
0 32	40	28	27	22	23	28	16	2	1	0 32
0 33	792	652	619	607	744	674	385	263	244	0 33
0 34	110	258	258	122	222	238	295	112	59	0 34
0 35	838	816	530	750	660	457	445	271	258	0 35
0 36	825	963	871	1,056	862	1,034	582	485	385	0 36
0 37	218	342	275	280	300	191	265	129	242	0 37
0 38	119	108	89	90	135	134	81	50	27	0 38
0 39	1,462	1,845	1,669	1,263	1,480	1,059	644	609	952	0 39
0 40	658	742	684	659	802	883	707	838	411	0 40
0 41	392	853	343	239	755	201	326	118	96	0 41
0 42	51,363	47,772	46,561	44,691	51,859	42,726	34,586	33,759	28,171	0 42

2 各市職業

職業番號	51 福井市	52 若松市 (福岡)	53 松本市	54 尼崎市	55 大津市	56 山形市	57 盛岡市	58 戸畑市	59 津市
0 A	64,199	57,320	72,141	50,064	34,379	63,423	62,249	51,674	56,089
0 B	316	951	2,776	543	592	2,271	2,335	722	1,378
0 C	14	191	17	106	16	2	13	176	225
0 D	49	39	24	2	2	24	39	62	10
0 E	10,506	4,365	13,597	7,643	3,102	8,177	6,301	7,352	7,995
0 F	10,469	5,987	8,986	5,327	5,217	6,549	6,230	4,542	6,620
0 G	1,263	8,637	1,367	2,440	1,242	1,109	1,364	4,032	1,293
0 H	3,167	2,279	4,295	2,505	2,072	4,487	3,721	1,853	2,762
0 I	1,106	816	745	776	653	1,438	1,241	565	944
0 J	595	1,086	876	1,043	489	539	913	1,929	848
0 1	36,714	32,969	39,458	29,679	20,994	38,827	40,092	30,441	34,014
0 2	269	892	2,266	533	542	2,166	2,223	679	1,135
0 3	43	51	75	9	40	60	71	39	138
0 4	2	1	422	—	1	44	8	—	95
0 5	2	7	13	1	9	1	33	4	10
0 6	14	191	17	106	16	2	13	176	225
0 7	—	35	3	—	—	3	2	60	1
0 8	—	3	1	2	1	2	5	2	—
0 9	—	—	1	—	—	2	1	—	—
0 10	49	1	19	—	1	17	31	—	9
0 11	32	68	60	484	25	81	50	409	9
0 12	916	1,424	651	2,388	373	1,211	863	2,217	572
0 13	71	40	40	63	46	46	61	31	30
0 14	55	203	90	443	34	47	16	369	47
0 15	4,554	160	7,444	767	487	1,064	699	918	3,747
0 16	930	398	1,219	191	340	1,014	766	339	774
0 17	608	163	437	257	273	883	531	123	396
0 18	11	2	12	16	39	16	14	4	44
0 19	1,349	508	1,253	877	370	1,285	783	695	891
0 20	—	1	—	—	—	—	—	—	—
0 21	338	352	816	439	313	1,115	795	479	319
0 22	1,203	720	1,205	785	535	1,094	1,384	1,119	880
0 23	177	148	168	341	166	128	151	278	133
0 24	262	178	202	592	101	193	188	371	153
0 25	7,961	3,769	6,494	3,934	3,514	4,773	4,258	2,907	4,786
0 26	195	92	168	105	92	114	118	65	114
0 27	2,313	2,126	2,324	1,288	1,611	1,662	1,854	1,570	1,720
0 28	971	8,388	1,024	2,259	1,034	815	1,062	3,801	1,038
0 29	292	246	343	181	208	294	302	231	255
0 30	696	415	538	318	591	1,048	1,212	501	858
0 31	13	1	1,389	1	7	1,316	135	2	35
0 32	24	2	19	8	14	26	19	—	21
0 33	465	219	537	198	243	583	626	208	376
0 34	310	155	119	135	150	146	105	96	176
0 35	537	343	512	445	305	580	508	210	411
0 36	797	938	752	1,158	585	528	809	698	648
0 37	246	131	306	154	115	178	148	94	144
0 38	79	75	123	88	62	82	159	44	93
0 39	1,106	816	745	776	653	1,438	1,241	565	944
0 40	595	1,086	876	1,043	489	539	913	1,929	848
0 41	424	216	267	165	266	200	236	190	391
0 42	36,290	32,753	29,191	29,514	20,728	38,627	39,856	30,251	33,623

別 人口 (昭和5年國勢調査)

職業番號	60 那覇市	61 室蘭市	62 宮崎市	63 高崎市	64 水戸市	65 別府市	66 八戸市	67 長岡市	68 大分市
0 A	60,535	55,855	54,600	59,928	50,648	43,074	52,907	57,866	57,294
0 B	1,969	952	4,789	2,904	626	1,396	3,714	1,503	3,654
0 C	532	944	31	12	9	311	3,530	16	630
0 D	30	58	12	64	30	24	28	55	9
0 E	7,919	5,236	7,365	7,932	5,751	3,917	3,129	7,157	7,398
0 F	8,174	3,663	6,003	8,258	7,177	7,861	4,120	7,096	5,478
0 G	2,362	2,713	964	1,460	1,326	982	1,144	1,254	1,440
0 H	2,278	2,274	2,743	3,247	3,110	2,018	1,466	2,600	4,380
0 I	1,301	517	1,060	819	1,166	1,111	1,062	1,628	882
0 J	486	3,059	947	525	527	468	970	1,087	721
0 1	35,484	36,439	30,686	34,707	30,926	24,986	33,744	35,470	32,702
0 2	1,874	869	4,622	2,828	594	1,293	3,648	1,416	3,574
0 3	71	71	100	44	21	96	43	57	58
0 4	19	—	41	28	6	—	9	26	17
0 5	5	12	26	4	5	7	14	4	5
0 6	532	944	31	12	9	311	3,530	16	630
0 7	2	55	1	59	5	6	—	—	2
0 8	1	2	1	1	2	9	1	1	4
0 9	—	—	—	—	—	—	—	23	—
0 10	27	1	10	4	23	9	27	31	3
0 11	264	55	148	54	29	19	97	42	74
0 12	395	1,935	374	723	498	241	353	1,240	513
0 13	76	21	39	27	48	39	17	61	40
0 14	140	127	58	92	48	49	93	277	41
0 15	1,842	106	2,799	2,556	310	189	132	1,103	3,499
0 16	2,110	294	649	723	1,181	407	279	815	534
0 17	251	182	301	401	408	268	138	573	345
0 18	37	3	7	8	1	7	10	2	18
0 19	1,249	376	885	1,050	815	1,104	615	986	720
0 20	106	—	—	—	—	2	—	—	—
0 21	531	369	651	894	1,167	531	650	546	645
0 22	769	1,072	1,206	1,069	919	827	609	1,188	638
0 23	61	281	115	125	139	132	63	179	179
0 24	88	415	133	210	188	102	73	145	152
0 25	5,248	2,251	4,036	6,224	5,040	4,156	3,106	5,233	3,919
0 26	150	51	84	131	132	101	62	124	87
0 27	2,776	1,361	1,883	1,903	2,005	3,604	952	1,739	1,472
0 28	2,177	2,428	735	1,229	1,151	759	1,024	988	1,174
0 29	185	285	229	231	175	223	120	266	266
0 30	768	574	898	395	1,004	277	249	501	953
0 31	17	8	8	1,352	66	59	7	5	1,238
0 32	16	7	30	19	36	5	9	17	31
0 33	461	279	427	298	512	203	313	469	505
0 34	46	106	129	93	54	147	91	162	150
0 35	325	280	359	413	590	574	270	495	529
0 36	444	868	580	468	584	392	394	657	660
0 37	78	94	201	147	188	289	88	207	217
0 38	123	58	111	62	76	72	45	87	97
0 39	1,301	517	1,060	819	1,166	1,111	1,062	1,628	882
0 40	486	3,059	947	525	527	468	970	1,087	721
0 41	438	84	181	226	423	395	78	188	290
0 42	35,046	36,355	30,505	34,481	30,503	24,591	33,666	35,282	32,412

2 各 市 職 業

職業番號	69 清水市	70 秋田市	71 八王子市	72 四日市市	73 福山市	74 千葉市	75 高岡市	77 鋼路市	78 奈良市
0 A	55,665	51,070	51,888	51,810	38,214	49,088	51,760	51,586	52,784
0 B	4,227	866	640	2,121	871	2,018	2,204	614	1,183
0 C	1,005	11	2	392	12	436	11	4,033	—
0 D	5	61	4	36	1	3	11	778	3
0 E	5,337	4,489	11,506	8,453	5,634	3,722	8,542	3,357	5,275
0 F	5,185	4,933	6,576	5,546	5,073	6,538	5,882	4,390	6,972
0 G	1,960	1,222	1,014	1,908	861	1,421	829	2,415	1,302
0 H	1,734	4,943	1,675	1,941	2,872	4,045	2,098	1,877	3,689
0 I	626	1,553	1,315	665	374	1,289	669	646	1,190
0 J	1,592	718	380	733	364	461	433	1,630	771
0 1	33,994	32,274	28,776	30,015	22,152	29,155	31,081	31,846	32,399
0 2	4,085	806	596	1,946	834	1,911	2,177	492	1,095
0 3	131	34	32	169	31	102	24	88	72
0 4	2	10	9	5	6	4	3	—	1
0 5	9	16	3	1	—	1	—	34	15
0 6	1,005	11	2	392	12	436	11	4,033	—
0 7	1	3	—	1	—	1	—	778	1
0 8	—	6	—	—	1	—	—	—	1
0 9	—	22	—	—	—	—	—	—	—
0 10	4	30	4	35	—	2	11	—	1
0 11	80	21	4	2,159	40	33	17	10	59
0 12	665	525	525	919	624	464	2,526	569	396
0 13	25	128	23	16	80	79	94	31	64
0 14	189	16	41	293	128	33	108	76	212
0 15	251	348	7,827	1,750	1,816	275	1,510	98	820
0 16	469	642	499	389	594	437	784	296	789
0 17	199	431	172	289	357	303	373	180	455
0 18	31	2	2	19	13	43	10	25	25
0 19	1,548	829	532	789	612	430	1,610	677	689
0 20	4	—	—	—	1	—	—	—	—
0 21	455	415	485	381	570	440	462	363	435
0 22	1,104	911	1,088	937	483	935	784	756	711
0 23	131	121	153	169	82	137	142	106	215
0 24	186	100	155	343	228	143	89	185	405
0 25	3,775	3,317	5,021	4,007	3,673	4,517	4,374	2,886	4,328
0 26	61	170	90	82	72	139	118	62	160
0 27	1,349	1,446	1,465	1,457	1,328	1,882	1,390	1,442	2,484
0 28	1,809	902	852	1,694	743	1,246	600	2,152	1,124
0 29	151	320	162	214	118	175	229	263	178
0 30	294	1,329	424	332	240	1,043	300	655	884
0 31	1	1,414	5	1	1,356	475	5	9	649
0 32	1	27	12	7	8	34	14	9	26
0 33	271	607	243	242	265	617	346	204	514
0 34	99	130	99	164	91	69	186	102	226
0 35	283	481	304	275	295	912	322	251	339
0 36	654	701	380	716	412	552	549	486	706
0 37	78	162	141	126	145	170	323	108	272
0 38	53	92	67	78	60	173	53	53	73
0 39	626	1,553	1,315	665	374	1,289	669	646	1,190
0 40	1,592	718	380	733	364	461	433	1,630	771
0 41	71	272	150	176	297	329	126	25	216
0 42	33,923	32,002	28,626	29,839	21,855	28,826	30,955	31,821	32,183

別 人 口 (昭和5年國勢調査)

79 郡山市	81 一宮市	82 宇治 山田市	83 松江市	84 今治市	85 宇和島市	86 米澤市	87 佐賀市	88 沼津市	職業番號
51,367	42,229	51,080	44,502	43,735	44,276	44,731	46,183	44,027	
2,799	1,264	838	374	900	2,112	1,611	704	1,542	0 A
23	3	41	80	604	62	7	3	868	0 B
25	1	12	11	25	21	1	25	22	0 C
8,717	9,705	7,603	4,735	8,857	6,718	7,050	5,161	5,237	0 D
5,641	5,898	6,793	5,978	4,918	4,631	4,331	5,962	5,381	0 E
1,029	819	1,390	947	1,040	1,268	874	1,024	999	0 F
2,053	1,309	2,415	2,902	1,488	1,891	1,442	2,703	1,732	0 G
666	398	754	1,096	518	1,094	944	1,538	842	0 H
674	446	733	588	425	572	317	456	420	0 I
29,740	22,386	30,501	27,791	24,960	25,907	28,151	28,607	26,984	0 J
2,681	1,201	663	342	871	1,927	1,543	650	1,458	0 1
25	19	112	17	22	36	26	46	45	0 2
86	39	3	7	5	60	38	7	36	0 3
7	5	60	8	2	89	4	1	3	0 4
23	3	41	80	604	62	7	3	868	0 5
3	1	1	3	1	—	—	11	1	0 6
6	—	—	3	1	3	—	3	4	0 7
—	—	—	—	—	—	—	—	—	0 8
16	—	11	5	23	18	1	11	17	0 9
26	26	42	34	23	54	10	58	8	0 10
750	479	561	629	576	344	511	545	437	0 11
31	8	28	68	37	33	22	53	24	0 12
125	33	82	56	18	44	43	66	37	0 13
3,814	6,804	1,966	399	5,222	3,317	4,251	1,311	1,938	0 14
647	486	849	513	753	493	337	602	524	0 15
217	152	561	407	144	176	164	388	153	0 16
8	27	26	7	6	2	11	14	5	0 17
602	499	1,217	949	672	689	520	512	632	0 18
—	—	—	—	14	—	—	—	—	0 19
1,184	293	332	652	528	477	315	640	369	0 20
901	633	1,640	833	617	857	700	694	915	0 21
181	135	94	100	112	114	59	132	96	0 22
231	130	155	88	135	118	107	146	99	0 23
4,087	4,226	4,350	4,271	3,574	3,360	3,433	4,291	3,860	0 24
112	53	110	149	89	67	68	119	72	0 25
1,442	1,619	2,333	1,558	1,255	1,204	830	1,552	1,449	0 26
847	684	1,157	679	909	1,073	664	811	913	0 27
182	135	233	268	131	195	210	213	86	0 28
463	245	754	888	234	365	295	684	338	0 29
2	1	62	96	4	3	8	23	5	0 30
12	2	4	22	5	14	12	25	25	0 31
285	150	356	466	264	245	373	494	257	0 32
61	162	98	127	100	107	100	150	77	0 33
391	217	364	501	308	403	254	460	426	0 34
556	398	566	611	400	545	296	568	449	0 35
218	96	148	104	129	134	64	201	88	0 36
65	38	63	87	44	75	40	98	67	0 37
666	398	754	1,096	518	1,094	944	1,538	842	0 38
674	446	733	588	425	572	317	456	420	0 39
77	77	187	370	203	310	187	464	182	0 40
29,663	22,309	30,314	27,421	24,757	25,597	27,967	28,143	26,802	0 41

2 各 市 職 業

職業 番號	89 大垣市	90 足利市	91 福島市	93 瀨戸市	95 若松市 (原島)	96 弘前市	97 鳥取市	100 明石市	102 岸和田市
0 A	38,508	43,898	45,692	37,309	43,731	43,337	37,189	38,958	35,102
0 B	861	803	935	750	420	974	1,230	498	591
0 C	36	—	2	—	9	5	18	811	372
0 D	3	9	25	251	9	15	3	—	7
0 E	7,676	10,321	6,152	9,246	6,029	4,108	3,829	5,131	6,195
0 F	4,906	5,044	5,733	3,741	5,747	4,843	4,606	5,015	3,964
0 G	763	531	1,142	829	778	574	690	1,389	1,031
0 H	1,579	1,356	2,766	624	2,865	3,227	2,224	1,869	1,445
0 I	612	1,054	913	291	739	867	613	638	521
0 J	370	311	565	398	411	614	367	511	505
0 1	21,702	24,469	27,459	21,179	26,724	28,110	23,609	23,096	20,471
0 2	822	800	838	723	382	924	1,175	458	562
0 3	34	2	58	15	28	43	36	40	26
0 4	3	—	35	5	6	1	17	—	—
0 5	2	1	4	7	4	6	2	—	3
0 6	36	—	2	—	9	5	18	811	372
0 7	—	—	—	—	4	—	—	—	—
0 8	1	—	6	—	1	6	1	—	—
0 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0 10	2	9	19	251	4	9	2	—	7
0 11	19	9	14	7,169	20	14	16	159	327
0 12	484	646	391	280	576	493	307	862	610
0 13	46	17	31	3	43	56	35	28	33
0 14	220	40	34	34	53	16	49	232	28
0 15	4,223	7,316	2,922	55	359	295	378	1,227	3,129
0 16	487	333	601	167	575	440	520	255	258
0 17	269	495	366	97	193	280	259	215	155
0 18	31	7	4	—	10	46	55	6	12
0 19	542	518	530	174	2,623	1,025	885	728	489
0 20	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0 21	454	352	428	211	689	577	433	415	248
0 22	599	490	613	646	754	715	758	618	602
0 23	145	40	110	55	62	58	69	148	125
0 24	157	58	108	355	72	93	68	238	178
0 25	3,431	3,819	4,031	2,753	4,267	3,376	3,004	3,458	3,023
0 26	76	66	111	18	88	135	100	80	102
0 27	1,399	1,159	1,591	970	1,392	1,332	1,502	1,477	839
0 28	636	428	904	785	574	380	503	1,242	919
0 29	127	103	238	44	204	194	187	147	112
0 30	289	176	946	88	275	373	629	538	184
0 31	8	3	24	—	1,402	1,265	104	1	2
0 32	6	6	27	—	19	19	19	10	6
0 33	271	208	452	97	306	492	484	281	243
0 34	155	64	74	62	96	141	137	102	95
0 35	245	299	470	109	345	370	286	264	238
0 36	449	328	508	196	278	371	373	482	472
0 37	105	229	191	41	88	126	124	107	156
0 38	51	43	74	31	56	70	68	84	49
0 39	612	1,054	913	291	739	867	613	638	521
0 40	370	311	565	398	411	614	367	511	505
0 41	244	110	143	23	127	317	385	204	141
0 42	21,458	24,359	27,316	21,156	26,597	27,793	23,224	22,892	20,330

別 人 口 (昭和5年國勢調査)

職業 番號	105 鶴岡市	106 米子市	107 都城市	108 津山市	111 上田市	112 川越市	113 山口市	114 倉敷市	120 高田市
0 A	34,316	33,632	35,512	34,159	35,138	34,205	32,385	30,112	30,934
0 B	1,293	999	2,709	3,276	3,061	1,421	2,467	2,573	711
0 C	2	39	7	12	21	2	7	8	6
0 D	36	1	19	16	34	4	6	5	14
0 E	4,456	4,799	4,865	4,475	5,076	5,465	2,920	5,203	3,323
0 F	4,172	4,544	3,793	4,073	4,397	4,373	3,369	3,436	3,739
0 G	574	1,004	575	619	607	585	393	516	453
0 H	1,493	1,719	1,146	1,381	1,514	1,392	3,491	1,171	3,310
0 I	1,145	519	777	252	321	875	585	285	696
0 J	400	454	370	351	435	295	424	348	277
0 1	20,745	19,554	21,251	19,704	19,672	19,793	18,723	15,567	18,405
0 2	1,219	964	2,556	3,217	2,212	1,389	2,415	3,527	690
0 3	51	14	59	19	24	13	34	44	18
0 4	21	19	81	37	820	19	4	1	—
0 5	2	2	13	3	4	—	14	1	3
0 6	2	39	7	12	21	2	7	8	6
0 7	1	—	1	—	7	—	4	1	—
0 8	1	—	—	8	—	—	1	2	1
0 9	—	—	—	—	—	—	—	—	1
0 10	34	1	18	8	27	4	1	2	12
0 11	37	30	174	72	21	18	58	34	11
0 12	385	530	275	312	318	536	169	340	317
0 13	6	23	20	17	16	14	32	23	25
0 14	41	37	22	30	50	71	12	59	47
0 15	1,492	1,499	1,812	1,654	2,183	1,755	419	2,646	853
0 16	434	426	494	611	475	482	559	334	373
0 17	188	197	158	258	234	192	259	111	211
0 18	4	1	4	2	8	6	5	23	8
0 19	567	500	754	506	496	1,049	449	599	525
0 20	—	—	—	—	—	—	2	1	—
0 21	422	654	450	361	444	684	279	282	241
0 22	766	706	589	538	637	482	564	553	589
0 23	50	102	46	64	79	86	63	105	60
0 24	64	94	67	50	115	90	50	93	63
0 25	3,159	3,281	2,953	2,869	3,123	3,428	2,133	2,352	2,664
0 26	94	110	65	60	56	42	30	26	47
0 27	919	1,153	775	1,144	1,218	903	1,206	1,058	1,028
0 28	417	782	474	476	407	492	267	448	327
0 29	157	222	101	143	200	93	126	68	126
0 30	310	495	220	253	309	331	948	139	214
0 31	4	1	88	3	5	5	1,292	1	1,926
0 32	14	15	8	20	14	11	15	—	9
0 33	355	254	227	250	350	274	407	164	364
0 34	86	121	58	81	58	96	98	58	160
0 35	262	325	245	241	235	252	298	259	288
0 36	362	372	204	377	392	307	250	380	224
0 37	59	92	56	111	84	77	119	106	87
0 38	41	44	40	45	67	39	64	64	38
0 39	1,145	519	777	252	321	875	585	285	696
0 40	400	454	370	351	435	295	424	348	277
0 41	177	135	185	168	130	110	358	126	177
0 42	20,568	19,419	21,066	19,536	19,542	19,683	18,365	15,441	18,228

2 各 市 職 業

職業 番號	122 尾道市	124 中津市	126 丸龜市	127 首里市	501 京城府	502 釜山府	503 平壤府	504 大邱府	505 仁川府
0 A	29,084	28,563	28,837	20,119	394,240	146,098	140,703	93,319	68,137
0 B	649	2,405	1,847	3,027	2,492	2,461	3,220	3,016	878
0 C	551	420	419	—	23	3,033	40	19	417
0 D	12	7	4	—	435	52	213	17	36
0 E	2,918	3,591	3,467	3,746	31,872	11,805	16,067	9,519	4,701
0 F	6,357	3,330	3,684	1,299	41,451	15,882	15,190	10,276	7,569
0 G	943	416	639	275	8,703	5,702	3,634	1,698	3,593
0 H	1,286	1,164	2,356	397	24,916	4,241	5,838	4,320	1,634
0 I	525	409	473	348	12,307	2,262	1,044	3,307	840
0 J	277	175	261	115	14,529	10,599	6,570	2,852	5,363
0 1	15,566	16,646	15,687	10,912	257,512	90,061	88,887	58,295	43,106
0 2	636	2,375	1,829	2,878	2,204	2,296	2,979	2,830	792
0 3	12	22	15	87	204	137	197	97	70
0 4	1	8	—	59	39	—	22	64	2
0 5	—	—	3	3	45	28	22	25	14
0 6	551	420	419	—	23	3,033	40	19	417
0 7	3	2	—	—	15	22	67	1	—
0 8	3	2	—	—	212	17	50	11	7
0 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0 10	6	3	4	—	208	13	96	5	29
0 11	27	19	64	5	495	435	438	175	48
0 12	379	254	199	65	3,149	1,243	1,922	564	396
0 13	25	33	21	5	775	114	189	133	63
0 14	31	47	63	—	1,109	413	1,639	233	236
0 15	276	1,099	266	613	3,175	2,491	3,148	3,110	184
0 16	578	373	917	2,217	4,906	1,036	1,881	1,527	538
0 17	161	146	115	150	3,592	476	567	478	162
0 18	1	10	—	3	111	18	70	48	9
0 19	496	530	769	111	3,350	1,549	1,492	917	632
0 20	1	—	248	—	16	71	8	5	20
0 21	490	442	305	394	2,822	1,152	1,442	983	1,304
0 22	315	494	360	168	6,202	2,008	2,466	958	694
0 23	58	85	51	5	836	301	290	114	85
0 24	80	59	89	10	1,334	498	515	274	330
0 25	4,692	2,380	2,593	1,150	28,421	10,977	11,136	7,596	5,426
0 26	61	46	43	34	1,334	297	171	243	121
0 27	1,604	904	1,048	115	11,696	4,608	3,883	2,437	2,022
0 28	798	293	538	254	7,106	5,048	3,245	1,449	3,405
0 29	145	123	101	21	1,597	654	389	249	188
0 30	225	187	179	99	7,744	1,417	1,504	1,193	481
0 31	2	4	1,313	2	4,718	35	1,823	1,112	3
0 32	16	14	7	—	110	29	30	43	8
0 33	174	202	202	155	2,277	412	586	370	168
0 34	94	135	73	19	955	250	211	207	123
0 35	291	240	195	50	2,348	642	534	389	167
0 36	323	264	215	38	4,903	1,086	795	693	529
0 37	112	92	121	8	1,153	227	141	192	83
0 38	49	26	51	26	708	143	214	121	72
0 39	525	409	473	348	12,307	2,262	1,044	3,307	840
0 40	277	175	261	115	14,529	10,599	6,570	2,852	5,363
0 41	127	186	291	118	3,808	364	1,157	740	192
0 42	15,439	16,460	15,396	10,794	253,704	89,697	87,730	57,555	42,914

別 人 口 (昭和5年國勢調査)

職業 番號	506 木浦府	507 元山府	508 新義州府	509 咸興府	510 開城府	511 清津府	513 鎮南浦府	515 群山府	517 馬山府	職業 番號
0 A	34,689	42,760	48,047	43,851	49,520	35,925	38,296	26,321	27,885	0 A
0 B	819	560	1,078	1,066	1,563	531	530	361	1,063	0 B
0 C	866	686	39	9	3	2,123	906	450	182	0 C
0 D	13	7	32	43	40	27	21	28	7	0 D
0 E	2,284	2,631	4,905	3,929	3,180	2,340	2,218	2,110	1,445	0 E
0 F	5,400	5,890	5,103	4,537	4,269	3,606	3,658	4,210	3,042	0 F
0 G	1,616	1,732	3,062	841	305	2,614	2,627	1,851	529	0 G
0 H	1,024	1,215	1,869	3,246	972	979	829	937	1,084	0 H
0 I	741	391	600	331	841	157	203	603	611	0 I
0 J	1,443	2,111	3,168	1,906	3,148	2,644	2,843	809	1,747	0 J
0 1	20,483	27,537	28,191	27,943	35,199	20,904	24,461	14,962	18,175	0 1
0 2	795	489	1,017	969	1,440	474	496	348	1,043	0 2
0 3	16	58	27	75	99	40	32	12	14	0 3
0 4	—	3	12	14	13	3	—	—	—	0 4
0 5	8	10	22	8	11	14	2	1	6	0 5
0 6	866	686	39	9	3	2,123	906	450	182	0 6
0 7	—	—	8	35	—	3	—	—	—	0 7
0 8	4	5	18	8	1	21	13	—	7	0 8
0 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0 9
0 10	9	2	6	—	39	3	8	28	—	0 10
0 11	7	52	119	188	52	35	18	128	12	0 11
0 12	247	330	359	315	173	248	216	159	167	0 12
0 13	36	40	27	40	46	15	24	35	18	0 13
0 14	104	51	88	64	153	199	17	45	13	0 14
0 15	194	83	991	1,002	364	222	88	151	204	0 15
0 16	362	440	409	555	765	218	257	236	211	0 16
0 17	103	108	409	190	402	86	91	75	85	0 17
0 18	2	8	5	1	2	13	6	—	16	0 18
0 19	361	395	1,303	372	363	247	566	351	207	0 19
0 20	3	8	5	2	—	7	31	2	7	0 20
0 21	269	326	424	253	351	149	445	309	216	0 21
0 22	394	619	501	790	421	787	354	490	216	0 22
0 23	43	85	104	56	23	65	34	62	32	0 23
0 24	159	88	161	101	65	49	71	67	41	0 24
0 25	3,828	4,344	3,427	2,913	3,123	2,493	2,722	3,063	2,148	0 25
0 26	65	83	76	118	248	61	47	94	47	0 26
0 27	1,507	1,463	1,600	1,506	898	1,052	889	1,053	847	0 27
0 28	1,474	1,529	2,927	740	254	2,456	2,542	1,753	436	0 28
0 29	142	203	135	101	51	158	85	98	93	0 29
0 30	321	347	883	666	263	423	260	295	232	0 30
0 31	3	23	232	1,613	—	8	1	3	354	0 31
0 32	11	8	9	16	8	7	4	12	16	0 32
0 33	110	186	139	200	206	69	118	91	98	0 33
0 34	44	112	31	51	49	35	50	32	45	0 34
0 35	120	151	144	213	124	85	109	127	104	0 35
0 36	313	264	317	339	182	208	216	301	157	0 36
0 37	52	69	70	94	36	116	28	38	45	0 37
0 38	50	55	44	54	104	28	43	38	33	0 38
0 39	741	391	600	331	841	157	203	603	611	0 39
0 40	1,443	2,111	3,168	1,906	3,148	2,644	2,843	809	1,747	0 40
0 41	171	160	176	493	677	47	163	123	218	0 41
0 42	20,312	27,377	28,015	27,450	34,522	20,857	24,298	14,839	17,957	0 42

2 各市職業別人口 (昭和5年國勢調査)

職業 番號	601 臺北市	602 臺南市	603 基隆市	604 高雄市	605 嘉義市	606 臺中市	607 新竹市
0 A	230,490	94,546	75,070	62,722	57,880	54,188	45,014
0 B	3,873	1,757	1,001	2,720	3,746	2,484	2,588
0 C	84	495	1,801	1,193	8	24	23
0 D	374	2	2,287	265	39	29	8
0 E	24,049	9,708	4,868	5,164	4,408	4,548	3,656
0 F	23,735	9,001	6,719	4,984	5,658	5,691	3,455
0 G	6,917	3,427	6,012	4,044	1,780	1,782	1,305
0 H	13,758	5,417	2,473	2,355	2,264	3,474	1,760
0 I	1,451	747	282	354	336	613	251
0 J	6,922	1,549	3,120	1,336	1,190	980	1,326
0 1	149,327	62,443	46,507	40,307	38,451	34,563	30,642
0 2	3,616	1,610	950	2,665	3,639	2,369	2,535
0 3	219	135	36	50	57	103	41
0 4	2	—	—	—	—	—	—
0 5	36	12	15	5	50	12	12
0 6	84	495	1,801	1,193	8	24	23
0 7	290	—	2,228	1	1	1	4
0 8	9	1	37	—	—	—	1
0 9	1	—	1	—	—	—	—
0 10	74	1	21	264	38	28	3
0 11	472	139	6	249	114	195	205
0 12	3,028	924	817	1,299	482	433	214
0 13	502	432	169	81	149	118	106
0 14	772	188	50	94	94	56	73
0 15	1,420	1,099	333	312	351	252	122
0 16	2,580	1,381	503	368	563	794	926
0 17	3,221	1,303	164	153	317	297	336
0 18	38	48	—	—	24	2	3
0 19	2,795	1,211	750	839	850	542	688
0 20	1	242	—	2	—	—	—
0 21	4,523	692	778	356	374	646	387
0 22	2,887	1,523	972	1,006	840	888	461
0 23	532	106	110	190	91	101	61
0 24	1,278	420	216	215	159	224	74
0 25	19,641	7,632	5,321	3,808	4,776	4,716	2,952
0 26	257	86	22	46	42	77	20
0 27	3,837	1,283	1,376	1,130	840	898	483
0 28	6,269	3,208	5,771	3,859	1,633	1,600	1,206
0 29	648	219	241	186	147	182	99
0 30	5,600	1,284	644	827	735	1,071	802
0 31	1,674	1,471	378	24	2	578	1
0 32	32	23	—	—	6	22	5
0 33	1,208	417	164	162	197	274	155
0 34	261	166	79	65	84	76	91
0 35	1,125	605	240	227	294	317	162
0 36	2,749	784	789	825	515	741	276
0 37	721	455	98	168	284	231	170
0 38	388	212	81	57	147	164	98
0 39	1,451	747	282	354	336	613	251
0 40	6,922	1,549	3,120	1,336	1,190	980	1,326
0 41	1,979	797	255	149	428	332	597
0 42	147,348	61,646	46,252	40,158	38,023	34,231	30,045

2 各市職業別人口 (現市域)

職 業	80 川口市	92 銚子市	101 飯塚市	98 浦和市 (當時市域)	94 市川市	104 熊谷市	76 延岡市
總 數	41,324	42,698	40,009	25,328	37,789	35,913	30,897
0 A 農 業	2,527	1,895	1,164	134	3,733	3,751	3,769
0 B 水 産	9	1,509	1	—	9	13	274
0 C 鑛 業	9	13	3,591	1	8	27	46
0 D 工 業	8,187	5,150	3,530	2,267	3,857	6,167	3,434
0 E 商 業	3,410	5,113	5,418	2,334	3,621	4,289	2,836
0 F 交 通 業	665	1,067	832	465	688	676	583
0 G 公務自由業	765	1,081	1,421	2,428	3,545	1,164	1,093
0 H 家事使用人	722	764	791	766	1,207	656	499
0 I 其の他の有業者	705	593	612	179	296	264	455
0 J 無 業	24,325	25,513	22,649	16,254	20,825	18,906	17,908

職 業	93 直方市	110 松阪市	103 平塚市	116 石巻市	109 帯廣市	115 三條市	119 酒田市
總 數	40,072	33,251	33,498	30,743	28,135	31,256	30,280
0 A 農 業	3,611	2,519	904	1,835	1,999	1,415	805
0 B 水 産	3	12	397	1,140	23	—	70
0 C 鑛 業	479	7	121	10	3	35	10
0 D 工 業	3,393	5,057	4,563	2,809	2,464	5,286	2,951
0 E 商 業	4,466	4,310	3,691	3,463	3,386	3,301	4,003
0 F 交 通 業	1,727	607	738	765	637	429	920
0 G 公務自由業	1,375	1,111	1,222	1,040	1,484	762	1,153
0 H 家事使用人	781	536	613	539	320	656	1,289
0 I 其の他の有業者	707	503	314	372	466	198	333
0 J 無 業	23,530	18,589	20,935	18,770	17,303	19,174	18,746

職 業	125 海南市	117 萩 市	123 八幡濱市	121 唐津市	118 新宮市	128 徳山市	129 岡谷市
總 數	28,686	32,106	28,980	29,149	28,967	22,775	53,874
0 A 農 業	821	3,058	4,163	1,795	1,309	1,378	1,252
0 B 水 産	116	1,366	465	410	407	30	9
0 C 鑛 業	31	16	3	32	13	36	10
0 D 工 業	7,237	2,067	3,411	2,469	3,064	2,263	29,677
0 E 商 業	2,262	2,816	2,625	3,092	3,114	2,272	3,235
0 F 交 通 業	430	633	592	1,701	706	917	714
0 G 公務自由業	636	1,013	850	1,129	1,030	935	1,349
0 H 家事使用人	272	546	371	619	471	307	409
0 I 其の他の有業者	231	303	393	311	635	758	600
0 J 無 業	16,650	20,288	16,107	17,591	18,218	13,879	16,619

備考 上記諸市は昭和5年國勢調査當時未だ市となり居らざる爲職業の細分類判明せず。

3 各市出生及死亡

都 市	出 生						死 亡					
	實 數 昭和10年	人口 1000 に付					實 數 昭和10年	人口 1000 に付				
		昭10	9	8	5	大14		昭10	9	8	5	大14
1 東京市	159,893	27.2	24.6	27.2	23.4	28.8	74,487	12.6	13.4	14.3	13.0	16.6
2 大阪市	69,999	23.4	23.1	24.1	24.9	26.7	41,665	13.9	15.5	15.5	15.4	19.1
3 名古屋市	32,040	29.5	29.3	30.2	31.2	33.1	15,418	14.2	18.4	15.6	16.7	19.1
4 京都市	26,353	24.3	22.9	24.3	24.5	27.3	15,026	13.9	15.9	15.7	16.2	18.9
5 神戸市	22,282	24.4	23.0	24.3	25.0	27.1	13,210	14.4	15.3	16.5	16.7	19.2
6 横浜市	19,570	27.7	24.4	27.1	28.5	32.7	10,496	14.9	15.4	15.4	15.6	18.7
7 廣島市	7,258	23.4	22.0	24.1	23.4	26.7	4,396	14.1	16.5	14.9	15.8	18.0
8 福岡市	7,643	26.2	25.4	25.1	24.9	26.3	4,771	16.3	17.1	16.3	17.4	17.8
9 吳海市	6,143	26.5	25.8	28.3	27.2	31.4	3,091	13.3	15.4	14.2	14.7	17.8
10 仙台市	6,545	29.8	29.9	29.7	31.9	32.4	3,569	16.2	17.2	17.1	18.4	19.2
11 長崎市	5,501	25.9	24.1	24.8	24.5	28.3	3,461	16.3	15.7	15.3	18.4	17.1
12 八幡市	6,604	31.6	28.9	30.2	29.4	32.5	3,555	17.0	15.3	17.4	18.5	21.2
13 函館市	6,491	31.2	25.2	30.1	32.1	35.5	3,407	16.4	23.8	17.3	18.4	21.3
14 静岡市	6,308	31.4	27.5	31.4	30.9	33.5	3,219	16.0	15.0	17.3	16.7	19.6
15 札幌市	5,919	30.1	29.2	31.2	33.2	34.5	3,609	18.3	20.3	20.2	22.2	22.2
16 熊本市	4,093	21.8	21.8	23.1	22.3	24.6	3,067	16.3	17.9	17.2	17.5	19.4
17 横須賀市	4,900	26.7	25.7	25.3	24.3	30.3	2,318	12.6	13.9	13.7	13.0	16.7
18 鹿兒島市	4,563	25.1	21.9	24.9	22.0	27.3	2,858	15.7	14.8	13.9	16.5	15.2
19 和歌山市	4,205	23.3	23.2	21.9	25.0	25.8	3,251	18.0	18.0	15.0	16.7	20.8
20 佐世保市	4,466	25.7	27.6	26.7	25.5	27.9	2,417	13.9	16.4	15.7	14.9	13.7
21 岡山市	3,427	20.6	19.5	23.0	22.8	24.1	2,524	15.1	16.3	16.8	15.9	16.9
22 金澤市	3,999	22.8	23.0	25.4	25.1	27.5	3,557	20.3	23.3	20.3	22.3	22.7
23 川崎市	5,078	32.8	29.8	31.7	34.4	33.8	2,255	14.5	14.6	13.3	15.0	20.3
24 小樽市	4,511	29.3	28.4	28.7	30.9	34.4	2,564	16.6	18.0	17.9	17.9	20.4
25 堺市	3,214	22.7	22.6	24.0	24.9	26.6	2,201	15.5	19.6	17.3	17.0	20.6
26 豊橋市	4,003	28.4	26.5	25.1	24.0	27.6	2,124	15.0	16.7	13.7	14.6	18.9
27 新潟市	4,164	30.8	27.4	29.8	35.0	35.6	2,063	15.2	17.4	16.3	16.6	19.9
28 濱松市	3,705	25.1	28.9	29.1	28.3	32.1	1,893	12.8	15.1	16.2	17.1	19.6
29 下関市	3,191	24.0	23.7	23.6	22.5	26.3	1,961	14.7	16.1	15.8	17.9	18.4
30 岐阜市	3,544	27.5	26.0	27.0	27.1	29.1	2,133	16.5	17.9	17.2	17.8	20.4
31 門司市	3,007	24.7	24.1	25.4	24.4	26.3	1,894	15.5	16.4	16.0	17.6	17.1
32 小倉市	2,903	26.3	26.1	26.7	24.6	29.8	1,950	17.6	18.1	18.2	19.1	24.5
33 大牟田市	2,887	27.4	28.0	29.8	29.4	32.5	1,777	16.9	16.7	16.3	18.5	17.3
34 高知市	2,017	19.5	16.4	20.6	20.8	23.9	2,138	20.6	18.3	19.9	21.5	24.9
35 徳島市	2,406	24.7	23.8	27.6	26.1	29.3	1,874	19.3	19.6	20.3	19.8	23.6
36 青森市	3,264	34.9	33.0	35.2	37.3	39.6	1,889	20.0	18.3	17.9	20.5	22.2
37 久留米市	2,370	25.7	24.7	25.9	25.0	28.2	1,450	15.7	18.4	17.3	18.9	19.6
38 姫路市	1,961	21.4	21.6	23.0	22.0	25.9	1,264	13.8	14.9	14.8	14.8	16.2
39 旭川市	2,580	28.3	28.2	31.4	32.0	34.9	1,769	19.4	20.5	21.2	22.0	24.0
40 西宮市	2,218	24.6	24.1	20.9	27.7	27.6	1,228	13.6	14.4	12.8	15.9	17.8
41 前橋市	2,533	29.0	25.4	27.4	28.8	30.5	1,388	15.9	16.0	15.5	16.4	20.2
42 宇都宮市	2,521	28.9	26.6	28.2	30.2	28.9	1,245	14.2	16.5	16.5	14.6	17.9
43 高松市	2,272	26.1	23.1	27.2	25.8	27.4	1,522	17.5	18.6	18.3	17.2	19.4
44 富山県市	2,224	26.6	27.2	29.8	27.8	33.0	1,551	18.6	23.4	20.5	20.3	23.7
45 甲府市	2,401	29.0	24.8	25.6	26.1	30.6	1,357	16.4	14.7	15.0	16.3	19.0
46 松山市	2,060	25.1	21.9	23.9	26.0	26.9	1,510	18.4	16.6	18.3	19.9	23.0
47 長野市	2,261	29.2	25.2	28.8	29.0	32.2	1,228	15.8	16.2	16.0	17.5	20.3

3 各市出生及死亡

都 市	出 生						死 亡					
	實 數 昭和10年	人口 1000 に付					實 數 昭和10年	人口 1000 に付				
		昭10	9	8	5	大14		昭10	9	8	5	大14
48 岡崎市	2,136	27.6	27.4	29.2	30.2	30.9	1,112	14.4	18.7	16.9	18.1	22.7
49 宇部市	2,112	27.5	23.5	24.6	26.5	28.1	1,244	16.2	15.8	15.8	18.5	15.5
50 桐生市	2,101	27.5	26.6	27.7	28.7	31.9	1,013	13.3	15.5	15.4	15.1	20.1
51 福井市	1,976	26.2	24.4	28.3	26.2	30.7	1,534	20.3	21.6	20.4	23.0	23.2
52 若松市(福岡)	1,797	24.5	23.9	25.7	24.4	27.5	1,220	16.6	15.8	15.9	17.5	17.6
53 松本市	1,680	22.9	20.7	22.2	26.4	27.2	1,094	14.9	13.8	13.1	13.9	18.0
54 尼崎市	1,793	25.2	29.7	29.9	28.8	29.6	1,170	16.4	20.6	18.7	17.1	20.6
55 大津市	1,872	26.3	26.2	23.3	26.0	28.3	1,181	16.6	19.1	17.9	20.3	24.7
56 山形市	2,083	29.7	27.2	28.2	32.5	35.3	1,122	16.0	16.0	17.0	18.7	18.2
57 盛岡市	2,162	31.2	29.1	29.8	31.9	34.5	1,252	18.1	18.9	18.6	17.9	21.8
58 戸田市	1,804	26.6	24.6	26.0	26.1	30.1	1,000	14.7	15.1	14.5	15.4	17.3
59 津市	1,640	24.1	21.8	25.2	27.7	30.0	1,112	16.3	17.1	17.4	17.5	21.9
60 那覇市	1,080	16.5	15.3	15.1	14.3	16.5	962	14.7	13.5	13.8	13.9	15.2
61 那覇市	2,132	32.7	33.4	32.2	33.0	35.7	1,162	17.8	18.5	16.9	17.4	19.9
62 宮崎市	1,679	25.9	24.0	28.4	24.6	26.3	1,082	16.7	14.0	16.8	17.6	16.8
63 高崎市	1,909	29.6	26.6	29.8	31.0	31.0	925	14.3	16.7	15.4	18.5	19.0
64 水戸市	1,614	25.2	21.8	21.9	24.1	26.0	945	14.8	15.7	13.7	17.0	19.5
65 別府市	2,223	19.6	24.3	25.6	24.6	23.3	1,081	17.3	22.4	22.1	21.9	18.7
66 八戸市	2,360	37.9	37.5	39.1	40.9	34.6	1,187	19.0	23.8	21.6	21.0	23.8
67 長岡市	1,836	29.5	25.6	29.2	29.0	31.9	1,016	16.3	18.4	17.0	18.1	21.0
68 大分市	1,432	23.1	23.1	26.3	24.9	28.3	915	14.8	17.6	15.4	17.2	16.2
69 清江市	1,949	31.8	30.5	32.6	32.6	36.9	856	14.0	14.9	14.5	16.1	19.1
70 秋田市	1,748	28.8	28.4	28.1	28.2	32.5	1,047	17.2	18.6	18.4	19.0	21.1
71 八王子市	1,751	29.4	26.5	29.4	28.8	32.7	887	14.9	15.7	17.0	15.8	18.4
72 四日市市	1,727	29.5	28.8	28.8	30.7	29.5	950	16.2	17.9	18.2	17.7	19.6
73 福山市	1,526	26.2	21.6	25.2	24.2	26.2	859	14.7	16.0	16.3	15.5	20.0
74 千葉市	1,703	29.6	28.0	30.6	29.2	30.4	1,145	19.9	19.2	19.3	22.2	24.7
75 高岡市	1,655	28.9	27.6	29.9	30.6	34.4	1,194	20.8	23.5	20.1	20.4	23.5
76 延岡市	1,416	25.0	34.4	...	33.2	27.8	844	14.9	20.7	...	17.1	16.2
77 釧路市	1,815	32.3	28.1	28.5	33.3	36.1	941	16.7	16.1	17.2	17.1	20.8
78 奈良市	1,402	25.0	25.8	23.5	24.0	26.4	914	16.3	19.7	15.9	16.0	20.2
79 郡山市	1,886	34.4	29.5	32.3	35.3	35.7	832	15.2	17.3	15.0	16.0	18.2
80 川口市	1,733	32.2	28.6	...	33.1	39.6	788	14.6	17.8	...	18.8	23.1
81 一宮市	1,464	27.4	28.4	29.9	29.1	32.7	721	13.5	16.9	15.3	17.5	19.1
82 宇治市	1,470	28.0	25.6	27.8	28.7	31.4	896	17.0	17.0	14.2	16.6	22.2
83 松江市	1,326	25.4	23.9	24.9	24.3	26.4	811	15.5	18.3	18.8	20.7	19.9
84 今治市	1,379	26.7	22.4	25.7	24.2	26.9	930	18.0	17.3	16.3	16.3	16.6
85 宇和島市	1,407	27.4	21.5	27.2	25.6	29.3	1,039	20.2	17.4	20.0	21.6	22.8
86 米澤市	1,484	29.4	29.0	31.8	33.8	34.9	873	17.3	20.6	17.8	18.5	19.3
87 佐賀市	1,182	23.5	24.8	25.8	24.0	29.2	950	18.9	18.0	20.9	19.9	20.7
88 沼津市	1,392	27.9	27.0	27.3	30.0	33.6	730	14.6	16.2	16.3	18.0	20.9
89 大垣市	1,316	26.7	28.0	27.3	28.9	30.5	704	14.2	19.4	16.3	18.1	18.8
90 足利市	1,302	26.6	25.4	26.4	27.9	35.9	616	12.6	15.9	15.9	15.8	16.5
91 福島市	1,341	27.6	25.7	28.7	32.3	34.9	960	19.8	16.5	17.7	17.7	19.9
92 銚子市	1,638	33.8	31.4	...	29.7	29.7	1,042	21.5	19.4	...	17.0	20.7
93 瀬戸市	1,442	30.3	30.5	30.8	33.5	37.2	614	12.9	17.5	14.4	18.1	18.3
94 市川市	1,234	26.4	26.9	29.2	575	12.3	...			

3 各市出生及死亡

都 市	出 生						死 亡					
	實 數 昭和10年	人 口 1000 に 付					實 數 昭和10年	人 口 1000 に 付				
		昭和10	9	8	5	大14		昭和10	9	8	5	大14
95 若松市(福島)	1,385	29.9	28.5	28.9	31.3	33.6	719	15.5	20.6	17.3	18.1	18.0
96 弘前市	1,420	...	30.2	30.2	32.1	34.9	885	...	20.0	20.8	22.2	23.9
97 鳥取市	1,215	26.8	26.1	26.8	28.2	30.1	817	18.0	21.4	18.9	20.9	20.5
98 浦和市	1,233	27.7	26.3	31.0	561	12.6	14.4	15.4
99 直方市	1,374	31.2	34.1	34.2	27.6	26.8	743	16.9	19.7	17.7	15.4	20.5
100 明石市	1,091	25.5	25.5	26.4	26.0	28.9	712	16.6	16.2	16.7	16.8	18.0
101 飯塚市	1,074	27.1	21.2	23.3	25.6	28.5	662	16.7	15.2	14.4	17.2	20.8
102 岸和田市	965	24.6	23.0	24.2	26.1	27.1	691	17.6	17.8	19.0	18.6	20.1
103 平塚市	1,164	30.3	29.7	31.9	31.6	31.6	606	15.8	20.8	20.6	17.8	17.7
104 熊谷市	1,100	29.2	26.6	...	26.3	28.2	649	17.2	17.0	...	15.9	17.4
105 鶴岡市	1,121	30.1	30.4	31.5	32.8	31.4	721	19.3	19.9	19.4	19.6	21.4
106 米子市	915	24.9	24.5	26.2	26.7	31.8	902	19.1	21.2	18.0	20.7	23.2
107 郡山市	1,067	29.1	25.4	26.4	27.6	31.4	533	14.5	13.8	12.9	15.4	14.4
108 津山市	983	27.2	24.0	28.0	28.0	26.0	645	17.8	17.2	19.0	17.4	18.9
109 帯広市	1,149	32.1	32.6	...	34.0	40.5	759	21.2	22.3	...	21.8	24.8
110 松本市	951	26.6	28.6	...	29.9	29.3	654	18.3	19.5	...	18.3	22.4
111 上田市	842	23.7	22.6	26.2	26.3	29.5	540	15.2	16.5	17.1	15.9	18.8
112 川越市	1,040	29.5	25.3	28.6	27.9	35.1	613	17.4	17.4	18.1	18.9	21.9
113 山口市	786	22.5	21.2	23.3	20.8	22.2	624	17.9	20.2	18.9	16.6	18.7
114 倉敷市	855	24.6	25.3	24.7	25.4	23.4	519	14.9	16.6	16.5	16.7	14.1
115 三條市	1,072	30.9	29.5	...	32.2	36.3	603	17.4	19.0	...	15.9	20.8
116 石巻市	980	29.2	29.5	...	34.1	38.3	651	19.4	17.4	...	20.5	23.1
117 萩市	904	27.7	27.5	29.2	30.2	29.0	603	18.5	20.7	21.9	22.3	21.2
118 新宮市	786	24.5	25.5	...	24.5	31.6	658	20.5	23.2	...	22.0	21.8
119 酒田市	981	30.7	28.7	...	31.9	32.4	631	19.8	19.6	...	15.9	22.0
120 高田市	844	26.9	26.3	24.8	35.0	26.7	666	21.2	22.9	22.3	16.6	20.8
121 唐津市	861	27.7	27.3	29.2	28.2	30.8	576	18.5	20.9	18.7	22.9	20.9
122 尾道市	713	23.1	20.2	23.2	26.1	29.5	485	15.7	16.2	15.8	19.0	19.7
123 八幡濱市	30.9	29.7	20.9	20.8
124 中津市	741	24.4	25.8	25.2	24.8	27.7	510	16.8	18.0	19.1	18.5	17.3
125 海老名市	792	26.4	27.5	...	576	19.2	16.0	...
126 丸尾市	680	22.9	20.7	23.1	22.8	26.5	471	15.9	18.0	17.1	17.6	17.9
127 首里市	407	21.0	17.7	18.7	17.5	16.2	345	17.8	18.4	16.3	20.9	19.2
128 徳山市	24.9	28.9	18.8	17.9
129 岡谷市	16.1	8.7
臺灣 (昭9年)							(昭9年)					
601 臺北市	9,372	...	33.1	33.1	34.7	34.8	4,914	...	17.4	17.1	18.0	18.1
602 臺南市	4,225	...	38.4	38.9	37.6	34.6	1,945	...	17.7	18.0	18.2	21.6
603 基隆市	3,144	...	37.1	38.8	34.0	22.7	1,868	...	22.1	21.9	20.1	14.1
604 高雄市	3,467	...	42.5	42.4	44.6	40.4	1,546	...	19.0	17.3	19.3	20.3
605 嘉義市	3,125	...	44.6	54.8	43.4	...	1,517	...	21.6	23.7	21.8	...
606 臺中市	2,726	...	39.8	38.7	38.8	39.3	1,227	...	17.9	16.6	17.3	19.9
607 新竹市	2,051	...	37.9	39.7	40.4	...	976	...	18.0	18.2	18.9	...
608 屏東市	1,706	...	40.9	42.2	992	...	23.8	19.0
609 彰化市	2,391	...	46.7	45.5	1,075	...	21.0	19.8
關東州 (昭8年)							(昭8年)					
701 大連市	4,210	13.7	13.1	...	3,862	12.5	15.3	...
702 旅順市	609	20.5	19.9	...	307	10.3	10.8	...

4 大都市乳兒死亡及死産

都 市	昭和9年 1歳未満 死亡數	出生100に付1歳未満死亡					昭和9年 死産數	出産100に付死産				
		昭和9	8	7	5	大正11		昭和9	8	7	5	大正11
1 東京市	12,956	9.2	9.5	9.3	9.0	15.2	8,246	5.5	5.5	5.9	6.2	6.3
2 大阪市	7,844	12.4	12.8	11.5	12.9	23.8	5,327	7.8	7.4	7.2	7.4	7.9
3 名古屋市	4,271	14.3	11.2	11.9	13.0	17.9	1,611	5.1	4.9	4.6	5.1	5.5
4 京都市	2,904	12.0	11.3	10.7	12.8	18.6	1,450	5.6	5.8	5.7	6.0	6.0
5 神戸市	1,988	10.1	10.1	9.9	11.5	22.6	1,862	8.6	8.0	8.0	8.3	8.5
6 横浜市	1,322	10.6	10.5	10.4	11.1	16.7	1,181	6.4	5.9	6.3	6.2	7.1
7 廣島市	738	11.3	8.7	9.4	10.7	15.0	515	7.3	7.0	7.6	6.9	5.8
8 福岡市	777	10.7	11.3	11.5	10.0	14.8	487	6.3	6.7	6.9	6.0	6.3
9 吳淞市	542	10.1	9.5	9.8	11.1	13.4	324	5.7	5.0	4.9	5.8	4.9
10 仙臺市	712	10.9	11.7	9.9	12.3	16.1	211	3.1	2.9	2.8	2.6	4.2
11 長崎市	516	9.8	9.9	10.9	11.9	12.5	270	4.9	4.6	4.8	5.1	5.3
12 函館市	609	10.5	13.7	10.8	13.3	14.5	427	6.8	6.5	6.7	7.3	8.0
13 函館市	753	13.3	13.3	11.9	13.3	17.9	327	5.4	5.4	5.0	5.0	5.8
14 静岡市	568	10.9	11.7	10.4	295	5.3	5.1	5.6
15 札幌市	657	11.6	11.4	10.6	12.2	15.2	290	4.8	4.2	4.8	4.5	5.1
16 熊本市	465	11.4	10.6	9.5	10.9	14.9	259	5.9	5.6	5.4	5.7	6.2
17 横須賀市	395	9.5	11.4	9.5	230	5.2	5.8	5.8
18 鹿兒島市	441	11.3	9.5	10.6	12.0	14.5	212	5.1	6.0	6.6	7.6	7.0
19 和歌山市	552	13.8	11.7	12.6	273	6.4	6.7	5.6
20 佐世保市	507	12.1	11.4	12.2	298	6.6	7.0	6.7
21 岡山市	356	11.3	10.6	9.1	9.9	14.8	214	6.3	5.3	4.9	7.3	6.2
22 金澤市	635	16.6	13.9	13.4	14.9	20.7	249	6.1	6.6	5.2	5.6	5.7
23 川崎市	446	10.7	10.2	10.0	296	6.6	6.3	6.3
24 小樽市	542	12.4	13.0	11.3	13.1	18.7	242	5.2	5.9	5.2	5.3	5.6
25 堺市	368	12.6	12.4	11.0	12.0	23.9	222	7.0	7.4	8.1	7.8	8.0
26 新潟市	474	12.5	9.9	9.8	9.9	15.2	215	5.3	4.0	4.2	3.9	4.6
28 濱松市	409	11.4	13.4	11.7	296	7.6	8.6	8.3
31 門司市	295	10.6	11.3	10.8	216	7.2	7.6	7.7



IV

市會・市役所

市長 現代我國の市長は多く如何なる經歷の人が選任せられて居るか又既往の事例は如何と言ふ事は市政上甚だ興味あり且つ重要な問題でもあるが、從來この方面の資料を缺くがため沿革的觀察を下す事は困難である。別表は僅かに現状を示すものに過ぎないが、之により回答を得たる 108 市に就き極めて大體の觀察を試みるならば、市長に嘗て行政官たりし人が比較的多く、然らざる場合は助役にその方面の人を推す事が多いと言ふ事實が見られる。市長の地位が甚しく安定を缺き法定の任期を全うし得ざるものも頗る多い事は一般に認めらるる所であり、明治 40 年就任の小里松本市長の如きが異例に屬する事は勿論であるが、大正年代より在任するものも數市あるに過ぎず、再選以上のものも 20 數市を算ふるに過ぎない現状である。

市吏員及市會議員

年 度	市 吏 員 數	市 有 給 吏 員 俸 給 年 額 (円)	市 會 議 員 數 (定員)	市 會 議 費 (円)	市 會 議 員 選 舉 有 権 者 數
大正13年末	29,432	21,891,878	3,462	967,193	867,244
14	33,269	25,009,325	3,536	1,151,019	1,207,763
昭和元	34,570	26,416,657	3,553	1,033,810	1,346,374
2	36,414	28,369,144	3,548	1,266,954	1,426,204
3	38,695	30,083,572	3,708	1,270,663	2,548,077
4	40,554	30,249,653	3,870	1,250,525	2,738,618
5	40,655	29,888,299	3,868	1,203,243	2,918,721
6	41,390	29,834,113	3,886	1,137,600	2,935,032
7	47,625	33,355,670	4,092	1,476,787	3,645,193
8	50,653	34,556,087	4,451	1,812,006	3,809,913

備考 1. 市吏員數、俸給年額、市會議員數、選舉有権者數は帝國統計年鑑及内務省編國勢一斑に據り、市吏員數に含まるゝは市長、市參與、助役、収入役、副収入役、常設委員、有給並名譽職區長、區長代理者及び書記其他である。
2. 市會議費は地方財政概要に據り、當該年度の決算額を示す。

市役所組織 市役所の組織に關しては、法制上何等の規準もなく、専ら各市任意の構成に委せられてゐるが、六大都市を除けば自ら一定の分課組織が生れ各市の間に著しい差等はないと言つてよい。併し乍ら行政組織の問題は人事行政と共に都市行政の根幹をなすものであり、今後都市の大小に應ずる適正なる組織の樹立に努むる事は極めて肝要なりと言はねばならぬ。

市吏員數、市會議員數等 既往 10 年間に於ける市吏員數、俸給額、市會議員數、市會議費、市會議員選舉有権者數を表示すれば前頁記載の如くである。

市會議員選舉棄權狀況 市會議員選舉に於ける棄權率は別表記載の通りであるが、最近の選舉と前回の選舉とを比較すれば、新に市となり比較の對象を缺く市及び資料を缺く市を除く 104 市中、棄權率の減少したるもの 57 市、増加したるもの 45 市、増減なきもの 2 市で、稍棄權率低下の趨勢に在る様に思はれる。之を人口階級に分てば次表の如く大都市に在つては増加の傾向を示し小都市にあつては減少の傾向が著しい。

市會議員選舉に於ける棄權率の増減

	六大都市	人口 20 萬 以上の都市	人口 15 萬 以上の都市	人口 10 萬 以上の都市	人口 5 萬 以上の都市	人口 5 萬 未滿の都市
前回到比し 増加せるもの	5	5	4	5	14	12
前回到比し 減少せるもの	1	3	6	4	30	13

最近の選舉に於て棄權率の最高を示したのは大阪市の 4 割 9 厘、最低は桐生市の 3 分 5 厘で、之を前回の最高大阪市の 3 割 9 分 7 厘、最低米子市の 3 分に比較すれば、稍高低の幅が増大したとも云へる。

市會解散事例 次に市會が解散を命ぜられたる最近の事例としては、和歌山市會(昭和 11 年 1 月 8 日)及青森市會(11 年 3 月 20 日)の 2 件を算へ得るが、市會の解散と言ふ事は市行政上考究留意すべき極めて重要な題目に屬する故、次に最近に至る迄の市會解散の事例を列舉し参考に供する事とする。

市會解散事例

市會	解散を命ぜられたる年、月、日	解散の事由
甲府市會	明 23. 3. 24	市會2派に分れ相抗争し、全市公共の利益を顧みざるものとして市制120條により。
堺市會	明 27. 10. 10	市會の黨争を一洗し公益を保障する必要上。
東京市會 (イ)	明 28. 12. 10	市會に於て府知事不信任案を議決したる結果、越権行爲に出たるものとして。
(ロ)	明 29. 3. 12	再び府知事不信任の議決をなしたる結果、市會の権限を越え不當の甚しきものとして。
金澤市會	明 30. 8. 16	市會2派に分れ職責を盡すべき望なく、且行政議事機關に參與する有力者中敷地買収の件に關し不正をなせる疑ある者ありしたため。
姫路市會	明 33. 4. 9	市會の一部市長不信任を議決しその退職を促さんとしたる結果、市政の圓滿を期すべからずとして。
佐賀市會	明 34. 1. 8	市會開會中協議會の名を以て、縣會の無効、縣知事不信任等の議決をなせる結果、権限濫用、秩序紊亂の不法の行爲なりとして。
久留米市會	明 38. 4. 27	市會は市長候補者推薦に關し監督官廳の提示に服せず、黨派感情に驅られ、違法行爲を取てし、代議機關の責任を盡さざるものとして。
佐賀市會	明 38. 10. 31	市長選挙に關し上述久留米市會と同様の理由に依り。
青森市會	大正 9. 10. 14	市會に市長候補者推薦を繞つて紛議あり、市會の現状を以てしては市長選挙は望み得ざるものありし結果、市制162條により。
那覇市會	大正14. 4. 10	市會に於て市長派及反對派の2派相争ひ圓滿解決の見込なき結果、議員はその任務を完了し得ざるものとして。
東京市會	昭和 3. 12. 21	市會は疑獄事件に關し市會議員中より多數の容疑者を出すに至り市制162條により。
和歌山市會	昭和11. 1. 8	市長及縣會議員選挙違反事件に關し、市會副議長以下多數議員收容せられ市會は漸く過半数を保つに過ぎるに至り、市會の圓滿なる運用を缺くものとして。
青森市會	昭和11. 3. 20	市會議員中、選挙違反及他の刑事事件により多數の收容者を出し、定員の過半数を缺くに至れる結果。

備考 1. 尙上掲事例以外に市會解散を命ぜられたりと認められるものに、横濱市會(明22年)がある。
 2. 上掲事例中、大正9年の青森市會以前は、都市問題第6巻第2號に掲載せられたる資料による。

1 市會議員總選挙

都 市	選挙期日	選挙當日 有権者數	投票數	棄権率		候補者數	議員定數	當選者	
				最近選挙 (%)	前回選挙 (%)			新	舊
1 東京市	昭 8. 3.16	824,536	495,679	39.8	30.4	300	144	66	78
2 大阪市	8. 6. 1	507,599	299,804	40.9	39.7	176	92	45	47
3 名古屋市	8.10.25	173,702	113,719	34.5	29.8	147	64	27	37
4 京都市	8. 5.21	187,224	111,283	40.1	34.0	128	64	23	41
5 神戸市	8. 4.25	157,069	112,050	28.5	29.9	144	60	32	28
6 横濱市	9. 1.28	126,847	85,392	32.7	24.8	94	56	25	31
7 廣島市	8. 6. 1	51,618	42,757	17.2	18.7	78	44	19	25
8 福岡市	8. 4.26	44,884	37,139	17.2	13.9	102	44	30	14
9 吳江市	11. 1.21	37,437	33,995	9.0	6.5	84	40	13	27
10 仙臺市	8. 4.25	34,098	28,483	16.5	17.1	70	40	22	18
11 長崎市	8. 3.28	37,147	30,074	19.4	20.5	90	44	34	10
12 八幡市	8. 4.30	35,960	30,433	15.3	11.5	59	40	23	17
13 函館市	9.10.20	35,262	22,682	35.7	24.4	57	40	16	24
14 靜岡市	8. 4.11	27,129	24,578	9.3	8.4	64	36	23	13
15 札幌市	9.10. 3	28,089	20,446	27.2	27.5	59	40	17	23
16 熊本市	8.10. 1	28,072	21,851	22.1	14.9	68	40	21	19
17 須賀市	8. 4.21	20,625	17,943	12.9	9.1	60	36	29	7
18 鹿兒島市	8. 3.25	23,018	17,832	22.6	20.8	46	36	17	19
19 和歌山市	8. 4.23	23,367	20,652	11.6	16.0	91	36	28	8
20 佐世保市	9. 6.10	20,022	16,790	16.1	8.1	53	36	17	19
21 岡山市	8. 7. 5	26,280	22,231	15.4	22.3	88	40	17	23
22 金澤市	8.12. 4	27,299	24,266	11.1	13.8	71	40	16	24
23 川崎市	7. 9.10	18,964	16,433	13.3	13.9	50	36	23	13
24 小樽市	9.10. 5	25,965	22,119	14.8	16.1	61	36	17	19
25 堺市	8. 1.20	23,652	20,167	14.7	22.1	55	36	13	23
26 豊橋市	7.11.10	21,585	19,481	9.7	17.6	57	36	24	12
27 新潟市	8. 4. 2	23,291	20,896	10.3	10.2	49	36	18	18
28 松本市	9. 9. 3	20,311	18,204	10.4	10.0	43	36	18	18
29 下関市	8. 4.18	23,709	19,218	18.9	18.0	46	36	20	16
30 岐阜市	8. 7. 3	18,418	17,002	7.6	9.5	75	36	24	12
31 門司市	9. 5.31	21,199	19,132	9.8	10.6	62	36	25	11
32 小倉市	11. 5.31	17.4	10.4	65	36	18	18
33 大牟田市	8. 5. 1	7.7	66	36	18	18
34 高知市	8. 5.15	17,483	13,577	39.1	16.0	58	36	22	14
35 徳島市	8.10.21	16,999	14,978	11.9	20.0	69	36	17	19
36 青森市	11. 4.20	15,442	12,867	16.7	8.1	78	36	19	17
37 久留米市	9. 7.25	13,992	12,890	7.8	7.8	56	36	13	23
38 姫路市	11. 7. 4	16,817	14,997	10.8
39 旭川市	9.10. 4	12,699	11,009	13.3	14.6	56	36	18	18
40 西宮市	8. 6. 5	11,812	10,561	10.6	10.4	56	36	15	21
41 前橋市	8. 4.18	14,362	12,581	11.7	11.7	40	36	26	10
42 宇都宮市	9. 5.31	13,954	12,902	7.5	9.6	50	36	15	21
43 高松市	9. 3.17	14,907	13,473	7.8	9.8	53	36	15	21

備考 本表は本會の照會に對する各市の回答により作製す。但し小倉、長野、尼崎、高崎、別府、今治、宇和島、平塚、都城、岡谷の各市は選挙肅正時報による。

1 市會議員總選舉

都 市	選舉期日	選舉當日 有權者數	投票數	棄權率		候補 者數	議員 定數	當選者	
				最近選舉 (%)	前回選舉 (%)			新	舊
44 富山市	昭 8. 5. 1	13,532	12,356	8.7	10.7	50	36	17	19
45 甲府市	9. 5. 28	13,955	12,842	7.9	9.8	43	36	14	22
46 松山市	9. 1. 4	13,840	12,558	11.5	11.9	70	36	21	15
47 長野市	11. 6. 1	14,204	12,289	14.1	7.1	59	36	18	18
48 岡崎市	7.10. 5	11,696	11,027	5.7	6.3	55	36	24	12
49 宇部市	8.11. 8	11,742	10,990	6.4	9.0	39	36	18	18
50 桐生市	8. 5. 10	10,393	10,022	3.5	5.3	54	36	25	11
51 福井市	8. 4. 25	7.9
52 若松市(福岡)	9. 5. 31	11,855	11,234	5.2	6.6	47	36	20	16
53 松本市	8. 7. 1	11,951	10,942	8.4	16.5	57	36	17	19
54 尼崎市	11. 5. 3	21.2	10.7	68	36	12	24
55 大津市	8. 5. 20	10,466	9,286	11.2	10.1	67	36	36	...
56 山形市	8. 6. 1	11,077	10,416	5.9	5.8	46	36	10	26
57 盛岡市	8. 4. 16	10,221	8,995	11.9	9.2	42	36	15	21
58 戸畑市	7.11.12	5.3
59 津市	8. 3. 25	9,957	8,525	14.3	16.2	48	36	20	16
60 那珂市	8. 6. 27	9,894	8,586	13.2	14.3	52	36	19	17
61 室宮市	9.10. 4	9,794	8,986	8.3	12.0	55	36	16	20
62 宮崎市	7. 6. 10	10,208	9,644	15.8	21.6	51	36	21	15
63 高崎市	11. 6. 13	11,726	10,186	13.1	10.2	52	36	15	21
64 水戸市	8. 4. 6	9,708	8,887	8.4	12.6	54	36	19	17
65 別府市	11. 6. 20	10,927	9,700	11.2	5.6	59	36	19	17
66 八戸市	8. 6. 8	9,770	8,404	13.9	19.8	48	36	21	15
67 長岡市	11. 6. 20	11,056	9,727	12.0	...	44	36
68 大分市	9. 5. 31	9,102	8,211	9.8	12.1	54	36	20	16
69 清水市	11. 5. 2	12,136	10,283	15.2	4.9	52	36	18	18
70 秋田市	8. 4. 25	9,067	8,491	6.7	6.1	46	36	19	17
71 八王子市	8.11. 2	9,225	8,633	6.4	7.0	42	36	21	15
72 四日市市	7.10.11	9,705	8,907	8.2	9.6	52	36	21	15
73 福山市	7. 8. 30	6,824	6,361	6.8	14.3	63	30	14	16
74 千代田市	8. 3. 7	8,919	7,457	10.4	21.2	56	30	20	10
75 高岡市	8.10.10	10,309	9,855	4.4	4.6	45	36	23	13
76 延岡市	8. 2. 18	6,261	5,742	8.3	...	48	30	15	15
77 釧路市	9.10. 5	8,115	7,177	11.6	18.6	54	36	17	19
78 奈良市	8. 4. 1	10,042	9,144	8.9	14.1	57	36	19	17
79 郡山市	7.11. 5	7,839	7,481	4.5	7.8	42	36	17	19
80 川口市	8. 5. 20	8,071	7,408	8.2	...	45	30	12	18
81 一宮市	8.11. 5	7,355	6,994	4.9	3.8	35	30	18	12
82 宇治山田市	7.12. 2	8,673	7,915	8.7	11.9	49	36	20	16
83 松江市	8. 4. 28	8,377	7,580	8.4	8.8	35	30	13	17
84 今治市	11. 5. 28	9,233	7,966	13.7	8.4	48	36	16	20
85 宇和島市	11. 5. 5	9,515	7,453	21.6	7.8	44	36	30	6
86 米澤市	8. 6. 1	8,607	8,277	3.8	9.4	45	30	16	14

1 市會議員總選舉

都 市	選舉期日	選舉當日 有權者數	投票數	棄權率		候補 者數	議員 定數	當選者	
				最近選舉 (%)	前回選舉 (%)			新	舊
87 佐賀市	昭 7. 1. 6	7,484	6,890	7.9	17.9	45	30	16	14
88 沼津市	10. 9. 9	7,586	6,832	9.9	8.2	38	30	17	13
89 大垣市	9. 6. 3	6,572	6,119	6.9	4.3	42	30	9	21
90 足利市	8. 3. 12	7,620	7,229	5.1	5.6	41	30	16	14
91 福島市	8. 6. 9	6,900	6,500	5.7	6.8	45	30	14	16
92 銚子市	8. 3. 3	8,527	7,829	8.2	...	49	30	30	...
93 瀨戶市	8.11. 5	7,713	6,830	11.4	12.6	40	30	20	10
94 市川市	9.11.25	5,941	5,272	11.0	...	45	30	30	...
95 若松市(福岡)	8. 6. 4	7,389	6,779	8.2	8.3	41	30	18	12
96 弘前市	8. 5. 1	7,090	6,747	4.8	9.1	44	30	12	18
97 鳥取市	10. 5. 21	7,854	7,279	7.3	10.4	...	30	9	21
98 浦和市	9. 3. 3	6,598	5,898	10.6	...	45	30	12	18
99 直方市	5.7
100 明石市	11. 1. 26	8,165	6,123	25.0	15.0	35	30	11	19
101 飯塚市	10. 3. 15
102 岸和田市	10. 1. 12	7,049	6,696	5.0	8.0	35	30	9	21
103 平塚市	11. 5. 7	6,812	4,798	29.5	15.0	36	30	14	16
104 熊谷市	8. 5. 3	6,492	6,220	4.2	...	32	30	13	17
105 鶴岡市	7.12. 1	6,216	5,940	6.5	8.5	45	30	14	16
106 米子市	10. 6. 6	6,431	5,983	7.0	3.0	35	30	13	17
107 都城市	11. 6. 10	11.0	12.3	58	36	21	15
108 津山市	8. 3. 1	6,567	6,272	4.5	8.7	59	30	13	17
109 帶廣市	8. 6. 1	4,925	4,202	14.7	...	38	30	14	16
110 松阪市	8. 3. 11	6,092	5,832	4.2	...	53	30	30	...
111 上田市	10. 7. 16	6,706	6,151	8.3	7.2	39	30	20	10
112 川口市	9.11. 1	6,285	5,808	7.6	8.1	40	30	12	18
113 山形市	8. 4. 25	5,051	4,484	11.2	7.4	36	30	6	24
114 倉敷市	11. 4. 12	6,114	5,025	17.8	6.7	34	30	17	17
115 三條市	9. 2. 8	6,242	5,952	4.6	30
116 石巻市	8. 4. 10	5,342	4,777	10.6	...	47	30	9	21
117 萩市	11.7.18	6,657	5,436	18.3	7.6	35	30	12	18
118 新宮市	8.10. 8	5,355	4,878	8.9	...	65	30	17	13
119 酒田市	8. 4. 24	5,644	5,353	9.4	...	37	30	30	...
120 高田市	6. 1. 21	4,717	4,450	5.7	6.8	36	30	12	18
121 唐津市	11. 1. 21	5,413	4,822	10.9	6.6	53	30	18	12
122 尾道市	8. 5. 31	5,539	5,226	9.4	6.6	43	30	11	19
123 八幡濱市
124 中津市	8. 5. 6	5,256	4,856	12.5	5.0	37	30	10	20
125 海老丸市	9. 5. 15	5,885	5,466	7.1	...	37	30	30	...
126 丸亀市	9. 4. 27	5,351	5,047	5.7	11.4	42	30	18	12
127 首里市	8. 8. 1	3,801	3,174	16.5	12.2	34	30	13	17
128 徳島市	10.11.15	30
129 岡谷市	11. 4. 26	6,143	5,405	12.0	...	35	30

2 市 會 正

副 議 長 (昭和11年7月1日現在)

都 市	市 會 議 長			市會副議長	都 市	市 會 議 長		
	姓 名	職 業	就任期			姓 名	職 業	就任期
1 東京市	森俊成	貴族院議員	昭8.3	松永東	46 松山市	宇治川濱藏	46 松山市	宇治川濱藏
2 大阪市	川畑清藏	貴族院議員	昭8.6	山野平一	47 長野市	笠原十兵衛	47 長野市	笠原十兵衛
3 名古屋	今堀辰三	藥劑師	昭8.11	富田彦吉	48 岡崎市	八田辰雄	48 岡崎市	八田辰雄
4 京都市	石田吉左衛門	繪具製造業	昭8.6	生谷龜之助	49 宇部市	高良宗七	49 宇部市	高良宗七
5 神戸市	上田實	藥劑師	昭10.12	西川莊三	50 桐生市	田島豊太郎	50 桐生市	田島豊太郎
6 横濱市	田邊徳五郎	地主	昭9.2	奥村三樹之助	51 福井市	伊井與三二	51 福井市	伊井與三二
7 廣島市	松坂義正	醫師	昭8.6	缺	52 若松市(福岡)	柳川精四郎	52 若松市(福岡)	柳川精四郎
8 福岡市	太田勲太郎	醬油醸造業	昭8.5	西島徳四郎	53 若松市	岩附修一郎	53 若松市	岩附修一郎
9 福岡市	兒玉主計	會計師	昭11.2	若山作一	54 若松市	上村盛治郎	54 若松市	上村盛治郎
10 仙台市	梅津喜一	無	昭8.5	大石倫治	55 大津市	岡田定治郎	55 大津市	岡田定治郎
11 長崎市	大石榮三郎	水産業	昭4.3	山野邊幸家	56 山形市	叶内長兵衛	56 山形市	叶内長兵衛
12 八幡市	山本東樹	家業	昭10.7	井上圓藏	57 盛岡市	一戸三矢	57 盛岡市	一戸三矢
13 函館市	登坂良作	辯護士	昭9.11	田中正	58 戸畑市	大岡茂六	58 戸畑市	大岡茂六
14 静岡市	中田隆	辯護士	昭10.5	缺	59 津市	堀川茂三	59 津市	堀川茂三
15 札幌市	60 那覇市	安慶名徳潤	60 那覇市	安慶名徳潤
16 熊本市	平野龍起	辯護士	昭8.10	橋本壽七	61 室宮市	村田佐一郎	61 室宮市	村田佐一郎
17 横濱市	須賀兵衛	官納	昭11.4	...	62 高崎市	有須藤美利八	62 高崎市	有須藤美利八
18 鹿嶋市	63 高崎市	原下正昇	63 高崎市	原下正昇
19 和歌山市	中尊量	教育	昭11.2	住江松之助	64 水戸市	高橋一治	64 水戸市	高橋一治
20 佐世保市	篠崎藤吉	教育	昭11.6	藤井友市	65 別府市	森八治	65 別府市	森八治
21 岡山市	伊藤好良	無	昭8.7	片山忠次	66 八戸市	大久保萬吉	66 八戸市	大久保萬吉
22 金沢市	吉田宗一	67 長岡市	松本正三郎	67 長岡市	松本正三郎
23 小川市	齋藤幸一郎	醫師	昭9.9	稻葉博	68 清水市	後藤憲照	68 清水市	後藤憲照
24 小塚市	69 大分市	鈴木與平	69 大分市	鈴木與平
25 堺市	山崎善三郎	新聞社長	昭10.4	中村安松	70 秋田市	片屋永之助	70 秋田市	片屋永之助
26 豊橋市	橋原瀬一	運送業	昭9.11	丸地幸之助	71 八王子市	太田平輔	71 八王子市	太田平輔
27 新瀉市	安倍邦太郎	日東鐵道取締役	昭8.4	正名孝平	72 四日市市	九鬼金照旭	72 四日市市	九鬼金照旭
28 下関市	井上剛一	辯護士	昭9.9	石岡孝平	73 福山市	小林照三郎	73 福山市	小林照三郎
29 岐阜市	74 千代田市	浅原銚三	74 千代田市	浅原銚三
30 門司市	中野真吾	海運業	昭9.6	加藤慶一	75 高岡市	大深五月	75 高岡市	大深五月
31 小倉市	林敬之助	海運業	昭11.6	百合野保夫	76 延岡市	森部一	76 延岡市	森部一
32 大牟田市	平山喜録	海運業	昭4.5	山本吉松	77 鍋島市	佐々木米太郎	77 鍋島市	佐々木米太郎
33 高松市	齋藤琢磨	海運業	昭10.6	服部久吉	78 奈良市	鈴木奈喜七	78 奈良市	鈴木奈喜七
34 徳島市	富永正衛	私立學校協会長	昭8.11	立石一輝	79 郡上市	津野喜七	79 郡上市	津野喜七
35 青森市	80 川口市	高石幸三郎	80 川口市	高石幸三郎
36 久留米市	吉田清	辯護士	昭9.8	古賀乙作	81 一宮市	田中利左衛門	81 一宮市	田中利左衛門
37 姫路市	井田俊治	辯護士	昭11.7	瀧川幾太郎	82 宇治山田市	杉本齊之助	82 宇治山田市	杉本齊之助
38 西宮市	前田善治	農會	昭9.10	村上政二郎	83 松江市	土谷連之助	83 松江市	土谷連之助
39 旭市	伊藤保平	農會	昭8.6	田口榮藏	84 今治市	武内信一	84 今治市	武内信一
40 前橋市	羽生田俊次	醫師	昭8.5	角田慶助	85 宇和島市	吉原多七	85 宇和島市	吉原多七
41 宇都宮市	秋山錦次郎	三共印刷社長	昭11.6	日下音吉	86 米津市	濱田忠喜一	86 米津市	濱田忠喜一
42 高松市	吉田清平	無	昭9.3	富川保太郎	87 沼津市	成田敏太郎	87 沼津市	成田敏太郎
43 富山府	88 沼津市	鈴木利太郎	88 沼津市	鈴木利太郎
44 甲府市	89 大足市	殿岡利助	89 大足市	殿岡利助
45 甲府市	90 大足市	...	90 大足市	...

備考 1. 本表は本會の照會に對する各市の回答により作製す。
 2. 再選又は三四選以上の場合はその最初の就任期を掲ぐ。

都 市	市 會 議 長			市會副議長	都 市	市 會 議 長		
	職 業	就任期	姓 名			職 業	就任期	姓 名
91 福島市	北川次男	辯護士	昭8.6	淺井儀一	91 福島市	北川次男	辯護士	昭8.6
92 銚子市	大里庄次郎	砂糖商	昭8.3	石上新藤茂	92 銚子市	大里庄次郎	砂糖商	昭8.3
93 瀨戸市	水野憲吾	陶磁器商	昭8.11	柴田茂	93 瀨戸市	水野憲吾	陶磁器商	昭8.11
94 市川市	後藤仁助	...	昭11.7	缺	94 市川市	後藤仁助	...	昭11.7
95 若松市(福島)	岩崎光衛	辯護士	昭9.11	鈴木善九郎	95 若松市(福島)	岩崎光衛	辯護士	昭9.11
96 弘前市	工藤福彌	無職	昭8.5	工藤重任	96 弘前市	工藤福彌	無職	昭8.5
97 鳥取市	米澤喜男	鳥取瓦斯株式會社社長	昭10.5	井田實治	97 鳥取市	米澤喜男	鳥取瓦斯株式會社社長	昭10.5
98 浦和市	相川宗次郎	米穀商	昭9.3	豊田秋次郎	98 浦和市	相川宗次郎	米穀商	昭9.3
99 直方市	森田武	銀行取締役	昭11.2	缺	99 直方市	森田武	銀行取締役	昭11.2
100 明石市	八木新一郎	牛乳營業	昭7.3	小杉寅三	100 明石市	八木新一郎	牛乳營業	昭7.3
101 飯塚市	瓜生長右衛門	鐵業	昭7.3	伊藤隆	101 飯塚市	瓜生長右衛門	鐵業	昭7.3
102 岸和田市	覺野勝三郎	會社役員	昭11.1	善野嘉三郎	102 岸和田市	覺野勝三郎	會社役員	昭11.1
103 平塚市	杉山昌夫	貸座敷業	昭11.5	鈴木龜次郎	103 平塚市	杉山昌夫	貸座敷業	昭11.5
104 熊谷市	清水源左衛門	新聞官報販賣	昭8.5	柿原清二	104 熊谷市	清水源左衛門	新聞官報販賣	昭8.5
105 鶴岡市	平田吉郎	會社重役	大13.12	阿部養太	105 鶴岡市	平田吉郎	會社重役	大13.12
106 米津市	遠藤光徳	會社重役	昭10.6	石田章之進	106 米津市	遠藤光徳	會社重役	昭10.6
107 津市	山下次之助	農無職	昭9.1	蛭原重幸	107 津市	山下次之助	農無職	昭9.1
108 津市	春名藤平	無	昭10.10	渡邊四馬	108 津市	春名藤平	無	昭10.10
109 帶根市	109 帶根市
110 松阪市	安部庸三	電氣會社長	昭8.3	川口龜吉	110 松阪市	安部庸三	電氣會社長	昭8.3
111 上田市	柳澤文三郎	醫師	昭6.7	丸山作藏	111 上田市	柳澤文三郎	醫師	昭6.7
112 川口市	久米原脩丈	僧侶	昭9.11	佐藤文藏	112 川口市	久米原脩丈	僧侶	昭9.11
113 山口市	美福専介	農無職	昭8.5	有吉彦三郎	113 山口市	美福専介	農無職	昭8.5
114 倉敷市	古屋野橋衛	農無職	昭11.4	船曳貞次郎	114 倉敷市	古屋野橋衛	農無職	昭11.4
115 三條市	栗山美資	保險代理業	昭9.2	佐野八十一	115 三條市	栗山美資	保險代理業	昭9.2
116 石巻市	116 石巻市
117 萩市	大田民藏	萩市會會長	昭11.7	世良捨松	117 萩市	大田民藏	萩市會會長	昭11.7
118 新宮市	杉本喜代松	木材商	昭8.10	向井梅治	118 新宮市	杉本喜代松	木材商	昭8.10
119 高田市	中村弘	會社員	昭8.5	青塚恒治	119 高田市	中村弘	會社員	昭8.5
120 高松市	玉井義太郎	呉服商	昭10.1	高橋左衛門	120 高松市	玉井義太郎	呉服商	昭10.1
121 唐津市	清水莊次郎	火工品製造業	昭11.2	脇山貞俊	121 唐津市	清水莊次郎	火工品製造業	昭11.2
122 尾道市	三宅要次郎	酒類販賣業	昭8.6	堀田民之助	122 尾道市	三宅要次郎	酒類販賣業	昭8.6
123 八幡濱市	梶谷鏡之助	醫師	昭10.5	谷池惠一	123 八幡濱市	梶谷鏡之助	醫師	昭10.5
124 中津市	124 中津市
125 海老津市	内田啓太郎	自動車業	昭11.6	川口庄太郎	125 海老津市	内田啓太郎	自動車業	昭11.6
126 丸龜市	前谷寅次郎	會社員	昭6.10	水川恒三	126 丸龜市	前谷寅次郎	會社員	昭6.10
127 首里市	玉城尙秀	會社員	昭8.10	山口房良	127 首里市	玉城尙秀	會社員	昭8.10
128 徳島市	脇山常之助	會社重役	昭10.11	森光方祐	128 徳島市	脇山常之助	會社重役	昭10.11
129 岡谷市	林七六	酒類製造業	昭11.5	宮坂健次郎	129 岡谷市	林七六	酒類製造業	昭11.5
701 大連市	大内成美	辯護士	昭6.1	若月太郎	701 大連市	大内成美	辯護士	昭6.1
702 旅順市	村上信二	金物商	昭8.2	中村廣喜	702 旅順市	村上信二	金物商	昭8.2

3 市長・助役 (昭和11年7月1日現在)
附. 六大都市主要職員

Table with columns: 都市, 市長 (姓名, 前職), 助役 (姓名, 前職), 収入役, 局長 (局部名, 姓名). Rows include 1 東京市, 2 大阪市, 3 名古屋市, 4 京都市, 5 神戸市, 6 横濱市.

備考 1. 本表は本會の照會に對する各市の回答により作製、7月1日以後の異動も努めて採録せり。
2. ○印は名譽職市長を示す。
3. 再選又は三四選以上の場合は其の最初の就任期を掲ぐ。

3 市長・助役 (昭和11年7月1日現在)

Table with columns: 都市, 市長 (姓名, 前職, 就任期), 助役 (姓名, 前職, 就任期). Rows include 7 廣島市, 8 福岡市, 9 吳市, 10 仙臺市, 11 長崎市, 12 八幡市, 13 函館市, 14 静岡市, 15 札幌市, 16 熊本市, 17 横須賀市, 18 鹿兒島市, 19 和歌山市, 20 佐世保市, 21 岡山市, 22 金澤市, 23 川崎市, 24 小樽市, 25 堺市, 26 豊橋市, 27 新潟市, 28 濱松市, 29 下関市, 30 岐阜市, 31 門司市, 32 小倉市, 33 大牟田市, 34 高知市, 35 徳島市, 36 青森市, 37 久留米市, 38 姫路市, 39 旭川市, 40 西宮市, 41 前橋市, 42 宇都宮市, 43 高松市, 44 富山市, 45 甲府市.

3 市長・助役 (昭和11年7月1日現在)

Table listing city mayors and deputies for various cities in Japan, including names, previous positions, and appointment dates.

3 市長・助役 (昭和11年7月1日現在)

Table listing city mayors and deputies for various cities in Japan, including names, previous positions, and appointment dates.

3 市長・助役 (昭和11年7月1日現在)

Table listing city mayors and deputies across various municipalities in Japan, including names, previous positions, and start dates.

4 市役所組織及有給吏員 (昭和11年4月1日現在)

Table detailing the organizational structure and paid staff of city offices, categorized by city (e.g., Tokyo, Osaka) and department (e.g., Finance, Education, Public Works).

- 備考 1. 本表は本會の照會に對する各市の回答により作製す。*印は昭和10年11月10日現在とす。
2. 有給職員數は市制第85條による市有給吏員數とす。
3. 事務職員は主事、書記、事務員等事務に従事する吏員を指稱し、技術職員は技師、技手、病院長等技術を主とする吏員を指稱す。
4. 外地の府市にありては事務職員數中若干名の官吏を含むものあり。
5. 東京市は昭和11年3月31日現在、海南市は昭和11年4月30日現在。

4 市役所組織及有給吏員 (昭和11年4月1日現在)

都 市	組	織	事務職員 年俸者數 月俸者數	技術職員 年俸者數 月俸者數	
3 名古屋市	市長直屬 秘書課 監査課 會計課	庶務部 總務課 財政課 經理課	教育部 學務課 社會教育課	土木部 庶務課 建築課 公園課	産業部 商工課 市場課
事務職員 年俸者 61 月俸者 534	保健部 衛生課 清掃課	社會部 庶務課 業課	水道局 庶務課 給水課 下水課	電氣局 庶務課 電車課 電工課	經理課 自動車課 機械課
技術職員 年俸者 91 月俸者 282					
4 京都市	市長直屬 秘書課 庶務課 監査課	財務部 財務課 稅務課 經理課	教育部 學務課 社會教育課 保健部 衛生課 清掃課	産業部 商工課 農林課 觀光課	電氣局 庶務課 電力課 電車課 自動車課 電氣課
事務職員 年俸者 56 月俸者 744	水道局 庶務課 上下水課	土木局 庶務課 地籍課	土木課 都市計畫課	區劃整理課 營繕課	
技術職員 年俸者 45 月俸者 398					
5 神戸市*	秘書課 觀光課 文書課 庶務課	經理課 會計課 商工課	市場課 衛生課 社會課	教育部 庶務課 學務課 社會教育課	土木部 庶務課 土木課 港灣課 都市計畫課
事務職員 年俸者 83 月俸者 1,073	電氣局 人事課 庶務課	經理課 營業課	經理課 電氣課	會計課	運輸課
技術職員 年俸者 67 月俸者 406					
6 横濱市	秘書課 監査課	庶務課 經理課	教育課 勸業課	社會課 建築課	衛生課 會計課
事務職員 年俸者 62 月俸者 698	土木局 都市計畫課 工務課	水道局 業務課 給水課 工務課	瓦斯局 業務課 工務課	電氣局 業務課 工務課	
技術職員 年俸者 49 月俸者 218					

(註) 尙横濱市に於て昭和11年8月1日を以て右の如き職制改正あり。從來の庶務課を財務課に、勸業課を産業課に、又新に土木觀光、社會教育、文書、土木局庶務の4課を設く。

4 市役所組織及有給吏員 (昭和11年4月1日現在)

都 市	組	織	事務職員 年俸者數 月俸者數	技術職員 年俸者數 月俸者數				
7 廣島市	文書課 會計課 財務部 理財課 稅務課	總務部 庶務課 統計課 保健課 兵事課 戶籍課	水道部 經理課 工務課	教育部 學務課 社會教育課 社會課	産業部 商工課 殖産課	土木部 管理課 土木課 營繕課 都市計畫課	21 287	23 106
8 福岡市	秘書課 都市計畫課 稅務課	庶務課 港灣課 會計課	衛生課 水道課	戶籍課 學務課	土木課 社會課	營繕課 產業課	16 178	10 33
9 吳市	文書課 衛生課 水道擴張部	庶務課 社寺兵事課 庶務係 工務係	勸業課 土木課	社會課 水道課	教育課 稅務課	戶籍課 會計課	10 158	8 17
10 仙臺市	市長直屬 内記課	總務部 庶務課 學務課 社寺兵事課 戶籍課 衛生課 社會課 稅務課	經理課	産業部 商工課 農林課	技術部 土木課 建築課 都市計畫課	電氣局 水道課 電氣課 水道課 電氣課 水道課 收納課	15 219	19 135
11 長崎市	秘書課 水道課	稅務課 庶務課	學務課 會計課	衛生課 戶籍兵事課	勸業課 社會課 土木課	營繕課 港灣課	9 141	9 60
12 八幡市	文書課 庶務課	産業課 社會課	學務課 土木課	水道課 稅務課	會計課		10 140	9 38
13 函館市	總務課 社會課 都市計畫課	産業課 稅務課 港灣課	衛生課 兵籍課 水道課	教育課 土木課 出納課	函館市 復興課 復興課 務局	庶務課 工事課 區劃整理課
14 静岡市	秘書課 社寺兵事課 土木課 教育課 社會課	商工課 農務課 衛生課 稅務課 會計課 水道課	電氣部 營業課 電力課 内電課	臨時下 水道部	庶務課 工務課		17 321	26 223
15 札幌市	秘書課 庶務課 社會課 經濟課	教育課 兵籍課 衛生課 土木課	稅務課 出納課 電氣局	庶務課 運輸課 工務課	水道部 庶務課 工務課		12 277	33 106
16 熊本市	文書課 總務課 學務課	社會課 衛生課 產業課	土木課 稅務課 觀光課	社寺兵事課 戶籍課 會計課	水道課 電氣局	庶務課 運輸課 工務課	27 158	14 31
17 横須賀市	庶務課 財務課 土木課	衛生課 學務課 社會課	稅務課 戶籍兵事課 會計課		水道局 業務課 工務課		20 88	1 6
18 鹿兒島市	文書課 庶務課	學務課 社會課	稅務課 勸業課	衛生課 水道課	會計課 交通課		10 237	8 39
19 和歌山市	庶務課 經理課	會計課 稅務課	學務課 學務課	勸業課 社會課	社寺兵事課 戶籍課	衛生課 水道課	13 124	7 43
20 佐世保市	總務課 稅務課 教育課	勸業課 社會課 土木課	衛生課 水道課 交通課	會計課 庶務課 工務課	臨時水道擴張部		3 148	— 95

4 市役所組織及有給吏員 (昭和11年4月1日現在)

都 市	組	職	事務職員 年俸者數 月俸者數	技術職員 年俸者數 月俸者數
21 岡山市	市長官廳 秘書 文書課	社會課 學務課 戶籍兵事課	— 252	— 89
22 金澤市	庶務課 教育課 社會課	戶籍課 稅務課 會計課	18 270	10 95
23 川崎市	文書課 庶務課 學事課 戶籍兵事課	稅務課 土木課 臨時雇員課 産業課	17 312	8 110
24 小樽市	秘書課 庶務課 兵籍課	教育課 社會課 衛生課	8 82	14 36
25 堺市	庶務課 財務課	學事課 衛生課 産業課 社會課	11 141	17 92
26 豊橋市	秘書 庶務課	學務課 社寺兵事課	7 74	6 9
27 新潟市	庶務課 産業課	教育課 社會課	6 101	7 28
28 濱松市	文書課 庶務課	土木課 學務課 社會課	6 93	4 30
29 下關市	文書課 庶務課	財務課 學務課 稅務課	9 223	5 44
30 岐阜市	秘書課 庶務課	土木都市計畫課 水道課	14 89	12 28
31 門司市	庶務課 學務課	社會課 衛生課 土木課 會計課 水道課	11 148	6 32
32 小倉市	庶務課 社會課	産業課 衛生課 戶籍課 水道課	9 115	10 49
33 大牟田市	庶務課 水道課	學務課 稅務課 産業課 會計課 土木課	6 117	3 10
34 高知市	庶務課 戶籍課	社會課 産業課 會計課	13 142	2 38
35 徳島市	秘書課 庶務課	財務課 學務課 社會衛生課 産業課	10 101	20 31
36 青森市	庶務課 學兵課	社會課 勸業課 土木課 財務課	4 131	2 10
37 久留米市	庶務課 勸業課	學務課 會計課 稅務課 土木課	7 99	1 16
38 姫路市	文書課 農林課	水道課 商工課 土木課 兵事課	15 139	8 14

4 市役所組織及有給吏員 (昭和11年4月1日現在)

都 市	組	職	事務職員 年俸者數 月俸者數	技術職員 年俸者數 月俸者數
39 旭川市	總務課 學務課	社會課 産業課	9 80	4 42
40 西宮市	庶務課 教育課	社會課 産業衛生課	6 135	7 24
41 前橋市	總務課	教務課 事業課 水道課 稅務課 會計課	4 60	3 6
42 宇都宮市	庶務課 教育課	社會課 土木課 水道課	5 112	4 28
43 高松市	庶務課 戶籍兵事課 學務課	保健課 勸業社會課 稅務課 觀光課	10 88	9 52
44 富山市	庶務課 都市計畫課	教育課 電軌課 衛生課	7 66	3 16
45 甲府市	庶務課 社會課	産業課 土木課 保健課 兵事教育課	4 136	4 53
46 松山市	庶務課 衛生醫務課	教育兵事課 産業課 戶籍課	6 85	5 6
47 長野市	庶務課 稅務課	勸業課 會計課 觀光課	9 ...	1 ...
48 岡崎市	庶務課 土木課	勸業課 學務社會課	6 52	4 12
49 宇部市	庶務課 會計課	衛生課 産業課 戶籍兵事課	7 80	3 19
50 桐生市	庶務課	教務課 稅務課 水道課 會計課	4 49	— 7
51 福井市
52 若松市(國岡)	庶務課 社會課	稅務課 會計課 運輸課 土木課	— —	— —
53 松本市	庶務課 工務課	産業課 會計課 社會課 稅務課 教育課 衛生課	6 83	10 25
54 尼崎市	秘書係 水道課 庶務課	勸業課 教育課 衛生課 社寺兵事課 戶籍課 土木課 管轄課	10 114	5 41
55 大津市	庶務課 土木課	産業課 社會課 水道課 會計課 學務兵事課 衛生課	7 78	5 13
56 山形市	庶務課	學務課 財務課 會計課 産業課 土木課	6 73	1 9
57 盛岡市	庶務課 産業課	財務課 都市計畫課 土木課 會計課 水道課	4 100	2 10
58 戸畑市	庶務課 會計課	産業課 水道課 教育課 衛生課 土木課 稅務課	4 66	3 17
59 津市	秘書係 總務課	學務課 社會勸業課 財務課 土木課 水道課	8 83	1 25

4 市役所組織及有給吏員 (昭和11年4月1日現在)

都 市	組	織	事務職員 年俸者數 月俸者數	技術職員 年俸者數 月俸者數
60 那 羽 市	庶務課 勸業課	稅務課 土木課 戶籍課 會計課 衛生課 徵稅課 學務課 水道課 兵事課	1 38	3 4
61 室 蘭 市	秘書係 庶務課	學務課 財務課 土木課 出納課	9 64	0 13
62 宮 崎 市	庶務課 學務課	財務課 土木課 水道課 會計課 勸業課	6 60	1 8
63 高 崎 市	庶務課 都市計畫課	事業課 教務課 稅務課 會計課	3 45	1 8
64 水 戸 市	庶務課 水道課	學務課 社會課 土木課 會計課	4 105	2 10
65 別 府 市	庶務課 水道課	學務課 社會課 土木課 會計課 溫泉課 觀光課	6 106	4 18
66 八 戸 市	庶務課	財務課 會計課	6 50	— 4
67 長 岡 市	庶務課 稅務課	會計課 學務課 勸業課 土木課 水道課	9 71	2 15
68 大 分 市	庶務課 戶籍兵事課	社會課 產業課 土木課 衛生課 出納部 水道課 教育課 財務課	5 63	3 11
69 清 水 市	庶務課 水道課	產業課 學務課 社會課 都市計畫課	5 82	3 38
70 秋 田 市	庶務課 臨時下水道部	土木課 學務課 稅務課 產業課 會計課	4 81	3 10
71 八 王 子 市	庶務課 土木課	水道課 教育社會課 戶籍兵事課 稅務課 會計課	7 48	1 6
72 四 日 市 市*	庶務課 會計課	勸業課 土木課 水道課 學務課 稅務課	12 56	3 13
73 福 山 市	庶務課 產業課	學務課 社會課 戶籍兵事 土木課 保健課 水道課 會計課 都市計畫課	9 35	2 9
74 千 葉 市	出納課 庶務課	產業課 土木課 學務課 稅務課	4 33	1 9
75 高 岡 市	庶務課 社事兵事課 臨時都市計畫課	學務課 稅務課 產業課 會計課 社會課 衛生課 土木課 戶籍課	4 65	3 12
76 延 岡 市	庶務課 財務課	學務課 會計課 社會課 衛生課 土木課 產業課	4 47	1 7
77 釧 路 市	庶務課	學務課 經理課 土木課 出納課	4 74	1 7
78 奈 良 市	文書秘書課 觀光課	庶務課 工務課 學務兵事課 水道課 戶籍課 社會課 衛生課 稅務課 勸業課 會計課	8 122	5 32
79 山 市	文書課	總務課 土木水道課 財務課	1 45	1 11
80 川 口 市	庶務課 土木課	戶籍課 教育課 產業課 稅務課 會計課 臨時土地測量課 統計係	5 49	1 2

4 市役所組織及有給吏員 (昭和11年4月1日現在)

都 市	組	織	事務職員 年俸者數 月俸者數	技術職員 年俸者數 月俸者數
81 一 宮 市	總務課 戶籍兵事係	產業課 土木課 都市計畫課 學務社會課 財務課 會計課 下水課 水道課	7 41	6 30
82 宇治山田市	庶務課	學務社會課 勸業課 稅務課 土木課 出納課	5 38	1 6
83 松 江 市*	庶務課 水道部 自動車部 瓦斯部	學務課 戶籍兵事課 土木課 產業課 財務課	9 100	1 17
84 今 治 市	庶務課 會計課	戶籍課 土木課 教育課 社會課 產業課 稅務課 水道部	7 65	2 12
85 宇和島市	庶務課 水道課	戶籍課 學務課 社會課 勸業課 調查課 土木課 稅務課 會計課	6 71	— 9
86 米 澤 市	庶務課	產業課 教育課 兵籍課 財務課	— 40	— 4
87 佐 賀 市	庶務課	教育課 勸業課 土木課 稅務課 會計課 水道課 交通課	3 86	2 12
88 沼 津 市	庶務課	產業課 學務課 衛生課 社會課 土木課 戶籍課 兵事課 稅務課 會計課 秘書課	4 72	1 7
89 大 垣 市	庶務課	土木課 勸業衛生課 學務課 稅務課 會計課	7 42	1 18
90 足 利 市	總務課	教育課 土木課 水道課 社會課 稅務課 會計課	— 62	— 9
91 福 島 市*	庶務課	學務課 財務課 出納課 水道課	7 50	— 8
92 銚 子 市	總務課	土木課 財務課 秘書課 福利課 學務課 會計課	4 24	3 3
93 瀨 戸 市	第一部(庶務、產業、衛生、社會、學務、兵事、戶籍) 第二部(工務、警備、都市計畫、文書) 第三部(稅務、會計)水道課		5 41	2 11
94 市 川 市	庶務課	福利課 財務課 戶籍兵事課	4 35	— 1
95 若 松 市(福岡)	庶務課	教務課 財務課 工務課 勸業課	— 45	— 8
96 弘 前 市	庶務課	學兵課 產業課 稅務課 戶籍課 土木課 會計課	3 64	0 8
97 鳥 取 市	庶務課 會計課	學務課 產業衛生課 稅務課 土木課 水道課	5 81	0 13
98 浦 和 市	庶務課	勸業課 學務課 社寺戶兵課 土木課 財務課	3 37	1 3
99 直 方 市*	庶務課	教務課 產業課 財務課 土木課 水道課	3 45	3 5
100 明 石 市	庶務課 稅務課	土木課 社寺兵事 教育課 衛生戶籍課 產業課 會計課 水道課	6 60	3 3
101 飯 塚 市
102 岸 和 田 市	庶務課	學務課 稅務課 土木課 會計課	12 51	— 11

4 市役所組織及有給吏員 (昭和11年4月1日現在)

都 市	組 織	事務職員 年俸者數 月俸者數	技術職員 年俸者數 月俸者數
103 平塚市	庶務課 學務課 稅務課 社會課 土木課 都市計畫課 會計課	3 29	1 2
104 熊谷市	庶務課 人事課 土木課 財務課	1 31	1 1
105 鶴岡市*	庶務課 學務課 財務課 水道課	— 58	6 18
106 米子市	庶務課 土木課 兵事戶籍課 產業課 會計課 稅務課 水道部	— 42	1 6
107 都城市	庶務課 會計課 財務課 土木課 學務課 社會課 電氣 課 勸業課	4 52	3 10
108 津山市	庶務課 學務課 社會課 衛生課 勸業課 土木課 稅務 課 會計課 水道課	— 49	— 2
119 帶廣市	庶務課 產業課 教育兵事課 稅務課 出納課	4 42	1 3
110 松阪市	第一課(庶務、兵事、戶籍、勸業)第二課(學務、社會、衛生)第三課(會計 稅務)第四課(土木、地理、管線、都市計畫)	— 45	— 11
111 上田市	庶務課 學務課 稅務課 會計課	1 52	1 8
112 川越市	庶務課 人事課 產業課 財務課 土木課 臨時水道課	4 43	2 19
113 山口市	庶務課 衛生課 學務兵事課 社會課 戶籍課 產業課 觀光溫泉課 土木課 稅務課 外事課 會計課	2 47	2 9
114 倉敷市*	文書學務課 產業保健社會課 土木水道課 財務課 會計課	3 45	— 14
115 三條市	庶務課 勸業課 學務課 土木課 戶籍兵事課 稅務課 水道課 會計課	3 28	2 4
116 石卷市*	文書課 庶務課 學務課 產業課 戶籍兵事課 水道課 稅務課 會計課	— 37	— 6
117 萩市	第一課(庶務、財政、勸業)第二課(學務、兵事、社會、教育、戶籍)第三課 (賦課徵收、會計)第四課(土木、都市計畫)臨時水道課	3 58	2 15
118 新宮市	庶務課 學務課 戶籍課 會計課 水道課	8 35	— 6
119 酒田市	庶務課 學務課 產業土木課 財務課 電氣部 庶務會 計課 工務課 水道部 庶務會計課:工務課	5 61	3 19
120 高田市	秘書課 庶務課 勸業務 學務課 社會課 徵稅課 水道 瓦斯課	7 42	— 7
121 唐津市	庶務課 教育課 產業課 土木課 財務課 會計課 臨時水道部	5 42	1 11
122 尾道市	庶務課 學務課 衛生課 勸業課 土木課 都市計畫課 稅務課 會計課 水道課 運輸課	9 48	12 10
123 八幡濱市	庶務課 財務課 學務課 土木課 勸業課	3 43	5 10

4 市役所組織及有給吏員 (昭和11年4月1日現在)

都 市	組 織	事務職員 年俸者數 月俸者數	技術職員 年俸者數 月俸者數
124 中津市*	庶務課 學務課 土木課 稅務課 水道課	2 30	1 6
125 海南市	庶務課 產業課 土木課 戶籍兵事課 會計課 學務社 會課	3 37	— 2
126 丸龜市	庶務課 戶籍兵事課 勸業社會課 學務課 土木課 衛生課 稅務課 會計課 水道課	3 46	1 6
127 首里市	第一課(庶務、財務、學務、戶籍、兵事、衛生、稅務) 第二課(產業、土木、 統計)第三課(出納、稅務、徵收)第四課(運輸)	— 16	— 1
128 德山市	第一課(庶務、土木、勸業、經理)第二課(戶籍、學務、兵事)第三課 (稅務)第四課(衛生、社會)	5 41	1 3
129 岡谷市	庶務課 教育課 產業課 財務課	3 25	— 4
朝 鮮			
501 京城府	庶務課 社會課 衛生課 水道課 內務課 學務課 稅務 課 秘書課	15 237	21 84
502 釜山府	秘書係 內務課 庶務課 土木課 稅務課	6 84	9 28
503 平壤府	庶務課 內務課 財務課 土木課 電氣課	6 329	7 32
504 大邱府	庶務課 內務課 財務課 公營課	2 126	1 5
505 仁川府	庶務課 內務課 財務課 土木課	1 47	1 9
506 木浦府	內務課 財務課	— 14	1 —
507 元山府	庶務課 內務課 財務課	— 16	1 3
508 新義州府	內務課 庶務課 財務課	— 14	— 3
509 咸興府	內務課 庶務課 財務課	1 34	2 5
510 開城府	庶務課 內務課 財務課	1 53	— 4
511 清津府	庶務課 內務課 財務課 土木課	1 24	— 6
512 光州府	內務課 財務課	— 22	1 3
513 鎮南浦府	庶務課 內務課 財務課	— 15	— 2

4 市役所組織及有給吏員 (昭和11年4月1日現在)

都 市	組 織	事務職員	技術職員
		年俸者數 月俸者數	年俸者數 月俸者數
514 全 州 府	庶務課 內務課 財務課	1 16	1 —
515 群 山 府	庶務課 內務課 財務課	— 11	— 3
516 大 田 府	庶務課 內務課 財務課	— 14	— —
517 馬 山 府	內務課 庶務課 財務課	— 43	— 5
臺 灣			
601 臺 北 市	文書課 庶務課 教育課 社會課 勸業課 土木課 警備課 水道課 自動車課 衛生課 稅務課 會計課	2 87	1 15
602 臺 南 市	庶務課 教育課 勸業課 土木水道課 衛生課 會計課 稅務課	3 165	1 8
603 基 隆 市	文書課 庶務課 教育課 勸業課 土木課 衛生課 稅務課 會計課	1 28	— 2
604 高 雄 市	庶務課 教育課 勸業課 衛生課 土木水道課 財務課	6 44	3 9
605 嘉 義 市	庶務課 財務課 教育課 勸業課 土木水道課 衛生課	— 42	1 7
606 臺 中 市	庶務課 教育課 勸業課 土木水道課 衛生課 稅務課 會計課	1 118	1 4
607 新 竹 市	庶務課 教育課 勸業課 土木水道課 財務課	2 98	— 10
608 屏 東 市	庶務課 財務課	— 29	— 2
609 彰 化 市*	庶務課 教育課 勸業課 土木水道課 衛生課 稅務課 會計課	— 20	— 3
關 東 州			
701 大 連 市	總務課 學務課 產業課 社會課 衛生課 財務課 會計課	19 149	2 22
702 旅 順 市	庶務課 財務課 會計係 衛生係 產業係	3 16	— —
樺 太			
801 豐 原 町
802 大 泊 町

5 委員及會議 (昭和11年4月1日現在)

都 市	市制第83條による委員	市會及市參事會の開會事實			
		市會 開會 度數	市會 開會 日數	市參事會 開會 度數	市參事會 開會 日數
1 東 京 市	學務 養育院常設 衛生常設 公園常設 社會事業常設 市有地評價常設 財政常設 電氣事業常設 水道事業常設 佛貨公債訴訟臨時 築港臨時 土木事業 產業常設	29	29	23	23
2 大 阪 市	學務	10	10	20	20
3 名 古 屋 市	學務 皇太子殿下 御降誕奉祝記念事業調査 臨時 電氣事業買収調査臨時 民營バス事業買収調査臨時	...	19	16	16
4 京 都 市	教育 産業 保健 土木 電氣 庶務 觀光 學務	...	17	22	22
5 神 戶 市	學務 臨時觀光施設調査 臨時財務調査	18	18	22	22
6 横 濱 市	學務	9	9	21	21
7 廣 島 市	學務 功勞者調査 財政調査 土木 水道 臨時都市 計畫調査 臨時産業調査 市營事業調査 臨時公會堂 改築調査 臨時社會事業調査	10	15	5	5
8 福 岡 市
9 吳 市	學務 土木常設 勸業常設 臨時財源調査 戶數割 調査 水道調査	3	24	4	4
10 仙 臺 市	市有殖林山 衛生 學務 産業 土木 電氣並水道 事業 産業資金管理 都市計畫並電氣軌道事業 廢墓地並廢墓地内土木評價 臨時財政調査	7	19	12	12
11 長 崎 市	學務	13	56	11	11
12 八 幡 市	港灣調査 社會事業調査 特別稅反別割地位等級 調査 都市計畫調査 瓦斯及電氣事業調査 財源 調査 公會堂
13 函 館 市	學務 臨時財政調査 警備 臨時電氣事業調査	8	23	12	13
14 靜 岡 市	市域調査 常設土木 電氣事業常設 常設勸業 水利 警備 常設水道 常設衛生 臨時下水道 傳染病豫防 都市計畫評價 臨時稅制調査 學務	12	19	6	6
15 札 幌 市	土木 學務 臨時財政調査 臨時水道及電氣事業 臨時稅制調査 社會事業調査 保健 電氣軌道 市廳舎改築	4	22	9	9
16 熊 本 市	常設勸業 常設土木 常設衛生 社會事業 電車 水道 臨時財源調査 臨時屠場建設 臨時火葬場 建設 部落有財産 學務	12	17	17	17
17 横 須 賀 市	學務 土木常設 財務 食品市場臨時 市史編纂臨 時	18	18	13	13
18 鹿 兒 島 市	常設稅務 常設學務 常設上水道 常設土木 常設 勸業 常設電車 常設衛生 常設財政 常設社會事 業 常設市場 常設中央卸賣市場	23	23	11	11
19 和 歌 山 市	學務 都市計畫調査	7	24	16	16
20 佐 世 保 市	道路 市營自動車調査 市特別稅戶數割納稅義務 者資力調査 市營市場調査 汚物處分に關する臨 時 市立學校工事臨時 佐世保市災害豫防佐世保 川浚深並護岸工事臨時 佐世保市水道擴張工事 臨時	8	19	6	6

備考 本表は本會の照會に對する各市の回答により作製せり。

5 委員及會議 (昭和11年4月1日現在)

都 市	市制第83條による委員	市會及市參事會の開會事實			
		市 會		市參事會	
		開會 度數	開會 日數	開會 度數	開會 日數
21 岡 山 市	學務 勸業 土木 衛生 社會事業 公園設備 水道 財政 港灣調査 消防	...	26	10	11
22 金 澤 市
23 川 崎 市	學務 土木 衛生 社會施設 上水道 産業 財政	11	16	10	10
24 小 樽 市	學務 土木 火防衛生 體育 産業振興調査 臨時 財政調査 臨時交通調査 臨時港灣施設調査	11	19	4	4
25 堺 市	學務 勸業 傳染病豫防 臨時港灣 臨時水道 臨時市有土地建物處分	21	21	17	17
26 豊 橋 市	學務 社會事業調査 學校營繕に関する臨時 下水道築造に関する臨時	5	7	6	6
27 新 潟 市	學務 公企業調査 財政調査 税制調査 教育調査 社會事業調査 市有土地整理調査 衛生調査	15	14	19	19
28 濱 松 市	土木 衛生 勸業 高等女學校評議 功勞者調査 市域擴張調査 社會事業調査 電氣事業調査 市區整理調査 土地及地上物件評價 警備 下水 事業調査 公營事業調査 水道 税制調査 新市域 施設事業調査	16	28	8	8
29 下 關 市	常設消防 學務 常設部落有財産管理 市立病院 建設調査臨時 臨時治水調査 公會堂建設臨時 臨時財政 臨時教育調査 港灣設備臨時 魚市場 新設事業臨時 臨時土木	14	35	9	9
30 岐 阜 市	學務 事業調査 長良川鵜飼遊覽船施設改善調 査に関する臨時 町村併合に関する臨時 社會事 業に関する臨時 下水道築造事業に関する臨時 資源調査に関する臨時	7	10	15	15
31 門 司 市	學務 乗合自動車市營事業調査 電氣事業市營調 査 財政調査 都市計畫 港灣 衛生 社會事業 産業調査 上水道 小學校舎建築 公會堂及圖書 館建設調査	12	16	24	24
32 小 倉 市
33 大 牟 田 市	學務 臨時市町村合併調査交渉 臨時小學校建築 臨時水道 常設産業 敬神施設並公園設置 臨時 道路水路敷整理常設 臨時財政調査 臨時土地 區劃整理 臨時社會事業調査 臨時港灣調査 臨時市廳舎建築 臨時墓地整理	9	15	12	12
34 高 知 市	學務 傳染病豫防 土木 臨時道路 工業臨時調査 社會事業調査 戶數割調査	8	14	7	7
35 徳 島 市	學務	7	24	23	23
36 青 森 市	學務 戶數割調査 補水調査	27	37	8	8
37 久 留 米 市	學務 衛生常設 土木常設 勸業常設 瓦斯常設 上水道常設 公設日用品市場常設 學校建築臨時	7	11	5	5
38 姫 路 市	學務 勸業 衛生 土木 水道 中深埋立地賣却 不動産賣却 生業資金貸附臨時 下水道調査 史 蹟管理地施設臨時	9	17	6	6
39 旭 川 市	學務 土木 公園 産業 社會事業調査 體育 臨時 消防計畫調査 臨時公會堂建設 臨時隣接町村併 合調査 市是調査 牛朱別川切替費市債關係調査	8	27	13	15

5 委員及會議 (昭和11年4月1日現在)

都 市	市制第83條による委員	市會及市參事會の開會事實			
		市 會		市參事會	
		開會 度數	開會 日數	開會 度數	開會 日數
40 西 宮 市	水利 學務 傳染病豫防 臨時小學校建設 臨時水 道 臨時災害救助 臨時市學校災害復舊建築 臨時市振興調査 臨時市水害調査	7	14	6	6
41 前 橋 市	土木 學務 勸業 水道 社會事業 傳染病豫防 都市計畫調査臨時 財源調査臨時	10	14	14	14
42 宇 都 宮 市	特別稅戶數割調査 都市計畫調査 公園計畫 經濟調査 産業振興調査 學務 電氣事業調査	5	22	7	7
43 高 松 市	學務 臨時市有地整理 臨時財源調査 戶數割調 査 土木 上水道調査 臨時下水道調査	6	16	5	5
44 富 山 市	學務 特別所得調査 市勢調査	11	21	14	14
45 甲 府 市	傳染病豫防 學務 事業調査 社會事業調査 道路 調査 清掃調査 都市計畫臨時調査 臨時水道擴 張 土木 水道 特別稅戶數割調査 縣稅營業稅雜 種稅調査 甲府商業學校建築臨時 新紺屋尋常高 等小學校建築臨時 市立高等小學校男子部建築 臨時 市立高等小學校女子部建築臨時 財政調査 産業調査	7	19	18	18
46 松 山 市	常設學務 常設衛生 常設勸業 常設社會事業 常設土木 常設公園 縣市稅賦課臨時 市臨時資 源調査 水道計畫臨時調査 道路臨時調査 臨時 上水道布設	6	12	9	9
47 長 野 市	學務 土木 保健 經濟 教育調査	13	19	7	7
48 岡 崎 市	學務 産業調査 學校建設 土木 衛生 財務	8	12	6	6
49 宇 部 市	建築 土木 市費支辨道路調査 特別稅戶數割調 査 衛生 上水道 學務 事業調査 港灣 財政調査 瓦斯事業	13	17	13	13
50 桐 生 市	土木 衛生 公園 勸業 學務 社會事業 傳染病豫 防 水道	6	26	21	21
51 福 井 市
52 若 松 市(福岡)	學務 市勢振興調査 運輸事業調査 港灣調査	6	12	16	16
53 松 本 市	土木 學務 臨時財政調査 市立松本病院	12	22	15	24
54 尼 崎 市	...	5	12	11	14
55 大 津 市	土木 水道 勸業 衛生 觀光 學務	4	10	9	9
56 山 形 市	學務 出納調査 臨時市勢調査 臨時道路工事 臨時濟生館改築調査 會議編署名	13	...	9	...
57 盛 岡 市	學務 土木 産業 公園 水道 臨時市營事業調査 臨時都市計畫調査	10	15	12	12
58 戸 畑 市
59 津 市	市政調査 土木 水道 市立病院 産業 學務	13	20	11	11
60 那 覇 市	土木 臨時財政調査 學務	6	37	8	8
61 室 蘭 市	學務 常設土木 常設勸業 常設衛生調査 臨時財 政調査 臨時港灣調査 臨時水道調査	6	15	9	9
62 宮 崎 市	學務	17	20	11	13

5 委員及會議 (昭和11年4月1日現在)

Table with columns: 都市, 市制第83條による委員, 市會及市參事會の開會事實 (市會, 市參事會), 開會度數, 開會日數. Lists 20 cities from 高崎市 to 今治市.

5 委員及會議 (昭和11年4月1日現在)

Table with columns: 都市, 市制第83條による委員, 市會及市參事會の開會事實 (市會, 市參事會), 開會度數, 開會日數. Lists 20 cities from 宇和島市 to 帶廣市.

5 委員及會議 (昭和11年4月1日現在)

都 市	市制第83條による委員	市會及市參事會の開會事實			
		市 會		市參事會	
		開會 度數	開會 日數	開會 度數	開會 日數
110 松 阪 市	土木 建築 港灣 社會事業 産業 警備 財政 學務	12	28	11	11
111 上 田 市	學務 土木 水道 林務 公園 衛生 交通問題 工場招致	13	19	3	3
112 川 越 市	土木 産業 市營事業調査 臨時教育施設調査 傳染病豫防 都市計畫調査 臨時下水 地區整理 調査 學務	8	10	15	15
113 山 口 市	學務 土木 水道 稅制調査臨時	13	24	10	10
114 倉 敷 市	學務 教育 土木 水道 産業保健 公園 社會事業 警備	8	18	12	12
115 三 條 市	學務 財務調査 下水調査 第四部校工事 戶數割 賦課標準 出納臨時検査立會 町名地番改正	9	24	13	14
116 石 巻 市
117 萩 市	學務 財政調査 土木 林野整理 産業調査 魚市 場 善行者審議調査 公益質屋 都市計畫 特別稅 戶數割賦課調査 臨時水道 臨時訴訟	12	15	6	6
118 新 宮 市	學務 土木 衛生 水道 山林 産業 傳染病豫防	14	17	10	10
119 酒 田 市	電氣 水道 港灣産業 土木 學務	8	18	13	13
120 高 田 市	常設學務 産業振興 特別稅戶數割審査	6	8	3	3
121 唐 津 市	學務 觀光 産業 土木 水道 港灣 特別稅戶數割 資産所得評定 市町村合併準備	7	10	18	18
122 尾 道 市	土木 産業調査 財政計畫調査 社會事業調査 港灣調査 乗合自動車調査 學務 水道	14	14	4	4
123 八 幡 濱 市	土木 市區改正 鐵道 衛生 病院 勸業 公益質屋 水道 港灣 學務 幼稚園 圖書館臨時財政調査 合併條件實施常設 大島合併 病院臨時	13	17	11	11
124 中 津 市
125 海 南 市	學務 土木 勸業 衛生 町名稱選定	3	15	6	6
126 丸 龜 市	産業調査 臨時土木調査 臨時港灣調査 臨時上 水道調査 臨時市有地整理 學務	11	14	11	11
127 首 里 市	學務 自動車 土木	5	46	4	4
128 徳 山 市	學務 魚市場 臨時水道調査 臨時土木 臨時衛生 施設調査	3	6	1	1
129 岡 谷 市	交通 産業 衛生 教育 學務	—	—	—	—

V

都 市 計 畫

都市計畫法の沿革 我國の都市計畫法制は 佛白諸國の道路の修築を主とする市
區改正に淵源するものであつて、明治 21 年東京市に對し其の營業、衛生、防火、
及び通運等永久の利便となるべき事業の執行のために發布せられたる市區改正條例
を其前身とする。其の後約 30 年間東京市はこれによつて多くの道路、橋梁、河
川、公園、上下水道等の新設改良をなし、見る可きもの多々あつた。然し全體から
見れば、この條例は法制としても完備したるものにてはなく、従つて之に依る計畫
も事業と共に不充分なるを免れなかつた。

しかるに大正 6—7 年の頃に至り、世界大戰の影響を受けて我國の産業界は異常
の發展を遂ぐることとなり、都市ことに大都市及びその郊外に於ては、各種の産業
は俄に勃興して、工場は隨所に建てられ、都市人口は急激に増加した。その結果都
市は忽ちにして交通に衛生に住宅に甚しき計畫施設の不足缺陷を暴露し、都市施設
の要を感ずること頗る切實を加へた。茲に於て政府は取敢へず、大正 7 年 4 月東
京市區改正條例に改正を加へて、東京市の區域外にも市區改正の途を開くと同時に、
同條例を京都、大阪、横濱、神戸、名古屋の 5 大市にも準用することとして一時の
急に應ずることにした。然れども此の如き一二の改正は、もとより時勢の要求に應
ずること能はざりしを以て政府は大正 7 年 5 月都市計畫調査委員會を設置して、
都市計畫に關する方針を調査審議せしめ、その議によりて翌 8 年 4 月現行の都市
計畫法及び市街地建築物法が制定せられ、前者は翌年 1 月 1 日より、後者は同 12
月 1 日より何れも先づ東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋の 6 大都市に施行せ
られた。しかしながらかかる計畫的統制を必要とせしものは大都市のみではなかつ
た。中小都市と雖も發展の勢急速なるもの對しては豫め備ふることの必要あるは

大都市と毫も異るところがないので、かゝる市に対しては勅令を以て指定することにより、同法を施行し得べきこととなつて居た。この規定により大正 12 年 7 月札幌市を始めとする 25 市が指定せられてより、年々多くの市に施行せられ、昭和 8 年 3 月末には全国 111 市中 105 市までがその適用を受くるに至り、原則として殆ど總ての市に之が適用を見んとするに至つた。これと同時に未だ市制を施行せらるゝに至らずと雖も、發展の勢の顯著なる町村にも同じく備ふるところなかるべからずとの輿論を生じ、その結果昭和 8 年 3 月都市計画法の大改正が行はれ、自今市には指定を俟たずして當然適用せられ、町村には主務大臣の指定によつて適用せらるゝこととなり同年 5 月 10 日より施行せられた。而して、その際次官通牒によりて適用を受く可き町村の規模は、大體下の如く指定せられた。(1) 人口増加顯著のもの。(2) 人口一萬以上のもの。(3) 温泉地、海水浴場、史蹟地、遊覽地等を有するもの。(4) 港灣の修築、工場、停車場等の設置に伴ひ市街地の構成せられんとするもの。以上の規格に該當する町村は全国を通じて約 1 千餘に上つて居るがその中昭和 11 年 5 月 1 日までに内務大臣によりて指定せられたるもの 306 町村である、又その中市街地建築物法を併せて適用せらるるものは 93 町村にて、他に又市街地建築物法のみ適用せらるゝもの 5 町村ある。

猶從來都市計画區域は、市を中心として其郊外に及ぶことを原則として居り、之を定むるには關係市町村及び都市計画委員會の意見を聞き、内務大臣が決定して内閣の認可を経る定めであつたが、この改正により都市計画區域は原則として市又は指定せられたる町村の行政區域によることとなし、かゝる場合には内務大臣限りにて之を決定し得べく、唯その區域が同法適用の市町村の行政區域外に及ぶ場合に限り、關係市町村及び都市計画委員會の意見を聞き、内務大臣之を決定することとなり、又何れの場合にも内閣の認可を必要とせざるに至つたのである。

都市計画及都市計画事業 都市計画の施設中には、單に計畫に止るものと、事業の執行を伴ふものがあり、又事業の執行を伴ふものもありても未だ計畫だけに止つて居るものがある。計畫だけに止つて居るものを都市計画と稱し、事業の執行に關するものを都市計画事業と稱する。何れも都市計画法第 3 條の規定に基づき、同法第 4 條によりて組織せらるゝ都市計画委員會の議を経、内務大臣の決定を受け、

内閣の認可を以て定められる。

この規定により、現在都市計画及び都市計画事業として認められて居るものは地域(住居、商業、工業及び未指定)、防火地區、美觀地區、風致地區、風紀地區等の設定、道路、廣場、河川、港灣、公園、鐵道、軌道、運河、飛行場、水道、下水道、土地區劃整理、運動場、一團地の住宅經營、市場、屠場、墓地、火葬場、塵埃焼却場、及び防風、防火、防水、防砂又は防潮の施設等である。但し風紀地區、港灣、飛行場、塵埃焼却場、防砂等の施設を都市計画又は都市計画事業として有して居るものはない。

都市計画の最近の傾向 從來の都市計画は都市を中心とせるものであつたが、交通機關の發展、經濟活動の範圍の伸展、都市施設の複雑化、國際情勢に伴ふ都市防護具現化等種々なる原因に依り、一都市の都市計画區域を以てしては、殊に主要都市に於ては、到底市民の安寧福利を維持し増進する事は不可能なりと見らるゝに至り、茲に於て、都市及び都市を圍繞する町村、農山漁村との連絡を計る地方計畫の必要は日を追うて益々強調さるゝに至つた。今回の全国都市計画協議會に於ても協議事項第一として「地方計畫を制度化するに關しその具體的方法」に就て論議された。しかしながら一面に於て都市問題と不可分なる人口問題、農村問題、國民保健問題等をも考及する時は、これ亦地方計畫を以てしても不充分ではないかと考へられ、廣く國土全般を對象として、人口、經濟、交通通信、衛生、保安、社會、教化、防空等を包含する綜合計畫なる所謂國土計畫なるものを樹立すべきでないかと云ふ思潮も擡頭して來て居ると見られる。現に都市計画東京地方委員會に於ては前記全國都市計画協議會協議事項第一に對する對案として國土計畫を提唱して居る。又獨逸に於ては既にナチス治下に於て徹底せる國土計畫を確立して、既存大都市に於ける市民生活が市民及びその子孫の精神上、保健上に及ぼす影響を深く憂慮し、併せて空襲をも考慮して、人口の分布、都市の分布、産業の地方分布等の整調を新意義に於けるジードルンクと相俟て著々實行に移して居る。

地域制の再検討 我國の地域制が施行せられたのは大正 8 年 12 月 1 日からで現在では其適用を受けて居る都市は 70 市に及んで居る。然るに元來我國の地域制は既に都市が嚴存して居るその上に適用したのであるから、立法の當初に於て既に相

當の困難があり、不徹底があつた。その運用に於ても亦然りで、それが崇つて現在に於ては各市各地域に於て不備があり、不適合があつて問題尠しとせぬのである。即ち動力の制限に就ても現行法では蒸氣も電力も同じく馬力で制限して居るが煤煙を出さない電力は住居地域や未指定の地域に於ては今少し制限を緩にする必要はないかとか、又は輸出貿易の發展に伴つて未指定或は住居地域内の輕工業が馬力を増加したくとも出来ぬとか、或は又現行法では工業地域には住宅も商店も建設し得るがため未開の地域に新工場が出来るとその周圍には小住宅小商店がたちまち軒を並べる様になり、地價の騰貴を齎して將來工場の擴張に於ても亦新工場が出来る場合にも、採算上困難の土地買収費を必要とせらるゝことゝなり、工業地域を指定しながら工場の招來に困難を來すが爲め、工業地域内にも住居又は商業地域を設けて、その他は純然たる工業地域として如上の弊を防ぐと同時に、工場勤勞者の生活を快適ならしむるが必要でないかとか差迫ての問題、而も稍もすれば産業壓迫を來すやうな問題が訴へられて居る。住居地域に於ても尨大なる地域に莫然とこれを指定することなく、今少し商業地域を點在的に指定し實生活に則した、更に便利な而も安寧を充分保ち得るやうにしてはどうかとか、問題は山積して居る。東京市に於ても該問題には相當深刻なるものがあるが爲め、最近全市の土地利用状況の大規模の實地調査を行ひ現行制度の再検討に乗り出して來て居る。

都市防護對策 わが國の都市は一朝有事に際しての防空防護の見地よりするも亦非常災害の場合に於ける被害を鑑みるも現状に於ては極めて憂慮すべき状態にある。特に主要都市の防護は緊急を必要とするもの多いので内務省、警視廳、陸軍省、東京市等關係當局は小委員を設け鋭意これが對策を攻究し國庫に於て相當助成の上その實現を期すべく差當り六大都市並に川崎市、及び門司、小倉、戸畑、八幡、若松の五都市を包含する所謂北九州一帯の地を選び諸事業費凡そ6億圓、15ヶ年計畫の一大防空施設を整備することゝなり、國費補助凡そ6千萬圓の中12年度豫算には4百萬圓を計上し豫算省議に出すことになつたと傳へられるが右防護計畫の概要は下の如くである。

1. 火災の延焼防止に関する對策

(イ) 防火地區の指定 (ロ) 綠地帯の設定 (ハ) 空地々區の設定

2. 消火上必要な施設の充實に関する對策。

(イ) 河川濘渠等の自然水利の保存、淨化及水量の増加 (ロ) 貯水槽、プール、自家用水道等の設置 (ハ) 危險地區内の道路改修 (ニ) 取水設備の改良。

3. 給水杜絶の防止に関する對策。

(イ) 既設水道の改良(配水幹線の相互連絡) (ロ) 防火専用水道の布設。

4. 軍事又は公共、公益に関する重要施設の防護對策。

(イ) 建築物の耐火、耐爆、耐毒構造 (ロ) 通信送電施設の保護(共同溝設置等)。

5. 危險工作物の防護に関する對策。

(イ) 位置の分散、(ロ) 耐火、耐爆構造 (ハ) 偽裝。

6. 避難及救護に関する對策。

(イ) 避難道路の新設改修、(ロ) 廣場公園其他避難所の設置、(ニ) 救護所の設置。

全國都市計畫協議會 都市計畫及都市計畫事業の進展に伴ひ、これが關係當局者間に於ける調査研究上及び事務上の連繫は必須とせらるるに至つた。茲に於て都市研究會は斡旋の勞を取り、全國都市計畫協議會を起し、都市計畫地方委員會、及府縣職員、各市關係職員、都市計畫法適用町村の關係職員の參加を求めた。第1回協議は昭和9年5月20、21日の兩日、都市研究會、静岡縣共同主催の下に静岡市に於て行はれた。參加者450名。

報告 (1) 静岡縣下都市計畫事業一貫坂静岡縣都市計畫課長。(2) 函館復興都市計畫一機井内務技師。(3) 三陸地方復興都市計畫一磯谷内務技師。

協議事項(内務省諮問事項)

第1 都市計畫街路の實現方法 (イ) 都市計畫街路事業執行の實績 (ロ) 事業路線選定方針。

第2 土地區劃整理の實現方法 (イ) 公共團體の助成方法 (ロ) 費用の負擔方法 (ハ) 綠地其他公共保留地の實現方法。

第3 市街地の災害復興事業の實施方法。

災害實例につき左の事項 (イ) 震災、火災、浪災等の別に被害戸數、面積及損害見積額 (ロ) 復興計畫の概要。

第2回協議會は福岡縣と共同主催の下に昭和10年6月7日より3日間福岡市に於て開催せられた。參加者約500名。

報告及講演 (1) 都市計畫の一般に就て一松村内務省都市計畫課長。(2) 都市建築の諸問題に就て一菱田内務技師。(3) 地方計畫に就て一町田内務技師。(4) 大阪驛前廣場の改良計畫及防潮堤に就て一大木大阪地方委員會技師。(5) 公園政策に就て一北村内務技師。(6) 北九州五市合併問題に就て一東後福岡地方委員會事務官。協議は地方委員及都市計畫法適用市町村の提出事項181件につき論議せられた。

第3回協議会は本年5月4日より3日間富山縣と共同主催の下に富山市に於て開催せられた。参加者約500名。

研究發表 (1) 都市計畫の研究—川上内務事務官。(2) 獨逸に於ける國土計畫—北村内務技師。講演、延岡市區劃整理—藤岡宮崎地方委員會技師。

協議事項 (1) 地方計畫を制度化するに關し具體的方法。(2) 中小都市の都市計畫に關する指導方針。

尙都市計畫東京地方委員會は協議事項第1に對する對策として國土計畫を掲げて居るがその概要は下の如くである。

國土計畫に關する制度要綱

第1. 國土計畫は現行制度に於ける都市計畫區域の外廣く町村をも包含し、國土の全般に亘りて綜合的計畫を樹立するものとす。第2. 國土計畫は可成一般行政區劃に準據するもその統制上特に數府縣に亘る區域を一單位と爲すものとす。第3. 國土計畫は人口、經濟、交通、通信、衛生、保安、社會及教化等に關し國土利用開發計畫を樹立するものとす。

第4. 國土計畫の概目左の如し。

(1) 人口分布、(2) 土地水面の用途 (3) 建築物の統制 (4) 利水 (5) 産業施設 (6) 交通 (7) 通信 (8) 綠地 (9) 上下水道其他衛生施設 (10) 防火施設 (11) 社會施設 (12) 教化施設の配置等以上に關する事項。

第5. 行政機構は執行機關と議事機關とに分つ。

(一) 執行機關 (1) 內閣總理大臣の管理に屬する國土計畫院を設置すること。(2) 第2項の單位毎に國土計畫局を設置すること、但し東京都制及大都市制度の制定せられる場合に於ては之に順應して適當の部局を設置するものとす。

(二) 議事機關 (1) 國土計畫院には議事機關を設けざるを本則とす。但し各種計畫上の必要に依り顧問機關を置くことあるべし。(2) 國土計畫審議會を置くものとす。(3) 府縣に國土計畫委員會を置くものとす。

一團地の住宅經營 都市計畫法はその施行令第21條に一團地の住宅經營を都市計畫事業として認めてゐるのであるが、何れの都市に於ても未だ其の實施をみるに至らなかつた。然るに今回大阪府下小阪町はこれを計畫し本年3月31日內務省告示第145號を以て都市計畫として行ふ可く決定を見愈實施するの運に至つた。これ本邦に於ける嚆矢であつてその告示内容は下の如くである。

小阪都市計畫一團地の住宅經營並同事業及其執行年度制。

第1. 小阪都市計畫一團地の住宅經營左の通り定む。

1. 區域 小阪町大字中小阪及同下小阪の各一部、地積約14,300「平方メートル」。

2. 設計方針。

(イ) 經營區域は適當に土地區劃を整理するものとす。(ロ) 街路は幅員6「メートル」

を標準とし適當に其の配置を定むるものとす。(ハ) 割地の地積は150平方「メートル」以下と爲さざること。(ニ) 割地の地積に對する建築物の建築面積の割合は4割を、建築物の床面積の割合は6割を超えざること。

第2. 前項の計畫事業として其の執行年度割を左の通り定む。

昭和10年度約2割5分。昭和11年度約7割5分。

第3. 本計畫の些少の變更を必要とする場合は都市計畫大阪地方委員會の議を経て內務大臣限り之を變更することを得。

これが經營規模としては地積は前記の如くであるが住宅は50棟50戸である。住宅の規模は3種に分ち、敷地も從てこれに應じ其標準を3種として居る。其他土地區劃整理にも設計標準を定め、又住宅の需給の目標は一般俸給生活者に適するものとして居る。

經營の方法は一定の條件に基きて希望者に15年以内に月賦分納により分譲し、其財源は町債を以てし、之に土地區劃整理に對する大阪府の補助金を加ふるものにて町債の利子は住宅料を以て償還する計畫である。

1 都市計畫

A 街路 (昭和11年5月1日現在)

都市	路線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要	
1 東京	62	105,094	109,509,306	大10. 5.13 昭 9.11.29變更 " 10. 3.30 " " 10.12.28 "	大正10年議定線 1'',3',4及2'',3',3 號線 復興計畫街路幹線補助線 幹線 52、補助線 122 櫻田門より虎の門に至る道路 築地中央卸賣市場附近道路 昭2年議定線 内一部事業決定(放幹17、環幹3、 補助線107、市内線16) 中央官衙建築地域内 (内一部事業決定) 議院前廣場 月島一築地間可動橋(事業決定) 新宿驛附近廣場街路、建築敷地造成 (全部事業決定街路2線追加) 青山墓地附近街路 大塚驛附近街路 池袋驛附近" 池袋驛附近" 東京都市計畫区域内 舊駒澤町道路計畫 同上舊野方町道路計畫 同上舊中新井町道路計畫 同上舊世田谷町道路計畫 同上舊目黒町道路計畫	
	174	256,696	333,683,679	大13. 3.11		
	1	876	495,906	" 15. 3. 6		
	2	840	420,000	昭 2. 8. 2		
	143	665,887	366,194,127	" 2. 8.10 " 9.12. 1變更 " 10. 3.11 " " 10. 3.30 " " 10.12.28 "		
	10	3,978	4,770,779	" 4. 8. 1		
	廣場1ヶ所×	5,140	166,271			
	1	246	2,818,168	" 7. 2.15		
	廣場1ヶ所×	20,665	3,460,003	" 9. 4. 6		
	道路8	1,166				
	建築敷地造成	5×	33,159	1,237,426		" 11. 3.31變更追加
	1	1,380	1,262,000	" 9.11.29		
	廣場	2×	13,907	1,057,970		" 11. 4. 2
	道路5	683	702,030			
	廣場	2×	18,939	1,135,110		" 11. 4. 4
道路4	663	754,890				
廣場	1×	12,172	2,343,670	" 11. 4. 4		
道路7	635	818,600				
舊駒澤町	16	30,425	2,819,098	" 5. 8. 8 " 6. 7.31變更 " 7. 5.31 " " 9. 8.21 " " 10. 3.11 " " 10. 5.31 "		
舊野方町	31	48,622	5,018,402	" 5.10.22 " 7. 2.15變更 " 10. 3.11 " " 10. 3.30 "		
舊中新井町	14	17,145	1,357,100	" 5.10.22 " 9.11.29變更 " 10. 5.28 "		
舊世田谷町	25	38,640	3,754,300	" 6. 3.30 " 7. 9.29變更 " 9. 8.21 "		
舊目黒町	15	22,405	3,533,640	" 6. 3.30 " 7. 9.29變更 " 10. 3.11 "		

備考 1. ×印は平方米。
2. 摘要中街路等級例へば2'',3',30號は2等大路3類30號の意を示す。
3. 本表に現れざる市は街路計畫未決定のものとする。

1 都市計畫

A 街路 (昭和11年5月1日現在)

都市	路線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
舊練馬町	13	20,670	1,597,860	昭 6. 3.30 " 9.11.29變更	東京都市計畫区域内 舊練馬町道路計畫
舊松澤町	13	16,060	1,494,778	" 6. 3.30 " 6. 7.31變更 " 10. 5.31 "	同上舊松澤町道路計畫
舊瀧野川町	21	21,977	9,500,000	" 6. 8. 4 " 7. 9.29變更	同上舊瀧野川町道路計畫
舊杉並町	22	33,028	4,950,000	" 6. 8. 4	同上舊杉並町道路計畫
舊和田堀町	11	19,717	1,706,280	" 6. 8. 4 " 7. 2.15變更	同上舊和田堀町道路計畫
千歳村	14	25,792	1,839,012	" 6. 8. 4 " 6.11.20變更	同上千歳村道路計畫
舊高井戸町	12	23,810	1,716,400	" 6.11.20	同上舊高井戸町道路計畫
砧村	9	22,460	1,300,000	" 6.11.20	同上砧村道路計畫
舊中野町	22	28,351	6,335,160	" 7. 2.15 " 8. 7.14變更 " 9. 8.21 "	同上舊中野町道路計畫
舊赤塚村	12	25,520	1,195,300	" 7. 2.15 " 7. 5.31變更 " 9.11.29 "	同上舊赤塚村道路計畫
舊寺島町	9	8,083	2,951,317	" 7. 4. 1	同上舊寺島町道路計畫
舊隅田町	5	2,618	759,243	" 7. 4. 1	同上舊隅田町道路計畫
舊志村	18	35,567	1,302,420	" 7. 9.29 " 10. 3.30變更	同上舊志村道路計畫
舊品川町	19	12,026	7,400,311	" 7. 9.29	同上舊品川町道路計畫
舊大崎町	24	12,360	5,625,851	" 7. 9.29	同上舊大崎町道路計畫
舊大井町	22	16,290	8,377,224	" 7. 9.29	同上舊大井町道路計畫
舊入新井町	20	13,845	5,966,875	" 7. 9.29	同上舊入新井町道路計畫
舊澁谷町	22	25,082	15,552,529	" 7. 9.29 " 8. 1.31變更 " 11. 4. 4 "	同上舊澁谷町道路計畫
舊淀橋町	14	15,069	4,680,841	" 7. 9.29 " 8. 1.31變更 " 9. 4. 6 " " 11. 4. 2 "	同上舊淀橋町道路計畫
舊代々幡町	18	27,313	5,009,000	" 7. 9.29 " 8. 1.31變更	同上舊代々幡町道路計畫
舊尾久町	11	14,305	4,267,375	" 7. 9.29	同上舊尾久町道路計畫
舊日暮里町	13	8,957	3,661,550	" 7. 9.29	同上舊日暮里町道路計畫
舊三河島町	14	12,357	4,488,886	" 7. 9.29	同上舊三河島町道路計畫
舊南千住町	9	6,260	2,063,230	" 7. 9.29 " 10.12.28變更	同上舊南千住町道路計畫

1 都市計畫

A 街路 (昭和11年5月1日現在)

都市	路線數	延長 (*)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
舊王子町	18	16,142	5,429,253	昭 7. 9.29	東京都市計畫區域内 舊王子町道路計畫
舊吾嬬町	12	13,318	3,260,303	// 7. 9.29 // 10. 3.19變更	同上舊吾嬬町道路計畫
澁谷區	13	10,245	4,259,628	// 8. 6. 7	同上澁谷區道路計畫(舊千駄谷町)
荏原區	29	31,180	9,393,897	// 8. 7. 4	同上荏原區道路計畫
板橋區	22	76,245	4,136,700	// 9.11.29	同上板橋區道路計畫 (舊練馬村、舊石神井村、舊大泉村)
目黒區	23	28,447	4,656,708	// 8. 8. 5 // 10. 3.11變更 // 10. 5.31 // // 11. 3.31 //	同上目黒區道路計畫(舊碑台町)
城東區	19	22,270	7,270,000	// 8. 8. 5	同上城東區道路計畫(舊龜戸町、舊大島町、舊砂町)
淀橋區	27	32,620	9,745,300	// 10. 3.30	同上淀橋區道路計畫(舊大久保町、舊戸塚町、舊落合町)
王子區	24	29,470	7,118,407	// 10 .8.30	同上王子區道路計畫(舊岩淵町、舊王子町)
葛飾區	34	78,952	12,860,000	// 10.12.28	同上葛飾區道路計畫(舊金町、水元村、新宿町、奥戸町、本田町、龜青村、南綾瀬村)
世田谷區	25	39,365	3,684,899	// 11. 4. 2	同上世田谷區道路計畫(舊玉川村)
2 大阪	14	21,811	14,903,000	大 8.12.23	市區改正設計
	40	81,316	165,894,850	昭 3. 5.29變更 大10. 3.19	} 第1次計畫線
	10	37,478	26,573,015	昭 7. 1.29變更 大15. 6.10 昭12. 6.21變更	
	8	1,736	1,730,000	// 3. 5.22	驛前廣場整理
	1	478	3,279,000	// 9. 3.31變更 // 2. 4.11	} 寢尾川線
	106	300,642	216,699,000	// 7. 3.29變更 // 3. 5.29 // 11. 4.16追加	
3 名古屋	40	145,915	47,895,232	大13. 6. 9	内2線(延長2,631米、事業費1,405,958圓)府事業決定
	20	60,127	11,720,726	昭 4. 7. 1變更	廣路1、變更
	4	3,085	1,925,193	// 10. 3.14 // // 10. 3.30 // 大15. 1.27 昭10. 3. 5	追加1'',3',45號線、1'',3',46號線 2'',1',1號線、2'',2',2號線)
4 京都	44	66,729	21,735,912	昭 2. 2. 1	内3線(計畫の際の延長2,013米事業費概算1,063,030圓)は事業決定
				// 4.11.26變更	2'',3',4號線事業決定
				// 6.12. 7 //	2'',3',9號線、2'',3',31號線變更
				// 8. 3.30 //	
				// 10. 1.14 //	

1 都市計畫

A 街路 (昭和11年5月1日現在)

都市	路線數	延長 (*)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
5 神戸	39	59,740	21,053,548	昭 3. 5.17	3 路線追加事業決定
				// 6. 7.24變更	
				// 9. 3.22 //	
	1	1,562	126,890	// 11. 2. 5	2'',3',51 號線
	1	34	108,818	大11.11.16	
	104	140,458	130,818,900	昭 2. 3.25	昭3.3.26、2線追加、内8線(延長89,593米、事業費14,856,782圓)は事業決定
				// 10. 9.12變更	
6 横濱	13	30,372	28,403,225	大13. 3.11	復興計畫
	10	12,294	8,046,342	// 13. 4.30	
	87	237,994	94,673,032	昭 3. 4.24	内11線(延長12,281米、事業費7,146,014圓)は事業決定
				// 5. 1.25變更	幹線第1號線は變更廢止
				// 8. 4.18 //	
				// 8.12.26 //	
				// 9. 2. 7 //	
				// 10.11.12 //	
7 廣島	29	62,961	39,560,822	昭 3. 7.27	内13線(延長15,271米、事業費8,660,000圓)は事業決定
					昭和8年度事業(1'',3',5號線)の一部事業決定
8 福岡	52	184,628	61,748,183	昭 6. 8.19	
10 仙臺	40	108,536	28,481,576	昭 2. 6.25	内5線(延長8,688米、事業費5,667,355圓)は事業決定
				// 3.11.23變更	2 路線追加變更(事業決定)
				// 8. 9.26 //	
11 長崎	35	70,358	18,780,681	昭 3. 5.15	20路線追加變更
				// 6. 1.24變更	2'',1',6號及2'',3',4號線變更
				// 6. 5.13 //	7 路線追加變更
				// 10. 2.15 //	
				// 10. 2.28 //	
				// 11. 3.30 //	
12 八幡館	28	67,140	13,486,638	昭 9. 5.11	
13 函館	232	181,172	—	昭 4. 6.27	大火復興計畫による街路追加變更
				// 9. 4.20變更	
				// 9. 6.29 //	
				// 11. 3.31變更	
14 静岡	34	75,598	23,512,174	昭 2.12. 6	内3線(延長1,727米、事業費1,785,000圓)は事業決定、1線追加
				// 6. 4.20追加	事業實施に依る幅員の變更
				// 7. 4. 7變更	2'',2',1號線2'',3',2號線變更
				// 10. 2. 1 //	
				// 11. 4. 4 //	
16 熊本	30	64,113	18,275,595	昭 3. 2.16	2'',1',1號線及2'',2',1號線
				// 10. 3. 2變更	
17 横須賀	33	111,737	14,060,592	昭 9. 7.16	
18 鹿兒島	32	45,845	19,112,451	昭 2.11. 7	公園道路(10路線)
	10	10,815			

1 都市計畫
A 街 路 (昭和11年5月1日現在)

都市	路線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘 要
19 和歌山	34	36,402	28,945,000	昭 6. 4.13 " 8. 3. 3變更 " 9. 3. 2 "	内 1 線(2'',2',1號線)の一部事業決定 5 線街路延長變更 幅員變更
20 佐世保	22	41,996	10,790,460	昭 4. 4.15 " 8. 8.14	内 1 線(2'',2',1號線一部)の事業決定 6 路線、追加及幅員延長の變更
21 岡 山	29	56,910	20,622,798	昭 2. 2.12 " 2. 8.27變更 " 10. 3.27 " " 10. 9. 3 "	内 12 線(延長11,139米間事業費7,343, 000圓)は事業と決定 1'',3',5號線の變更 2'',3',5號線の一部
22 金 澤	11	3,525	759,662	昭 2. 6.22	燒失區域街路線内 11 線(延長3,515米 事業費790,000圓)の事業決定 第 1 號線の一部は計畫として残存す 内 1 線(2'',1'',1號線の一部)は事業 決定
	46	86,687	36,500,000	" 5. 5.20 " 11. 2. 5變更	
23 川 崎	1	14,740	15,201,121	昭 8.12.26	1'',3',1號線事業決定
	41	136,790	41,879,000	" 10.11.12 追加 變更	2'',1',3號線 "
24 小 樽	26	41,047	15,483,983	昭 10. 9.26	内 3 線(延長3,394米間事業費1,700, 806圓)は事業決定、1'',3',1, 1'',3', 2 及 2'',3',3 號線の一部變更 2'',2',1 及 2'',3',1 號線變更
25 堺	17	42,382	22,542,918	大 15. 3.29 昭 7. 1.27變更 " 9.12.10 "	風水害復興計畫による追加 1'',3',2號線變更
	10	11,630	665,232	" 10. 3.28變更 " 10.12.17 " " 10.12. 3 " 11. 3.30變更 " 11. 4.16	2'',2',5號線追加
26 豊 橋	35	97,845	20,922,011	昭 3. 1.30	内 3 線(1'',3',4, 1'',3',11, 2'',2',15 延 長1,322米)は事業決定 事業實施側道増設
				" 8. 3.30變更	
27 新 潟	22	78,862	20,445,632	昭 2. 2.25 " 9. 4.25變更	内 2 線延長1,487米、事業費1,450,00 0 圓は事業決定
28 濱 松	33	108,913	18,161,440	大 15. 8. 5 昭 5. 5.20追加 " 10. 2.22變更 " 10. 5.18 "	内 11 線(延長15,458米事業費8,292,32 0圓)は事業決定、事業決定(濱松驛 南口道路)
29 下 關	22	61,107	17,996,477	昭 2. 4. 2 " 8. 9.16變更	内 1 線(1'',3',1號)の一部事業決定 1'',3',1 號線の位置及幅員の變更
30 岐 阜	29	64,153	18,599,249	大 15. 5. 1	内 1 線(延長240米事業費393,500圓) は事業決定、尙昭和8年度事業として 1'',2',1 號の線を事業路線として決定 3 追加變更 幅員變更
				昭 7. 3.29變更 " 9. 1.13 " 昭 9. 5.11 昭 9. 5.11 昭 3. 6. 4 昭 4. 9.27 " 8. 4. 8變更	1'',3',1號線及 2'',3',16 號線の各一部 變更、2路線の位置變更
31 門 司	19	37,689	9,992,831		
32 小 倉	28	72,198	19,285,294		
33 大 牟 田	22	39,963	9,678,712		
34 高 知	36	59,157	17,102,017		

1 都市計畫
A 街 路 (昭和11年5月1日現在)

都市	路線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘 要
35 徳 島	47	87,843	14,423,176	昭 10. 4. 4	
36 青 森	15	61,000	2,298,000	昭 10. 6. 5	
40 西 宮	33	105,890	59,278,300	昭 6.10.20 " 7. 8. 5追加 " 10. 3.30 " " 11. 3.28 "	
41 前 橋	15	51,534	10,037,130	昭 10. 8.16	
42 宇都宮	30	80,788	10,667,561	昭 7. 3.31	
	24	40,911	1,915,125	" 10.10. 9	追加變更
43 高 松	38	63,793	12,232,607	昭 3. 9.27 " 9.12. 3變更 " 10.12. 6 "	内 1 路線事業決定
44 富 山	35	68,084	21,380,770	昭 3. 3.20 " 8. 4. 8變更	内 7 線(延長 3,545 米事業費 750,00 0圓)は事業決定
45 甲 府	38	96,849	22,968,327	昭 6. 1. 9	
46 松 山	47	91,936	10,592,968	昭 9. 7.30	
47 長 野	37	100,173	18,092,868	昭 5. 2. 7 " 6. 3. 5變更 " 7. 5. 4 " " 8.11. 4 " " 10. 3.15 " " 11. 4. 1 "	内 2 線(2'',2',1 及 1'',3',6 號線) 各の 一部事業決定 一部幅員の變更
48 岡 崎	29	68,069	11,786,465	昭 5.11. 5	
49 宇 部	29	61,993	6,422,529	昭 8.10. 2 " 7.10. 7	
51 福 井	37	90,558	18,589,780	昭 11. 3.27變更	内 2 線(2'',1',4 及 2'',3',11 號) の各 一部事業決定(5 線の各一部分變更
52 若松(福岡)	17	39,238	4,957,696	昭 9. 5.11	
53 松 本	29	52,300	11,300,000	昭 7. 2. 3	
54 尼 崎	15	78,860	39,820,200	昭 4. 9. 6 " 10. 3.30變更 " 11. 3.31 "	
55 大 津	51	93,313	20,492,570	昭 7. 9.29 " 11. 4.20變更	外に湖岸埋立 3 箇所(大津湖岸、膳 所湖岸、瀬田湖岸)面積計 59.4 ヘク ターの計畫を併工す、内 1 線(1'', 小 1 號線)の一部事業決定 内 1 線(2'',2',2 號線)の一部事業決 定
56 山 形	34	71,196	7,102,486	昭 8.10. 2	
58 戸 畑	13	17,884	8,259,991	昭 9. 5.11	
59 津	28	73,247	10,219,716	昭 6. 5. 6 " 8. 8. 9追加 " 9. 8. 2變更 " 10. 4.10 "	内 2 線事業決定(2'',1',1 號 2'',2',7 號 線の一部) 2 路線追加 2 路線追加並變更(2'',3',15 及 2'',2',8) (2'',3',6 及 2'',3',7 號線)
62 宮 崎	38	97,673	12,453,450	昭 7.11.29 " 9. 8.16變更	内 1 線(2'',1',1 號線)延長 478 米事 業費 50,000 圓は事業決定

1 都市計畫

A 街路 (昭和11年5月1日現在)

都市	路線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
64 水戸	25 廣場 1×	70,025 726	7,635,918 82,745	昭 6. 8. 3 // 10. 5.29變更	
65 別府	35	32,776	11,120,021	昭 7.12.14	
66 八戸	18	45,635	1,750,000	昭 11. 4.14	
67 長岡	30	58,465	9,751,724	昭 7. 4.16	
68 大分	50 廣場×約1,120	88,379	14,821,703	昭 6. 1.19 // 7.10.28變更 // 9. 1.13 // 10. 7.12變更 // 10. 7.17追加	24路線追加 2'',2'',2'',2'',3'',3'',1小6號線
69 清水	26	76,996	15,399,911	昭 2.12. 6 // 3.12. 7變更 // 5. 5.21 // // 8. 3.30 //	内 8 線 (延長13,784米事業費3,284,000圓) は事業決定 内 3 線 (延長1,322米事業費 955,847圓) は事業決定
70 秋田	7	8,462	2,154,551	昭 8.10. 6	第 1 次計畫
71 八王子	49	78,360	25,947,475	昭 5. 4. 1 // 6. 4. 9變更 // 10.12.28 //	内 淺川橋 (延長11,699米事業費52,573圓) 荻原橋 (延長112米,事業費 43,659圓) 事業決定
72 四日市	15	49,497	9,841,450	昭 9. 5. 3	
74 千葉	30	52,695	7,796,114	昭 9.12.20	
	1	607	82,920	// 11. 4. 7	
75 高岡	20	59,056	14,597,112	昭 5. 3.31	1、小、17號追加の件 内 1 線 (1'',3'',1號線及 1'',3'',2 號線) の各一部事業決定
76 延岡	17	17,779	4,185,053	昭 9. 8.23	
78 奈良	9	37,187	6,365,477	昭 8. 5.10 // 9.11.13變更	第 1 次計畫 2'',1'',1 及 2'',3'',3 號線の幅員變更 2'',3'',3 號線の事業決定
79 郡山	37	87,438	15,235,390	昭 8. 5.17	
81 一宮	38	84,309	13,307,944	昭 4.11.26	内 9 線 (延長 8,037 米事業費 2,689,694圓) は事業決定
83 松江	26	36,738	19,044,516	昭 7.12. 9	内 1 線 (1'',3'',1號線) の一部事業決定
84 今治	41	63,918	9,160,860	昭 7. 3.31	
87 佐賀	40	74,822	10,610,160	昭 6. 9.22 // 8. 6.16變更 // 9. 4. 6 // // 10.11.16 //	路線追加及幅員の變更 内 1 路線事業決定
88 沼津	31	21,420	10,013,301	昭 5.10. 9 // 9. 4. 6變更	
89 大垣	25	50,424	7,418,255	昭 5. 7.12 // 7. 3.29變更 // 9. 1.13 //	内 3 線 (延長 3.20 米事業費 256,000圓) は昭和 8 年事業決定幅員變更

1 都市計畫

A 街路 (昭和11年5月1日現在)

都市	路線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
90 足利	45	98,202 廣場×4,682	10,662,763	昭 8. 3.29 // 10.10. 5變更	
91 福島	49	81,273	16,071,340	昭 8. 5.17	
95 若松(福島)	32	69,584	12,500,930	昭 8. 5.17	
96 弘前	11	24,738	1,450,000	昭 11. 4.14	
97 鳥取	39	88,752	9,059,000	昭 8. 5.31	
98 浦和	1	961.2	376,396	昭 10. 3.20	2'',1'',1號線
102 岸和田	1	14,760	3,547,089	昭 11. 4.16	2'',1'',1號線
105 鶴岡	31	64,900	5,127,353	昭 9. 3.31	
106 米子	41 16	79,081 4,241	8,765,141 304,694	昭 8. 5.31 // 11. 3.23追加變更	2'',3'',1號線の變更
107 都城	38	100,511	6,469,539	昭 8.10.16	
108 津山	17	37,870	3,854,548	昭 8. 3.13	
111 上田	25	34,210	6,661,600	昭 8.11.22	
122 尾道	37	63,892	8,090,145	昭 8. 6.27 // 10. 5.25變更	
126 丸龜	29	40,558	12,529,990	昭 3. 9.27 // 5. 9.22變更 // 8. 2.28 // // 10.10.10 //	1'',3'',13號線を追加決定す 2'',3'',13號線追加變更 1'',3'',13號線の一部追加變更
311 池田町	1	3,040	589,553	昭 11. 4.16	2'',3'',1號線
322 高槻町	1	5,830	1,380,676	昭 11. 4.16	2'',2'',1號線

C 上水道 (昭和11年5月1日現在)

都市	事業	總量 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
1 東京	淨水池 貯水池 水路延長 配水管延長	1 2 40,738 372,208	65,245,555	大 15. 2.15	全部事業決定 (詳細は本項事業欄参照)
	配水管本管 配水管小管	5,315 83,300	48,437,000	昭 11. 4. 2	東京都市計畫水道擴張(小河内)
13 函館	配水管 消火栓 制水弁	24,381 196箇所 246箇所	340,674	昭 11.12.30	復興計畫

1 都市計畫

B 河川運河 (昭和11年5月1日現在)

都市	線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
1 東京	1	14,006	8,050,215	昭 4. 3.14	荒川内延長2,420米事業費 1,070,762圓は事業決定
	3	7,412	4,797,374	" 6. 8. 4	呑川、宇田川、谷田川内呑川の一部(延長2,444米)を除く全部事業決定(事業費 3,397,374圓)
	1	2,660	3,970,000	昭 6.11.20	江戸川
	12	14,265	16,610,258	大13. 3.11	復興事業運河(全部事業決定)
	2	815	750,430	" 13. 4.30	復興事業東堀留川及西堀留川(全部事業決定)
	1	7,344	9,152,301	" 11.12.23	日黒川(全部事業決定)
	1	720	309,065	昭 4. 6.12	外濠區間(全部事業決定)
	1	1,485	120,000	大15. 3. 2	花畑運河(全部事業決定)
	1	880	112,442	" 15. 2.	古石場川改修(復興事業土地區整による)
	1	2,742	1,065,616	昭 2. 3. 3	} 澁谷川(復興事業土地區整による)
				" 7. 3.31變更	
				昭 5. 8. 8	
	3	13,453	5,630,722	" 6. 8. 4變更	} 立會川、神田上水、谷滿川(復興事業土地區整による)
				" 9. 8.21 "	
	1	2,342	3,138,980	大14.12. 8	} 古川(復興事業土地區整による)
	5	3,954	2,249,872	昭 7. 3.31變更	
				大10. 5.13	改修 3 線(小名木川改修及外濠改修)埋立 2 線(堀川、野崎川)小名木川 2,202 米 1,953,872 円 外濠(神田一堀)727 米 120,000 円、同(堀河岸)127 米 26,000 円、堀崎川埋立 664 米 122,000 円、堀川埋立 236 米 28,000 円、
	2	5,971	2,710,000	昭 7. 9.29	妙正寺川一部(延長1,873米、事業費 980,000圓)及蛇崩川全部事業決定
	1	1,990	2,000,000	" 7. 9.29	横十間川運河
	3	4,718	2,070,000	" 10. 3.29	立會川、神田上水、善福寺川、谷滿川3,638米、1,510,400圓、善福寺川、1,080米559,600圓
			" 10. 3.30	澁谷川上流改修	
2 大阪	15	42,860	27,558,000	昭 3. 5.29	} 運河事業(内城北堂島の2線延長5,881米、事業費 4,889,947圓は事業決定)
	1	2,840	888,277	" 11. 4.16變更	
				" 7.10.28	
			" 8. 3.29變更	} 神崎川運河改修(全部事業決定)	
			" 11. 4.16		
計 17	1	2,000	2,468,201	" 11. 4.16	} 敷津運河(全部事業決定)
	17	47,700	30,914,478		
3 京都	1	2,140	479,800	昭 7. 9. 1	堀川改修(全部事業決定)
4 名古屋	9	17,856	27,000,000	大13. 6. 9	運河内 4 線(延長8,090米)、事業費(19,392,092圓)は事業決定
6 横濱	2	5,241	1,601,962	大15. 3. 3	復興事業河川
	2	4,780	5,612,000	" 13.12. 4	復興事業運河
計 4	4	10,021	7,213,962		
	3	11,653	5,650,000	昭10. 1.22	運河
25 堺	1	500	1,452,647	昭11. 4.16	1等第1(三寶運河)幅60米(全部事業決定)
44 富山	1	4,500	1,950,000	昭 3. 3.20	} 富岩運河(全部事業決定)
				" 4.12.11變更	
			" 8. 3.29 "		
54 尼崎	12	12,305	8,332,049	昭 9. 6.29	} 内運河 2 線事業決定
				" 10. 3.30變更	
				" 11. 3.31 "	

1 都市計畫

D 下水道 (昭和11年5月1日現在)

都市	事業總量 (面積ヘクタール、延長米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要	
1 東京	系面積 1,421.91	61,349,000	昭 5. 3.22	排水區域東京市郊外 41 箇町村、幹線延長112,570米	
	唧筒場 1		" 5.12.24變更		
				" 10. 3.29 "	唧筒場2及處理場4箇所内三河島系統に屬する幹線一部(延長3,873米事業費 373,870圓)は事業決定(詳細は本項事業欄参照)砂町系統變更による
	處理場面積 667.10	14,846,440	大 3.	第1期(第2區)事業、内事業費 222,000圓 は復興事業費支辨に依り事業決定	
	下水管延長 135,831,379				下水渠一部速成工事(全部事業決定)
	箇所 8	2,497,990	" 9.12. 8	第2期(第1區)事業、當初事業費20,000,000圓、年度割自大正元年至昭和2年度を以て決定せるも大震火災の爲め大正12年度を以て打切る。内事業費 879,387圓は復興事業費支辨とす(全部事業決定)	
	下水管延長 14,831,803				
	下水管延長 34,109,662	5,190,670			
	處理場面積 1	326,869	" 13. 3.31	大震火災に依る第1期及速成工事の災害復舊工事(全部事業決定)	
	唧筒場 1				
	下水管延長及其他復舊面面積 4,272,723	38,776,748	" 13. 3.24	復舊工事第2期工事殘部(事業費15,380,113圓)及第3期(第3區)事業一部(事業費26,186,000圓)(以上全部事業決定)	
	箇所 5				
	處理場面積 1	17,966,879	" 14. 8. 6	速成工事(全部事業決定)	
	唧筒場 5				
	下水管延長 271,658,213	" 7. 4. 1變更	" 8. 3.10 "	失業救済事業(全部事業決定)	
	箇所 146				
	下水管延長 187,329,812				
	箇所 20	1,932,460	" 5. 1.25	殘工事全部(全部事業決定)	
	下水管延長 14,600,288				
	面積 6.14	47,000,000	大13.12.24	東京都市計畫區域内舊千住町下水道事業(全部事業決定)	
處理場面積 1					
唧筒場 1	930,000	昭 2. 3.24	東京都市計畫區域内舊王子町下水道事業(全部事業決定)		
下水管延長 117.85					
面積 28,331	3,135,000	昭 3.12.15	東京都市計畫區域内舊大崎町下水道事業(全部事業決定)		
唧筒場 66,295					
面積 182.20	930,000	昭 3.12.15	東京都市計畫區域内舊日暮里町下水道事業(全部事業決定)		
唧筒場 33,567					
面積 187.37	1,435,000	昭 5. 1.25	東京都市計畫區域内舊高田町下水道事業(全部事業決定)		
下水管延長 39,105					
面積 254.00	—	昭 5.12.24	東京都市計畫區域内舊日暮里町下水道事業(全部事業決定)		
唧筒場 56,900					
面積 543.00	3,926,130	昭 5.12.24	東京都市計畫區域内舊日暮里町下水道事業(全部事業決定)		
唧筒場 3					
面積 122,700					

1 都市計畫

D 下水道 (昭和11年5月1日現在)

都市	事業總量 (面積ヘクタール, 延長米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
舊西巢鴨町	面積積 455,000 下水管延長 98,270	2,910,000	昭 7. 2.15	東京都市計畫區域內舊西巢鴨町下水道事業(全部事業決定)
舊尾久町	面積積 150,340 下水管延長 47,385			
舊大久保町	面積積 149.15 下水管延長 25,503	1,034,635	昭 7. 9.29	東京都市計畫區域內舊大久保町下水道事業(全部事業決定)
舊瀧野川町	面積積 450.76 下水管延長 89,907			
2 大阪	處理場 5 處理場區域 15,488	160,282,000	昭 3. 5.29	内一部排水計畫(面積2,490ヘクタール事業費17,000,000圓)は事業決定 既定計畫幹線の一部變更設備追加
			昭 6.11. 3變更 # 9.12. 7 # # 10. 3.30 #	
	面積積 253.98 抽水所 2 下水管延長 65,845	4,600,000	大11. 6. 3	第1期下水道事業
	面積積 421.28 抽水所 2 下水管延長 82,772.644	4,300,000	# 13. 5.29	第2期下水道事業
	面積積 2,044.89 抽水所 4			
	面積積 17,500,000	昭 3. 3.28		第3期下水道事業
4 京都	面積積 167,707	1,390,328	昭 5. 8.11	失業救済事業(全部事業決定)
	面積積 101.44 處理場 1,155		# 6.10. 6變更 # 7. 3. 3 # # 6.10. 3 # 8. 3.30變更	
	面積積 308,005 面積積 175,132	787,000	# 7.11.14 # 8. 6.14	(第3期下水道事業) (第4期下水道事業)
	面積積 231,198			
	面積積 8,951 處理場 36	1,739,309	# 9. 7. 6 # 10. 1.16	(第5期下水道事業)第15,16,17,18排水區 (第6期下水道事業)東山、中部、西ノ京、伏見排水區
	面積積 20,460,000	昭 6.12.24	# 8. 8.16變更 # 2. 3. 3 #	全部事業決定 設計及事業年度割變更
26 豊橋	排水區積場 7 面積分 598.19			
	面積分 1	3,774,884	昭 9. 1.13	全部事業決定
30 岐阜	面積分 490			
	面積分 1	昭 10. 3.29		第1-7排水區
40 西宮 精道村	面積積 494,435 下水延長 107,027.6			
	面積積 2,150,000	昭 6.10. 1	昭 10. 6. 8變更	内排水區の一部(面積236.3ヘクタール事業費 858,000圓)は事業決定 第1及第5排水區變更
70 秋田	排水區域 8			
	面積積 468.4	昭 10.11.28		第1排水區
74 千葉	面積積 46.6			

1 都市計畫

E 高速度交通機關 (昭和11年5月1日現在)

都市	線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
1 東京	5	82,398	187,000,000	大 14. 3.28	内3線(延長19,119米, 事業費 70,565,400圓)は昭和4年6月14日事業認可
2 大阪	4	54,492	162,300,000	大 15. 2.20	

G 土地區劃整理 (昭和11年5月1日現在)

都市	事業總量 (ヘクタール)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
1 東京	13.20	796,076	大10. 5. 2	淺草及び新宿燒失區域整理 復興事業(内務大臣執行) (道路新設 287.5 82米 道路改修 復興事業(市長執行) (318,122米 運河 改修 880米)
	626.10	26,728,622	# 13. 3.19	
	2,490.50	87,311,287	同上	
	計 3,129.80	114,835,985		
2 大阪	4.07	2,630,000	昭 9. 3.31	駅前整理
3 名古屋	92.46	5,000,000	昭11. 3.30	西區及中區の各一部
4 京都	1,450.00	982,700	大15. 9.20 昭 3. 7.19變更 # 10. 1.31 #	全部事業決定
6 横濱	163.00	4,161,000	大13. 7. 2	復興事業 (道路新設 38,871米 道路改修 47,683米 以上全部事業決定)
	169.90	7,179,000	同上	
	計 332.90	11,340,000		
7 廣島	168.12	389,885	昭 8.10.26	第1號乃至第4號
13 函館	429.75	1,515,452	昭 9. 4.20	函館大火に伴ふ土地區劃整理(事業決定)
14 静岡	2.54	50,000	昭11. 3.31	静岡市内
25 堺	62.81 1.39	1,237,659	昭 6. 4.10 # 10. 3.28	事業決定
	計 64.20			
44 富山	116.85	1,057,863	昭 3. 3.20 # 8.10. 7變更 # 10.4.22 #	全部事業決定 年度割變更
54 尼崎	552.07	923,000	昭10.3. 30 # 11. 3.31變更	尼崎市內及大庄村、鳴尾村地内
70 秋田	98.74	—	昭10. 7.17	秋田市内
74 千葉	7.93	—	昭11. 4. 7	千葉市内
90 足利	135.84	—	昭11. 4.14	足利市内(助戸十念寺)
315 防府町	58.32	—	昭11. 3.27	防府町大字東佐波令の一部

I 都市計畫 H 公園 (昭和11年5月1日現在)

都市	事業總量		事業費概算 (円)	認可年月日	摘 要
	箇所	面積 (ヘクタール)			
1 東京	30	230.86		明36. 3.31 昭 8. 3.17變更 〃 11. 3.31 〃	市區改正設計 土手公園の名稱及位置變更 (外濠公園) 千鳥ヶ淵公園1.58ヘクタール
	3	26.68	12,053,065	大13. 3.31	復興事業大公園(全部事業決定)
	52	14.63	13,752,175	〃 13. 7. 4	復興事業小公園(全部事業決定)
計	85	272.17	25,805,240		
2 大阪	33	456.32	24,703,000	昭 3. 5.29	大公園、北中島公園外 32
	線數	9	7,065,000	〃 8. 12.8變更 同 上	外島、出來島公園の位置及面積の變更 公園道路延長20,150米
	計	46	464.17	33,753,000	同 上
3 名古屋	24	553.72	18,458,000	大15. 1.28	
4 京都	1	5.33	296,500	昭 7.11.28	船岡山公園
	1	0.87	33,500	〃 10. 1.31	兒童公園(第1-4號)
	計	2	6.20	330,050	
6 横濱	3	17.45	1,959,000	大14 1. 23	全部事業決定
11 長崎	1	43.47	31,472	昭10. 2.27	唐八景公園
13 函館	3	5.30	409,000	昭 9. 4. 2 〃 9. 6.29變更 〃 11. 3.30 〃	第1-3號公園 第5號追加
	線數	10	787,800	同 上	郡元公園外21公園
	計	22	31.91	1,899,300	
30 岐阜	7	72.28	2,918,745	昭 4. 3.25	岐阜美江寺、梅林、岩戸、前一色、加納、小熊野、以上7公園
44 富山	1	5.29	—	昭 3. 3.20	神通公園
47 長野	11	123.89	5,564,398	昭 5. 2. 7 〃 6. 3. 5變更 〃 5. 2. 7	大公園城山公園外10公園 押鐘公園の位置變更 大公園(妻科の鶴賀中御所)
	3	1.86	94,015		
	計	14	125.75	5,658,413	

I 都市計畫 I 墓地火葬場 (昭和11年5月1日現在)

都市	箇所	面積 (ヘクタール)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘 要
2 大阪	2	416.20	3,219,000	昭 3. 5.29 〃 11. 4. 4變更	墓地
5 神戸	4	358.05	—	昭 8. 4.25 〃 10.12.13變更	墓地第1號より第5號
6 横濱	1	0.53	171,539	大15. 3. 3	火葬場
122 尾道	1	5.20	49,508	昭10.12. 2	墓地

J 市場 (昭和11年5月1日現在)

都市	箇所	面積 (ヘクタール)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘 要
	4	8.12	3,500,000	〃 9. 4. 4	
6 横濱	2	5.58	4,000,000	大15. 3. 3	山内町、壽町の2箇所

K 家畜市場 (昭和11年5月1日現在)

都市	箇所	面積 (ヘクタール)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘 要

1 都 市
L 地

都 市	施行年月日	住居地域		商業地域	
		面 積 (ヘクタール)	百分比	面 積 (ヘクタール)	百分比
1 東 京	大 14. 2.25	31,450.05	59.9	5,330.34	10.2
	" 15. 8.17變更				
	" 15. 9.14 "				
	昭 4. 5.15 "				
	" 6. 8.15 "				
	" 8. 1.24 "				
2 大 阪	大 14. 5. 1	6,726.01	31.0	3,345.00	15.4
	昭 5. 7. 1變更				
	" 6.11. 1 "				
	" 7. 8. 1 "				
3 名 古 屋	大 13.11.15	8,024.64	48.2	2,229.09	13.4
	昭 8.12.4變更追加				
	" 10. 4. 5變更				
4 京 都	大 13. 4. 1	6,300.84	47.6	1,520.66	11.5
	昭 7. 4. 1變更				
	" 8.7.16追加變更				
5 神 戸	大 13. 11. 1	3,596.70	61.5	740.50	12.6
6 横 濱	大 14. 9. 1	8,897.01	65.6	1,567.60	11.5
	昭 4. 5.15變更				
	" 8. 5.15 "				
	" 10.12.15 "				
	" 11. 5. 4 "				
7 廣 島	昭 2. 7.22	1,837.90	55.6	416.55	12.6
	" 7. 5. 1變更				
8 福 岡	昭 6.10. 1	2,422.74	54.0	463.33	10.0
9 吳	昭 3. 7.15	754.78	58.7	178.25	13.8
	" 8. 3.16變更				
10 仙 臺	昭 4. 8.10	910.68	55.0	502.15	31.0
11 長 崎	昭 4. 5.11	2,479.67	85.0	156.69	5.4
	" 11. 4.16變更				
12 八 幡	昭 9. 6.11	628.27	41.0	166.40	11.0
13 函 館	昭 4. 8. 1	761.86	50.26	329.75	21.8
	" 9. 5. 9變更				
	" 9. 7.23 "				
14 静 岡	昭 7. 5. 1	2,045.45	60.8	347.86	10.4
	" 10. 2. 6變更				

計 畫

域 (昭和11年5月1日現在)

工業地域		未指定の地		合 計	都 市 番 號
面 積 (ヘクタール)	百分比	面 積 (ヘクタール)	百分比		
14,310.02	27.3	1,400.00	2.6	52,503.41	1
9,177.01	42.2	2,470.00	11.4	21,780.03	2
5,986.62	36.0	391.07	2.4	16,631.43	3
4,056.20	30.6	1,361.99	10.3	13,239.69	4
1,107.44	18.9	406.61	7.0	5,851.25	5
2,097.10	15.5	1,006.60	7.4	13,568.32	6
740.40	22.4	309.95	9.4	3,271.74	7
1,193.18	26.0	421.37	1.00	4,500.63	8
341.22	36.5	12.40	1.00	1,286.65	9
142.55	9.0	77.59	5.0	1,632.96	10
263.47	9.1	16.20	0.5	2,916.04	11
665.61	44.0	53.62	4.0	1,513.90	12
423.60	27.9	0.60	0.04	1,515.81	13
845.70	25.1	123.97	3.7	3,362.98	14

1 都 市
L 地

都 市	施行年月日	住居地域		商業地域	
		面積 (ヘクタール)	百分比	面積 (ヘクタール)	百分比
15 札幌	昭 8. 8. 10	1,444.13	61.5	360.33	15.4
16 熊本	昭 4. 1. 26	1,730.25	61.8	395.70	14.1
17 横須賀	昭 5. 2. 15 " 9. 2.26變更 " 11.5.4變更追加	2,157.69	77.2	178.61	6.4
18 鹿兒島	昭 5. 2. 24 " 10. 9. 6變更	794.57	55.6	316.60	22.1
19 和歌山	昭 9. 12. 31	860.75	38.3	395.74	17.6
20 佐世保	昭 5. 6. 1	1,486.56	73.6	112.40	5.6
21 岡山	昭 4. 7. 12	1,330.25	64.2	242.31	11.7
22 金澤	昭 2. 7. 15 " 9.8.24追加變更 " 11. 3. 5變更	1,206.18	54.6	241.55	10.9
23 川崎	昭 9. 5. 25	1,904.00	52.2	359.00	9.8
24 小樽	昭 7. 2. 1	1,148.73	73.3	168.26	10.7
25 堺	昭 2. 11. 15 " 7. 3. 1變更 " 10. 1. 6 "	912.40	42.6	439.67	20.5
26 豊橋	昭 5. 5. 1 " 7. 2. 1變更	2,029.83	62.1	416.53	13.0
27 新潟	昭 2. 4. 15 " 9. 5. 16變更	678.00	48.0	234.00	16.5
28 濱松	昭 6. 7. 1 " 9. 5. 1變更 " 11. 4.27 "	1,159.40	37.0	210.16	6.84
29 下關	昭 3. 4. 15 " 10. 2.26變更	306.55	45.8	170.94	20.5
30 岐阜	昭 2. 11. 15	1,857.49	67.1	351.79	12.7
31 門司	昭 9. 6. 11	509.29	52.0	83.71	8.0
32 小倉	昭 9. 6. 11	1,317.96	63.0	131.18	6.0
33 大牟田	昭 3. 10. 15 " 5. 5. 1變更	368.32	32.0	287.47	25.0
34 高知	昭 6. 3. 1	1,931.57	63.06	247.27	8.07
35 徳島	昭 8. 5. 15	920.00	60.1	143.14	9.4
36 青森	昭 10. 7. 3	690.24	57.7	158.30	13.2
38 姫路	昭 9. 7. 29	677.03	56.10	103.47	8.57
39 旭川	昭 10. 4. 3	1,698.51	65.8	158.68	6.2

計 畫

域 (昭和11年5月1日現在)

工業地域		未指定の地		合 計	都市 番 號
面積 (ヘクタール)	百分比	面積 (ヘクタール)	百分比		
538.65	22.9	4.20	0.2	2,347.31	15
566.28	20.2	108.43	3.9	2,800.67	16
241.19	8.6	215.37	7.8	2,792.86	17
284.66	19.9	33.89	2.4	1,429.72	18
848.99	37.8	142.37	6.3	2,247.85	19
407.60	20.2	12.79	0.6	2,019.35	20
450.25	21.8	47.93	2.3	2,070.75	21
620.99	28.1	140.56	6.4	2,209.29	22
1,157.94	31.7	229.00	6.3	3,650.01	23
173.38	11.1	77.48	4.9	1,567.85	24
542.15	25.3	247.93	11.6	2,142.15	25
670.41	20.0	151.00	4.9	3,267.77	26
435.00	30.7	68.00	4.8	1,415.00	27
1,767.57	55.33	3.88	0.13	3,074.89	28
182.28	27.2	9.62	1.5	669.39	29
556.70	20.1	0.81	0.1	2,766.95	30
302.59	37.0	84.06	9.0	979.64	31
564.90	28.0	57.69	3.0	2,071.73	32
407.03	35.0	87.61	8.0	1,150.44	33
812.23	26.52	72.07	2.35	3,063.15	34
362.98	23.7	104.13	6.8	1,530.25	35
308.19	25.8	38.87	3.3	1,195.61	36
394.71	32.7	31.74	2.63	1,206.94	38
591.41	22.9	133.55	5.1	2,582.15	39

1 都 市
L 地

都 市	施行年月日	住居地域		商業地域	
		面 (ヘクタール)	百分比	面 (ヘクタール)	百分比
40 西宮	昭 7. 8. 25	2,338.52	70.21	360.99	10.84
41 前橋	昭 8. 5. 2	717.87	64.9	122.78	11.10
	9.10.19 變更				
42 宇都宮	昭 9. 6. 15	1,141.00	52.6	276.45	12.8
43 高松	昭 5. 11. 1	559.67	53.2	139.83	13.3
44 富山	昭 6. 11. 1	598.28	48.2	266.78	21.5
47 長野	昭 5. 7. 1	1,053.22	58.6	391.05	21.8
49 宇部	昭 8. 10. 5	1,246.45	62.3	186.78	9.3
	10. 2.26 變更				
52 若松(福岡)	昭 9. 6. 11	303.26	46.0	51.30	8.0
54 尾崎	昭 6. 10. 1	495.21	22.87	283.64	13.10
56 山形	昭 7. 2. 1	624.38	58.3	122.09	11.4
58 戸津	昭 9. 6. 11	227.76	31.0	93.71	13.0
59 津	昭 7. 5. 1	613.32	51.65	192.93	16.35
62 宮崎	昭 10. 9. 23	1,209.00	59.0	296.00	14.4
64 水戸	昭 9. 4. 18	532.76	63.0	168.17	20.0
65 別府	昭 10. 3. 26	390.00	66.4	136.60	23.3
67 長岡	昭 3. 7. 20	914.71	71.0	150.74	12.0
68 大分	昭 7. 12. 9	638.43	53.3	159.87	13.4
	10. 8. 5 變更				
69 清水	昭 7. 5. 1	1,337.19	51.57	284.96	11.0
71 八王子	昭 7. 5. 1	437.69	40.5	246.28	22.8
	10. 1. 1 變更				
72 四日市	昭 11. 3. 4	714.00	42.4	173.00	10.3
75 高岡	昭 6. 11. 1	370.51	46.1	143.07	17.8
79 郡山	昭 10. 5. 29	791.37	39.0	226.58	11.0
81 一宮	昭 10. 4. 5	1,316.70	41.1	423.14	13.2
88 沼津	昭 9. 6. 10	509.75	55.4	169.26	18.4
89 大垣	昭 8. 4. 20	289.77	38.5	147.57	19.6
	10. 4.28 變更				
90 足利	昭 9. 6. 15	613.02	47.5	262.80	20.4
91 福島	昭 10. 5. 29	1,230.75	63.0	271.41	13.0
95 若松(福岡)	昭 10. 5. 29	208.58	31.0	182.28	27.0
105 鶴岡	昭 7. 7. 27	795.58	54.4	103.41	7.1
108 津山	昭 11. 4. 29	936.56	63.4	132.50	9.0
122 尾道	昭 9. 1. 19	613.09	79.3	74.12	9.6
126 丸龜	昭 5. 11. 1	338.59	59.52	52.78	9.27

計 畫

域 (昭和11年5月1日現在)

面 (ヘクタール)	百分比	未指定の地		合 計	都 市 番 號
		面 (ヘクタール)	百分比		
478.02	14.35	153.39	4.6	3,330.91	40
188.04	17.00	77.43	7.0	1,106.12	41
597.15	27.5	154.40	7.1	2,169.00	42
278.35	26.4	74.71	7.1	1,052.56	43
304.13	24.5	73.12	5.8	1,242.32	44
297.98	16.7	52.11	2.9	1,794.36	47
341.92	17.1	226.68	11.3	2,001.82	49
246.12	37.0	57.80	9.0	658.48	52
1,353.39	62.5	33.06	1.53	2,165.29	54
324.56	30.3	—	—	1,071.03	56
322.82	44.0	89.26	12.0	733.54	58
266.31	22.42	114.81	9.68	1,187.37	59
400.00	19.5	145.00	7.1	2,050.00	62
117.79	14.0	25.02	3.0	837.13	64
17.60	3.0	42.80	7.3	587.00	65
189.75	15.0	20.50	2.0	1,275.70	67
299.09	25.0	99.64	8.3	1,197.03	68
970.25	37.4	0.66	0.03	2,593.06	69
108.76	9.7	293.88	27.0	1,086.61	71
612.00	36.4	184.00	10.9	1,683.00	72
216.79	27.0	73.45	9.1	803.84	75
843.87	42.0	168.20	8.0	2,030.02	79
1,200.00	37.5	264.46	8.2	3,204.30	81
190.74	20.7	50.58	5.5	920.33	88
316.65	41.9	—	—	754.65	89
299.46	23.2	115.08	8.9	1,290.36	90
279.34	14.0	195.04	10.0	1,976.53	91
190.64	27.0	97.44	15.0	678.95	95
477.42	32.7	85.41	5.8	1,461.82	105
235.01	15.9	172.50	11.7	1,476.56	108
55.54	7.2	30.48	3.9	773.22	122
176.95	31.18	0.18	0.03	568.49	126

1 都市計畫

M 防火地區 (昭和11年5月1日現在)

都 市	甲 種 地 區			乙 種 地 區			計 (ヘクタール)	舊市域 面積に 對する 比率%	施行年月日
	集團 (ヘクタール)	路線式 (ヘクタール)	延長 (米)	集團 (ヘクタール)	路線式 (ヘクタール)	延長 (米)			
1 東京市	380.82	143.47	—	20.49	40.66	—	585.44	7.3	大 14. 4. 22
2 大阪市	300.00	116.00	15,636	—	—	—	429.00	—	大 12. 10. 1
		高架下 13.00							昭 11. 4. 29 追加變更
3 名古屋市	—	16.93	7,854	—	11.68	5,354	28.61	0.2	大 12. 7. 1
4 京都市	—	12.91	5,918	1.41	0.79	636	15.11	0.6	大 13. 2. 15 追加
5 神戸市	20.02	16.87	13,491	—	79.39	71,454	130.56	2.3	大 11. 12. 1
6 横濱市	45.62	14.28	7,927	—	14.28	—	62.47	0.5	昭 11. 1. 4 追加變更
13 函館市	—	16.85	—	—	(高架下)	—	—	—	大 14. 9. 1
		(兩側通行11米)	6,363	—	—	—	—	—	昭 10. 3. 28

N 風致地區 (昭和11年5月1日現在)

都 市	面 積 (ヘクタール)	市又は區域 面積に對する 比率	認可年月日	摘 要
1 東 京	27.60	(舊市) 0.10	大 15.10. 4	明治神宮附近
	509.09	0.09	昭 5.12. 1	郊外4景勝地
	1,796.21	0.31	" 8. 2. 7	郊外4景勝地
2 大 阪	1,849.12	9.16	昭 8. 4.10	千里山一帯及大和川を含む沿岸一帯の地並に大阪城
4 京 都	7,998.03	24.52	昭 5. 1.24	京都市を中心とする御陵墓附近
			" 6. 7. 7 追加	及風致景勝地一帯並に船岡山公園附近
			" 7.11.28 追加	
8 福 岡	1,160.00	(市域) 13.16 (區域) 9.70	昭 10. 2.15	名嶋、千代松原、宮崎、東公園、住吉宮、鴻の巣山、福岡城趾、西公園、百道、小戸各風致地區
10 仙 臺	587.62	11.11	昭 9.12. 3	國分寺、大年寺、入木山、愛宕山、靈屋、大崎八幡、北山、臺の原、小松島各風致地區
11 長 崎	770.69	7.90	昭 10. 2.27	大徳寺、唐八景茂木、潮見崎、深堀各風致地區
12 八 幡	2,049.00	—	—	1號—6號
14 靜 岡	1,035.37	20.37	昭 8. 4.13	大濱海岸、有度山、有東山、八幡山、谷津山、賤貴山等の6景勝地域内
16 熊 本	106.96	20.47	昭 5.11.24	江津湖、水前寺、其他風致景勝地7箇所
17 横 須 賀	597.18	11.30	昭 6. 7.17	4風致景勝地
			" 8.4.12 變更	
20 佐 世 保	2,221.72	6.56	昭 8. 3.14	鵜渡越一帯の地及九十九島一帯の地
23 川 崎	843.31	16.34	昭 8.12.26	多摩川地區、日吉臺地區

1 都市計畫

N 風致地區 (昭和11年5月1日現在)

都 市	面 積 (ヘクタール)	市又は區域 面積に對する 比率	認可年月日	摘 要
25 堺	155.68	7.14	昭 7.11.18	濱寺公園より大濱公園に續く沿岸一帯
28 濱 松	883.44	11.9	昭 9. 4.15	城跡、曳馬野、佐鳴湖
30 岐 阜	1,232.61	27.45	昭 9.12.15	雄徳山、長良川、船伏山、金華山、前一色山、加納城跡
31 門 司	1,111.00	—	—	1 號—5 號
32 小 倉	721.00	—	—	1 號—6 號
33 大 牟 田	54.00	(市域) 4.00 (區域) 0.70	昭 10. 2.15	黒崎、片平山風致地區
42 宇 都 宮	140.00	3.46	昭 10.10. 5	八幡山、白ヶ峰、御本丸風致地區
43 高 松	242.02	11.2	昭 6. 5.15	石清尾山附近地一帯
44 富 山	14.00	0.26	昭 8. 4. 8	富山城跡
49 宇 部	351.71	9.22	昭 8. 9.16	岩鼻、鍋倉山、黄幡、維新山、琴崎八幡宮、常盤、龜浦、各風致景勝地
52 若 松(福岡)	231.00	—	—	1 號—2 號
58 戸 畑	173.00	—	—	1 號—12 號
62 宮 崎	182.41	2.10	昭 9. 8.29	宮崎神宮下北方の2箇所
	323.35	—	" 10.8.15 追加	天神山、大淀川風致地區
64 水 戸	309.37	8.32	昭 8. 4.15	借樂園、千波湖、常盤神社等を含む一帯
67 長 岡	162.00	5.50	昭 11. 4. 4	悠久山、藏王風致地區
68 大 分	368.00	8.74	昭 10. 7. 8	府内城跡、大分川、上野ヶ丘、榊井山、春日浦各風致地區
69 清 水	1,287.34	23.04	昭 8. 4.13	袖師海岸、横砂山、秋葉の山、有度山麓等4景勝地
71 八 王 子	36.43	1.46	昭 5. 4. 1	多摩御陵附近
76 延 岡	8.76	0.002	昭 10. 8.28	城山風致地區
90 足 利	519.00	19.46	昭 10.10. 5	足利史蹟、雨崖山、東山、岩井山、浅間山、明神山風致地區
91 福 島	759.60	18.45	昭 10. 5. 4	信夫山、阿武隈川、館、一盃森、松川風致地區
306 大 宮 町	671.26	21.26	昭 9.10. 9	北足立郡大字町附近一帯
鳩ヶ谷町	221.10	7.35	" 10. 3.30	新郷風致地區
三 崎 町	153.35	18.71	" 10. 8.12	油壺風致地區
高 原 町	63.71	0.74	" 10. 8.15	狭野

1 都市計画

0 美観地区 (昭和11年5月1日現在)

都市	面積 (ヘクタール)	位置	認可年月日	摘要
1 東京	292.59	皇城の外廓一帯	昭 8. 3. 31	昭和9年4月12日美観地区内に於ける建築物の高さの制限を指定せり(高さ31米、28米、26米、15米を限度とする区域に分つ)
2 大阪	152.62	中之島を中心とする土佐堀川堂島川沿岸一帯、大阪城附近及主要各驛附近並に主要幹線の兩側或は片側	昭 9. 12. 7	揚上面積は水面を含まず

P 防潮堤 (昭和11年5月1日現在)

都市	線 數	延 長		事業費 (円)	認可年月日	摘要
		築 堤 (米)	道 路 (米)			
25 堺	—	4,965	920	272,945	昭 10. 3. 28	第1號、第2號
40 西宮	2	—	3,346	600,000	{ 昭 10. 3. 30 # 11. 3. 28變更	
高石町	—	2,060	—	188,716	同 上	
大津町	—	2,375	1,200	220,088	同 上	

Q 高潮防禦 (昭和11年5月1日現在)

都市	線 數	延 長 (米)	事業費 概 算 (円)	認可年月日	摘要
1 東京	38 (内水門79)	38,720	2,900,000	昭 10. 3. 29	本所、深川、向島、城東、江戸川方面の高潮防禦の爲め

1 都市計画

R 一團地の住宅経営 (昭和11年5月1日現在)

都市	面積 (ヘクタール)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
小阪町(大阪)	1.42	166,165	昭 11. 3. 28	小阪町内

F 軌 道 (昭和11年5月1日現在)

都市	線 數	事業數量 (米)	事業費 (円)	執行者	認可年月日	摘要
44 富山	2	6,600	620,000	富山市	昭 9. 11. 7	{ 内延長2,269 米は事業決定

2 都 市 計 畫
A 街

都 市	路 線 數	延 長 (米)	事 業 費 (円)	年 度 割	
1 東 京	52	117,111	249,836,581	自大正12年度至昭和5年度8箇年度	
	34	62,709	58,151,052	自大正10年度至昭和11年度16箇年度	
	66	180,858	101,982,357	自昭和2年度至昭和14年度13箇年度	
	32	53,636	17,995,000	自昭和8年度至昭和14年度7箇年度	
	121	137,525	80,114,314	自大正12年度至昭和7年度10箇年度	
	1	876	495,906	自大正15年度至昭和5年度6箇年度	
	39	41,451	55,114,171	自大正14年度至昭和16年度17箇年度	
	1	360	52,920	昭和4年度	
	1	411	294,525	自昭和4年度至同5年度2箇年度	
	1	210	26,000	自昭和9.10年度至同10年度2箇年度	
	橋	1	246	2,818,168	自昭和6年度至同8年度3箇年度
		1	1,380	579,000	自昭和9年度至同10年度2箇年度
	37	46,385	30,304,000	自昭和9年度至同18年度10箇年度	
	街 路 廣 場 建 築 敷 地 造 成 街 路 細 道 路 計 (街 路 廣 場 橋 建 築 敷 地 造 成 成 細 道 路)	4	22,746	11,667,000	自昭和9年度至同18年度10箇年度
		5	827	3,848,500	自昭和8年度至同12年度5箇年度
		1	20,665		
		5	33,159	332,000	昭和10年度
		3	1,336		
		14	2,651	985,000	
		438	667,821	614,596,494	
1		20,665			
1		246			
5		33,159			
14	2,651				
2 大 阪	40	81,316	165,894,850	自大正10年度至昭和11年度16箇年度	
	10	37,478	26,573,015	自大正5年度(昭和元年度)至昭和13年度13箇年度	

備考 ×は平方米を示す、摘要中街路等級例へい2'3'30號は2等大路3類30號の意を示す。

畫 事 業

路 (昭和11年5月1日現在)

執 行 者	認 可 年 月 日	摘 要	都 市 番 號
内務大臣	大13.3.11	復興事業幹線街路第3號線中舊郡部に屬する部分を除く	1
東京府知事	大11.3.28、昭9.11.29變更、同10.4.16變更	環狀線11線延長 30,660米、放射線 23延長 32,049米、(第1期事業)	
同 上	昭2.8.10、同7.2.1、同9.12.1變更、同9.9.3變更、同10.7.1變更	昭2年決定64路線延長 179,686米、大10年決定2路線延長 32,049米(第2期事業) 年度割變更	
同 上	昭9.1.25、同9.9.3變更	幹線放射10線延長 19,699米、幹線環狀3線延長 7,420米、補助線19線延長 26,517米 (第3期事業)	
東京市長	大13.3.19、昭7.3.31變更	復興事業補助線街路(第4號中舊郡部に屬する部分及第113號を除く)	
同 上	大15.3.7	復興事業街路(櫻田門より虎の門に至る路線)	
同 上	大10.5.13、昭7.4.1變更、同9.11.29變更、同10.4.16變更、同10.12.28變更、同11.4.2變更	速成事業街路、大10年決定21路線延長 25,591米、昭2年決定16路線延長 15,468米、2'3'30號、2'3'32號、2'3'3號變更、2'2'8號變更	
同 上	昭5.1.25	失業救済道路(2'2'1號路線の一部)	
同 上	昭3.8.1	中央官衙建築地域内道路(第3號線の一部)	
同 上	昭10.4.16	(第10號線の一部)	
同 上	昭7.2.15	築地、月島間可動橋	
同 上	昭9.11.29	赤坂區青山南町1丁目より同3丁目に至る區間幅員22米、(青山墓地附近)	
同 上	昭9.1.10、同10.12.28變更	復興計畫幹線中舊郡部に屬する部分延長 610米、昭2、8決定線10線延長、21,400米並大13年認可、昭2年認可幹線、補助線、市内線の各一部	
同 上	昭9.1.10、同10.12.28變更	細道路網の一部	
同 上	昭9.4.18	新宿驛附近廣場、街路及建築敷地造成事業並執行年度割決定	
同 上	昭10.12.28	補助線33、市内線3號、2'2'33號細道路網中14線の一部	
大阪市長	大10.3.19、同13.11.29變更 昭7.1.29變更、同7.2.19變更 "10.12.6變更	在來街路鋪裝約 59.49ヘクタール及路幅整理 22.14ヘクタール81橋改築及建築敷地造成事業を含む	2
大阪府知事	大15.6.10、昭4.1.18變更 "7.1.29變更 "8.4.4 " "8.12.8 " "8.12.9 " "9.3.31 " "10.6.21 "	路線の變更廢止並橋梁1橋廢止(第1次事業線) 2'2'3號線變更 1'3'28號線の一部變更 1'3'25 " " 年度割變更 大阪吹田線中追加變更 路線一部變更 鐵道との平面交叉を立體交叉に改む(府知事執行第1次事業)	

2 都 市 計
A 街

都 市	路 線 數	延 長 (米)	事 業 費 (円)	年 度 割
2 大 阪 (續)	1	478	3,279,000	自昭和 2年度至同 7年度 6箇年度
	28	47,098	41,868,000	自昭和 7年度至〃14年度 8箇年度
	6	1,695	4,446,100	自昭和 9年度至同11年度 3箇年度
計	1	1,875	612,002	自昭和15年度至同17年度 3箇年度
	86	169,940	242,672,967	
3 名 古 屋	6	6,578	8,999,853	自大正 8年度至同14年度 7箇年度
	1	2,324	1,384,110	自大正13年度至〃15年度 3箇年度
	37	75,327	31,497,368	自昭和 4年度至〃17年度14箇年度
	9	8,047	6,492,425	
	53	92,276	48,373,756	
計	15	22,518	36,397,129	自大正10年度至昭和17年度22箇年度
4 京 都	1	12,253	3,140,000	自昭和 3年度至同 7年度 5箇年度
	1	636	700,000	自昭和 3年度至〃 5年度 3箇年度
	1	110	325,000	自昭和 4年度至同 5年度 2箇年度
	2	1,747	2,474,500	自昭和 6年度至〃10年度 5箇年度
	1	1,175	334,160	自昭和 7年度至同 9年度 3箇年度
	3	2,972	678,414	自昭和 8年度至同12年度 5箇年度
	1	1,562	126,890	自昭和10年度至同11年度 2箇年度
	路面舗装 × 11,743			
	1	150	66,054	自昭和10年度至同11年度 2箇年度
	計	26	43,123 × 11,743	44,242,147
5 神 戸	9	11,774	17,352,095	自大正 8年度至同13年度 6箇年度
	4	5,793	5,479,707	自大正12年度至昭和 3年度 6箇年度
	8	8,962	14,857,782	自昭和 3年度至同13年度10箇年度
	計	21	26,529	37,689,584
6 横 濱	13	30,373	28,403,225	自大正12年度至昭和 5年度 8箇年度
	10	12,294	8,046,342	自大正13年度至昭和 4年度 8箇年度
	11	12,282	7,146,014	自昭和 2年度至同 9年度 8箇年度
	計	34	54,949	43,595,581
7 廣 島	13	15,273	8,660,000	自昭和 5年度至同14年度10箇年度
	1	496	350,884	自昭和 8年度至同 9年度 2箇年度
	計	15	3,329 19,098	734,159 9,745,043

畫 事 業

路 (昭和 11 年 5 月 1 日現在)

執 行 者	認 可 年 月 日	摘 要	都 市 番 號
大 阪 市 長 同 上	昭2.4.11、〃7.3.29變更 昭7.10.28	寢屋川線 實施上に於て2〃2/54號線の一部位置變更あり(第2次事業) (驛前整理事業)本事業は區劃整理に依り道路用地を生み出して、用地費の節減を圖ると共に一面本事業に依りて道路を築造し、相關關係互惠的に整理事業の圓滿なる達成を期するにあり	2
同 上	昭3.5.22、〃9.3.31變更		
大 阪 府 知 事	昭11.4.16		
名 古 屋 市 長 同 上 同 上	大8.7.28 大13.12.9 昭4.7.1	大13.10.6,1線追加	3
同 上	〃10.3.5、〃11.3.30追加變更		
京 都 市 長	大10.8.11、昭6.12.7變更 昭7.2.19變更、〃7.12.13變更 〃11.3.30變更	既設街路舗装路面改良(府縣道1線の一部市道の一部)工事を含む 廣場1を變更、(追加9.變更10)	4
京 都 府 知 事 京 都 市 長	昭3.7.18、〃5.12.19變更 昭3.7.19、〃5.4.8變更		
同 上 同 上	昭4.11.26、〃5.4.8變更 昭6.7.24、〃7.3.29變更 〃8.3.30變更、〃9.3.31變更 〃10.3.30變更	京阪國道 京津國道(舊都市計畫街路2〃2/2號線幅員15米を幅員22米として事業決定)	4
同 上	昭8.3.30 〃9.3.31變更		
京 都 府 知 事	昭9.3.22	事業年度1ヶ年延長 〃	5
京 都 市 長	昭11.2.5	2〃3/4號線 事業年度1ヶ年延長 2〃2/7號線1小1及1小2號線の3線(新設擴築並既設街路、路面舗装1線 55,350平米)を含む 2〃3/51號線	
同 上	昭11.3.30	2〃3/44號線の一部	
神 戸 市 長 同 上 同 上	大8.11.24 大13.2.28 昭3.3.26、〃8.12.27變更	大15.4.15、1線追加 第1期事業線9條の路面改良事業をも含む、年度割變更	6
内 務 大 臣 横 濱 市 長 同 上	大13.3.11 大13.4.30 昭3.4.24、〃5.1.30	復興事業街路 變更2路線追加年度變更	
廣 島 市 長	昭5.3.11、〃8.10.26	1〃3/2及1〃3/4號線1區間延長追加並に年度割變更 1〃3/5號線の一部(廣瀬町より三條町に至る區間)事業年度1ヶ年延長 2〃1/4號線	7
同 上	昭8.10.26 〃9.3.30變更		
同 上	昭10.12.6		

2 都 市 計
A 街

都 市	路 線 數	延 長 (*)	事 業 費 (円)	年 度 割	
30 岐 阜	1	132	393,500	自昭和 5年度至同 9年度 5箇年度	
計	1	529	103,422	自昭和 8年度至同10年度 3箇年度	
	2	661	496,922		
32 小 倉	1	240	65,400	自昭和10年度至同11年度	
40 西 宮	2	6,850	303,500	自昭和 7年度至同11年度 5箇年度	
43 高 松	2	7,506	3,380,000	自昭和10年度至同16年度	
	1	280	40,000	昭和 9年度	
計	3	7,786	3,420,000		
	7	3,528	777,441	自昭和 3年度至同 9年度 7箇年度	
44 富 山	5	545	286,600	自昭和 9年度至同11年度	
	計	12	× 74,031	110,400	昭和10年度
× 74,031			1,174,441		
47 長 野	5	659	421,000	自昭和 8年度至同10年度 3箇年度	
48 岡 崎	12	15,273	2,410,000	自昭和 9年度至同16年度 8箇年度	
51 福 井	2	475	155,000	昭和 8年度	
54 尼 崎	7	9,235	538,115	自昭和 9年度至同10年度 2箇年度	
55 大 津	1	140	25,135	昭和 8年度	
	5	10,927	250,000	自昭和 9年度至同11年度	
計	埋立	1	1,119	68,500	昭和13年度
		× 57,427	117,300	自昭和11年度至同13年度	
56 山 形	埋立	7	12,186	460,935	
		× 57,427			
計	1	1	578	107,450	昭和8.9年度
		1	833	215,188	昭和10.11年度
59 津	1	1	210	126,553	昭和 8年度
		1	33	18,000	"
計	1	1	285	153,000	昭和 9年度
		2	1,491	157,000	昭和10年度
62 宮 崎	1	1	2,019	454,553	
		1	478	50,000	昭和 9年度
計	1	1	810	60,000	昭和10年度
		2	1,288	110,000	
69 清 水	8	12,642	2,424,990	自昭和3年度至同11年度9箇年度	
71 八王子	1	1	117	52,573	自昭和4年度至同5年度2箇年度
		1	112	43,659	自昭和6年度至 7年度2箇年度
計	2	229	96,232		

畫 事 業

路 (昭和 11 年 5 月 1 日現在)

執 行 者	認 可 年 月 日	摘 要	都 市 番 號
岐 阜 市 長	昭5.3.24、#7.3.28變更	(年度割)	30
同 上	#9.4.6變更	事業年度 1箇年延長	
	#9.1.13	1"2'1號線の一部	
小 倉 市 長	昭10.12.20	1"3'1號線	32
西 宮 市 長	#11. 3.22	年度割變更	
高 松 市 長	昭 7. 8. 5	1"3'17號線及1"3'18號線	40
同 上	昭10.12.14		43
	# 9.12. 3		
富 山 縣 知 事	昭3.3.20、#4.12.11變更	設計及年度割變更、1"3'1號線及1"3'2	44
	#9.2.9變更	號線の各一部變更	
富 山 市 長	昭9.11.7、#10.4、#11.3.31變更	1"3'2、1"3'4、2"1'1、2"1'3及2"1'9號	
同 上	#10.7.2	線の各一部、年度割變更	
		路面改良事業	
長 野 市 長	昭 8.11.4、#8.11.15	2"2'1號線の一部、1"3'6號線追加	47
	#10. 1.11變更	1"3'7、2"3'7及2"3'19號3路線追加	
	#10. 3.15 "	並執行年度割變更	
	#10.10. 1 "	1"3'7、2"3'7、2"3'1及1"3'1號線變更	
福 井 市 長	昭 8. 7. 4	2"1'4及2"3'11號、2路線の各一部	48
兵 庫 縣 知 事	昭10. 3.30	1"3'1、2"1'1、2"1'3、2"1'4、2"1'6、	51
		2"2'5及2"2'7號線	54
大 津 市 長	昭 8.10.30	1小1號線の一部	55
同 上	#10. 3.12	(1小1、2"3'14、2"3'3、2"3'5及2"2'6	
同 上		號線)	
同 上	#11.4.20	2"1'3號線及膳所埋立	
山 形 市 長	昭8.10.2、#9.3.21變更	2"2'2號線の一部、事業年度 1 箇年延長	56
同 上	#10.3.26	2"2'2號線の一部	
津 市 長	昭 8. 8. 9	2"1'1號線の一部	59
同 上	# 8.12.21	2"2'1號線を事業線に追加す	
同 上	# 9. 8. 2	2"2'1號線の一部	
同 上	#10. 4.10	2"1'1號線及2"3'15號線の一部	
宮 崎 市 長	昭 9.8.16	2"1'1號線の一部	62
同 上	#10.8. 7	2"1'1號線の一部	
清 水 市 長	昭2.12.6、#3.3.7變更	(12.13告示)	69
	#6.3.30變更	年度割	
	#8.3.30變更	年度割變更	
	#10.3.20變更、#10.9.1、#10	淺川橋改築	
	.9.21、#11.3.30	萩原橋改築	
東 京 府 知 事	昭4.11.19、#5.4.14變更		71
同 上	#6.8.20、#7.3.31		

2 都 市 計
A 街

都 市	路 線 數	延 長 (*)	事 業 費 (円)	年 度 割
74 千 葉	1	220	90,000	自昭和9年度至同11年度3箇年度 昭和11年度
	1	290	43,000	
計	2	510	133,000	
75 高 岡	2	1,620	774,000	自昭和8年度至同11年度4箇年度 自昭和9年度至同12年度4箇年度
78 奈 良	1	660	158,000	
計	2	1,546	323,000	
	3	2,206	481,000	
81 一 宮	9	8,058	2,689,694	自昭和7年度至同13年度7箇年度 昭和8年度
83 松 江	1	234	100,000	
87 佐 賀	2	436	29,940	昭和9年度
計	2	707	31,666	昭和10年度
	4	1,143	61,606	
89 大 垣	3	1,894	633,000	自昭和8年度至同11年度4箇年度
98 浦 和	1	3,599	32,950	自昭和9年度至同11年度3箇年度
102 岸和田	1	14,760	3,547,089	自昭和11年度至同17年度7箇年度
126 丸 龜	1	256	56,700	自昭和10年度至同11年度2箇年度
311 池田町	1	3,040	589,553	自昭和15年度至同16年度2箇年度
322 高槻町	1	5,830	1,380,676	自昭和12年度至同14年度3箇年度

C 上 水 道 (昭和11年5月1日現在)

都 市	事 業 總 量	事 業 費 (円)	年 度 割	執 行 者	認 可 年 月 日	摘 要
1 東京	貯水池 2	64,633,344	自大正2年度 至昭和11年度	東京市 長	大15. 2.15 昭7. 2.15 變 更 #10. 4.16 #11. 3.31	貯水池(村山 山口) 淨水池(和田 堀) 淨水池(境) 年度割變更
	淨水池 1					
	水路延長 40,700米					
	配水管延長 372,000米					
	淨水場 1	48,437,000	自昭和11年度 至同 20年度	同 上	昭11. 4. 2	小河内貯水池 (第2水道擴 張)
13 函館	配水本管 53,500米	246,247	自昭和10年度 至同 14年度	函館市 長	昭11. 3.30	復興事業
	同 小管 83,300米					
	配水管延長 24,831米					
	消火栓設置 196箇所					
	制水弁 246箇所	27,903				

E 高速度交通機關 (昭和11年5月1日現在)

都 市	線 數	延 長 (*)	事 業 費 (円)	年 度 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘 要
2 大 阪	3	19,279	70,565,400	自昭4年度 至同14年度	大阪市長	昭4, 6, 14 #7, 10, 28(變更) #10, 12, 6("	

畫 事 業

路 (昭和11年5月1日現在)

執 行 者	決 定 年 月 日	摘 要	都 市 番 號
千葉市長 同 上	昭10. 2.14 #10. 3.30變更, #10, 11, 29變更 #11. 4. 7	2"2/1號線の一部事業決定 年度割變更 1小17の一部	74
高岡市長 奈良市長	昭8.10. 7 昭9.10.31 #11. 3.31	2"2/12號登大路大森線の一部 追加變更(2"3/1號線の一部)	75 78
一宮市長 松江市長 佐賀市長 同 上	昭7.10.29 昭8.10. 2 昭9.11.20 #10.11. 7	1"3/1號線の一部 2"2/1及2"2/2號線の一部 2"2/1及2"2/2號線の一部	81 83 87
大垣市長 浦和市長	昭9. 1.13 #10. 3.30變更 昭10. 3.20 #11. 3.30變更	2"1/1、2"2/2及2"2/6號線の各一部 (年度割) 2"1/1號線の一部 年度割變更	89 98
大阪府知事 丸龜市長	昭11. 4.76 昭10.10. 1	2"2/1號線(國道16號) 2"3/13號線の一部	102 126
大阪府知事 同 上	昭11. 4.16 #11. 4.16	2"3/1號線 2"2/1號線	311 322

F 軌 道 (昭和11年5月1日現在)

都 市	路 線 名	事 業 數 量 (米)	事 業 費 (円)	年 度 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘 要
44 富 山	2	2,269	180,000	自昭和9年度 至同 10年度	富山市長	昭9.11. 7	計畫2線の 中各一部

H 公 園 (昭和11年5月1日現在)

都 市	箇 所	面 積 (ヘクタール)	事 業 費 (円)	年 度 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘 要
1 東京	3	26.67	12,053,065	自大正12年度 至昭和5年度 自大正13年度 至昭和6年度	内務大臣 東京市長	大13. 3.31 #13. 7. 4	復興事業大公園 (濱町隅田錦糸) 復興事業小公園
	52	14.63	13,752,175				
4 京 都	計55	41.30	25,805,240	自昭和7年度 至同 10年度	京都市長 同 上	昭7.11.28 #10. 3.30	船岡山公園事業 執行年度1箇年 度延長 兒童公園(第1 —4號)
	1	5.33	296,500				
	4	0.87	123,550	昭和9年度		昭10. 1.16	
6 横 濱	3	17.45	1,959,000	自大正13年度 至昭和4年度	内務大臣	大14. 1.23	復興事業
13 函 館	—	4.87	330,620	自昭和10年度 至同 14年度	函館市長	昭11. 3.30	復興事業

2 都 市 計 畫
B 河 川

都 市	路 線 數	事 業 (*)	事 業 費 (四)	年 度 割
1 東 京	12	14,265	16,601,258	自大正12年度至昭和5年度8箇年度
	2	815	750,430	自大正13年度至昭和5年度7箇年度
	1	720	309,065	自昭和4年度至同5年度2箇年度
	1	7,344	9,152,301	自大正12年度至昭和11年度14箇年度
	1	1,485	561,699	自大正14年度至昭和6年度7箇年度
	1	2,742	1,065,616	自昭和2年度至同8年度7箇年度
	1	2,400	1,070,762	自昭和3年度至同6年度4箇年度
	3	13,732	4,431,613	自昭和5年度至同11年度7箇年度
	3	1,037	176,000	
	1	2,342	3,138,980	自大正14年度至昭和7年度8箇年度
	3	4,968	3,397,374	自昭和6年度至同11年度6箇年度
	1	2,660	4,000,000	自昭和7年度至同10年度4箇年度
	1	1,545	610,000	自昭和7年度至同11年度5箇年度
	1	1,873	980,000	自昭和7年度至同11年度5箇年度
	1	880	112,442	
	計	38	66,332	49,947,540
2 大 阪	1	2,840	888,277	自昭和7年度至同8年度2箇年度
	2	5,882	4,889,947	自昭和7年度至同14年度8箇年度
	1	2,000	2,468,201	自昭和15年度至同17年度3箇年度
	計	4	10,722	8,246,425
3 名 古 屋	4	8,091	1,77,936	自大正13年度至昭和9年度11箇年度
4 京 都	1	2,140	479,800	昭和7年度1箇年度 自昭和7年度至同9年度3箇年度 變更
6 横 濱	2	4,780	5,612,000	自大正13年度至昭和4年度6箇年度
	2	5,241	1,601,962	自大正14年度至昭和4年度5箇年度
	4	10,021	7,213,962	
25 堺	1	500	1,452,647	自昭和14年度至同16年度3箇年度
44 富 山	1	4,545	1,950,000	自昭和3年度至同8年度6箇年度
54 尼 崎	2	3,135	156,000	自昭和9年度至同10年度2箇年度

畫 事 業
運 河 (昭和11年5月1日現在)

執 行 者	認 可 年 月 日	摘 要	都 市 番 號
內務大臣 同 上 同 上 東京府知事	大13. 3.11 #14. 4. 3 昭 4. 6.12 大11.12.23 昭10. 4.16. #11. 3.31	復興事業運河(新鑿1、改修11) 復興事業、東堀留川及西堀留川、 外濠、四區間 目黒川、 年度割變更	1
同 上 同 上 同 上 同 上	大15. 3. 2 昭 2. 3. 3. # 7. 3.31變更 # 4. 3.14 # 5. 8. 8 # 6. 8. 4變更 #10.12.28變更	花畑運河新鑿 澁谷川 荒川河身改修 立會川、神田上水、谷端川	
東京市長	大10. 5.13	外濠(錦町河岸)、埋立2線(鐵砲洲川、境川)	
同 上 東京府知事	大14.12. 8. 昭 7. 3.31變更 昭 6. 8. 4 # 9. 9. 3變更、同10.12.28	古川 呑川、宇田川、谷田川	
東京市長 東京府知事 同 上 東京市長	昭 7. 2.15 #10. 4.16 昭 7. 9.29 # 7. 9.29 大15. 2.12告示	江戸川 年度割變更 蛇崩川改修 妙正寺川改修 古石場川、復興事業土地區劃整理に依 る河川改修	
東京府知事 同 上	昭 6. 8 #10. 4.16 #10. 4.16	立會川、神田上水、善福寺川 呑川の一部 澁谷川上流	2
大阪府知事	昭 7.10.28 # 8. 3.29變更	神崎川河川改修	
大阪市長 大阪府知事	# 7.10.28 #11. 4.16	運河、(城北堂島) 敷津運河	
名古屋市長	大13.11.17. # 7. 3.29變更 昭 8. 3.29變更 # 9. 3.31變更	108.44ヘクター建築敷地造成事業を 含む(中川運河)、事業年度割變更	3
京都市長	昭 7. 9. 1 # 8. 3.30變更 # 9. 3.31變更	堀川改修 年度割變更	4
內務大臣 横濱市長	大13.12. 4 大15. 3. 3	復興事業運河 復興事業河川	6
堺市長	昭11. 4.16	三寶運河	25
富山縣知事 兵庫縣知事	昭 3. 3.20. # 4.12.11變更 # 8. 3.29變更 昭10.12.30	富岩運阿、起點、終點の變更 運河2等第2號、3等第3號	44 54

2 都 市 計 水
D 下

都 市	事 業 總 量				事 業 費 (円)	年 度 割
	面 積 (ヘクタール)	下水管延長 (米)	抽水機 和箇所 (数)	処分場 (数)		
1 東 京	667.11	135,831	2		14,816,440	自明治44至大正13年度14ヶ年度
	處理場 1	14,832			2,497,990	自大正 5至同 9年度 5ヶ年度
	箇所 8	34,110	1		5,190,670	自大正 9至同 9年度 4ヶ年度
		4,273	1	1	326,869	自大正12至同 13年度 2ヶ年度
	2,203.64	271,567	5	1	38,776,748	自大正13至昭和 6年度 8ヶ年度
	箇所 146	187,330			17,966,879	自大正14至昭和 8年度 9ヶ年度
	箇所 20	14,600			1,932,460	昭和 4年度
	處理場 3		5		3,850,000	自昭和 8至同 16年度 9ヶ年度
	第1區 294,472				13,500,000	自昭和 9至同 14年度 6ヶ年度
	第2區 191					
	第3區 16,797					
	415.33	6,240			3,000,000	自昭和 9至同 14年度 6ヶ年度
	大崎町(舊)	180.00	38,128		797,999	自昭和 5至同 10年度 6ヶ年度
	大久保町(舊)	149.00	25,503		991,000	自昭和 8至同 11年度 4ヶ年度
	高田町(舊)	254.00	56,900		1,720,300	自昭和 5至同 13年度 9ヶ年度
巢鴨町(舊)	187.37	39,105		1,237,281	自昭和 4至同 10年度 7ヶ年度	
西巢鴨町(舊)	455.00	98,270		2,910,000	自昭和 6至同 16年度11ヶ年度	
瀧野川町(舊)	450.00	89,907		3,494,000	自昭和 8至同 16年度11ヶ年度	
目暮里町(舊)	543.00	122,700	3	3,926,130	自昭和 5至同 13年度 9ヶ年度	
三河島町(舊)						
南千住町(舊)						
尾久町(舊)	150.34	47,385		1,600,279	自昭和 7至同 11年度 5ヶ年度	
王子町(舊)	520.63	66,295		3,135,207	自昭和 3至同 17年度 5ヶ年度	
千住町(舊)	177.85	28,331		930,000	自昭和 2至同 7年度 6ヶ年度	
郊外下水道(舊)		3,873		373,873	自昭和 5至同 10年度 6ヶ年度	
	251.80					
2 大 阪	421.28	65,845	2	4,600,000	自大正11至同 13年度 3ヶ年度	
	2,044.89	82,773	2	4,300,000	自大正13至昭和 2年度 4ヶ年度	
	2.40		4	17,500,000	自昭和 3至同 12年度10ヶ年度	
	處理場 8.90		2	17,000,000	自昭和 5至同 12年度 8ヶ年度	
4 京 都	164.107			1,390,328	自昭和 5至同 6年度 2ヶ年度	
	101.440			1,331,599	自昭和 6至同 7年度 2ヶ年度	
	處理場 1.115			787,000	自昭和 7至同 11年度 5ヶ年度	
	35.797			1,739,309	昭和 8年度	
	175.132			1,923,530	自昭和 9至同 10年度 2ヶ年度	
	253.780			20,460,000	自昭和 9至同 18年度10ヶ年度	
3.007						
處理場17						

畫 事 業
(昭和11年5月1日現在)

執行者	決定年月日	摘 要	都市 番號	
東 京 市 長	明治44	第1期(第2區)事業、内事業228,317圓は復興事業費支辨なり下水第一區建設工事 第2期(第1區)事業、計費即事業費2千萬圓年度自大正元年度至昭和2年度を以て決定せるも大震災の爲め大正12年度を以て打切る、内事業費879,357圓は復興事業費支辨なり 大震災による第1期及建設工事の災害復舊工事 復舊事業、第2期事業(事業費15,830,118圓)及第3期(第3區)事業一部(事業費26,156,000圓) 速成工事 失業救済事業 第1期完成工事(鉄線の一部を除きたる全部の工事) 残工事全部(下水道未執行部分) 東京都市計畫郊外下水道事業中砂町系統の部 東京都市計畫區域内舊大崎町下水道事業昭和7年10月1日より市に合併により 辭後執行者東京市長 東京都市計畫區域内舊高田町下水道事業、年度割變更(同上) 東京都市計畫區域内巢鴨町下水道事業年度割變更(同上) 東京都市計畫區域内西巢鴨町下水道事業(同上) 東京都市計畫區域内舊日暮里町、舊三河島町、舊南千住町下水道事業年度割變更昭和7年10月1日市に合併により辭後執行者東京市長 東京都市計畫區域内尾久町下水道事業(同上) 東京都市計畫區域内舊王子町下水道事業(同上) 東京都市計畫區域内舊千住町下水道事業(同上) 郊外下水道中舊三河島系統に關する幹線一部(同上) 第1期事業 第2期事業 第3期事業 處理事業 設備追加並執行年度延長 失業救済事業 失業救済事業下水處理場の名稱位置面積變更並道水(面積變更) (第3期下水道事業) (第4期下水道事業)(第12、13、14各排水區域變更) (第5期下水道事業)(第15、16、17、18排水區) (第6期下水道事業)(東山、中部、西の京排水區域舊處理場)		
同 上	大 3			
同 上	〃 9.12. 8			
同 上	〃 13. 3.31			
同 上	〃 13.12.24			
同 上	〃 14.8.6.昭7.4.1. 〃 8.3.10變更			
同 上	昭 5. 1.25			
同 上	〃 8. 8.12			
同 上				
同 上	〃 10. 4.16			
舊大崎町長	〃 3.12. 5 〃 10. 4.16變更			
東京市長	〃 9. 1.10			
舊高田町長	〃 5.12.24 〃 11. 3.31變更			
舊巢鴨町長	〃 5. 1.25 〃 10. 4.16變更			
舊西巢鴨町長	〃 7. 2.29			
東京市長	〃 9. 1.10告示			
舊東京府豐島郡東部下水道町村組合管理者	〃 5. 3.24 〃 11. 12.31變更			
舊尾久町長	〃 7. 4. 1			
舊王子町長	〃 3.12.15			
舊千住町長	〃 2. 3.24 〃 7. 7.31變更			
舊東京府豐島郡東部下水道町村組合管理者	〃 5.12.24			
大阪市長	大11. 6. 3			
同 上	〃 13. 5.29			
同 上	昭 3. 3.28			
同 上	〃 6. 1. 3 〃 9.12. 7變更			
同 上	〃 10. 3.30			
京 都 市 長	昭5.8.11 〃 6.10.6變更昭7.3.3變更			
同 上	〃 6.10.7 〃 7.7.5變更昭8.3.30變更			
同 上	昭 7.11.14			
同 上	〃 8. 6. 4 〃 9. 3.22變更			
同 上	〃 9.7.6 〃 10.3.3.變更 〃 11.2.4變更			
同 上	〃 10. 1.16			

2 都 市 計 畫
D 下 水

都 市	事 業 總 量				事 業 費	年 度 割	
	面 積 (ヘクタール)	下水管延長 (米)	抽水機 和ポンプ (台)	区分 (數)			
26 豊 橋	598.19	—		1	3,744,884	自昭和 6至同	12年度 7ヶ年度
30 岐 阜	490	—		1	2,500,000	自昭和 8至同	11年度 4ヶ年度
40 西 宮 都計区域内 精道村	494.435	—			2,150,000	自昭和 9至同	18年度10ヶ年度
70 秋 田	226.3	—			858,000	自昭和 6至同	10年度 5ヶ年度
74 千 葉	46.6	—			160,000	自昭和10至同	11年度 2ヶ年度

I 墓 地 (昭和11年 5月 1日現在)

都 市	箇所	面 積 (ヘクタール)	事 業 費 (円)	年 度 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘 要
1 東 京	1	99.17	1,156,054	自大正 9年度 至同 10年度	東京市長	大正9.12.24	多磨墓地 東京横濱 に付ては 市區改正 設計を除く

J 防 潮 堤 (昭和11年 5月 1日現在)

都 市	路線 數	延 長 (米)	事 業 費 (円)	年 度 割	執 行 者	認 可 年 月 日	摘 要
25 堺	1	築堤 4,965 道路 920	272,945	昭和 9年度乃至同 10年度	大阪府知事	昭10. 3.30 # 11. 3.28 變更	第 1號 第 2號
40 西 宮	2	3,346	600,000	昭和 9年度乃至同 10年度	兵庫縣知事	昭10. 3.30 # 11. 3.28 變更	
高石町(大阪)	1	築堤 2,060	188,716	昭和 9年度乃至同 10年度	大阪府知事	昭10. 3.30 變更	
大津町(大阪)	1	築堤 2,375 道路 1,200	220,088	昭和 9年度乃至同 10年度	大阪府知事	昭10. 3.30 # 11. 3.28 變更	

畫 事 業
道 (昭和11年 5月 1日現在)

執 行 者	決 定 年 月 日	摘 要	都 市 番 號
豊 橋 市 長	昭 6.12.14	最初 2ヶ年度失業救済事業	26
岐 阜 市 長	昭 9. 1. 3		30
精 道 村 長	昭10. 3.30		40
秋 田 市 長	昭 6.10.1 # 10. 6. 8 變更 # 10. 7.17變更		70
千 葉 市 長	昭10.11.28		74

K 高 潮 防 禦 (昭和11年 5月 1日現在)

都 市	箇所數	延 長 (米)	事 業 費 (円)	年 度 割	執 行 者	認 可 年 月 日	摘 要
1 東 京	33 水門79箇所	38,720	2,900,000	自昭和 9年度 至 " 18年度	東京市長	昭10.4.16	

L 一 團 地 の 住 宅 經 營 (昭和11年 5月 1日現在)

都 市	面 積 (ヘクタール)	事 業 費 (円)	年 度 割	執 行 者	認 可 年 月 日	摘 要
小 阪 町	1.42	166,165	自昭和10年度 至昭和11年度	小阪町長	昭11.3.28	小阪町大字中 小阪及同下小 阪の各1部

2 都 市 計

G 土 地 區

都 市	面 積 (ヘクタール)	事 業 費 (円)	年 度 割
1 東 京	13.22	796,076	大正10年度
	626.14	26,728,622	自大正12年度至昭和7年度10箇年度
	2,490.48	87,311,237	自大正12年度至昭和7年度10箇年度
計	3,129.84	114,835,985	
2 大 阪	4.72	2,630,000	3箇年以内
4 京 都	77.09	579,068	昭和6.7.1 ↓ ヲ 3箇年以内
	63.26	846,616	昭和6.9.4 ↓ ヲ 4箇年以内
	16.51	94,620	昭和7.7.6 ↓ ヲ 3箇年以内
	71.00	334,041	
	27.76	135,050	昭和7.11.10 ↓ ヲ 3箇年以内
	28.71	153,633	3箇年以内
	65.42	575,396	昭和9.5.24 ↓ ヲ 3箇年以内
	46.08	249,949	同上
	73.10	384,181	同上
	71.04	514,292	昭和9.10.11 ↓ ヲ 3箇年以内
	57.92	599,206	昭和10.5.22 ↓ ヲ 4箇年以内
	56.19	493,244	昭和10.7.3 ↓ ヲ 4箇年以内
	59.37	482,662	同上
	58.57	411,696	同上
計	772.02	5,853,654	
6 横 濱	162.97	4,161,000	自大正13年度至昭和3年度5箇年度
	169.91	7,179,000	同上
計	332.88	11,340,000	
7 廣 島	23.92	62,598	2箇年以内
25 堺	139.06	1,237,659	3箇年以内
44 富 山	116.84	1,057,863	昭和4.4.25 ↓ ヲ 6箇年以内
54 尼 崎	253.48	—	昭和10.5.14 ↓ ヲ 2箇年以内
大 庄	291.57	—	同上
鳴 尾 村	17.05	—	同上
計	562.10	—	

畫 事 業

劃 整 理 (昭和 11 年 5 月 1 日現在)

執 行 者	認 可 年 月 日	摘 要	都 市 番 號	
東 京 市 長	大10.5.2	淺草及新宿燒失區域整理 復興事業、本事業に依り新設改修せる もの次の如し 道路新設 287,472米 道路改修 317,857米 運河改修 880米	1	
内 務 大 臣	大13.3.19 昭7. 3. 31變更			
東 京 市 長	大13.3.19 昭7. 3. 31變更			
大 阪 市 長	昭10.4.22	大阪駅前整理 大正15年8月及昭和3年7月認可の區域 内中 同上 (南第1地區) 同上 (北第1地區) 同上 (西第1地區) — 同上(西第2地區) 同上(東第1地區) 同上(西第3地區) 同上(南第2地區) 同上(西第4地區) — 同上(南第3地區) 同上 同上(東第3地區) 同上(南第4地區)	2	
京 都 市 長	昭6.7.1			4
〃	〃 6.9.4 〃 7.11.10			
〃	〃 7.7.6 〃 8.10.11			
〃	〃 7.3.24			
〃	〃 7.2.10			
〃	〃 9.3.1 〃 10.6.20變更			
〃	〃 9.5.24 〃 10.2.27			
〃	〃 9.5.24 〃 10.6.19			
〃	〃 9.5.24 〃 10.6.20			
〃	〃 9.10.11 〃 10.8.13			
〃	〃 10.5.22. 〃 11.4.23			
〃	〃 10.7.3.			
〃	〃 10.9.3			
〃	〃 11.4.1			
内 務 大 臣	大13.7.2	復興事業、本事業により新設改修する もの次の如し 道路新設 38,871米 道路改修 47,683米	6	
横 濱 市 長	同 上			
廣 島 市 長	昭10.4.1 〃 11.3.7	— 元三寶村	7	
堺 市 長	昭11.3.24		25	
富 山 縣 知 事	昭4.4.15 〃 8.11.1 〃 10.4.22	執行期間變更 (設計認可昭和9.3.8) 變更認可	44	
尼 崎 市 長	昭11.5.14	—	54	
大 庄 村 長	—			

3 都市計畫法及市街地

都	市	都市計畫法 適用年月日	市街地建築物 法適用年月日	同法適用 範圍	都	市	都市計畫法 適用年月日
1	東京	9.1.1	9.12.1	A	44	富山	13.6.1
2	大阪	9.1.1	9.12.1	AA	45	甲府	2.4.1
3	名古屋	9.1.1	9.12.1	AA	46	松山	3.1.1
4	京都	9.1.1	9.12.1	AA	47	長岡	14.4.1
5	神戸	9.1.1	9.12.1	AA	48	岡崎	14.4.1
6	横浜	9.1.1	9.12.1	A	46	宇都	3.9.10
7	廣島	12.7.1	15.10.1	DD	50	桐生	8.5.10
8	福岡	12.7.1	15.10.1	DD	51	福井	2.4.1
9	仙台	12.7.1	15.10.1	DD	52	若松	12.7.1
10	長崎	12.7.1	15.10.1	B	53	松本市(福)	14.4.1
11	八戸	12.7.1	15.10.1	C	54	新潟	12.7.1
12	函館	12.7.1	15.10.1	DA	55	大津	3.1.1
13	静岡	12.7.1	15.10.1	DA	56	山形	3.9.10
14	沼津	12.7.1	15.10.1	DB	57	盛岡	3.1.1
15	札幌	12.7.1	15.10.1	B	58	盛岡	15.4.1
16	本庄	12.7.1	15.10.1	B	59	津	14.4.1
17	須賀	3.1.1	3.4.1	BC	60	那	8.5.10
18	鹿	12.7.1	15.10.1	CD	61	室	3.9.10
19	和歌	14.4.1	15.10.1	AC	62	宮	2.4.1
20	佐保	14.4.1	15.10.1	AC	63	高崎	2.4.1
21	岡	12.7.1	15.10.1	B	64	水	3.1.1
22	金	12.7.1	15.10.1	BA	65	別	2.4.1
23	川	3.1.1	3.4.1	BA	66	八	6.12.1
24	小	12.7.1	15.10.1	BA	67	長	14.4.1
25	堺	12.7.1	15.10.1	A	68	大	14.4.1
26	豊	12.7.1	15.10.1	E	69	水	14.4.1
27	新	12.7.1	15.10.1	EB	70	田	2.4.1
28	濱	12.7.1	15.10.1	DB	71	八	2.4.1
29	下	12.7.1	15.10.1	BB	72	四	2.4.1
30	岐	12.7.1	15.10.1	B	73	福	3.9.10
31	門	12.7.1	15.10.1	D	74	千	5.9.1
32	小	12.7.1	15.10.1	DD	75	高	14.4.1
33	大	12.7.1	15.10.1	DB	76	延	8.5.10
34	高	14.4.1	15.10.1	DB	77	路	5.9.1
35	德	昭 2.4.1	昭 3.4.1	D	78	奈	3.1.1
36	青	4.7.1	4.7.1	B	79	郡	2.4.1
37	久	2.4.1	3.4.1	DE	80	川	8.5.10
38	姫	2.4.1	3.4.1	E	81	一	14.4.1
39	旭	2.4.1	3.4.1	BA	82	宇	2.4.1
40	西	大 15.4.1	2.3.1	A	83	治	3.1.1
41	前	昭 3.1.1	3.4.1	D	84	今	2.4.1
42	字	2.4.1	3.4.1	DD	85	字	7.11.15
43	高	大 14.4.1	15.10.1	B	86	米	8.5.10

備考 A 市街地建築物法全規定適用のもの
 B 同法緩和規定適用のもの
 C 緩和規程中令第31條の指定なきもの

建築物法適用都市 (昭和11年5月1日現在)

市街地建築物 法適用年月日	同法適用 範圍	都	市	都市計畫法 適用年月日	市街地建築物 法適用年月日	同法適用 範圍
大昭	15.10.1	B	87	佐賀	昭 3.9.10	昭 3.11.1
大昭	3.4.1	D	88	沼	2.4.1	2.2.1
大昭	3.4.1	B	89	大	昭 14.4.1	昭 15.10.1
大昭	15.10.1	B	90	足	昭 2.4.1	昭 3.4.1
大昭	15.10.1	E	91	福	昭 2.4.1	昭 3.4.1
昭	3.11.1	B	92	銚	昭 8.5.10	昭 10.3.1
昭	10.4.3	B	93	瀨	昭 5.9.1	昭 5.9.1
昭	3.4.1	B	94	市	昭 9.11.3	昭 10.9.3
大昭	15.10.1	D	95	若	昭 3.9.10	昭 3.11.1
大昭	15.10.1	B	96	松	昭 6.12.1	昭 6.12.1
昭	15.10.1	A	97	鳥	昭 3.9.10	昭 3.11.1
昭	3.4.1	B	98	浦	昭 8.10.26	昭 —
昭	3.11.1	D	99	直	昭 8.5.10	昭 10.3.15
昭	3.4.1	D	100	明	昭 2.4.1	昭 3.4.1
昭	2.3.1	D	101	飯	昭 8.5.10	昭 8.12.20
大昭	15.10.1	B	102	岸	昭 3.1.1	昭 3.4.1
大昭	10.3.21	B	103	平	昭 7.11.15	昭 6.12.1
昭	3.11.1	B	104	谷	昭 8.5.10	昭 —
昭	3.4.1	B	105	鶴	昭 3.9.10	昭 3.11.1
昭	3.4.1	D	106	米	昭 3.9.10	昭 3.11.1
昭	3.4.1	D	107	都	昭 3.9.10	昭 3.11.1
昭	3.4.1	B	108	津	昭 4.7.1	昭 4.7.1
昭	6.12.1	C	109	帶	昭 8.5.10	昭 8.4.20
大昭	15.10.1	B	110	松	昭 8.5.10	昭 10.2.28
大昭	15.10.1	B	111	上	昭 2.4.1	昭 3.4.1
昭	15.10.1	D	112	川	昭 8.2.10	昭 8.2.10
昭	3.4.1	C	113	山	昭 6.12.1	昭 6.12.1
昭	3.4.1	B	114	倉	昭 3.9.1	昭 3.11.1
昭	3.4.1	B	115	三	昭 9.1.1	昭 10.7.25
昭	3.11.1	D	116	石	昭 8.5.10	昭 —
昭	5.9.1	B	117	萩	昭 8.5.10	昭 10.6.5
大昭	15.10.1	B	118	新	昭 8.10.1	昭 —
大昭	8.2.20	B	119	酒	昭 8.5.10	昭 10.3.15
昭	5.9.1	B	120	高	昭 8.5.10	昭 10.9.30
昭	3.4.1	B	121	唐	昭 7.11.15	昭 7.11.15
昭	3.4.1	B	122	尾	昭 2.4.1	昭 3.4.1
大昭	15.10.1	E	123	八	昭 8.12.9	昭 —
大昭	3.4.1	B	124	中	昭 6.11.1	昭 6.12.1
大昭	3.2.1	B	125	海	昭 9.5.1	昭 —
昭	3.4.1	B	126	丸	大 14.4.1	大 15.10.1
昭	3.4.1	B	127	首	昭 8.5.10	昭 —
昭	7.11.5	B	128	德	昭 10.3.14	昭 —
昭	10.3.15	D	129	岡	昭 10.7.13	昭 —

D 緩和規定中令第31條の指定なきと共に規則第149條の2第2項に依り施行規則一部適用のもの
 E 緩和規定中規則第149條の2第2項に依り施行規則一部適用せるもの

4 都市計畫法及市街地建築物法適用町村

(昭和11年5月1日現在)

Table with columns: 町村, 都市計畫法適用年月日, 市街地建築物法適用年月日, 同法適用範圍, 町村, 都市計畫法適用年月日, 市街地建築物法適用年月日, 同法適用範圍. Lists municipalities and their applicable laws.

備考 A 市街地建築物法全規定適用のもの、B 同法緩和規定適用のもの、C 緩和規定中令第31條の指定なきもの、D 緩和規定中令第31條の指定なきと共に規則第149條の2第2項に依り施行規則一部適用のもの、E 緩和規定中規則第149條の2第2項に依り施行規則一部適用せるもの

4 都市計畫法及市街地建築物法適用町村

(昭和11年5月1日現在)

Table with columns: 町村, 都市計畫法適用年月日, 市街地建築物法適用年月日, 同法適用範圍, 町村, 都市計畫法適用年月日, 市街地建築物法適用年月日, 同法適用範圍. Lists municipalities and their applicable laws.

4 都市計畫法及市街地建築物法適用町村

(昭和11年5月1日現在)

Table with columns: 町村, 都市計畫法適用年月日, 市街地建築物法適用年月日, 同法適用範圍, 町村, 都市計畫法適用年月日, 市街地建築物法適用年月日, 同法適用範圍. Lists municipalities and their applicable laws.

4 都市計畫法及市街地建築物法適用町村

(昭和11年5月1日現在)

Table with columns: 町村, 都市計畫法適用年月日, 市街地建築物法適用年月日, 同法適用範圍, 町村, 都市計畫法適用年月日, 市街地建築物法適用年月日, 同法適用範圍. Lists municipalities and their applicable laws.

VI

土木・建築

市と土木事業 我國の如く災害の多い國に於ては、恒常的乃至改良的事業費以外に、災害復舊のための少からざる経費を要する關係上、土木費の支出額は年に依り著しき増減があつて、他の費目の如く既往に於ける消長について一定の傾向を見出しがたいのみならず、府縣市町村等の各級公共團體相互間に於ける経費負擔の割合についても、これが定型を知るに苦しむのである。しかし極めて大體を言へば、下表の示す如く、道府縣の支出する土木費最も多額を占め、市と町村とは略々伯仲の間にありと言ふことが出来るであらう。市の歳出總額中土木費の占むる割合は、町村に於ける程顯著ではないが、やはり相當多額に上り、歳出中主なるものゝ一たることは争はれぬ所である。

地方土木費累年比較 (昭和8年度迄決算額以後は豫算額)

年 度	道 府 縣 (円)	市 (円)	町 村 (円)	水利組合 (円)
明治 38	12,638,398	3,967,460	5,118,567	2,821,717
昭和 1	125,711,684	66,845,850	42,764,444	24,099,689
6	141,590,131	40,602,248	38,059,465	20,359,782
7	204,762,975	47,950,207	92,189,769	21,758,028
8	205,571,846	53,122,475	102,125,736	23,179,806
9	112,471,627	50,420,005	33,162,070	22,715,846
10	114,690,362	58,997,912	31,265,208	22,358,319

備考 地方財政概要に據る。水利組合に就てはその歳出總額を掲出せり。尙これには北海道土功組合も含まる。

市の土木費につき工種別の金額は既存の資料を缺くが、地方土木費總體について言へば、道路工事首位に居り、河川工事概ね之に次ぐ。

地方土木費決算工種別比較表

年 度	總 額 (千円)	同 上 中 主 要 費 目						
		河川工事 (千円)	港湾工事 (千円)	道路工事 (千円)	橋梁工事 (千円)	水道工事 (千円)	下水道工 事 (千円)	用悪水工 事 (千円)
昭和 元	293,304	41,484	16,422	128,591	25,713	33,219	13,585	14,598
" 2	324,022	43,605	18,356	135,656	30,159	38,920	13,960	15,467
" 3	323,298	42,140	16,670	150,464	34,047	33,558	16,225	11,547
" 4	314,172	32,954	17,445	143,895	35,883	35,144	13,198	11,202
" 5	269,352	30,832	17,331	124,188	29,451	27,489	10,251	12,490
" 6	282,134	30,998	18,006	138,436	25,821	27,014	12,077	12,986

備考 内務省統計報告に據る。

災害対策 昭和 9 年は災害の激甚なるものあり空前の被害を齎したが、昭和 10 年も更に一層の惨害を惹起し、全國各地に少からざる打撃を與へた。即ち 6 月末に於ける北九州、京都、大阪附近の大豪雨を始として、8 月には再び京都、大阪に大洪水ありたる外、青森、秋田方面にも非常なる洪水あり、更に同月末には四國西部を始め徳島、和歌山等が颱風豪雨に悩まされ、剩へ 7 月には清水市附近に地震の被害を見るに至つた。これがために蒙つた土木工作物の損害頗る多額に上り、復舊につき國庫補助の申請をなしたものは、東京、愛知、石川、福井、山形の 5 府縣を除く全國 1 道 41 府縣の多きに達した。國庫補助に該當せる土木費のみでも、前年の約 4,700 萬圓に對し昭和 10 年度は 9,351 萬餘圓 (道府縣 70,589,807 圓、市町村及び組合 22,923,900 圓合計 93,513,707 圓) に上つた。この外に尙ほ府縣及び市町村が單獨經費を以て施工する工事費を加算すれば、更に一層の多額となるであらう。試に最近 5 箇年間に於ける國庫補助災害土木工事費を見るに次の如くである。

最近 5 箇年國庫補助災害土木工事費

	昭和 6 年 (円)	昭和 7 年 (円)	昭和 8 年 (円)	昭和 9 年 (円)	昭和 10 年 (円)
災害土木工事費	12,717,533	20,187,330	17,509,096	77,397,979	88,260,697
國庫補助額	5,105,594	10,282,532	9,456,651	39,167,666	約 50,000,000

かくの如く災害土木費が年々増加し、特に昭和 9 年及び 10 年の異常なる激増を見ると共に、家屋農作物等の被害は一層の多額に上り (昭和 9 年の被害額は河川道路橋梁港湾等復舊費 14,442 萬圓に對し家屋耕宅地農作物等諸損耗 45,729 萬 4 千圓に上る)、今

や災害対策の樹立は重要國策の一とならざるを得ない。即ち昭和 10 年 9 月には土木會議河川部會が開かれ、(1) 水害防備策の確立、(2) 第三次治水計畫の追加、(3) 河川法制の整備に關し諮問が發せられ、部會は特別委員會を設け慎重審議の結果、10 月本會議を開き委員長報告通り決定を見た。その要旨とする所は水害防備策の確立に關しては、今次の災害は稀有の豪雨に因ること勿論であるが、水源山地、溪流の荒廢並に未改修河川の多きに因ること亦大なるの事實に鑑み、河川改修及砂防事業の促進、荒廢地復舊事業の促進、河川の維持管理の充實、水防の強化河川愛護の普及徹底、河水統制の調査並に施行に依り、恒久的方策を樹立せんとするにあり、又河川法制の整備に關しては、河川法の支配外にある普通河川は取締上支障少からざるのみならず、權義の明確を缺くを以て、之に對しても河川法適用の範圍を擴張すること、治水事業の促進助成、水害防備の強化擴充、治水及利水の調和統制等これである。

又昭和 7 年 8 月内務省に設置された雪害対策調査會に於ては、3 年餘の調査審議の末、昭和 10 年 12 月末に至り対策全部の決定を見た。その内容は廣汎に涉るが、土木事業に關する事項に就ては、雪國地方に於ける土木工事に關し特に施設を要する事項として 9 項目を決定し、尙雪國地方に於ける土木費其の他災害復舊の工事費に對しては高率の國庫補助を爲すことを決定した。

昭和 10 年の災害に依る内務省所管同年度豫算外支出額は合計 605 萬餘圓に上り、同 11 年度豫算中、災害対策土木事業に關する經費として追加せられた金額は 2,062 萬餘圓を算し、同年度土木費豫算總額は實に 4,218 萬 2 千餘圓に達した。この中、河川關係最も多額を占め 2,303 萬 8 千餘圓、次は道路關係の 1,480 萬 6 千餘圓、港灣關係は 433 萬 8 千餘圓である。

建築 内務省都市計畫課では昭和 10 年 12 月、北海道外 8 府縣の建築主任官及都市計畫委員會關係官を本省に召集して、市街地建築物法令に關する事務打合せを開催した。附議事項は(1)市街地建築物法の改正に關する件、(2)市街地建築物法第 14 條の規定に依る特殊建築物規則制定の件であるが、特殊建築物規則は從來特殊建築物に關しては僅に市街地建築物法第 14 條の規定に依る特殊建築物耐火構造規則があるにすぎなかつたものを、新に學校、共同住宅、百貨店、自動車車庫の同種に付保安上、衛生上適切な規定を整備せんとするもので近く發令を見る筈である。

各市家屋建築 (昭和10年中)

都 市	種 別	住居建築		商業建築		工業建築		其 他		合 計	
		件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)
1 東 京	新	22,204	541,352	3,582	123,905	5,241	172,340	803	59,503	31,830	897,100
	増	4,039	53,900	2,320	38,537	2,406	47,249	493	22,239	9,258	161,925
	改	2,255	57,868	1,289	38,391	246	6,470	135	8,469	3,925	111,198
	他計	1,438	24,855	1,011	24,643	464	5,384	96	5,305	3,009	60,187
	計	29,936	677,975	8,202	225,476	8,357	231,443	1,527	95,516	48,022	1,230,410
2 大 阪	新	4,929	283,637	1,309	99,673	1,183	92,199	245	37,360	7,666	512,869
	増	946	15,728	1,401	33,703	2,906	178,546	375	14,482	5,628	242,459
	改	495	19,451	879	44,009	544	39,913	262	6,995	2,180	110,368
	他計	223	10,157	2,959	146,530	3,520	136,165	154	22,442	6,856	315,294
	計	6,593	328,973	6,548	323,915	8,153	446,823	1,036	81,279	22,330	1,180,990
3 名古屋	新	3,560	144,723	373	23,170	352	38,130	497	22,188	4,782	228,211
	増	680	10,363	203	2,730	525	30,556	753	16,827	2,161	60,476
	改	367	12,064	133	6,268	115	8,181	208	7,550	823	34,063
	他計	415	11,478	370	14,740	777	53,947	235	4,240	1,797	84,405
	計	5,022	178,628	1,079	46,908	1,769	130,814	1,693	50,805	9,563	407,155
4 京 都	新	1,990	91,187	152	8,938	221	17,856	222	9,501	2,585	27,482
	増	1,235	17,038	124	7,438	663	18,524	289	5,803	2,311	48,802
	改	1,253	46,130	299	13,829	417	19,738	227	6,847	2,196	86,544
	他計	261	—	919	—	673	—	504	—	2,357	—
	計	4,739	154,356	1,494	30,204	1,974	561,118	1,242	22,153	9,449	162,827
5 神 戸	新	2,526	110,052	49	8,544	68	19,554	145	12,293	2,788	150,443
	増	1,020	13,328	102	2,254	430	62,451	186	10,948	1,738	88,981
	改	80	1,327	11	445	34	970	20	861	145	3,603
	他計	68	—	20	—	220	—	111	—	419	—
	計	3,694	124,707	182	11,243	752	82,975	462	24,102	5,090	243,027
6 横 濱	新	2,642	51,033	383	13,485	259	16,265	250	13,859	3,534	94,642
	増	812	7,369	522	9,360	966	48,889	214	6,517	2,514	72,135
	改	200	3,659	213	4,434	85	4,483	35	1,015	533	13,591
	他計	75	—	21	—	119	—	10	—	225	—
	計	3,729	62,061	1,139	27,279	1,429	69,637	509	21,391	6,806	180,368
7 廣 島	新	1,165	108,180	37	14,887	52	15,464	176	11,318	1,430	149,849
	増	414	18,896	26	3,527	116	17,871	95	10,119	651	50,413
	改	239	13,605	11	1,874	16	2,293	14	6,385	280	24,157
	他計	48	6,013	124	7,305	36	2,994	23	4,101	231	20,413
	計	1,866	146,694	198	27,593	220	38,622	308	31,923	2,592	244,832
8 福 岡	新	1,035	129,106	221	17,380	105	28,783	215	89,159	1,576	264,428
	増	63	6,839	83	61,172	47	23,180	51	22,163	244	113,354
	改	2	60	6	1,607	4	3,171	4	7,513	16	12,352
	他計	5	—	31	—	9	—	25	—	70	—
	計	1,105	136,006	341	80,159	165	51,964	295	118,835	1,906	390,134
9 吳	新	1,224	94,471	59	7,950	28	5,207	203	2,992	1,514	110,620
	増	380	39,688	43	12,538	11	1,930	20	5,714	454	59,870
	改	98	9,297	34	5,264	2	458	—	—	134	15,019
	他計	15	1,497	27	3,066	4	636	—	—	46	5,199
	計	1,717	144,953	163	28,818	45	8,231	223	8,706	2,148	190,708

備考 本表は各府縣の回答に據り、市街地建築物法適用の都市に付掲記せり。
本表種別欄中新は新築、増は増築、改は改築、他は其の他建築を示す。

各市家屋建築 (昭和10年中)

都 市	種 別	住居建築		商業建築		工業建築		其 他		合 計	
		件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)
10 仙 臺	新	728	23,941	8	1,756	118	3,802	25	2,841	879	32,340
	增	3	26	—	—	9	558	15	1,210	27	1,794
	改	—	—	1	325	—	—	3	593	4	918
	他計	731	23,967	9	2,081	127	4,360	43	4,644	910	35,052
14 長 崎	新	543	15,008	96	6,509	17	1,096	56	9,102	712	31,715
	增	153	3,836	41	3,920	9	531	9	2,046	212	10,333
	改	39	948	16	1,185	3	188	—	—	58	2,321
	他計	739	19,792	155	11,614	64	1,815	67	11,148	1,025	44,369
12 八 幡	新	1,023	117,929	17	3,944	244	105,416	46	5,329	1,330	232,618
	增	30	1,157	20	2,014	53	14,880	25	2,595	128	20,646
	改	3	250	2	402	2	672	1	57	8	1,381
	他計	1,180	119,336	58	6,360	368	120,968	119	7,981	1,725	254,645
13 函 館	新	787	28,864	177	8,037	89	5,808	53	8,242	1,106	50,951
	增	81	1,348	83	2,336	63	1,966	7	264	234	5,914
	改	18	581	32	1,950	17	588	4	664	71	3,787
	他計	915	30,793	320	12,323	206	8,362	75	9,174	1,516	60,652
14 靜 岡	新	654	21,742	67	3,208	90	5,317	73	3,923	884	34,190
	增	296	4,711	108	2,520	185	8,984	42	2,581	631	18,796
	改	55	1,351	26	1,463	35	763	5	101	121	3,678
	他計	1,017	27,804	207	7,191	335	15,064	120	6,605	1,679	56,664
15 札 幌	新	163	7,079	12	1,572	25	3,718	12	5,311	212	17,680
	增	2	81	30	716	68	3,847	27	3,063	127	7,707
	改	1	29	12	1,111	9	727	3	269	25	2,136
	他計	176	7,189	77	3,399	176	8,292	44	8,643	473	27,523
16 熊 本	新	446	11,010	16	1,547	34	2,220	15	2,427	511	17,204
	增	28	434	36	1,916	48	2,783	15	886	127	6,019
	改	19	694	18	3,648	17	757	13	1,460	67	6,559
	他計	495	12,134	107	7,111	288	5,760	45	4,773	935	29,782
17 横 須 賀	
18 鹿 兒 島	新	486	36,125	71	11,900	31	4,609	10	2,953	598	55,587
	增	61	2,397	67	6,939	25	4,674	17	2,482	170	16,492
	改	74	3,965	53	6,897	9	1,263	6	423	142	12,548
	他計	629	42,487	206	25,736	76	10,546	35	5,858	946	84,627
19 和 歌 山	新	424	13,849	28	3,057	63	2,259	63	2,924	578	22,089
	增	97	4,389	8	178	94	2,535	38	1,020	237	8,122
	改	91	3,006	15	955	36	2,441	14	905	156	7,307
	他計	721	21,244	74	4,190	206	7,235	126	4,849	1,024	37,518

各市家屋建築 (昭和10年中)

都 市	種 別	住居建築		商業建築		工業建築		其 他		合 計	
		件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)
20 佐 世 保	新	875	25,640	18	1,100	50	2,700	63	3,824	1,006	33,267
	增	237	9,498	19	4,193	8	634	7	472	271	14,797
	改	47	1,178	2	284	3	288	—	—	52	1,750
	他計	1,159	36,316	39	5,577	61	3,622	102	4,296	1,361	49,811
21 岡 山	新	453	14,424	15	1,174	65	4,342	12	922	545	20,862
	增	36	7,890	2	28	42	8,677	1	23	81	16,618
	改	34	948	2	2,114	1	16	—	—	37	3,078
	他計	523	23,262	19	3,316	108	13,035	13	945	663	40,558
22 金 澤	
23 川 崎	新	1,419	21,151	121	2,612	89	3,623	82	3,941	1,711	31,327
	增	229	2,127	117	1,171	502	35,452	80	2,719	928	41,469
	改	21	394	38	805	10	936	3	143	72	2,278
	他計	1,773	23,672	303	4,588	639	40,011	172	6,803	2,887	75,074
24 小 樽	新	147	5,777	62	3,293	42	2,663	19	905	270	12,638
	增	12	360	19	684	43	3,047	5	201	79	4,292
	改	3	209	4	357	—	—	1	8	8	574
	他計	166	6,346	92	4,334	85	5,710	25	1,114	368	17,504
25 堺	新	333	16,798	34	2,698	108	6,160	20	3,845	495	29,501
	增	89	1,695	50	779	181	7,064	31	892	351	10,430
	改	43	1,337	41	1,195	56	2,900	15	971	155	6,403
	他計	470	20,104	205	8,872	518	24,007	72	6,805	1,265	59,788
26 豊 橋	新	352	13,039	27	1,258	47	5,797	145	4,499	571	24,593
	增	67	1,429	15	215	76	1,884	121	2,349	279	5,877
	改	30	1,059	9	527	15	436	22	985	76	3,007
	他計	539	17,861	131	4,350	265	11,832	330	8,583	1,265	42,626
27 新 潟	新	276	53,433	21	1,780	33	4,337	20	532	350	60,082
	增	24	382	1	10	23	25,038	7	1,231	55	26,661
	改	9	173	11	1,356	1	62	21	1,591
	他計	323	53,988	22	1,790	71	30,731	30	1,825	446	88,334
28 濱 松	新	627	14,376	103	4,552	129	7,401	32	1,646	891	27,975
	增	144	1,901	77	1,284	209	9,995	13	529	443	13,709
	改	9	223	35	2,031	7	300	0	—	51	2,554
	他計	791	16,500	221	7,867	346	17,696	46	2,175	1,404	44,238
29 下 關	新	287	9,132	18	2,042	44	3,046	58	2,429	407	16,647
	增	24	519	10	178	24	2,663	11	1,110	69	4,470
	改	16	439	5	215	4	381	8	1,371	33	2,406
	他計	332	10,267	35	2,064	83	7,052	79	4,949	529	24,870

各市家屋建築 (昭和10年中)

都市	種別	住居建築		商業建築		工業建築		其他		合計	
		件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)
30 岐阜	新增	644	23,932	38	3,107	30	11,939	19	2,900	731	41,878
	改	85	1,092	15	852	69	8,957	13	1,530	182	12,431
	他	76	2,156	8	423	6	334	2	35	92	2,948
	計	16	...	1	...	1	...	—	—	18	...
	計	821	27,180	62	4,382	106	21,230	34	4,465	1,023	57,257
31 門司	新增	267	25,033	58	15,384	25	9,192	32	8,331	392	57,940
	改	11	994	13	718	18	10,247	15	2,185	57	14,145
	他	1	30	2	58	2	52	7	1,656	12	1,796
	計	11	...	34	...	21	...	21	...	87	...
	計	290	26,057	107	1,616	76	19,491	75	12,172	548	73,881
32 小倉	新增	622	71,140	50	23,600	57	19,437	63	17,399	792	131,576
	改	10	598	20	2,281	25	3,093	11	1,170	66	7,142
	他	—	—	—	—	1	525	—	—	1	525
	計	8	...	26	...	16	...	3	...	53	...
	計	640	71,738	96	25,881	99	23,055	77	18,569	912	139,243
33 大牟田	新增	363	33,329	79	10,007	14	1,917	30	9,181	486	54,434
	改	16	1,132	16	3,361	104	46,739	13	3,092	149	54,324
	他	8	567	20	2,958	2	376	2	263	32	4,164
	計	2	...	31	...	5	...	1	...	39	...
	計	389	35,028	146	16,326	125	49,032	46	12,536	706	112,922
34 高知	新增	229	4,165	19	829	38	2,380	8	1,481	294	8,855
	改	9	76	2	19	13	365	2	53	26	513
	他	5	56	7	174	1	19	1	50	14	299
	計	2	...	1	...	3	...	4	...	10	...
	計	245	4,297	29	1,022	55	2,764	15	1,584	344	9,667
35 徳島	新增	211	8,525	18	1,862	45	443	49	1,276	323	12,106
	改	22	224	8	141	10	245	13	696	53	1,306
	他	64	1,945	5	272	7	487	13	989	89	3,693
	計	4	63	42	848	36	879	24	987	106	2,777
	計	301	10,757	73	3,123	98	2,054	99	3,948	571	19,882
36 青森	新增	211	5,998	10	1,527	19	1,104	—	—	240	8,629
	改	73	995	16	275	17	630	12	1,466	118	3,366
	他	65	1,638	13	465	5	482	2	189	85	2,774
	計	—	...	2	125	—	—	—	—	2	125
	計	349	8,631	41	2,392	41	2,216	14	1,655	445	14,894
37 久留米	新增	324	28,957	120	14,109	43	7,782	58	8,199	545	59,047
	改	4	107	14	1,118	25	1,428	4	108	47	2,761
	他	1	7	5	242	3	221	1	57	10	527
	計	14	...	23	...	8	...	3	...	48	...
	計	343	29,071	162	15,469	79	9,431	66	8,364	650	62,335
38 姫路	新增	267	10,780	1	192	17	842	18	491	303	12,305
	改	2	15	—	—	39	3,643	1	160	42	3,818
	他	3	71	1	92	5	349	—	—	9	512
	計	2	...	—	...	16	...	—	...	18	...
	計	274	10,866	2	284	77	4,834	19	651	372	16,635

各市家屋建築 (昭和10年中)

都市	種別	住居建築		商業建築		工業建築		其他		合計	
		件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	其他	延面積 (坪)
39 旭川	新增	108	2,987	25	1,592	18	599	41	921	192	6,099
	改	35	673	25	686	30	1,671	10	195	100	3,225
	他	11	408	2	132	5	304	5	245	23	1,089
	計	6	...	12	...	38	...	2	...	58	...
	計	160	4,068	64	2,410	91	2,574	58	1,361	373	10,413
40 西宮	新增	508	15,731	15	569	19	1,318	66	2,609	608	20,227
	改	138	1,296	23	186	21	1,521	66	795	248	3,798
	他	8	89	5	78	3	365	4	265	20	797
	計	5	138	1	17	—	—	—	—	6	155
	計	659	17,254	44	850	43	3,204	136	3,669	882	24,977
41 前橋	新增	207	5,623	75	3,028	60	7,971	24	1,347	366	17,969
	改	19	2,667	18	541	25	7,593	18	540	80	11,342
	他	5	433	8	472	3	1,098	3	48	19	2,050
	計	16	817	10	387	5	906	4	547	35	2,657
	計	247	9,540	111	4,428	93	17,568	49	2,482	500	34,018
42 宇都宮	新增	408	9,735	20	1,440	23	1,230	8	776	459	13,181
	改	6	156	11	352	13	544	7	393	37	1,445
	他	—	—	9	127	5	46	—	—	14	173
	計	—	...	—	...	—	...	—	...	—	...
	計	414	9,891	40	1,919	41	1,820	15	1,169	510	14,799
43 高松	新增	231	28,299	14	3,062	12	1,290	56	6,511	313	39,162
	改	9	748	4	154	16	1,353	3	253	32	2,508
	他	45	5,782	5	700	2	112	2	387	54	6,981
	計	1	43	4	435	2	69	2	123	9	670
	計	286	34,872	27	4,351	32	2,824	63	7,274	408	49,321
44 富山	新增	223	12,684	27	1,080	18	595	10	2,179	278	16,538
	改	27	807	3	95	13	788	5	144	48	1,834
	他	18	765	2	43	1	67	1	19	22	894
	計	—	...	—	...	—	...	—	...	—	...
	計	268	14,256	32	1,218	32	1,450	16	2,342	348	19,266
45 甲府	新增	172	4,546	72	2,489	21	797	13	747	278	8,579
	改	84	1,123	45	899	12	331	4	234	145	2,587
	他	28	587	19	528	11	345	6	1,868	64	3,328
	計	—	...	—	...	1	78	—	—	1	78
	計	284	6,256	136	3,916	45	1,551	23	2,849	488	14,572
46 松山	新增	122	3,455	17	1,016	5	463	6	275	150	5,209
	改	78	826	7	254	9	200	5	227	99	1,507
	他	39	1,779	15	687	1	79	4	212	59	2,757
	計	5	...	2	...	—	...	1	...	8	...
	計	244	6,060	41	1,957	15	742	16	714	316	9,473
47 長野	新增	316	7,897	215	3,810	40	2,773	33	1,604	604	16,084
	改	86	1,211	25	630	16	297	12	279	139	2,417
	他	63	2,165	36	1,334	10	249	8	466	117	4,214
	計	—	...	—	...	—	...	—	...	—	...
	計	465	11,273	276	5,774	66	3,319	53	2,349	860	22,715

各市家屋建築 (昭和10年中)

都 市	種 別	住居建築		商業建築		工業建築		其 他		合 計	
		件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)
48 岡 崎	新 增 改 他 計	317	10,327	10	601	41	12,288	77	2,084	445	25,300
		28	7,650	19	203	96	12,718	68	3,515	211	24,086
		6	199	4	94	6	168	5	84	21	545
		31	931	55	1,759	51	1,601	23	385	160	4,676
	382	19,107	88	2,657	194	26,775	173	6,068	837	54,607	
49 宇 部	新 增 改 他 計	271	9,169	17	970	40	3,480	79	1,995	407	15,614
		15	104	5	70	11	1,803	9	91	40	2,068
		13	276	1	24	7	220	1	54	22	574
		4	73	4	178	2	359	2	40	12	650
	303	9,622	27	1,242	60	5,862	91	2,180	481	18,906	
51 福 井	新 增 改 他 計	276	6,535	6	893	14	870	1	120	297	8,418
		18	185	8	251	11	2,105	6	207	43	2,748
		4	11	—	—	1	308	2	136	7	455
		—	—	3	—	—	—	—	—	3	—
	298	6,731	17	1,144	26	3,283	9	463	350	11,621	
52 若 松 (福岡)	新 增 改 他 計	311	20,584	13	2,210	61	17,944	35	3,000	420	43,738
		4	49	6	661	15	2,491	1	100	26	3,301
		1	59	2	657	1	277	—	—	4	993
		30	—	19	—	7	—	5	—	61	—
	346	20,692	40	3,528	84	20,712	41	3,100	511	48,032	
53 松 本	新 增 改 他 計	187	5,395	35	1,202	34	1,615	41	2,683	297	10,895
		50	257	20	203	21	1,272	8	109	99	1,841
		76	1,443	90	1,542	40	1,392	16	396	222	4,773
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	313	7,095	145	2,947	95	4,279	65	3,188	618	17,509	
54 尼 崎	
55 大 津	
56 山 形	新 增 改 他 計	159	5,075	2	118	4	94	5	126	170	5,413
		75	2,262	1	20	5	863	4	944	85	4,089
		22	978	1	172	2	64	—	—	25	1,214
		29	1,550	1	26	—	—	—	—	30	1,576
	285	9,865	5	336	11	1,021	9	1,070	310	12,292	
57 盛 岡	新 增 改 他 計	156	4,771	45	2,784	26	921	14	538	241	9,014
		51	528	19	209	7	132	6	99	83	968
		17	407	17	625	1	36	—	—	35	1,068
		30	—	5	—	1	—	—	—	36	—
	254	5,706	86	3,618	35	1,089	20	637	395	11,050	
58 戸 畑	新 增 改 他 計	726	45,299	8	2,154	69	15,480	29	12,015	832	74,948
		2	323	9	1,209	19	2,419	5	827	35	4,779
		—	—	2	181	4	602	—	—	6	783
		74	—	19	—	13	—	—	—	106	—
	802	45,622	38	4,544	105	18,501	34	12,842	979	80,510	

各市家屋建築 (昭和10年中)

都 市	種 別	住居建築		商業建築		工業建築		其 他		合 計	
		件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	件數	延面積 (坪)	其他	延面積 (坪)
59 津	新 增 改 他 計	348	9,190	25	3,367	17	9,172	5	488	395	22,217
		11	299	5	489	9	3,234	4	279	29	4,301
		14	261	1	50	2	78	4	626	21	1,015
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	373	9,750	31	3,906	28	12,484	13	1,393	445	27,533	
60 那 覇	新 增 改 他 計	105	11,827	8	1,304	5	1,541	3	439	121	15,111
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		105	11,827	8	1,304	5	1,541	3	439	121	15,111
61 室 蘭	新 增 改 他 計	180	4,870	3	59	25	2,484	18	356	226	7,769
		3	59	4	176	12	906	10	1,066	29	2,207
		1	269	3	312	9	251	1	1,219	14	2,051
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	184	5,198	10	547	46	3,641	29	2,641	269	12,027	
62 宮 崎	新 增 改 他 計	150	570	25	107	28	60	10	30	213	767
		34	33	27	17	30	23	21	55	112	128
		31	91	20	90	20	64	12	45	83	290
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	215	694	72	214	78	137	43	130	408	1,185	
64 水 戸	新 增 改 他 計	155	3,474	24	819	21	1,107	8	529	208	5,929
		10	75	12	125	4	110	2	65	28	375
		14	322	10	180	10	63	—	—	34	564
		5	103	2	64	4	56	—	—	11	223
	184	3,974	48	1,188	39	1,336	10	594	281	7,091	
65 別 府	新 增 改 他 計	82	2,341	11	1,254	2	96	4	339	99	4,030
		25	244	12	392	—	—	1	37	38	673
		10	74	11	908	—	—	1	79	22	1,061
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	117	2,659	34	2,554	2	96	6	455	159	5,764	
66 八 戸	
67 長 岡	新 增 改 他 計	154	3,399	8	227	8	488	25	849	195	4,963
		9	129	1	2	42	3,970	6	185	58	4,286
		5	121	1	4	5	151	3	35	14	311
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	168	3,649	10	233	55	4,609	34	1,069	267	9,560	
68 大 分	新 增 改 他 計	137	4,427	19	1,304	13	1,577	20	1,058	189	8,366
		29	296	4	139	—	—	4	38	37	473
		31	623	5	537	2	84	2	52	40	1,296
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	197	5,346	28	1,980	15	1,661	26	1,148	266	10,135	
69 清 水	新 增 改 他 計	222	5,508	45	1,431	52	3,409	101	3,560	420	13,908
		51	768	39	650	45	1,624	24	963	159	4,005
		27	713	49	1,624	14	732	8	690	98	3,759
		10	—	1	—	3	—	4	—	18	—
	310	6,989	134	3,705	114	5,765	137	5,213	695	21,172	